

会津美里町地域防災計画書

一般災害対策編

(第7版)

会津美里町防災会議

改正の履歴

年月日	内容	備考
平成 24 年 7 月 6 日	『会津美里町地域防災計画』の策定	
平成 27 年 3 月 25 日	『会津美里町地域防災計画』の見直し(第 2 版)	<ul style="list-style-type: none"> ・防災会議組織の見直し ・避難行動要支援者名簿事項の記載 ・避難所の追加(本郷小学校) など
平成 28 年 3 月 22 日	『会津美里町地域防災計画』の見直し(第3版)	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害に関する避難勧告等の判断基準の追加 ・道路管理者による放置車両などの強制撤去の追加 ・気象に関する特別警報の追加など
平成 29 年 2 月 13 日	『会津美里町地域防災計画』の見直し(第 4 版)	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備に「土砂災害予報伝達系統図」及び「要配慮者利用施設への避難情報伝達方法」の追加 ・水害に関する避難勧告等の判断基準の追加など
平成 30 年 2 月 9 日	『会津美里町地域防災計画』の見直し(第 5 版)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難対策について追記 ・避難情報の名称変更、避難場所の削除 ・気象に関する特別警報、土砂災害警戒情報の追加など
令和 2 年 4 月 24 日	『会津美里町地域防災計画』の見直し(第 6 版)	<ul style="list-style-type: none"> ・町組織機構改革、庁舎移転による変更を反映 ・水位周知河川の基準地点追加と基準水位修正 ・警戒レベルを追記 など
令和 8 年 2 月 27 日	『会津美里町地域防災計画』の見直し(第 7 版)	<ul style="list-style-type: none"> ・町組織機構改革による変更を反映 ・防災基本計画の修正に伴う修正 など

※本地域防災計画は、「災害対策基本法」等の見直しなど適宜改正を行います。

〔 会津美里町地域防災計画書 一般災害対策編 〕

目次

第1章 総 則	- 1 -
第1節 計画の目的及び方針・位置づけ	- 1 -
第1 計画の目的	- 1 -
第2 計画の位置づけ	- 1 -
第3 計画の構成	- 1 -
第4 計画の推進及び修正	- 2 -
第5 他の法令に基づく計画との関係	- 2 -
第6 計画の周知徹底	- 2 -
第2節 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標	- 3 -
第1 災害対策の基本理念	- 3 -
第2 基本方針	- 3 -
第3 発災直前及び発災後の活動目標	- 5 -
第3節 町の概況と災害要因の変化	- 7 -
第1 町の自然的条件	- 7 -
第2 町の社会的条件	- 10 -
第3 社会的災害要因の変化	- 13 -
第4節 調査研究推進体制の充実	- 14 -
第1 防災アセスメントの実施及びハザードマップ等の整備	- 14 -
第2 自主防災組織等地域における取組	- 14 -
第5節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	- 15 -
第1 防災関係機関の実施責任	- 15 -
第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	- 15 -
第6節 住民等の責務	- 23 -
第1 住民の責務	- 23 -
第2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務	- 23 -
第2章 災害予防計画	- 24 -
第1節 防災組織の整備・充実	- 24 -
第1 町の防災組織	- 24 -
第2 自主防災組織	- 26 -
第3 応援協力体制の整備	- 26 -
第4 公的機関等の業務継続性の確保	- 26 -

第2節	防災情報通信網の整備	- 27 -
第1	防災情報通信網の整備	- 27 -
第2	その他通信網の整備・活用	- 27 -
第3節	気象等観測体制	- 29 -
第1	気象等観測施設網	- 29 -
第4節	水害・土砂災害予防対策	- 32 -
第1	水害予防対策	- 32 -
第2	土砂災害予防対策	- 33 -
第5節	雪害予防対策	- 39 -
第1	雪害予防体制の整備	- 39 -
第2	生活基盤の耐雪化	- 39 -
第3	雪崩対策等の推進	- 42 -
第4	救済体制の整備	- 43 -
第5	広報活動	- 44 -
第6節	火災予防対策	- 45 -
第1	消防力の強化	- 45 -
第2	広域的な応援体制の整備	- 45 -
第3	火災予防対策	- 45 -
第4	初期消火体制の整備	- 46 -
第5	火災拡大要因の除去計画	- 46 -
第7節	建造物及び文化財災害予防対策	- 47 -
第1	不燃性及び耐震性建築物建設促進対策	- 47 -
第2	特殊建築物、建築設備の防災対策	- 47 -
第3	文化財災害予防対策	- 47 -
第8節	電力、ガス施設災害予防対策	- 49 -
第1	電力施設災害予防対策	- 49 -
第2	ガス施設（LPガス）災害予防対策	- 50 -
第1	緊急輸送路等の指定	- 52 -
第2	緊急輸送路等の整備	- 53 -
第10節	避難対策	- 54 -
第1	避難計画の策定	- 54 -
第2	指定緊急避難場所の指定等	- 56 -
第3	指定避難所の指定等	- 57 -
第4	指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点	- 58 -

第5	避難路の選定	- 59 -
第6	避難場所等の居住者等に対する周知	- 59 -
第7	学校、病院等施設における避難計画	- 60 -
第11節	医療（助産）救護・防疫体制の整備	- 62 -
第1	医療（助産）救護体制の整備	- 62 -
第2	防疫体制	- 64 -
第3	応援医療体制の整備	- 64 -
第12節	食料等の調達・確保、防災資機材等の整備及び廃棄物処理計画の策定	- 65 -
第1	食料、生活物資等の調達及び確保	- 65 -
第2	飲料水の確保	- 66 -
第3	防災資機材等の整備	- 67 -
第4	廃棄物処理計画	- 67 -
第13節	防災教育	- 73 -
第1	地域住民に対する防災教育	- 73 -
第2	防災上重要な施設における防災教育	- 74 -
第3	防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練	- 74 -
第4	学校教育における防災教育	- 74 -
第5	災害教訓の伝承	- 75 -
第14節	防災訓練	- 76 -
第1	総合防災訓練	- 76 -
第2	個別訓練	- 76 -
第3	事業所、自主防災組織及び住民等の訓練	- 77 -
第4	訓練の評価と地域防災計画への反映	- 78 -
第15節	自主防災組織の整備	- 79 -
第1	自主防災組織の育成指導	- 79 -
第2	自主防災組織の編成基準	- 79 -
第3	自主防災組織の活動	- 79 -
第4	企業防災の促進	- 81 -
第5	地区防災計画の作成	- 81 -
第16節	要配慮者対策	- 82 -
第1	避難行動要支援者名簿の作成	- 82 -
第2	避難行動要支援者名簿の利用及び提供	- 83 -
第3	避難のための情報伝達	- 84 -
第4	避難行動要支援者の避難支援	- 84 -
第5	社会福祉施設等における対策	- 84 -

第6	在宅者に対する対策	- 85 -
第7	要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備	- 86 -
第8	外国人に対する防災対策	- 89 -
第9	避難所への移送	- 89 -
第10	避難所における要配慮者支援	- 89 -
第17節	ボランティアとの連携	- 91 -
第1	ボランティア活動の意義	- 91 -
第2	ボランティア団体等の把握、登録等	- 91 -
第3	ボランティア受入れ体制の整備	- 91 -
第4	ボランティアの種類	- 92 -
第18節	災害時相互応援協定の締結	- 93 -
第1	自治体間の相互応援協定	- 93 -
第2	民間事業者・団体との災害時応援協定	- 93 -
第3	応援協定の公表	- 93 -
第4	連絡体制の整備	- 94 -
第3章	災害応急対策計画	- 95 -
第1節	応急活動体制	- 95 -
第1	災害応急対策の防災行動計画	- 95 -
第2	町の活動体制（町災害対策本部）	- 96 -
第3	災害救助法が適用された場合の体制	- 105 -
第4	部隊間の活動調整	- 105 -
第2節	職員の動員配備	- 106 -
第1	配備基準	- 106 -
第2	職員の配備体制	- 107 -
第3	配備人員	- 107 -
第4	動員伝達方法	- 107 -
第5	非常参集等	- 107 -
第6	職員配備状況の報告と安否確認の実施	- 107 -
第3節	災害情報の収集伝達	- 110 -
第1	気象特別警報・警報・注意報等について	- 110 -
第2	その他の情報の伝達	- 116 -
第3	被害状況等の収集、報告	- 116 -
第4節	通信の確保	- 124 -
第1	通信手段の確保	- 124 -
第2	町防災情報システム放送の運用	- 124 -

第5節	相互応援協力	- 126 -
第1	県等に対する応援要請等	- 126 -
第2	国に対する応援要請	- 127 -
第3	緊急消防援助隊の派遣要請	- 127 -
第4	民間事業者との災害応援協定	- 127 -
第5	公共的団体等との協力	- 127 -
第6	受援体制の構築	- 128 -
第6節	災害広報	- 129 -
第1	町の広報活動	- 129 -
第2	防災関係機関の広報活動	- 130 -
第7節	水防計画	- 131 -
第1	水防の責任	- 131 -
第2	水防組織	- 131 -
第3	水防活動	- 133 -
第8節	救助・救急	- 134 -
第1	自主防災組織、事業所等による救助活動	- 134 -
第2	町（消防機関を含む）による救助活動	- 134 -
第3	消防本部による救助・救急活動	- 135 -
第4	広域的な応援	- 136 -
第9節	自衛隊災害派遣	- 137 -
第1	災害派遣要請の範囲	- 137 -
第2	災害派遣要請の要求	- 137 -
第3	防災関係機関の災害派遣要請の依頼	- 138 -
第4	部隊の自主派遣	- 139 -
第5	災害派遣部隊の受入体制	- 139 -
第6	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限	- 140 -
第7	派遣部隊の撤収	- 140 -
第8	経費の負担区分	- 141 -
第10節	避難及び避難所の設置・運営	- 142 -
第1	避難指示等の発令	- 142 -
第2	警戒区域の設定	- 147 -
第3	避難の誘導	- 147 -
第4	避難所の設置	- 148 -
第5	避難行動要支援者対策	- 155 -
第6	広域的な避難対策	- 157 -

第7	安否情報の提供	- 157 -
第11節	医療（助産）救護	- 159 -
第1	医療機関の被害状況等の収集、把握	- 159 -
第2	医療（助産）救護活動	- 159 -
第3	傷病者等の搬送	- 159 -
第4	血液製剤の確保	- 160 -
第5	医薬品等の確保	- 160 -
第6	人工透析の供給確保	- 160 -
第7	広域的救護活動の調整	- 161 -
第1	緊急輸送の範囲	- 162 -
第2	緊急輸送路の確保	- 163 -
第3	輸送手段の確保	- 163 -
第13節	災害警備活動及び交通規制措置	- 164 -
第1	被害状況の把握	- 164 -
第2	被害者の救助・救出	- 164 -
第3	避難誘導等	- 164 -
第4	身元確認等	- 164 -
第5	交通の確保	- 164 -
第6	被災地における治安の確保	- 164 -
第14節	防疫及び保健衛生	- 165 -
第1	防疫活動	- 165 -
第2	食品衛生監視	- 167 -
第3	栄養指導	- 167 -
第4	保健指導	- 167 -
第5	精神保健活動	- 168 -
第6	防疫及び保健衛生器材の備蓄及び調達	- 168 -
第7	動物（家庭動物）救護対策	- 168 -
第15節	廃棄物処理対策	- 169 -
第1	廃棄物処理対策	- 169 -
第2	廃棄物処理施設の確保及び復旧	- 170 -
第3	応援体制の確保	- 170 -
第16節	救援対策	- 172 -
第1	給水救援対策	- 172 -
第2	食料救援対策	- 172 -
第3	生活必需物資等救援対策	- 174 -

第4	燃料等の調達・供給対策	- 174 -
第5	支援物資等の支援体制	- 175 -
第6	義援物資及び義援金の受入れ	- 175 -
第17節	被災地の応急対策	- 176 -
第1	障害物の除去	- 176 -
第2	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等	- 177 -
第4	災害相談対策	- 181 -
第18節	死体の捜索、遺体対策等	- 182 -
第1	全般的な事項	- 182 -
第2	遺体の捜索	- 182 -
第3	遺体の収容	- 182 -
第4	遺体の火葬・埋葬	- 183 -
第19節	生活関連施設の応急対策	- 185 -
第1	上水道施設等応急対策	- 185 -
第2	下水道施設等応急対策	- 185 -
第3	電力施設等応急対策	- 186 -
第4	ガス施設（LPガス）応急対策	- 187 -
第5	鉄道施設（JR東日本）応急対策	- 189 -
第6	電気通信施設応急対策	- 190 -
第20節	文教対策	- 193 -
第1	児童生徒等保護対策	- 193 -
第2	応急教育対策	- 193 -
第3	文化財の応急対策	- 195 -
第21節	要配慮者対策	- 196 -
第1	要配慮者に係る対策	- 196 -
第2	社会福祉施設等に係る対策	- 196 -
第3	障がい者及び高齢者に係る対策	- 197 -
第4	妊産婦及び乳幼児に係る対策	- 197 -
第5	児童に係る対策	- 197 -
第6	外国人に係る対策	- 198 -
第22節	ボランティアとの連携	- 199 -
第1	ボランティア団体等の受入れ	- 199 -
第2	ボランティア団体等の活動	- 199 -
第3	ボランティア保険の加入促進	- 200 -

第 23 節	危険物施設等災害応急対策	- 201 -
第 1	危険物施設応急対策	- 201 -
第 2	高圧ガス施設応急対策	- 202 -
第 3	毒物劇物施設応急対策	- 203 -
第 24 節	雪害応急対策	- 205 -
第 1	町の応急体制の整備	- 205 -
第 2	避難	- 209 -
第 3	防災活動体制	- 209 -
第 25 節	災害救助法の適用等	- 211 -
第 1	災害救助法の適用	- 211 -
第 2	災害救助法の適用基準	- 211 -
第 3	災害救助法の適用手続き	- 213 -
第 4	災害救助法による救助の種類等	- 213 -
第 4 章	災害復旧計画	- 215 -
第 1 節	施設の復旧対策	- 215 -
第 1	災害復旧事業計画の作成	- 215 -
第 2	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	- 215 -
第 3	激甚災害の指定	- 217 -
第 4	災害復旧事業の実施	- 217 -
第 2 節	被災地の生活安定	- 219 -
第 1	義援金の配分	- 219 -
第 2	被災者の生活確保	- 219 -
第 3	被災者生活再建支援法に基づく支援	- 220 -
第 4	被災者への融資	- 224 -
第 5	住家被害認定及び罹災証明書等の交付	- 225 -
第 6	被災者台帳の作成	- 228 -

第1章 総 則

第1節 計画の目的及び方針・位置づけ

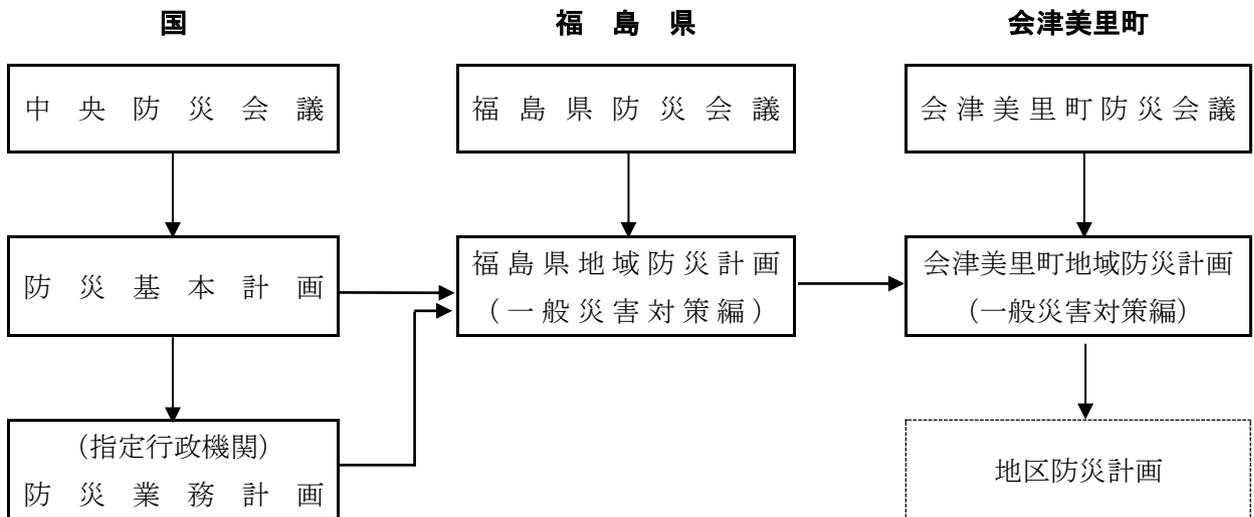
第1 計画の目的

この計画は、町内の各種災害に対処するため、平成23年3月に発生した東日本大震災、令和元年東日本台風などの大規模な災害の経験等を教訓とし、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ総合的な対策を定めたものであり、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等（以下、「防災関係機関」という。）が、相互に緊密な連携を取りつつ、その有する全機能を有効に発揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の位置づけ

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、町防災会議が作成する会津美里町地域防災計画（以下、「町地域防災計画」という。）のうち風水害等に関する計画として定めたものであり、国の防災基本計画、指定行政機関の防災業務計画及び県の地域防災計画と連携した計画である。

図1-1 国、県、町における防災会議と防災計画の位置付け



第3 計画の構成

町地域防災計画は、次の各編で構成する。

1 一般災害対策編

風水害、土砂災害及び雪害等の災害の対策について定める。

2 地震対策編

地震災害の対策について定める。

3 資料編

各編に関連する各資料を掲載する。

第4 計画の推進及び修正

この計画は、防災に関する基本的事項を示しているものであり、これに基づくマニュアル等を作成し、その具体的推進に努めるものとする。

また、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

第5 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、町の地域における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。

したがって、水防法に基づく水防計画など、他の法令に基づく防災に関する計画は、この計画を基本として、抵触しないように作成されなければならない。

第6 計画の周知徹底

防災関係機関は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知徹底を図るものとする。

1 防災教育及び訓練の実施

防災関係機関はもとより、一般企業・団体等においても災害を未然に防止するとともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、防災に関する教育及び訓練を実施するものとする。

2 防災広報の徹底

防災関係機関は、地域住民の防災意識高揚のため、各種の広報媒体を利用するなど、あらゆる機会を捉え、広報の徹底を図るものとする。

第2節 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標

第1 災害対策の基本理念

災害対策は、災害対策基本法で定める以下の事項を基本理念として行われるものであり、この計画も基本理念に基づき策定するものとする。

- 1 我が国の自然的特性にかんがみ、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 2 防災関係機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 3 災害に備えるための措置を適切に組み合わせることで一体的に講じること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 4 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 5 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 6 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

第2 基本方針

この計画は、防災に関し、防災関係機関を通じて、必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、災害対策の基本理念に基づく総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的としており、計画の樹立及びその推進に当たっては、以下の事項を基本とする。

1 災害に強いコミュニティの形成

阪神・淡路大震災を契機に、地域住民による自主防災組織の育成と活動の強化による「災害に強いコミュニティづくり」の必要性が再認識された。大規模な災害の発生直後においては、行政による迅速な対応には、ある程度の限界があるものと考えられる。また、被害の程度やその広がりによっては、様々なパターンでの被害の態様や想定を越える被害の発生も考えられる。

これらに迅速かつ的確に対応していくためには、行政の力だけに頼らない地域住民による主体的な活動やボランティア活動を、生活圏の広がりに応じて柔軟に展開していける体制をあらかじめ整備しておかなければならないものと考えられる。

このため、平常時におけるコミュニティ活動のネットワークづくりやボランティアとの連携体制の整備等、様々なレベルでの生活圏に対応した自主防災活動を支援し「自らの命と地域は自ら守る」といった考え方を基本とした「災害に強いコミュニティの形成」をめざす。

2 災害対策本部の応急対策活動能力の強化

大規模な災害時には、断片情報のみしか入手することができないことも想定される。発災直後に十分な情報が入手できなくても、迅速かつ的確な判断に基づく対応がとれるよう準備しておくことが重

要と考えられる。つまり、被害の断片情報が被害の全体像に結びつけられる能力を養成することが重要である。

そのためには、平常時から、より詳細な地域の特性を把握した上で、災害に関する情報の共有を図りながら、それらに対する被害想定や被害シナリオを知識ベースとして身につけておくことが必要である。これにより、災害対策本部の情報処理負荷が軽減され、災害初動期の資源配分の決定に余裕を生むことになる。

また、応急対策活動を行う場合には、被災地で様々な主体が対策活動を行うことが想定されるが、効率的な対応を取るためには、町、県、国を始めとする防災関係機関を含めた応急対策活動のマニュアルづくりの推進が重要となる。

さらには、日頃から防災と関係の薄い課室においても、大規模な災害発生時には、災害対策本部の組織規定に基づき災害応急対策活動を行うことになるので、これらの課室においても災害時の活動マニュアルを作成しておくことが必要である。

加えて、令和元年東日本台風の検証結果等を踏まえて、効率的かつ効果的な組織のあり方について検討するよう努めるものとする。

3 職員全体の対応能力の強化

災害対応は、あらゆる部門に関わる総力戦であり、特に大規模な災害発生時には、防災担当課の活動には限界がある。このため、すべての職員がいざという時に防災担当となることを前提に、各人が日常業務と異なる災害時の担当業務やその実施体制について熟知することが求められる。

事前の防災まちづくり及び予防対策において、行政の中に置かれた防災担当課に依存しきってしまうことは、緊急時における災害対策活動の有効性、効率性の観点から問題があり、当面する厳しい財政状況と増大する新たな行政需要の中で、災害に特化した部門に十分な人的・予算的配分を続けることは容易なことではないものと考えられる。このため、防災担当のみならず、全庁的に防災事務を担当する意義を認識する必要がある。

4 平常時のネットワークを通じた災害対応と防災の視点を加えたまちづくり

限られた人員、財源の中で防災対策を進めていくためには、常にいざという時にどのようなことができるのかをあらかじめ検討しておく必要がある。町のそれぞれの課室で所掌する業務の延長上で、常日頃関係している人的なつながりやネットワークを通じて、どのようなことができるのかを検討し、事前に協定等の取り決めをしておくことが重要である。

また、地域防災計画に代表される災害対応計画は「被害発生」を前提にいかに対応し、復旧していくのかといった計画が中心となる。このような計画の遂行とともに、災害が発生するまでに、中長期的な視点から地域における被害の軽減・防止をめざした「防災まちづくり」を実施していくことが重要である。防災まちづくりは、すべての人にとって快適で安全なまちづくりに通ずるものである。各種計画の策定に当たっては、防災の視点を様々な計画の検討ステップの中に加えることが必要である。

5 男女双方の視点に配慮した防災対策

男女双方の視点に配慮した防災を進めるための防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

6 要配慮者の対策

高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる要配慮者が災害の犠牲となる場合が多くなっており、情報伝達、避難支援体制など様々な対策を講じる上で、要配慮者に配慮した対策を推進する。

7 感染症対策

新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる関係者の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進することが必要である。

なお、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとし、応援職員等の執務スペースの適切な確保に配慮する。

8 水害による死者をゼロにする災害文化の醸成

台風などの風水害はある程度被害を予想することができる災害であり、事前の備えが極めて重要である。「自助」の意識や地域において助け合う「共助」の意識を高め、災害から身を守る「災害文化」を醸成して台風などによる死者をゼロにすることを目指すものとする。

第3 発災直前及び発災後の活動目標

風水害及び雪害については、気象情報等の分析により災害発生の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の活動が重要である。

また、被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。このため、発災直前及び発災後の基本的な事項について活動目標を整理する。

表1-1 発災直前及び発災後の活動目標

活動区分	活動目標
直前対応	<p>■災害直前活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象情報、警報等の伝達 ・適切な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・水防活動やダム、せき、水門等の適切な操作等の災害未然防止活動の実施
緊急対応	<p>■初動体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策活動要員の確保（非常参集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応 <p>■生命・安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・迅速な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・広域的な応援活動の要請、広域的な協力による救助・救急活動等の遂行 ・給食、給水の実施 ・道路啓開、治安維持に関する対策 ・災害の拡大防止及び二次災害の防止関連対策

一般災害対策編 第1章 第2節 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標

活動区分	活動目標
応急対策	<p>■被災者の生活の安定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復 ・救援物資の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供 ・通勤、通学手段、就業、就学環境の早急な回復 ・代替ルート of 整備等による物流等の経済活動環境の回復 ・生活再建に係る支援の実施
復旧対応	<p>■地域・生活の回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者のケア ・ガレキ等の撤去 ・都市環境の回復
復興対応	<p>■地域・生活の再建・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教訓の整理 ・都市復興計画の推進 ・都市機能の回復・強化

なお、活動区分ごとの活動目標については、基本的な事項についてまとめたものであることから、実際の運用に当たっては、災害の態様、状況に応じた配慮が必要となる。

第3節 町の概況と災害要因の変化

第1 町の自然的条件

1 位置及び面積

本町は、福島県の西半分を占める会津地域のほぼ中央に位置し、東は清澄な大川（阿賀川）の流れで会津若松市と接し、北は会津坂下町、西は柳津町、南は下郷町及び昭和村と接している。県庁所在地の福島市には直線距離で約 65 k m、会津地域の中心都市である会津若松市には約 8 k m の距離にあり、東西約 18.6 k m、南北約 28 k m と南北に長く、総面積 276.33 k m² を有する。

なお、緯度・経度等については次のとおりである。

表 1-2 緯度・経度等（本庁舎）

北 緯	東 経	標 高
37 度 46 分	139 度 83 分	230m

2 地勢

北部に広がる平野部は肥沃な土壌の沖積層からなり、主として水田に利用されている。また、南部は会津盆地の外縁山岳及びその山麓の山間地帯で町の約 7 割を森林が占める典型的な山村型の特徴を示している。

地質は北部農耕地で沖積層が、山岳地で凝灰岩を主とする石英安山岩が主体をなしている。土壌は褐色森林土が大半を占める。

また、主要な山地・河川については次のとおりである。

表 1-3 主要な山地

山地区分	名 称	標 高	地 域 名	所 在 地
みょうじんがたけ 明神ヶ岳山地	みょうじんがたけ 明神ヶ岳	1,074.2m	高田地域	西本
	たかおみね 高尾嶺	869.3m	新鶴地域	上平
ほかせやま 博士山山地	ほかせやま 博士山	1,482.0m	高田地域	松坂
かろうがたけ 神籠ヶ岳山地	よこやま 横山	1,378.8m	高田地域	松坂
	かろうがたけ 神籠ヶ岳	1,376.3m	高田地域	東尾岐
	えぼしたけ 烏帽子岳	1,095.4m	高田地域	東尾岐
	ろくこくやま 六石山	1,018.0m	本郷地域	氷玉 (山頂：下郷町)
	おおたかもりやま 大高森山	641.6m	本郷地域	穂馬
たかはたやま 高畑山山地	たかはたやま 高畑山	542.8m	高田地域 本郷地域	藤家館 福重岡

表1-4 主要な河川

河 川 名				管内延長	地域名	区 間
幹 川	支 川	支 川	支 川			
阿賀川				6.9km (145.1km)	本郷地域	南会津郡南会津町滝ノ原字獅子小屋 1706 番地先～新潟県境
	宮川			(27.5km)	高田地域 新鶴地域	松坂字赤面 361 番地先 ～阿賀川への合流点
		佐賀瀬川		8.9km	新鶴地域	上平字二岐 3081 番地先 ～宮川への合流点
			上平川	2.0km	新鶴地域	上平字西入の沢 2320 番地先 ～上平字中曾根 2250 番地先
		赤沢川		10.0km	高田地域 新鶴地域	松沢字中ノ沢 2842 番地 ～宮川への合流点
			花川	2.5km	高田地域 新鶴地域	字道東 2416 番地先 ～赤沢川への合流点
			品窪沢川	3.3km	高田地域	松岸字五本松 211 番地先 ～赤沢川への合流点
		藤川		13.0km	高田地域	旭市川字市野甲 1913 番地先 ～宮川への合流点
			氷玉川	6.8km	本郷地域 高田地域	氷玉字小西沢甲 2215 番 1 地先 ～藤川への合流点
			館の川	2.1km	高田地域	旭無量字大坂 1767 番地先 ～藤川への合流点
		東尾岐川		10.0km	高田地域	東尾岐字下川原 10000 番地先 ～宮川への合流点
		博士川		1.1	高田地域	松坂字博士沢丁 625 番 56 地先 ～宮川への合流点
	旧宮川 (会津坂下町)	田沢川		4.3km	新鶴地域	沼田字屋敷丙 844 番の 1 地先 ～沼田字カン 799 番地先

() 書：幹川流路延長

3 気象

本町の気候は、内陸盆地特有の複雑な気候を示し、冬季は日本海型の気候で晴天の日が少なく、降雪量も多く、積雪期間は90日にわたる。夏季は蒸し暑く、春秋には日中と夜間との気温差が大きい盆地特有の気象条件にある。

表1-5 令和5年の気象（気象庁・若松特別地域気象観測所）

	平均現地 気 圧	平均気温 (日平均)	最高気温 (日最高)	最低気温 (日最低)	平均湿度	平均風速	最大風速	風 向
月	hpa	℃	℃	℃	%	m/s	m/s	
1月	991.6	-0.1	3.2	-3.1	86	2.4	10.1	西北西
2月	995.3	0.9	5.6	-3.0	80	2.7	9.8	西
3月	994.7	7.5	15.0	1.4	70	2.0	8.9	西北西
4月	989.8	11.8	19.0	5.2	65	2.7	10.8	西
5月	989.4	16.4	23.1	10.2	70	2.3	11.0	西北西
6月	984.6	21.5	26.9	16.7	75	2.1	9.5	西
7月	986.1	26.4	32.0	21.8	77	1.9	8.6	東南東
8月	985.1	29.0	35.9	23.7	71	2.6	9.0	東南東
9月	988.5	24.7	30.5	20.7	79	1.7	8.8	北西
10月	990.7	14.1	20.2	9.7	82	1.8	8.5	西北西
11月	992.3	8.5	13.9	4.2	85	2.2	11.4	西
12月	993.9	3.3	7.3	0.3	88	1.8	8.5	西北西
年間	990.2	13.7			77	2.2		

	降 水 量	日降水量 の 最 大	降 雪 の 深 さ 合 計	最深積雪	霧 日 数	雪 日 数
月	mm	mm	cm	cm	日	日
1月	57.0	11.5	67	16	6	27
2月	47.5	18.0	34	13	1	21
3月	50.0	18.0	--	--	0	3
4月	42.0	20.0	--	--	1	2
5月	62.0	14.5	--	--	0	0
6月	247.0	95.5	--	--	0	0
7月	133.5	84.5	--	--	1	0
8月	23.5	9.0	--	--	1	0
9月	97.0	27.0	--	--	0	0
10月	69.5	16.0	--	--	10	0
11月	138.0	33.0	--	--	11	4
12月	87.5	16.5	31	20	11	17
年間	1,054.5					

第2 町の社会的条件

1 人口

(1) 人口分布

本町の人口は、19,014人（令和2年10月の国勢調査値による。）であり、旧町村区域の沖積層の平野部に、全人口の約80%が居住する。また、外縁山岳及び山麓の中山間地域は特に町の中でも過疎・高齢化が深刻である。

(2) 高齢者等特に配慮を要する者の人口

本町における高齢化（65歳以上）率（令和2年10月の国勢調査値による。）は、39.8%と県平均の31.7%を8.1ポイント上回っている。

また、本町における外国人登録者数は、38人（令和2年10月の国勢調査値による。）である。

2 土地利用

本町の土地利用については、町土面積276.33k㎡に対し、森林が201.3k㎡（72.8%）、農用地が42.05k㎡（15.2%）を占めている。

総人口に占める販売農家人口は平成17年と平成27年を比較すると34.0%から25.3%と8.7ポイント減少し、これにあわせて、農林業的土地利用は減少し、都市的土地利用が増加しており、今後もこの傾向は継続すると思われる。

また、阿賀川・宮川周辺の北部や西部に広がる農地は、福島県有数の稲作地帯で、一団の優良な農地が形成され、郷土を代表する会津盆地の田園風景を形づくっている。（田：33.20k㎡、水田率：79.8%）これらの農地で適切な農業活動が行われることにより、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等、多面的機能が発揮されることから、都市的土地利用との健全な調和を図りながら農地の保全に努める必要がある。

表1-6 土地利用状況

可住地面積		74.16 k m ²		
	都市計画区域面積		25.40 k m ²	
	市街化区域面積			1.06 k m ²
	市街化調整区域面積			12.94 k m ²
	その他			11.40 k m ²
	耕地面積		41.60 k m ²	
	その他		7.16 k m ²	
林野面積		202.17 k m ²		
総面積		276.33 k m ²		

資料：都市計画区域、市街化調整区域面積は、国土交通省「平成29年都市計画年報」。耕地面積、林野面積、総面積は、農林水産省「2015農林業センサス」による。

表1-7 都市計画区域の指定状況

令和3年3月31日現在

都市計画区域名	市町村名	範囲	都市計画区域		指 定 年 月 日	最終変更 年 月 日
			面積 (k m ²)	人口 (千 人)		
会 津	会津美里町 (本郷地 域)	一 部	14.00	5.7	S45. 9. 1	
会津高田	会津美里町 (高田地 域)	一 部	11.40	7.8	S24. 6.18	S58. 9. 9

資料：都市計画区域内人口は令和3年度福島県都市計画年報による人口。

表1-8 市街化区域及び市街化調整区域の指定状況

令和3年3月31日現在

都市計画区域名	市町村名	市街化区域		市街化調整区域		合計 面積 ①+② (k m ²)	決 定 年 月 日	最終変更 年 月 日
		面積 ① (k m ²)	現在 人口 (千人)	面積 ② (k m ²)	現在 人口 (千人)			
会 津	会津美里町 (本郷地域)	1.07	3.8	12.93	1.2	14.00	S45.10.15	H13. 4.10

資料：都市計画区域内人口は令和3年度福島県都市計画年報による人口。

表1-9 用途地域計画決定状況

令和3年3月31日現在

都市計画区域名	市町村名	第1種 低層住居 専用地域 (約k m ²)	第2種 低層住居 専用地域 (約k m ²)	第1種 中高層住 専用地域 (約k m ²)	第2種 中高層住 専用地域 (約k m ²)	第1種 住居地域 (約k m ²)	第2種 住居地域 (約k m ²)	準住居 地 域 (約k m ²)
		会 津	会津美里町 (本郷地域)		0.059			0.743
会津高田	会津美里町 (高田地域)	0.460		0.280		1.010		

近隣商業 地 域 (約k m ²)	商業地域 (約k m ²)	準工業 地 域 (約k m ²)	工業地域 (約k m ²)	工業 専用地域 (約k m ²)	計 (約k m ²)
0.088		0.110	0.065		1.065
0.140		0.160	0.250		2.300

資料：都市計画区域内人口は令和3年度福島県都市計画年報による人口。

3 交通

(1) 道路

高速自動車国道として磐越自動車道、主要幹線道路として、国道401号、県道会津坂下会津高田線、県道会津坂下会津本郷線、県道会津高田上三寄線、県道会津若松会津高田線、県道会津高田会津本郷線、町道12008号線を主軸として基本的な道路網を形成している。

また、本町と隣接市町村を結ぶ主要道路については表1-10に示すとおりである。

表1-10 本町と隣接市町村を結ぶ主要道路

隣接市町村名等	路線名等	
	種別	路線名
会津若松市（会津若松IC） 会津坂下町（会津坂下IC）	高速自動車国道	磐越自動車道
会津若松市（北会津町宮木） 昭和村（小野川）	国 道	国道401号
会津若松市（大戸町上三寄）	主要地方道 （県 道）	会津高田上三寄線
会津若松市（北会津町本田） 柳津町（軽井沢）		会津若松三島線
会津坂下町（五ノ併）		会津坂下会津高田線
会津若松市（北会津町金屋）		会津坂下会津本郷線
柳津町（軽井沢）		会津高田柳津線
会津若松市（門田町一ノ堰）	一 般 県 道	会津若松会津高田線
会津若松市（北会津町宮袋）		橋本会津高田線
会津若松市（北会津町上米塚）		会津本郷停車場上米塚線
会津坂下町（勝方）		赤留塔寺線
下郷町（大内）		下郷会津本郷線

(2) 鉄道

本町にある鉄道として東日本旅客鉄道㈱（以下「JR東日本」という。）の只見線が、本町と会津若松市及び会津坂下町を結んでいる。

表1-11 本町と隣接市町村を結ぶ鉄道路線

隣接市町村名等	鉄道路線名	出発地域	隣接県における到着市町村	備考
会津若松市 会津坂下町	JR只見線	会津若松市	新潟県魚沼市小出	JR東日本

第3 社会的災害要因の変化

町における社会的災害要因として、主に次のような点が大きな影響を与えると思われる。

第1には、地域間人口分布の変化と昼夜間における人口である。都市化の進展に伴って市街地に人口が集中するとともに、通勤・通学や買物行動等の日常活動範囲の拡大により、住宅地や農山村部では昼間は夜間に比べ極めて人口が少なくなっている。

このことは、災害時には市街地に被災者が集中して、かつ増大する可能性が高く、住宅や農山村部では、昼間の人口が極端に少ないことや過疎化等により、災害応急活動を行うためのマンパワーが不足する可能性が非常に高くなっている。

また、高齢者の増加等、いわゆる要配慮者の増大についても配慮しなければならない。

第2は、生活様式の変化により、電力、ガス、水道、下水道、電話等のライフライン施設への依存度が高まっていることである。これらの施設は災害により被害を受けると、その復旧に時間を要するばかりか、二次災害発生の危険を含んでいる。

また、行政機関においてもこれらの施設への依存度は高く、場合によっては、初動体制への影響も考えられる。

第3はコミュニティ意識の低下である。低下の度合は小さいが、徐々に低下の傾向が見られる。災害による被害を最小限に食い止めるためには、「自らの身の安全は自ら守る」という地域住民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等の地域における防災体制の整備充実が欠かせないものである。

このような急速な社会条件の変化に伴って、被害が拡大されるだけでなく、被害の様相も多様化するものと考えられるが、現状ではこうした新しい災害要因への対応は、決して満足できる状態にあるとはいえない。したがって、こうした条件変化に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及活動を不断に続けていくことが必要である。

第4節 調査研究推進体制の充実

第1 防災アセスメントの実施及びハザードマップ等の整備

風水害等の発生危険箇所等について、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを平成25年度に実施し地区別防災カルテ等を作成した。また、地域住民の適切な避難や防災活動に役立てるため、各種災害におけるハザードマップの見直しを図る。

第2 自主防災組織等地域における取組

阪神・淡路大震災等では、公共による応急活動の時間的及び量的限界が明らかになり、近隣住民による自主防災力の重要性が確認された。

自主防災力の向上のためには、身近な地域の危険環境を熟知すること、日頃から近所付き合いを大切にし、一人暮らしの高齢者や身体の不自由な方をはじめとする近所の居住者特性を把握しておくこと、いざという時にとるべき行動について普段から意識し、訓練しておくこと等が大切である。

そのため、近隣住民で自主防災組織を形成し、自らの手で街角防災マップを作成したり、自らの災害への対応能力を高めるための訓練・研修に参加する等、災害対応を自らの問題として捉えた行動が重要となる。

第5節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1 防災関係機関の実施責任

防災関係機関は、災害対策の基本理念にのっとり、災害対策を実施する責務を有する。

1 町

町は防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、消防機関、水防団その他組織の整備並びに公共的団体その他防災に関する団体及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、町の有する全ての機能を十分に発揮するよう努める。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

6 消防機関

会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部（以下「消防本部」という。）は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、町、消防団と連携し救急救助活動を実施する。

また、消防団は、町の実務により地域住民の生命、身体及び財産を災害から守るための防災活動を実施する。

第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとする。

1 会津美里町

- (1) 会津美里町防災会議及び会津美里町災害対策本部の事務
- (2) 防災組織の整備及び育成指導
- (3) 防災知識の普及及び教育
- (4) 防災訓練の実施

- (5) 防災施設の整備
- (6) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (7) 消防活動その他の応急措置
- (8) 避難対策
- (9) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (10) 被災者に対する救助及び救護の実施
- (11) 保健衛生
- (12) 文教対策
- (13) 被災施設の復旧
- (14) 被害調査及び罹災証明の発行
- (15) その他の災害応急対策
- (16) その他の災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

2 福島県

- (1) 防災組織の整備
- (2) 町及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (3) 防災知識の普及及び教育
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災施設の整備
- (6) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (8) 緊急輸送の確保
- (9) 交通規制、その他社会秩序の維持
- (10) 保健衛生
- (11) 文教対策
- (12) 町が実施する被災者の救助及び救護の応援
- (13) 災害救助法に基づく被災者の救助
- (14) 被災施設の復旧
- (15) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

3 福島県警察本部（会津若松警察署）

- (1) 災害に関する情報収集、伝達及び広報
- (2) 避難の指示等及び誘導
- (3) 避難路、緊急輸送路の確保等の交通対策
- (4) 避難地域及び避難場所並びに重要施設等の警戒警備
- (5) 死体の検視、身元の確認
- (6) 災害時における各種犯罪の予防、取り締まり
- (7) 関係機関が行う災害救助、復旧活動に対する協力

4 指定地方行政機関

- (1) 関東森林管理局 会津森林管理署、昭和森林事務所
 - ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成
 - イ 災害復旧用材（国有林材）の供給

- (2) 福島労働局会津労働基準監督署
工場事業場における労働災害の防止
- (3) 北陸地方整備局（阿賀川河川事務所）
 - ア 災害情報等の収集・提供、応急対策及び災害復旧等の支援
 - イ 直轄公共土木施設の整備と防火管理
 - ウ ダム施設の整備及び点検
 - エ 洪水予警報等の発表及び伝達
 - オ 水防活動の支援
 - カ 河川管理施設の被災時における通行規制及び輸送の確保
 - キ 被災直轄公共土木施設、ダム施設の被災調査及び復旧
 - ク 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
- (4) 東北農政局
応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
- (5) 仙台管区气象台（福島地方气象台）
 - ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表
 - イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災発表の発表、伝達及び解説
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
 - エ 町や県が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
- 5 自衛隊（陸上自衛隊郡山駐屯地（陸上自衛隊東北方面隊第6師団第6特科連隊））**
 - (1) 町、県、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力
- 6 指定公共機関**
 - (1) 日本郵便（株）会津若松郵便局
 - ア 災害時における郵便事業運営の確保
 - イ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - (2) 日本赤十字社（福島県支部会津美里町分区）
 - ア 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
 - イ 義援金の取扱い関係
 - ウ 医療、助産等救護の実施
 - (3) 日本放送協会（福島放送局）
 - ア 気象・災害情報等の放送
 - イ 県民に対する防災知識の普及
 - (4) 東日本高速道路（株）（東北支社会津若松管理事務所）
 - ア 道路の耐災整備
 - イ 災害時の応急復旧
 - ウ 道路の災害復旧
 - (5) 東日本旅客鉄道（株）（会津坂下駅）
 - ア 鉄道施設等の整備及び防災管理
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力

- ウ 災害時における応急輸送対策
- エ 被災鉄道施設の復旧
- (6) 通信事業者（NTT東日本（株）、NTTドコモビジネス（株）、（株）NTTドコモ、KDDI（株）、ソフトバンク（株））
 - ア 電気通信施設の整備及び防災管理
 - イ 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達
 - ウ 被災電気通信施設の復旧
- (7) 運輸業者（日本通運（株）、福山通運（株）、佐川急便（株）、ヤマト運輸（株）、西濃運輸（株））
災害時における救援物資、避難者の緊急輸送の協力
- (8) 東北電力ネットワーク（株）
 - ア 電力供給施設の整備及び防災管理
 - イ 災害時における電力供給の確保
 - ウ 被災電力施設の復旧

7 指定地方公共機関

- (1) バス機関（会津乗合自動車（株））
 - ア 被災地の人員輸送の確保
 - イ 災害時における避難者等の緊急輸送の協力
- (2) 放送機関（福島テレビ（株）、（株）福島中央テレビ、（株）福島放送、（株）テレビユー福島、（株）ラジオ福島、（株）エフエム福島、（株）エフエム会津）
 - ア 気象予警報、警報等の放送
 - イ 町が行う「【警戒レベル3】高齢者等避難」、「【警戒レベル4】避難指示」及び「高齢者等避難及び避難指示の解除」等の避難情報の放送
 - ウ 災害状況及び災害対策に関する放送
 - エ 放送施設の保安
 - オ 住民に対する防災知識の普及
- (3) 新聞社（（株）福島民報社、福島民友新聞（株））
災害状況及び災害対策に関する報道
- (4) 運送業者（（公社）福島県トラック協会会津ブロック協議会会津若松支部）
災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
- (5) （一社）福島県医師会（両沼郡医師会）、（一社）福島県歯科医師会（若松支部）、（公社）福島県看護協会（両沼支部）、（一社）福島県薬剤師会（会津若松薬剤師会）
 - ア 医療助産等救護活動の実施
 - イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
 - ウ 防疫その他保健衛生活動の協力
- (6) （一社）福島県LPガス協会（会津支部）
災害時におけるLPガスの安全対策の実施
- (7) （社福）会津美里町社会福祉協議会
 - ア 災害時のボランティアの受入
 - イ 生活福祉資金の貸付
- (8) （一社）福島県警備業協会（会津支部）

災害時における警戒警備業務及び交通誘導への協力

8 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 土地改良区（宮川土地改良区 会津大川土地改良区）
 - ア 水門、水路、ため池等の施設の整備及びその防災管理
 - イ 土地改良施設の保全及び災害復旧
- (2) 会津よつば農業協同組合（高田支店、本郷支店、新鶴支店）
 - ア 町、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 農作物災害応急対策の指導
 - ウ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
 - エ 被災組合員に対する融資のあっせん
- (3) 会津若松地方森林組合
 - ア 町、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 被災組合員に対する融資のあっせん
- (4) ダム管理施設（榎レゾナック東長原事業所湯野上発電所旭ダム、新宮川ダム管理所、鶴沼川防災ダム連合協議会）
 - ア ダム施設の整備及び点検
 - イ ダム施設の被災調査及び復旧
- (5) 会津美里町商工会
 - ア 町、県が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 災害時における物価安定についての協力
 - ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
- (6) 会津美里町建設業組合、会津美里町高田水道工事組合
 - ア 災害復旧用資機材及び人員の確保
 - イ 障害物撤去等の応急復旧対策
- (7) 会津若松地方広域市町村整備組合（用水供給課）
 - ア 町、県が行う被害状況調査及び応急給水への協力
 - イ 応急給水活動用・災害復旧用資機材の整備
- (8) 金融機関
災害時における業務運営の確保及び非常金融措置の実施
- (9) 病院等医療施設の管理者（表1-12参照）
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における受入者の保護及び誘導
 - ウ 災害時における病人等の受入及び保護
 - エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産

表1-12 町内の病院等医療施設

施設名	診療科目	所在地域名
福島県厚生連高田厚生病院(※)	内科、外科、整形外科、心身医療科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、放射線科	高田地域
こばやしファミリークリニック	内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、リハビリテーション科	
吉川医院	内科、小児科、呼吸器科	本郷地域
もこぬま内科消化器科医院	内科、消化器内科、小児科	

※福島県厚生連高田厚生病院…令和8年4月から「会津みさと診療所」に変更

(10) 社会福祉施設等の管理者(表1-13参照)

- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- イ 災害時における入所者の保護及び誘導

表1-13 町内の社会福祉施設等

社会福祉施設等の区分	施設名	設置主体	経営主体	所在地域名
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	宮川荘	(社福)千桜会	(社福)千桜会	高田地域
	ハーモニーハウス	(社福)心愛会	(社福)心愛会	本郷地域
	にいつるホーム	(社福)千桜会	(社福)千桜会	新鶴地域
	リアンヴェール美里	(社福)平成会	(社福)平成会	高田地域
在宅総合ケアセンター	千桜会在宅総合ケアセンター	(社福)千桜会	(社福)千桜会	高田地域
介護老人保健施設	グリーンケアハイツ	(医社)平成会	(医社)平成会	高田地域
ケアハウス	ハーモニーほんごう	(社福)心愛会	(社福)心愛会	本郷地域
老人福祉センター	新鶴高齢者福祉センター	会津美里町	(社福)会津美里町 社会福祉協議会	新鶴地域
デイサービスセンター	デイサービスセンター アルクCLASS	(医社)平成会	(医社)平成会	高田地域
	ハッピーロード 美里デイサービスセンター	特定非営利活動法人 ハッピーロード	特定非営利活動法人 ハッピーロード	高田地域
	デイサービスセンター えんじゅ	株式会社オザワ建設	株式会社オザワ建設	高田地域
	会津本郷デイサービスセンター	会津美里町	(医)明精会	本郷地域
	新鶴デイサービスセンター ちとせ (令和8年3月末廃止)	会津美里町	(社福)千桜会	新鶴地域
	J A会津よつばデイサービス さくら	会津よつば農業協同 組合	会津よつば農業協同 組合	新鶴地域
	デイサービスセンター 楽みさと	(株)ケア・ウイング	(株)ケア・ウイング	高田地域

一般災害対策編 第1章 第5節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

社会福祉施設等の区分	施設名	設置主体	経営主体	所在地域名
地域包括支援センター	会津美里町地域包括支援センター	会津美里町	(社福)心愛会	高田地域
認知症対応型共同生活介護施設(グループホーム)	グループホーム かりん	(医社)平成会	(医社)平成会	高田地域
	グループホーム あけぼの	特定非営利活動法人エオス	特定非営利活動法人エオス	高田地域
	グループホーム 第2 あけぼの	特定非営利活動法人エオス	特定非営利活動法人エオス	高田地域
	ハーモニーみさと	(社福)心愛会	(社福)心愛会	本郷地域
障がい者支援施設	ゆきわり荘	(社福)鶴翔会	(社福)鶴翔会	新鶴地域
認定こども園	認定こども園ひかり	(社福)高田幼児幼保連携型認定こども園ひかり	(社福)高田幼児幼保連携型認定こども園ひかり	高田地域
	認定こども園きぼう	(社福)高田幼児幼保連携型認定こども園ひかり	(社福)高田幼児幼保連携型認定こども園ひかり	高田地域
	本郷こども園	会津美里町	会津美里町	本郷地域
	新鶴こども園	会津美里町	会津美里町	新鶴地域
児童館	会津美里町高田児童館	会津美里町	(社福)高田幼児幼保連携型認定こども園ひかり	高田地域
児童クラブ館(室)	高田児童クラブ館	会津美里町	(社福)高田幼児幼保連携型認定こども園ひかり	高田地域
	宮川児童クラブ館	会津美里町	(社福)会津美里町社会福祉協議会 ※令和8年4月から会津美里町	高田地域
	本郷児童クラブ室	会津美里町		本郷地域
	新鶴児童クラブ室	会津美里町		新鶴地域
子育て支援センター	子育て支援センターすくすくハウス	会津美里町	会津美里町	高田地域
就労継続支援B型事業所	共同作業所 希来里	特定非営利活動法人希来里	特定非営利活動法人希来里	高田地域
	共働作業所ピーターパン	ピーターパンネットワーク	ピーターパンネットワーク	高田地域
グループホーム(共同生活援助)	ティンカーベルの森	ピーターパンネットワーク	ピーターパンネットワーク	本郷地域
地域密着型通所介護事業所	リハビリセンター藤川	(株)会津リハビリテーション研究所	(株)会津リハビリテーション研究所	高田地域

- (11) 燃料供給業者（会津美里石油業組合）
 - ア 施設の安全管理
 - イ 燃料の備蓄及び緊急車両、重要施設等への燃料の優先的な提供
- (12) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者
 - ア 安全管理の徹底
 - イ 防護施設の整備
 - ウ 災害応急対策及びその復旧対策の確立
- (13) L P ガス関係（（一社）福島県L P ガス協会（会津支部）、L P ガス販売業者）
 - ア 安全管理の徹底
 - イ ガス施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
- (14) 火薬類事業者
 - ア 安全管理の徹底
 - イ 火薬類施設の応急対策の実施
- (15) 自治組織、自主防災組織
 - ア 地域における住民の避難誘導
 - イ 被災者の救護
 - ウ 保健衛生物資の配給
 - エ 防犯対策への協力
 - オ その他町等が実施する応急対策への協力

9 消防機関

- (1) 消防本部（会津美里消防署）
 - ア 火災の予防
 - イ 防災訓練の指導助言
 - ウ 危険物の安全及び規制
 - エ 災害の警戒、防御及び鎮圧
 - オ 被災者の救助及び救護
 - カ 被害情報の収集、伝達及び広報
 - キ 自主防災組織の育成指導
- (2) 会津美里町消防団
 - ア 災害予防の指導及び広報活動
 - イ 災害の警戒、防御及び鎮圧
 - ウ 地域住民の避難誘導
 - エ 被災者の救助及び救護

第6節 住民等の責務

第1 住民の責務

住民は災害対策の基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めるものとする。

第2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、町及び県が実施する防災に関する施策に協力するものとする。

また、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、状況に応じて避難行動や命を守る行動をとるものとする。

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町、県及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災体制を整備するとともに、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化する。また、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の整備を促進して、防災組織体制に万全を期すものとする。

第1 町の防災組織

1 会津美里町防災会議

(1) 組織

災害対策基本法第16条第1項の規定に基づき、会津美里町長を会長とし、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づく会津美里町防災会議条例第3条第5項に規定する者を委員として組織する。

図2-1 会津美里町防災会議組織

会 長 (町長)			
委 員	第1号委員	指定地方行政機関の職員 (2人以内)	・北陸地方整備局阿賀川河川事務所長
	第2号委員	福島県知事の部内の職員 (3人以内)	・福島県会津地方振興局県民環境部長 ・福島県会津若松建設事務所長 ・福島県会津農林事務所長
	第3号委員	福島県警察の警察官 (1名)	・福島県会津若松警察署長
	第4号委員	町長がその部内の職員のうちから指名 する者 (15名以内)	・副町長 ・総務課長 ・政策財政課長 ・会計管理者兼出納室長 ・町民税務課長 ・健康ふくし課長 ・こども教育課長 ・生涯学習課長 ・議会事務局長 ・産業振興課長 ・建設水道課長
	第5号委員	教育長 (1名)	・教育委員会教育長
	第6号委員	広域消防本部及び消防団長 (2名)	・消防本部 会津美里消防署長 ・会津美里町消防団長

第7号委員	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員 (3名以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本旅客鉄道(株)会津坂下駅長 ・NTT東日本(株)福島支店 設備部部长 ・東北電力ネットワーク(株) 会津若松電力センター所長
第8号委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者 (4名以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・会津美里町商工会女性部長 ・高田地区赤十字奉仕団委員長

(2) 所掌事務

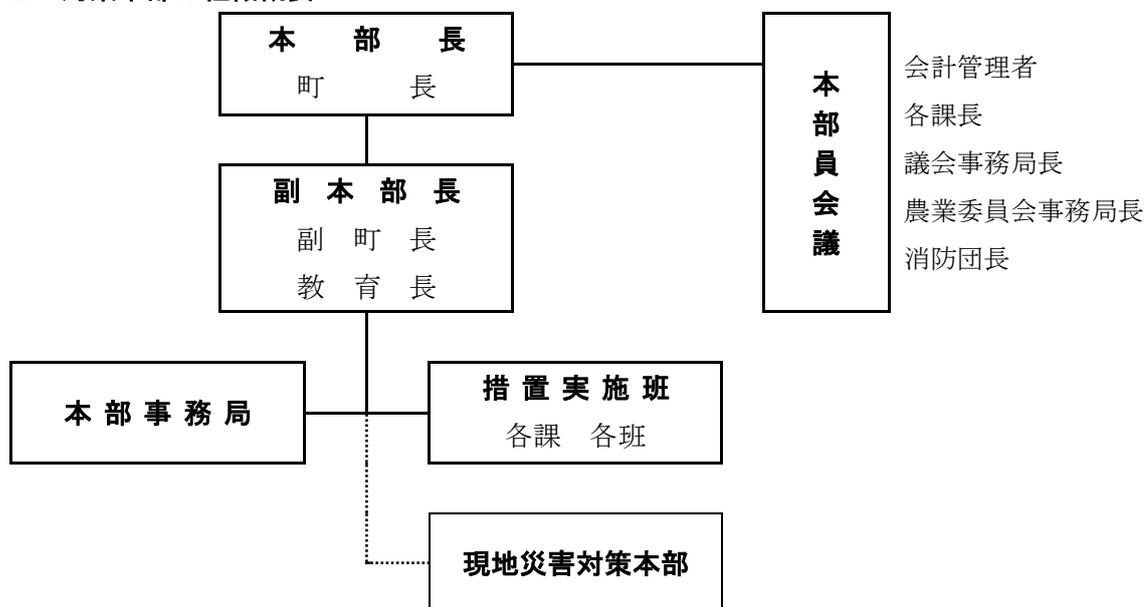
- ア 町地域防災計画、町水防計画の作成及びその実施を推進すること。
- イ 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ウ イに規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- エ 町の地域に係る災害が発生した場合、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、町並びに県、関係指定地方行政機関、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- オ 上記に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

2 会津美里町災害対策本部

(1) 設置の根拠

災害対策基本法第23条の2の規定に基づき設置し、災害予防及び応急対策を実施する。

図2-2 対策本部の組織概要



(2) 所掌事務

- ア 町の地域にかかる災害に関する情報を収集すること。
- イ 町の地域にかかる災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
- ウ 町の地域にかかる災害予防及び災害応急対策に関し、町並びに県、関係指定地方行政機関、関

係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

3 会津美里町水防管理団体

水防法第3条に基づき設置し、町の地域における河川等の洪水による水災を警戒し、防御する。

第2 自主防災組織

災害対策基本法第5条の規定に基づき、地域住民が自ら防災活動の推進を図るため、自治会等を単位として設置する。

なお、具体的な編制基準及び活動基準は、「第15節 自主防災組織の整備」のとおりである。

第3 応援協力体制の整備

1 県内市町村間の相互応援

町は、災害に対し適切な災害応急対策（広域避難対策、役場機能の低下、喪失、移転対策を含む。）を実施するため、あらかじめ隣接市町村、広域市町村圏、地方振興局等を単位とした応援協定の締結を促進するとともに、大規模災害時に圏内の市町村が広範囲に被災することも想定し、既存の姉妹都市や文化交流等の枠組みなども活用し、同時に被災する可能性が少ない県外市町村との応援協定の締結も積極的に進めるものとする。

また、上記以外の市町村からの災害対策基本法第67条の規定による相互応援についても、迅速な対応をとることができるように、あらかじめ手続き等の細部の事項について十分に検討する。

2 民間企業等との協力計画

町は、その地域内又は所掌事務に関係する公共的団体、防災組織、民間企業及び団体に対して、災害時における応急対策について、積極的な協力を得られるよう体制の整備を図る。

第4 公的機関等の業務継続性の確保

町及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

なお、業務継続計画の策定に当たっては、首長不在時の明確な代行順序及び職員の参集体制、本庁舎使用不可時の代替庁舎、非常用発電設備（再生可能エネルギー発電設備、蓄電機能を有する車両等を含む。）の整備、電気・水・食料等必要な資機材の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めるものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するために、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

第2節 防災情報通信網の整備

(総務課)

町は、災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態を保つために、防災情報通信網を整備するとともに、併せて設備の安全対策を講じる。

第1 防災情報通信網の整備

1 会津美里町防災情報システム放送の整備

(1) 町は、地域住民に対する災害情報の提供、被害状況の収集伝達手段として、防災情報システム放送を整備し、平成22年4月運用を開始した。

また、必要に応じて個別受信を可能とするための通信システムの検討を行い、導入に努める。

(2) 町は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を整備し、平成23年9月から運用を開始した。情報伝達ルートが多ルート化、停電等に備え非常用電源の確保を図るなど、非常通信体制を整備する。なお、非常用電源設備の整備に当たっては、耐震性があり、かつ、浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等を図る。

2 福島県総合情報通信ネットワーク

県、市町村及び消防本部等を結ぶ防災通信機能の充実・強化を目的に、衛星系と地上系による通信の多ルート化、通信設備・電源装置の二重化、機動的な情報収集活動を行うための衛星可搬局・衛星携帯電話の導入や有線(光)通信網の利用による双方向の映像伝送など、防災通信機能が拡充・強化されている。

3 職員参集システムの整備

現在、勤務時間外において福島県総合情報通信ネットワークにより配信された地震の発生や気象警報の情報の伝達は、宿・日直者が防災担当者へ連絡する方法により実施しているが、速やかに初動体制を確立するためにも、より機動性の高い参集形態を構築する必要がある。

このため、携帯電話等を活用する参集システムをはじめとした各種システムについて検討し、その整備に努める。

4 非常通信体制の充実強化

デジタル回線を使用した町独自の無線通信網を整備し、平成22年度運用を開始した。これにより、災害時における非常通信が円滑かつ効率的な運用が可能となった。

平常時より非常通信の伝達訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

なお、令和8年1月末の無線局数は、基地局1局(総務課)、車輛25局(消防団車輛)、移動局5局である。

第2 その他通信網の整備・活用

1 非常通信体制の充実強化

町は、災害時等に加入電話又は自己の無線通信施設が使用できないとき、又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、東北地方非常通信協議会の活動を通じて非常通信体制の整備充実に努める。

2 その他通信連絡網の整備・活用

町は、その他災害時の通信手段として、平成24年度に衛星電話を5台(可搬式3台・車載式2台)、

平成25年度には全国瞬時警報システム（J-ALERT）の情報を緊急速報メールに自動配信の整備を行ったことにより、各キャリアに一括で配信する手動配信も可能となった。インターネットの活用のほか、コミュニティFM局等の協力についても検討するとともに、衛星通信を利用した携帯電話や公共安全モバイルシステムの導入、国、県、通信事業者等の支援による携帯無線機などの臨時的通信機器の確保、アマチュア無線団体との連携など、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

第3節 気象等観測体制

(総務課、建設水道課、産業振興課、土地改良区)

気象等に関する自然災害による被害を軽減するため、気象観測施設の整備機関と連携し気象等観測体制の充実を図るとともに、防災関係機関相互の連絡通報体制の強化を推進する。

第1 気象等観測施設網

1 雨量観測所

町内及び近隣市町村に設置されている雨量観測所の整備状況及び整備機関は表2-1のとおりである。

表2-1 雨量観測所

番号	管理機関	観測所名	所在地	雨量計の別	観測員名	関係する代表的河川
(町内)						
1	福島県	高田雨量水位観測所	会津美里町永井野字下川原	テレメーター	福島県 会津若松建設事務所	宮川、藤川、氷玉川、佐賀瀬川、旧宮川
2	国土交通省	松坂観測所	会津美里町宮川字牧場丙 297-1-2 (新宮川ダム横)	テレメーター	北陸地方整備局 阿賀川河川事務所	宮川
3	福島県	高田雨量局	会津美里町字油田 1545	自記	会津宮川土地改良区	宮川
4	福島県	二岐雨量観測所	会津美里町佐賀瀬川字松曾根	ロボット	会津宮川土地改良区	佐賀瀬川
5	福島県	栃沢気象援助局	会津美里町氷玉字林崎	ロボット	会津宮川土地改良区	氷玉川
6	福島県	下谷ヶ地気象援助局	会津美里町松坂字北前地走提	ロボット	会津宮川土地改良区	宮川
(町外) 主要なもの						
1	福島県	福島県会津若松建設事務所(水防会津若松)	会津若松市追手町 7番5号	テレメーター	福島県 会津若松建設事務所	湯川、瀬川
2	気象庁	博士峠地域雨量観測所	昭和村小野川字九々龍外 1 国有林 527 林班口小班内	ロボット	気象庁 福島地方気象台	滝谷川、宮川
3	気象庁	若松特別地域気象測候所	会津若松市材木町一丁目 9番49号	自記	気象庁 福島気象台 若松測候所	湯川
4	国土交通省	大川ダム雨量観測所	会津若松市大字大戸町大川字李平 2	テレメーター	北陸地方整備局 阿賀川河川事務所	阿賀川
5	国土交通省	若松観測所	会津若松市表町 2番70号	テレメーター	北陸地方整備局 阿賀川河川事務所	古川

2 水位観測所

町内に設置されている水位観測所の整備状況及び整備機関は表2-2のとおりである。

表2-2 水位観測所

番号	河川名	量水標の名称	量水標の位置	管理者名	自記普通の別	観測員又は会社名
1	阿賀川	馬越水位観測所	会津美里町穂馬字北原乙	北陸地方整備局阿賀川河川事務所	テレメーター	北陸地方整備局阿賀川河川事務所
2	宮川	高田雨量水位観測所	会津美里町永井野字下川原	福島県会津若松建設事務所	テレメーター	福島県会津若松建設事務所
3	宮川	下谷ヶ地気象援助局	会津美里町松坂字北前地走提	鶴沼川防災ダム連合協議会	テレメーター	会津宮川土地改良区
4	宮川	新屋敷新田水位観測所	会津美里町新屋敷字家の後	鶴沼川防災ダム連合協議会	テレメーター	会津宮川土地改良区
5	佐賀瀬川	二岐気象援助局	会津美里町上平	鶴沼川防災ダム連合協議会	テレメーター	会津宮川土地改良区
6	氷玉川	栃沢観測所	会津美里町氷玉字林崎	鶴沼川防災ダム連合協外界	テレメーター	会津宮川土地改良区

3 福島県総合情報ネットワークにより伝達される防災（気象、地象及び水象）情報

- (1) 気象に関する特別警報
- (2) 気象、洪水に関する警報及び注意報
- (3) 土砂災害警戒情報
- (4) 指定河川洪水情報
- (5) 気象情報
- (6) 地震に関する情報
- (7) 噴火警報等

4 統一河川情報システムにより配信される防災情報（（一財）河川情報センター）

- (1) 雨量情報
 - ア 雨量観測所概況図（10分更新）
 - イ 時間雨量概況表（10分更新）
 - ウ 時間雨量現況表（10分更新）
 - エ 時間雨量経過表（10分更新）
 - オ 時間雨量グラフ（10分更新）
 - カ 日雨量現況表（1日更新）
 - キ 日雨量経過表（1日更新）
 - ク 日雨量グラフ（1日更新）
- (2) 雪情報
 - ア 毎時刻積雪深情報（1時間更新）
 - イ 日降雪量・積雪深一覧表（8時又は16時更新）
- (3) 水位情報
 - ア 水位流量観測所概況図（1時間更新）

- イ 時刻水位量概況表（10分更新）
- ウ 時刻水位流量現況表（10分更新）
- エ 時刻水位流量経過表（10分更新）
- オ 時刻水位流量グラフ（10分更新）
- カ 水位流量伝播グラフ（1時間更新）

(4) 警報

- ア 警報発表情報一覧表
- イ 雨量・水位概況一覧表
- ウ 洪水予警報
- エ 水防警報状況図
- オ 水防警報

(5) その他

臨時ニュース：水質事故、堤防決壊など河川に関わる緊急な情報

第4節 水害・土砂災害予防対策

(総務課、建設水道課、産業振興課、土地改良区)

水害及び土砂災害の発生を未然に防止するとともに、災害の拡大を防止するための各対策について定める。

第1 水害予防対策

本町の河川は阿賀野川水系に属し、本郷地域は洪水予報河川の「阿賀川」、高田地域及び新鶴地域は水位情報周知河川の「宮川」の流域に位置する。

本町に関連のあるダム施設は阿賀川上流域に国直轄の「大川ダム」、宮川上流域に県直轄の「新宮川ダム」、宮川流域の農地等を洪水から守るために築造された防災ダムである「宮川ダム」「栃沢ダム」「二岐ダム」があり、ダム建設に伴う貯留及び放流調整の効果により最近の大雨において流域に重大な水害をもたらす頻度は小さくなったが、流域内の都市化に伴い、流域の保つ保水機能が低下しており、浸水被害の増大につながるおそれがある。

このため、下記事業及び施設の整備により、さらなる水害防止対策を推進する。

1 河川対策

(1) 大河川の整備

多くの中小河川が合流している阿賀川については、流域全体の治水安全度を高めるため、国及び関係機関と協力し河川整備に努める。

(2) 中小河川の整備

災害発生の危険度の高い中小河川について、大河川の整備との整合を図りながら必要な整備を進める。

また、将来の土地利用計画を踏まえた河川の先行的整備に努める。

ア 未改修河川の改修及び築堤護岸の施工

イ 再度災害発生防止に必要とする事業の施工

ウ 河道の屈曲部の矯正、堤防の保護と河床の維持

(3) 浸水想定区域における避難の確保

水防法第14条及び第15条により、浸水想定区域が指定・公表された洪水予報河川及び水位情報周知河川については、国及び県が提供する浸水想定区域図や過去の浸水実績を基に、浸水区域、避難情報の伝達方法、避難場所、避難経路等を記載した洪水ハザードマップを作成・公表し、浸水想定区域における住民の円滑かつ迅速な避難の確保に資する。

また、主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設や迅速な避難を確保する必要が認められる施設については、電話、ファクシミリで当該施設の利用者の洪水時の円滑な洪水予報等の伝達体制を整備する。(当該施設への情報伝達体制の整備：第16節、第3を参照)

さらに、町は、洪水浸水想定区域内に要配慮者利用施設で災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設(社会福祉施設、学校、医療施設等)の名称及び所在地については、避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について、町に報告するものとする。

2 ダムによる防災対策

(1) 現状

近年における河川流域の急激な都市化又は地域開発の影響により水害の危険度が高まっているため、ダムを建設することにより一定規模の洪水の適切な貯留、放流等の調整を行い、下流地域の水害を防止する必要がある。

町内流域における管理中のダムは、国直轄のダムとして大川ダム、県直轄の新宮川ダム、農用地等を洪水から守るため築造された防災ダムとして宮川ダム、栃沢ダム、二岐ダムがあり、水害を防いでいる。

(2) 計画

ダム管理者は、さらに管理の効率化を期するため、施設の維持、補修及び管理体制、ダム操作状況、警報等の通報等関係機関への伝達体制の充実強化を図る。

3 内水防除対策

洪水時の水門や樋管等の閉鎖等他動的原因による湛水歴のある地域については、新たな排水施設や改良工事を施行し、必要な浸水対策を図る。

4 その他の施設の維持管理

農業水利基幹施設（農業用河川工作物、ため池）は町の地域に多数存在するが、築造後経年とともに河床変動、老朽化等により不適當又は不十分なものもあることから、土地改良事業長期計画に基づき、緊急性の高い地区から順次整備を行う。

また、特に危険施設については、監視体制を強化し、状況により管理者と協議し、必要な措置を講ずる。

ため池一覧（資料編 2-4-1）

5 災害危険箇所

町地域防災計画に記載する災害危険箇所のうち、河川に関するものは「会津美里町水防計画書」に定める重要水防区域一覧表のとおりである。

第2 土砂災害予防対策

土石流、地すべり、がけ崩れ等の山地崩壊による土砂災害は、全国のいたるところで発生し、自然災害による死者の約4割を占める。このため、人家5戸以上が山地崩壊の危険を有する箇所については、土砂災害のおそれのある箇所として県の指定がなされている。会津盆地の外縁山岳の山間地帯が広がる本町は、土砂災害のおそれのある箇所に指定されている区域も多数存在する。しかし、土砂災害は水害のような常習性はなく、予測が極めて困難であり、災害のおそれのある箇所の指定のない箇所においても発生している。

町は、県及び防災関係機関と連携しながら、土砂災害警戒区域等の地域住民への周知や土砂災害情報を相互に伝達する体制の整備、土砂災害の危険度を応急的に判定する技術者の養成等に努め、関係機関とともに総合的な土砂災害対策を推進する。

また、県は、土砂災害の危険のある区域を土砂災害警戒区域等として指定し、町は警戒区域ごとに警戒避難体制の整備に努める。

1 土砂災害のおそれのある箇所等について

(1) 土砂災害のおそれのある箇所

土砂災害のおそれのある箇所は、土砂災害が発生するおそれのある箇所を周辺住民に周知するとともに、緊急時における警戒避難体制を確立するため、県が総点検し公表したものをいう。

(2) 現状

町には、108箇所のおそれのある箇所があり、これを基に土砂災害警戒区域の指定を進め、平成29年度にすべて指定を完了している。

(3) 計画

町は、広報誌への掲載やチラシの配布、公共施設の掲示等により土砂災害警戒区域等や新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所や避難場所の位置、とるべき避難行動等を周知するとともに、緊急時における警戒避難体制の整備を促進する。

2 土石流対策

(1) 現状

町内の土石流の発生するおそれのある溪流は、68溪流であり、その対策として県による砂防堰堤等により施設整備を図っている。

(2) 計画

県は、土石流による災害から住民の生命や財産を守るため、砂防事業を推進するとともに、町は、土砂災害警戒区域等（土石流）や砂防指定地、土石流災害に対処するため警戒避難に関する資料を提供する。

3 地すべり対策

(1) 現状

町内の土砂災害警戒区域等（地すべりの発生するおそれのある箇所）は、国土交通省所管が4箇所、農林水産省所管が4箇所あり、その対策として地下水排除工等により施設整備を図っている。

(2) 計画

県は、地すべりによる災害から住民の生命や財産を守るため、地すべり対策事業を推進するとともに、町は、土砂災害警戒区域等（地すべり）や地すべり防止区域、地すべりに対処するため警戒避難に関する資料を提供する。

4 急傾斜地崩壊対策

(1) 現状

町内のがけ崩れの発生するおそれのある箇所は、36箇所でありその対策として、法面工等による施設整備を図っている。

(2) 計画

県は、がけ崩れによる災害から住民の生命を守るため、急傾斜地崩壊対策事業を推進するとともに、町は、土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）や急傾斜地崩壊危険区域、がけ崩れに対処するための警戒避難に関する資料を提供する。

5 土砂災害警戒区域等の指定

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を推進する。

令和8年2月20日現在、土砂災害警戒区域として111箇所、土砂災害特別警戒区域として79箇所が指定されている。

(1) 基礎調査の実施

県は、おおむね5年ごとに土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定、土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用状況等に関する

調査を実施し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表するものとする。

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

県は、町の意見を聴いて、土砂災害が発生するおそれのある区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

(3) 土砂災害警戒区域における対策

ア 避難体制の整備

町は、警戒区域ごとに第2章第10節避難対策により警戒体制を整備し、地域住民に対し土砂災害に対処するための警戒避難基準に関する資料等の提供を行うとともに、気象警報（大雨・洪水警報）、台風情報及び土砂災害警戒情報や雨量等の情報提供に努め、避難指示前においても前兆現象を確認した場合の地域住民による自主避難行動の方法や前兆現象等を通報する者及び通報先を予め定める等の情報共有化のための措置を講ずる。

なお、情報伝達手段である町防災情報システム放送については、豪雨時に聞こえにくいなどの問題が生じるため、個別受信機、FAX、携帯電話等による配信手段の多ルート化についても検討する。

イ 要配慮者関連施設利用者のための警戒避難体制

町は、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の名称及び所在地については、避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について、町に報告するものとする。

町は町地域防災計画書において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。

ウ 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底

町は、区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布する。

基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

(4) 土砂災害特別警戒区域における対策

ア 特定の開発行為に対する許可制度

県は、住宅宅地分譲や特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設などの要配慮者利用施設の建築のための開発行為について審査し、「対策工事の計画が安全を確保するために必要な技術的基準に従っている」と判断した場合に限って許可をする。

イ 建築物の構造の規制

県は、居室を有する建築物について、土砂災害に対して構造が安全であるかどうかの建築確認を行う。

ウ 建築物の移転等の勧告

県は、著しい損壊のおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告を行う。

6 道路落石等防止対策

交通の安全確保と住民生活の安定を図るため、定期的に落石等のおそれのある箇所点検を実施

し、安全度が低い箇所から順次「災害防除事業等」を行って、安全の確保に努める。

7 治山・森林整備対策

森林は、住民の生活に欠かせない水源のかん養や保健休養の働きとともに、土砂災害の発生防止・土砂災害の際の人家への被害緩和等、土砂災害予防対策に重要な機能を有している。特に重要な働きをする森林は、森林法に定める保安林に指定されており、森林の保全や森林の有する機能が高度に発揮されるよう治山事業が実施されている。

町は、災害による崩壊地の復旧整備及び山地災害危険地区の予防対策により良好な生活環境の保全形成を図るため、治山事業（治山ダムの設置、山腹崩壊箇所の復旧等）、森林整備事業及び森林病虫害防除事業等の計画に基づき、町、県、森林組合、森林所有者が一体となった森林整備を推進する。

8 二次災害予防対策

危険性が高いと判断された箇所については警戒体制、関係機関及び地域住民への周知体制・避難誘導体制等について整備を図る。

9 土砂災害が発生するおそれがある箇所

町地域防災計画に記載する町の地域における土砂災害が発生するおそれのある箇所は、次のとおりである。

(1) 崩壊土砂流出危険地区

福島県農林水産部森林保全課で定める崩壊土砂流出危険地区一覧

(資料編 2-4-2)

(2) 土砂災害警戒区域等（土石流）

福島県土木部河川港湾総室で定める土石流危険溪流箇所調書

(資料編 2-4-3)

(3) 土砂災害警戒区域等（地すべり）

福島県農林水産部森林保全課で定める地すべり危険地区一覧表

(資料編 2-4-4)

福島県土木部河川港湾総室で定める地すべり危険箇所調書

(資料編 2-4-5)

(4) 山腹崩壊危険地区

福島県農林水産部森林保全課で定める山腹崩壊危険地区一覧表

(資料編 2-4-6)

(5) 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）

福島県土木部河川港湾総室で定める急傾斜地崩壊危険箇所調書

(資料編 2-4-7)

(6) 土砂災害警戒区域

福島県土木部河川港湾総室で定める土砂災害警戒区域等一覧表

(資料編 2-4-8)

(7) 土砂災害特別警戒区域

福島県土木部河川港湾総室で定める土砂災害特別警戒区域一覧表

(資料編 2-4-9)

10 土砂災害警戒情報の発表

(1) 目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに町長が防災活動や住民等への【警戒レベル4】避難指示の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

(2) 発表機関

土砂災害警戒情報は、土砂災害防止法第27条及び気象業務法第11条に基づき県と福島地方気象台が共同で作成・発表する。

(3) 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とする。

(4) 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

ア 県と気象台が共同して作成・発表する情報である

イ 町長が避難指示等を発令する際の判断基準や住民の自主避難の参考となるよう発表する情報である。

ウ 大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について作成・発表されるものである。

エ 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には気象台が提供する降雨予測が利用される。

オ 対象とする土砂災害は降雨から予測可能な「土石流」及び「集中的に発生する急傾斜地崩壊」となる。

カ 局地的な降雨による土砂災害を防ぐため、精密な実況雨量を把握する必要があるため、気象台雨量観測所や解析雨量に加え、県が設置した雨量観測所の雨量情報が活用される。

(5) 土砂災害警戒情報の発表・解除の基準

ア 発表基準

大雨警報又は大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する概ね2時間先の降雨予測に基づいて、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したとき、又は達するおそれがあるときに県と気象台が発表対象地域ごとに発表される。

なお、地震等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、県と気象台は、福島県土砂災害警戒情報に関する実施要領の別紙1「地震等発生後の暫定基準の設定について」に基づき、基準を取り扱いされる。

	震度5強の地域	震度6弱以上の地域
暫定割合 (通常基準に乗じる割合)	8割	7割

イ 解除基準

土砂災害発生危険基準を下回り、かつ短時間で再び土砂災害発生危険基準を超過しないと予想されるときとなる。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の状況をかんがみ、県と気象台が協議のうえ解除される。

(6) 利用にあたっての留意点

ア 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模を詳細に特定するものではないことに留意する。

イ 土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予測が可能である表層崩壊等による土砂災

害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

ウ 町長が行う避難指示等の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を発令の判断材料としつつ、急傾斜地の崩壊や土石流の発生など土砂災害の特性、居所的な地形・地質条件等の要因、気象や土砂災害などの収集できる情報、避難指示等の対象地域などを踏まえ、総合的な判断をして避難指示等の発令を行う。

(7) 情報の伝達体制

県は、災害対策基本法第51条（情報の収集及び伝達）、55条（県知事の通知等）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条により市町村長その他関係者に伝達する。気象台は、気象業務法第15条により大雨警報を県に伝達することが義務づけられている。土砂災害警戒情報の伝達系統は大雨警報と同様の経路で行う。

ア 県と気象台が土砂災害警戒情報を発表した場合は、気象台は、土砂災害警戒情報を防災情報提供システム等により、県等関係機関、NHK福島放送局等報道機関へ伝達する。

イ 県は、県地域防災計画に基づく大雨警報の伝達先と同じ関係機関及び市町村等へ土砂災害警戒情報を県総合情報通信ネットワーク等により伝達する。

また、県は、土砂災害警戒情報を発表した市町村長に対し、建設事務所長を経由して電話による伝達（ホットライン）を行う。

ウ 町は、町地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体等へ伝達する。

第5節 雪害予防対策

(政策財政課、建設水道課、産業振興課、健康ふくし課、総務課、会津若松警察署、消防本部、社会福祉協議会、東北電力ネットワーク(株)、NTT東日本(株)福島支店、ガス事業者、JR東日本、会津乗合自動車(株))

町は、降積雪期においても住民の安心・安全な日常生活や円滑な産業経済活動が確保されるよう、各防災機関と連携し、早期に体制を整え、雪害による被害を未然に防止、また、雪害が発生した場合の被害の軽減を図るため、関係機関は交通、通信及び電力等のライフライン関係施設の確保、雪崩災害の防止、要配慮者の支援などに関する対策を実施するものとする。

第1 雪害予防体制の整備

町は、雪害対策の即応性を図るため、職員の配備体制や情報連絡体制の整備を図るものとする。

町は、平常時から雪害に関する各種情報を収集し、雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整や情報交換を行い、雪害の発生に備える。

第2 生活基盤の耐雪化

1 建築物の安全確保

(1) 公共建築物

ア 施設管理者は、構造計算書等により建築物の許容積雪限度を把握するとともに、限度値を超えるおそれがある場合は、必ず雪下ろしを行う。

イ 老朽化等により、雪による被害のおそれがある建物については、必要に応じ、耐力度調査等を行い、調査の結果により適切な修繕及び補強を行う。

ウ 降雪期前に、建物の点検を行い、必要があれば補修、強化を行う。

エ 庁舎、社会教育施設等は、公共サービス機関の施設であるとともに災害時の応急活動の拠点となるものであるから、これらの除排雪対策を確立し、その保全を図るようにする。

オ 屋外施設等冬季間使用しない施設については、その保全に万全を期すとともに、融雪後は十分に点検し、使用する。

カ 雪庇の発生状況を点検するとともに、人の出入りのある場所で雪庇が落下するおそれがある場合は、必ず立入禁止、雪庇除去等の応急対策を行う。

(2) 一般建築物

町は、雪止めの設置等、雪庇や雪の滑落、雪下ろし作業時による二次災害防止のための措置を図るよう啓発に努める。

2 ライフライン施設の雪害対策

(1) 電力施設（東北電力ネットワーク(株)）

雪害による事故被害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るとともに、社内機銃や対応マニュアル等に基づき災害復旧体制の確立等を図る。

(2) 通信施設（NTT東日本(株)福島支店ほか）

ア 雪害時の管理体制

雪害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、「災害等対策実施細則」を定め、応急・復旧体制の早期確立を図る。

イ 訓練及び演習

(ア) 県や町の防災訓練等の参加や独自訓練を通じ、災害対応機器を用いた回線復旧演習を行うことにより、災害時に対応できる技術向上を図る。

(イ) 年2回以上、情報伝達訓練を実施し、情報伝達のスピード化、正確化を図る。

ウ 設備の改善

(ア) 雪崩や崖崩れ等の危険箇所の架空ケーブルをスノーシェッドや地下へ敷設替えする。

(イ) 電話引込線の支持線を太くし、被覆の材質を寒さに強い材質に改良する。

(ウ) 主要な伝送路を2ルート構成とし、通信網の整備を図る。

(エ) 災害時における通信網の確保のため、移動電源車、衛星通信システム、移動無線機等を配置する。

(3) ガス施設（各LPガス事業者、LPガス販売業者）

ア 安定供給の確保

(ア) 降積雪時におけるLPガスの安定供給のため、LPガス容器の大型化、複数化を進め、一般家庭におけるLPガス設備の供給能力の向上に努める。

(イ) 冬期LPガス容器配送計画を策定し、円滑な供給体制の確立を図る。

イ 設備の保護対策

(ア) 屋外配管は極力短くし、屋外配管部分は軒下など雪の影響の受けにくい場所又は雪面以上となる高い位置とする。

(イ) ガス容器、調整器及びメーターは、雪の影響を受けにくい軒下等に設置し、雪囲いや収納庫に納めるなど屋根からの落雪対策を行うこととする。なお、新たに容器を設置する場合は、危険を発見しやすい場所を選定するものとする。

ウ 住民に対する周知啓発活動

(ア) 住民に対し除排雪や雪下ろしの際の注意事項や異常時の使用禁止等、住民がとるべき行動について、啓発活動に努める。

(イ) 冬期間は、暖房等のため部屋が密閉されることが多く、一酸化炭素中毒の発生が懸念されるので、部屋の換気や排気筒の損傷の点検等について、周知啓発に努める。

3 道路交通対策

各道路管理者は、冬期間の道路交通を確保するため迅速かつ的確な除排雪体制の推進を図るとともに、雪崩等による交通災害を防止するため、雪崩防止柵やスノーシェッド等の雪崩防止施設の整備を進める必要がある。

また、道路の凍結等により道路交通に著しい支障が出ると予想される箇所においては、凍結抑制剤の散布による凍結の防止や道路情報板等により気温、路面状況並びに道路管理者の行う交通規制状況等について情報提供をするなどの方策を講じるものとする。

(1) 道路の整備

各道路管理者は、冬期間の安全かつ円滑な道路交通を確保し、地域住民の生活安定や産業活動を確保するためには除排雪作業を効率的に実施できるよう広幅員道路や消融雪施設の整備を進める。特に、山間地道路においては、雪崩防止柵、スノーシェッド等の雪崩対策施設の整備を進める。

(2) 除排雪用施設及び資機材の整備

各道路管理者は、各路線や地域の実情に応じ、除排雪用施設及び資機材の整備を図る。

ア 除排雪機械の整備

除排雪機械は各路線や地域の実情に応じた機種を選定し配備するとともに、除排雪作業を迅速

かつ効果的に行えるよう、平常時から各道路管理者を中心に国、県、町で協力体制を確立しておくものとする。

イ 除排雪場所の確保

除排雪作業を効率よく実施するために、運搬等に利用しやすい雪捨て場の確保と整備を図る。

ウ 凍結抑制剤等の配備

凍結のおそれのある箇所における滑り止め対策のために、スリップ防止用の砂や散布用の凍結抑制剤を配備する。

エ 路肩杭（スノーポール）の設置

狭隘路線や吹きだまりができやすい場所に路肩杭（スノーポール）を設置する。

オ 除排雪基地等の整備

各路線における除排雪基地には、除排雪機械等を配備するとともに、機械の格納及び凍結抑制剤の保管施設、並びにオペレーターの詰め所及び積雪計等の気象観測施設の整備を図る。

また、チェーン着脱所の整備を進める。

(3) 除排雪計画

各道路管理者は、次の点に留意してそれぞれ道路除排雪計画を策定する。

ア 適切な冬季道路網及び歩行者の安全が確保されるよう、他の道路管理者とともに十分連携し策定する。

イ 除排雪業務分担の決定にあたっては、豪雪時等における連続した除排雪作業にも対処できるよう計画する。

ウ 計画全般について、関係機関と十分協議し、調整を図る。

4 公共交通機関対策（JR東日本、会津乗合自動車㈱）

(1) 鉄道交通の確保

冬期間の鉄道輸送を確保するため、鉄道事業者は、融雪用機材の整備・保守点検及び除排雪要員の確保等について計画的な推進を図るものとする。

ア 除排雪体制の整備及び強化

鉄道事業者は、積雪量等の状況に応じた除排雪車両の出動について、出動基準を定めるとともに、除排雪要員を確保し、緊急時に備えあらかじめ必要人員の確保を行う。

イ 沿線関係者との協力

(7) 踏切事故防止

踏切除排雪については、あらかじめ責任者を定め、除排雪体制を強化する。

また、踏切事故防止のため、町を通じて沿線住民に広報する。

(イ) 道路管理者等との協力体制

各道路管理者と事前協議を行い、冬期間の踏切使用並びに除排雪協力体制の確立に努める。

(ウ) 沿線住民への協力依頼

沿線の樹木の倒壊を防止するため、支障のおそれのあるものを事前に調査し、関係者の協力を得て伐採を推進し、事故防止に努める。

ウ 情報連絡体制の整備

鉄道事業者は、運行状況の把握と迅速、的確な利用者への情報提供を行うため情報連絡体制の整備を推進する。

エ 雪崩予防

雪崩止め柵、防雪柵等の防雪設備の設備を推進する。

オ 交通手段の確保

通院患者や要治療者等が医療機関への受診手段等を確保できるよう、他の機関と連携をとり、交通手段の確保に努める。

(2) バス交通対策

バス事業者は、各道路管理者と事前協議し、除排雪協力体制を確立しておく。

また、全線の運行を把握し、利用者に対して的確に情報提供できるよう情報収集連絡体制の整備と報道機関との連携体制を図っておく。

第3 雪崩対策等の推進

1 雪崩危険箇所の周知及び危険防止

町は、地形的に雪崩の発生しやすい危険箇所について、災害を未然に防止するため雪崩対策事業等を推進するとともに、県と連携しながら、雪崩危険区域等を地域住民に周知し、注意を喚起するとともに、必要に応じて巡視を行い、異常現象等の早期発見に努めるものとする。

また、町は、気象状況、積雪の状況及び危険箇所の巡視結果等を分析し、雪崩の発生の可能性について、地域住民に適宜広報を行い、注意を喚起するとともに、雪崩の発生により人家に被害を及ぼす可能性が高いと認めたときは、地域住民に対し避難指示を行う。地域住民が自主的に避難した場合は、直ちに避難所への受入体制をとるとともに、十分な救援措置を講じる。

さらに、雪崩防止施設等の適切な維持管理を図るため、構造上、基礎地盤状況等の資料については、適切に保管しておくように努めるものとする。

なお、町地域防災計画に記載する町の地域における雪崩災害危険箇所は次のとおりである。

- (1) 福島県農林水産部森林林業領域で定める雪崩危険箇所一覧 (資料編 2-5-1)
- (2) 福島県土木部河川港湾領域で定める雪崩危険箇所調書 (資料編 2-5-2)

2 融雪期における土砂災害対策

融雪期には雪崩発生の危険性に加え、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所及び山地災害危険地区等における土砂災害発生の危険性も高い。

町は、関係機関と連携し雪崩対策と同様に各種の予防対策を実施し、被害の防止及び軽減を図る。

第4 救済体制の整備

1 集落の孤立防止

(1) 実態調査と救助計画の策定

町は、孤立の恐れがある集落、事前に実態を把握するため調査を行うとともに、万一に備え、救助計画を策定しておくものとする。

(2) 機能の維持

町は、孤立の恐れがある集落の機能維持を図り、地域住民の安全を確保するため、必要な資機材の整備を行う。

(3) 連絡体制の整備

町は、関係機関と連携し、孤立の恐れのある集落との通信を確保するため、連絡体制の整備に努める。

(4) 救急、救助計画の整備

消防本部、会津若松警察署は、急病人の発生や雪崩等の災害発生に備え、救助部隊の編制、輸送手段等について事前に計画を作成しておくものとする。

なお、孤立集落への救急、救助活動は、消防防災ヘリコプター又は県警ヘリコプターの活用が有効であることから、町は孤立の恐れのある集落のヘリポート適地を事前に選定し、除排雪計画の策定に努めるなど受入れ体制を整備しておく。

(5) 生活必需品の確保

町は、孤立の恐れがある集落の地域住民に対して、各家庭単位での食料、燃料及び医薬品等の備蓄を行うよう啓発する。

2 ボランティアの活動支援

(1) 体制

町は、ボランティアの受入れ体制として、「第17節第3 ボランティアの受入れ体制の整備」に定める体制を整備するものとする。

(2) 受入れ

災害応急活動において必要とするボランティアについては町及び町社会福祉協議会の双方で協議し、県及び県社会福祉協議会の広報等の支援を受けながら募集する。この際、受入れ窓口の一本化に努める。

(3) 企業やNPOとの連携

町は、迅速かつ的確な雪害時の応急活動を行うため、企業やNPO等との連携に努める。

3 避難行動要支援者の安全確保

(1) 避難行動要支援者の情報把握と共有

町は、降雪期前に避難行動要支援者名簿に基づき、防災関係機関及び福祉関係者と協力しながら、個別訪問等を行い、支援を必要とする避難行動要支援者の情報を収集し、支援内容の把握等に努める。

(2) 避難行動要支援者の安全確保と避難支援

災害発生後、直ちに在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難行動を手助けできるのは、近隣住民であることから、町は身近な地域において、迅速に安否確認、除排雪協力、避難誘導、救助等の活動などが行えるよう、地域社会の連帯や相互扶助等による組織的な取り組みとして実施されるよう啓発する。

また、町は一人ひとりの避難行動要支援者に対して安全確保や複数の避難支援を行う者（以下「支援者」という。）を定めるなど、避難支援対策の整備に努めるものとする。

なお、降積雪期に、町は定められた避難行動要支援者へ定期的に個別に訪問し、積雪状況、健康状態、備蓄状況等の情報を把握し、支援者との情報共有に努める。

必要があれば、ボランティア等の協力を得つつ、除排雪等の協力を行うものとする。

4 町の支援体制

雪害から地域住民の生命、身体、財産を保護するためには、町、県及び防災関係機関の防災対策だけでなく、地域住民が「自らの命と地域は自ら守る。」といった考え方を認識し、雪害に備えることが必要である。

しかし、当該地域の対応力を上回る大規模な雪害が発生した場合は、地域住民だけでは十分に対応できないことから、町は、防災の第一次的責任を有する地方公共団体として、雪害予防の体制整備に努めるものとする。

第5 広報活動

1 防災意識の高揚

雪害を最小限にとどめるためには、地域住民をはじめ各防災関係機関等が雪の知識と防災対応について、日頃から習熟するように努める。また、除排雪には多くの危険が伴うため、これらを事前に周知し、被害を回避するための事前の注意喚起に努める。

このため、町をはじめ各防災機関は、地域住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災意識の普及啓発、注意喚起に努め、さらに、継続的に啓発活動を行っていくものとする。

2 住民に対する防災知識の普及

町は、地域住民に対し、食料・飲料水の備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び降積雪時にとるべき行動など適時的確に防災知識の普及啓発を図る。また、事前に除排雪に伴う注意点について報道機関等を通じて喚起する必要がある。

第6節 火災予防対策

(総務課、建設水道課、健康ふくし課、消防本部)

強風下等における火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化などに関する対策を実施するものとする。

第1 消防力の強化

1 消防力の強化

町は、「消防力の整備指針」による目標を達成するため、消防機械等の整備に当たっては年次計画を立て、国庫補助制度、防災対策事業等を活用して充実強化を図り、また、消防職団員については、技術の向上と組織の活性化を図りながら、地域の実情に応じた適正な配置となるよう指導する。

2 消防水利の整備

町は、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽、プール等の人工水利の整備及び、河川、池、沼等の自然水利の確保により、火災鎮火のために消防機械とともに不可欠な消防水利の適切な配置を行い、「消防水利の基準」を達成するよう努める。

3 救助体制の整備

消防本部は、高性能な救助工作車や、高度救助用資機材を整備し、各種災害に対応できるよう訓練を充実する。

町は、自主防災組織等にコミュニティ資機材整備による救助用資機材を整備し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

第2 広域的な応援体制の整備

町及び消防本部は、隣接市町村及び近隣消防本部等と消防相互応援協定の締結を促進するとともに、既存の相互応援協定についても随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図る。

さらに、消防本部は、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努める。

今後、消防本部は、広域的な応援に係るマニュアルづくりの検討を行うものとする。

第3 火災予防対策

1 火災予防思想の普及啓発

地域住民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、町は消防本部と連携し、春・秋の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防対策を通じ、火災予防思想の普及活動を積極的に推進する。

また、ライフライン復旧時に出火する場合もあるので、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における対応についての普及啓発を図る。

2 住宅防火対策の推進

町及び消防本部は、一般住宅からの火災発生を防止するため、住宅防火診断の実施や住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及に努める。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い要介護者又はひとり暮らしの高齢者、身体障がい者の家

庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。

3 防火管理者制度の効果的運用

火災による人的、物的損害を最小限度に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実にできる体制を確立する必要がある。

そのため、消防本部は防火管理者講習会を開催するとともに、設置義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるよう選任、解任届を励行させる。

4 予防査察指導の強化

火災の未然防止には、建物及び消防用設備の維持管理が重要であり、消防本部は年間計画に基づき予防査察を計画的に実施するとともに、特に旅館等の宿泊施設や不特定多数の者が出入りする施設については立入検査を励行し、管理権原者に対する防火体制の徹底について指導する。

5 火災原因調査

消防本部は、火災原因の究明を行い、その調査結果を火災予防対策に反映させる。

第4 初期消火体制の整備

1 消火器等の普及

町及び消防本部は、災害発生時における初期消火の実効性を高めるため、各家庭における消火器の普及に努めるとともに、住宅火災の早期避難に有効な住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理についても指導する。また、消火器の設置義務がない事業所等においても、消火器等の消火器具の積極的な配置を行うよう指導する。

2 自主防災組織の初期消火体制

町及び消防本部は、地域ぐるみの初期消火体制確立のため、自主防災組織を中心とし、消火訓練や防火防災講習会などを通じて、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

3 家庭での初期消火

町及び消防本部は、家庭における火災発生時の初期消火の重要性及びその方法について啓発指導するため、一般家庭を対象として消火器具の使用法、初期消火の具体的方法等について、広報や講習会を実施する。

第5 火災拡大要因の除去計画

1 道路等の整備

町及び県は、計画的に道路網、緑地帯及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急輸送路・避難路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

2 建築物の防火対策

町及び県は、公共建築物は原則として耐火構造とするが、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律及び「ふくしま県産材利用推進方針」の目的等を十分にかんがみた上で耐火構造の要否を判断するものとする。公共建築物以外の建築物については、広報等により不燃化及び耐火建築物の建設の推進を啓発指導する。

3 薬品類取扱施設対策

教育施設、薬局等における薬品類は、延焼又は落下等により発火・爆発する危険性を有しているため、県及び消防本部はこれらの施設に対し、薬品類の管理及び転落防止について指導する。

第7節 建造物及び文化財災害予防対策

(総務課、建設水道課、生涯学習課、各課施設管理者、消防本部)

本町は、スーパー、量販店や社会福祉施設等の建設により耐火建築物は年々増加しているものの、町に存する建築物の大多数は木造建築物が占めていることから、建築物の不燃化の利点や効果について啓蒙し、災害に強いまちづくりの推進に努めるとともに、用途や設備の多様化に伴って種々の建築物が大型化の傾向にあることを考慮して、状況に応じた建造物防災対策を行う必要がある。

また、災害発生後の火災等から貴重な国民的財産である文化財を保護するために、町教育委員会、消防機関及び文化財所有者・管理者が取るべき措置について定める。

第1 不燃性及び耐震性建築物建設促進対策

1 公共建築物の対策

町及び県は、公共建築物の地震や火災、災害に対する安全性の確保と、被害を未然に防止するため、建築基準法第12条の規定により、定期的に、資格を有する者に建築物及び建築設備（以下本項において「建築物」という）の状況を点検させ、耐震性・防火性の向上のための補修及び補強又は改善を行うなど、建築物の適切な維持管理を図る。

また、公営住宅は木造の老朽化住宅も多数存在するため、その不燃化対策を促進し、防災拠点として利用可能なオープンスペースも配置するなど、災害に強いまちづくりに配慮した団地造りを推進するものとする。

2 民間住宅の建築物

市街地の不燃性及び建築物の安全性の確保の必要性から地震や火災、風水害などの災害に対して、防災性の高い建築物の建設促進のため、融資制度や国の助成制度の活用により、各事業所や地域住民に、耐震性・耐火性の高い建築物への改修等に向けた啓発・指導を行い、密集地区における災害を軽減する。

また、道路沿いのコンクリートブロック塀については、地震による倒壊により避難路を塞ぐなど避難の際の障害となっている事例が多いことを考慮し、建築基準法に適合したものに改善するよう指導する。

第2 特殊建築物、建築設備の防災対策

建築基準法第12条の規定により、特定行政庁の指定する特殊建築物の所有者は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、定期的に建築士又は国土交通大臣が定める資格を有するものに調査させて特定行政庁に報告することが義務付けられている。

特定行政庁は、この報告により建築物の防災、特に防火、避難対策に重点をおいて補修、補強又は改善等の指導を行い、建築物の維持管理の適正化及び防災性の向上を図る。

第3 文化財災害予防対策

1 文化財保護思想の普及啓発

地域住民の文化財に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、町教育委員会は、文化財保護強調週間（11月1日～7日）及び文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じて、地域住民の防火・防災意識の高揚を図る。

2 防災設備等の整備強化

文化財所有者・管理者は、火災報知設備、非常警報設備、防火壁、消火栓、消火用水及び避雷設備等の防災設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施するものとする。

3 火災予防体制の強化

文化財所有者・管理者は、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を徹底するとともに、非常の際の迅速な連絡通報体制の整備に努めるものとする。

4 予防査察の徹底

消防本部は、町教育委員会及び関係機関と連携を図り、文化財施設について定期的に予防査察を実施し、文化財所有者・管理者に対し改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を期するものとする。

5 訓練の実施

町教育委員会、消防本部及び文化財所有者・管理者は、相互に協力し、火災発生時等における消火活動の円滑な対応を図るため、防災訓練あるいは図上訓練を随時実施するものとする。

第8節 電力、ガス施設災害予防対策

(東北電力ネットワーク(株) (一社) 福島県LPガス協会、各LPガス事業者)

台風、洪水、雷、風雪害等に対する災害予防の対策を講じ、電気設備及びガス施設の被害を軽減し、安定した電力及びガス供給の確保を図るとともに、施設の破損等による二次災害を防止することを目的とする。

第1 電力施設災害予防対策

1 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、東北電力ネットワーク(株)に災害対策組織を整備し、防災体制を確立しておくとともに、その組織の運営方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておくものとする。

2 事業計画

(1) 災害予防のための設備計画

風水害については、各設備とも計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風水害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所の補強等により対処するものとする。

また、雪害及び雷害についても諸対策を実施するものとする。

(2) 電気工作物の点検・調査等

電気工作物は、常に法令に定める電気設備技術基準に適合するよう確保し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検(災害発生のおそれがある場合には特別の巡視)並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行うものとする。

(3) 災害対策用資機材の確保

ア 東北電力ネットワーク(株)は、災害に備え平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努めるものとする。

イ 東北電力ネットワーク(株)は、災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速かつ容易にするため、復旧用資機材の規格の統一を各電力会社間で進めるほか、「非常災害時における復旧応援要綱」(中央電力協議会策定)に基づき、他電力会社及び電源開発(株)と災害対策用資機材等の相互融通体制を整えておくものとする。

(4) 災害用資機材の輸送体制の確立

東北電力ネットワーク(株)は、災害対策用資機材等の輸送計画を策定しておくとともに、車両、船舶、ヘリコプター等の輸送力の確保に努めるものとする。

(5) 防災訓練等の実施

ア 東北電力ネットワーク(株)は、従業員に対し、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配付、検討会の開催、社内報への関連記事掲載等により防災意識の高揚に努めるものとする。

イ 東北電力ネットワーク(株)は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施し、災害時における復旧対策が有効に機能することを確認しておくものとする。

また、県及び町が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

(6) 事前伐採の実施

倒木等により電力供給網・通信網に支障が生じる恐れがあることから、事前伐採による予防保全

に努める。

電気設備異常時連絡先 東北電力ネットワーク（株）

●電話…ネットワークコールセンター（平日 9-17 時）0120-175-377

●チャット…ネットワークホームページ「お問い合わせ」内（全日 24 時間）

停電時の連絡先 東北電力ネットワーク（株）

●電話…ネットワークコールセンター（全日 24 時間）0120-175-366

●チャット…ネットワークホームページ「お問い合わせ」内（全日 24 時間）

停電情報について 東北電力ネットワーク（株）

●東北電力ネットワークホームページ上で停電情報（時刻、地域、軒数等）を5分ごとにお知らせ

第2 ガス施設（LPガス）災害予防対策

1 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、初動措置段階における組織として、災害対策に関する規程及び保安規程に基づく体制を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

2 事業計画

台風等風水害の応急対策に係る措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るための防災計画を策定し、これを段階的に推進していくものとする。

(1) LPガス設備の強化計画

ア 容器の転落・転倒防止措置

容器の転落・転倒防止については、省令に基づく措置を講ずることはもちろんのこと、適当な鎖掛け等を実施し、定期点検を実施するものとする。

特に、屋根からの落雪で壊れることのないように措置を講じるとともに、除雪時においてもLPガス設備に損傷を与えないような措置を講ずるものとする。

イ 安全器具の設置

耐震自動ガス遮断機能搭載のS型マイコンメーターの設置はもちろんのこと、集中監視システム等の導入を図り、より高度な保安を実現するものとする。

ウ ガス放出防止器等の設置

容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を図るものとする。

なお、設置に当たっては、災害発生時において、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行う等配慮するものとする。

(2) 情報収集のための無線等通信設備の整備

災害発生後の供給区域内の被害情報の収集や緊急措置の実施のための連絡を迅速かつ的確に行うための情報通信設備を整備しておくものとする。

(3) 防災資機材の管理等

次の防災資機材及び常備品を備え、定期的に数量を確認するとともに、使用可能な状態に管理しておくものとする。ただし、自社において確保が困難な場合は、関係団体等から調達ルートを確立

しておくものとする。

ア 修理用工具類

イ 車両、機械

ウ 点検用工具類

エ 非常食、飲料水

オ 救急医薬品

カ 緊急支援用物資（カセットコンロ、カセットボンベ等）

キ 補修用・仮設住宅用機器（充電用容器、ガスメーター、調整器等）

(4) 復旧計画の策定

円滑かつ効率的な復旧作業を行うため、あらかじめ次の事項を考慮し、（一社）福島県LPガス協会が設置する現地対策本部と事前に協議し、復旧計画を定めておくものとする。

なお、計画策定（復旧作業の優先順位）にあたっては、原則として人命にかかわる箇所、官公署、報道機関、避難場所等の優先を考慮して策定するものとする。

(5) 防災訓練の実施

災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮して、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に即した訓練を実施するものとする。

(6) 防災関係機関との相互協力

市街地において、ガス漏れ等による爆発事故等が発生した場合、適切に対応できるよう、防災関係機関と日頃から責任分担を明確にしておくとともに、必要な相互協力ができるよう協議しておくものとする。

第9節 緊急輸送路等の指定

(総務課、建設水道課、会津若松警察署、消防本部)

町は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的な連携を考慮し、緊急輸送路を事前に指定する。

指定された緊急輸送路等の管理者は、それぞれの計画に基づき、その整備を実施する。

第1 緊急輸送路等の指定

町は、陸、空のあらゆる交通手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図るため、災害（二次災害を含む。）に対する安全性を考慮しつつ、緊急輸送路を指定する。

1 緊急輸送路

町は、町災害対策本部等、県庁（県災害対策本部）、地方振興局（県災害対策地方本部）及び近隣市町村を接続する路線等に加え、地域内の緊急輸送を確保するために必要な路線等を緊急輸送路（表2-3）として指定する。

なお、第1次・第2次確保路線については県の指定に準拠するものとし、第1・第2次確保路線以外に町の主要拠点との接続に必要な路線を第3次確保路線として指定する。

表2-3 緊急輸送路

路線順位	種 別	路 線 名	区 間
第1次 確保路線	国道	49号	国道6号～新潟県境
	国道	118号	国道121号～国道49号
	高速自動車国道	磐越自動車道	いわきJCT～新潟県境
第2次 確保路線	国道	401号	国道118号～国道401号
	主要地方道	会津坂下会津高田線	国道49号～国道401号
	主要地方道	会津坂下会津本郷線	国道49号～会津高田上三寄線
	主要地方道	会津高田上三寄線	国道118号～会津坂下会津本郷線
	一般県道	会津若松会津高田線	国道118号～会津高田会津本郷線
	一般県道	会津高田会津本郷線	町道12008号線～会津若松会津高田線
	会津美里町道	11008号線	県道会津高田会津本郷線～会津若松警察署美里分庁舎
第3次 確保路線	会津美里町道	12009号線	町道11008号線～会津美里町役場
	会津美里町道	11002号線	主要地方道会津坂下会津高田線～国道401号線
	会津美里町道	12008号線	国道401号線～主要地方道会津高田上三寄線
	会津美里町道	12005号線	国道401号線～本庁舎
	会津美里町道	13064号線	県道会津高田会津本郷線～高田庁舎
	会津美里町道	22001号線	県道会津高田会津本郷線～本郷庁舎
	会津美里町道	22002号線	主要地方道会津坂下会津本郷線～本郷庁舎
会津美里町道	30350号線	主要地方道会津坂下会津高田線～新鶴庁舎	

注. 「路線順位」とは災害発生時に確保される緊急輸送路の指定区分であり、各順位は次の基準による。

- ・第1次確保路線：広域的な輸送に不可欠な高速自動車道、国道等の主要幹線道路で最優先に確保すべき路線

- ・第2次確保路線：市町村災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で優先的に確保すべき路線
- ・第3次確保路線：第1・2次確保路線以外の緊急輸送路

2 ヘリコプター臨時離着陸場

町は、空路からの緊急物資等の受入れ拠点としてヘリコプター臨時離着陸場（表2-4）を指定する。

表2-4 ヘリコプター臨時離着陸場（陸上自衛隊東北方面特科連隊管内）

名 称	所 在 地	地域名	管理者
二本柳公園 (二本柳運動場)	字外川原甲 4316-1	高田地域	教育長
宮川いこいの河畔緑地公園 (宮川河川敷消防訓練場)	字外川原甲 4260-1 先		町 長
宮川緑地公園	下堀字中川 385 先		町 長
本郷運動場	字山道上 47	本郷地域	教育長
ふれあいの森公園	鶴野辺字下長尾 2398	新鶴地域	教育長
吹上総合運動公園	佐賀瀬川字峯山 5003		教育長

第2 緊急輸送路等の整備

緊急輸送路等に指定された施設の管理者（ヘリコプター臨時離着陸場を除く）は、それぞれの計画に基づき、その施設の整備を図る。

第10節 避難対策

(総務課、健康ふくし課、こども教育課、生涯学習課、会津若松警察署、消防本部、その他関係機関)

風水害やそれに伴う土砂災害では、迅速に安全な場所へ避難することが人命を守る上で重要となるため、町及びその他の防災関係機関等において、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図るとともに、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」の多様なニーズにも配慮した避難体制の確立を図るものとする。

第1 避難計画の策定

町は、風水害による浸水、家屋の倒壊、急傾斜地の崩壊、山崩れ及び地すべり等の災害発生時又は災害発生への恐れがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。

なお、避難計画の策定に当たっては、避難先の伝達方法、避難の長期化、県外も含めた市町村間を越えた広域避難の際のコミュニティを維持しながら避難先の指定についても考慮するものとする。

町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、【警戒レベル4】避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける【警戒レベル3】高齢者等避難を伝達する必要がある。

また、避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難等がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

さらに、町は、躊躇なく避難指示等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、体制の構築及び実践的な訓練の実施に努めるものとする。

町は、医療・保健・福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

1 避難指示等を発令する基準

(1) 避難指示等の判断基準の策定について

町は、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災担当））の設定例等を踏まえ、定量的かつわかりやすい指標を用いた避難指示等の判断基準を策定した「会津美里町避難行動の判断・伝達マニュアル」に基づき避難指示等を発令する。

また、町は、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等を留意するとともに、避難行動をとりやすい時間帯における避難指示等の発令に努めるものとする。

(2) 指定行政機関等による助言

町は、上記判断基準を策定する場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言及び策定に関する支援を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方行政機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言及び策定に関する支援を行う。

各災害に関する避難指示等の判断基準を策定する場合に、主に助言を求める機関は以下のとおり。

- ・水 害 福島地方気象台、河川管理者（県河川港湾総室、会津若松建設事務所、阿賀川河川事務所等）
- ・土砂災害 福島地方気象台、砂防施設の管理者（県河川港湾総室、会津若松建設事務所等）

2 避難指示等の伝達方法

3 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者

4 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

5 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項

- (1) 給水
- (2) 給食措置
- (3) 毛布、寝具等の支給
- (4) 生活必需品の支給
- (5) 負傷者に対する応急救護
- (6) 家庭動物との同行避難のためのゲージ等の支援
- (7) 在宅避難者への支援

6 指定避難所の管理に関する事項

- (1) 避難所の管理者（原則として町職員を指定）及び運営方法
- (2) 避難受入中の秩序保持
- (3) 避難者に対する災害情報の伝達
- (4) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (5) 避難者に対する各種相談業務

7 指定避難所の整備に関する事項

- (1) 受入施設
- (2) 給食
- (3) 給水施設
- (4) 情報伝達施設
- (5) トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等）
- (6) 家庭動物等の保管施設

8 要配慮者に対する救援措置に関する事項

- (1) 情報の伝達方法
- (2) 避難及び避難誘導
- (3) 避難所における配慮等
- (4) 老人デイサービスセンターの活用等

9 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項

- (1) 町広報紙及び町ホームページへの掲載、パンフレット等の発行
- (2) 標識、誘導標識の設置
- (3) 地域住民に対する巡回指導
- (4) 防災訓練の実施等

第2 指定緊急避難場所の指定等

町が策定する避難計画において定める指定緊急避難場所は、災害対策基本法第49条の4の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きをしておくものとする。

1 指定緊急避難場所の指定

町長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るため、下記に定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、その他の異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。(p.150表3-12のとおり)

- (1) 災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、居住者等に開放され、救助者の受入に供すべき屋上その他の部分について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
- (2) 洪水、がけ崩れ、土石流及び地すべり、大規模な火事、大量の降雨により雨水を排水できないことによる浸水が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内にあるものであること。但し次に掲げる基準に適合する施設についてはこの限りではない。
 - ア 当該異常な現象により生ずる水圧、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。
 - イ 洪水、浸水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入の用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ避難上有効な階段、その他の経路があること。
- (3) 上記以外においても、下記の条件を満たすように努める。
 - ア 延焼火災の発生するおそれが大きい地域にあっては、避難場所と避難路の選定を合わせて確実に避難が可能となるように体系だった選定を行う。
 - イ 学校のグラウンド等を選定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等と重複しないように調整する。
 - ウ 誘導標識を設置する場合、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する。また、災害種別一般記号を用いた標識の見方について周知する。

2 管理者の同意

町長は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得るものとする。

3 知事への通知等

町長は、指定緊急避難場所の指定をしたときは、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

4 管理者の届出義務

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届けるものとする。

5 指定の取消

町長は、指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

第3 指定避難所の指定等

町が策定する避難計画において定める指定避難所は、災害対策基本法第49条の7の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きをしておくものとする。

1 指定避難所の指定

町長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況、感染症対策等を踏まえ、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他被災者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るため、下記に定める基準に適合する公共施設その他施設を指定避難所として指定する。また、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設などを福祉避難所として指定するよう努めるものとする。（p.150 表3-12のとおり）

指定避難所を指定したときは、災害対策基本法施行規則第1条の7の2に基づき、「指定一般避難所」「指定福祉避難所」に分けて、名称及び所在地を公表することに加え、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入方法等について、住民へ周知するものとする。

- (1) 避難者を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- (2) 速やかに避難者を受入、又は生活関連物資を避難者に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- (4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- (5) 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定される者にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること、災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- (6) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。
 - ア 指定避難所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2平方メートル以上とする。

- イ 指定避難所は、要避難地区のすべての住民を受け入れできるよう配置する。
- ウ 指定避難所は、崖崩れや浸水などの自然災害により被災する危険がないところとする。
- エ 原則として耐震構造（昭和56年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物とし、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている施設とする。
- オ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所の3つの密（密閉・密集・密接）を避ける配慮がなされている施設とする。

2 管理者の同意

町長は、指定避難所を指定しようとするときは、当該指定避難所の管理者の同意を得るものとする。

3 知事への通知等

町長は、指定避難所の指定をしたときは、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

4 管理者の届出義務

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届けるものとする。

5 指定の取消

町長は、指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなると認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

6 指定した施設の整備

町は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。

指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、スマートフォンの充電器や公衆無線LAN環境等の機器の整備を図るものとする。

指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の整備に努めるものとする。

指定避難所の学校等の施設において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。

第4 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点

1 指定緊急避難場所と指定避難所の関係

指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

2 地域との事前協議

災害発生時に指定緊急避難場所等の施設開放を地域や自主防災組織で実施できるようにするなど、被災者を速やかに受け入れるための体制の整備を地域と協議のうえ進める。

3 学校を指定する場合の措置

学校を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であるこ

とに留意しながら、指定緊急避難場所や指定避難所として機能させるため、教育委員会及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法（教職員の役割を含む。）等について事前の協議を行っておく。

4 県有施設の利用

町は、地域の実情等を考慮し、県有施設を指定緊急避難場所又は指定避難所として指定するときは、運営方法について運営管理者及び財産管理者とあらかじめ協議する。

なお、町から指定避難所として指定された施設の運営管理者は、財産管理者と協力し、指定避難所としての施設等の整備に努めるものとする。

5 その他の施設の利用

町は、指定した避難所で不足する場合、または避難が長期化する場合には、内閣府と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所を開設することも可能であるので、あらかじめ協定を締結するなどの日頃から連携を図っておく。

第5 避難路の選定

町が策定する避難計画の避難路の選定基準等は概ね次のとおりとする。

- (1) 避難路は、概ね8メートル以上の幅員とするが、この基準により難しいときは地区の実情に応じて選定する。
- (2) 避難路は相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないなど安全性に配慮する。
- (4) 周辺地域の状況及び災害の状況により使用不可能となった場合を考慮し、複数の道路を選定する。

第6 避難場所等の居住者等に対する周知

指定緊急避難場所は災害の種類に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

町は、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、町は、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮するよう努めるものとする。

町は、居住者等の円滑な避難のための立ち退きに資するよう、以下の情報が記載されたハザードマップ等の印刷物を各世帯に提供するとともに、インターネット等により居住者等がその提供を受けることができる状態にするよう努める。

- (1) 異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面
- (2) 災害に関する情報伝達方法
- (3) 指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立ち退きを確認する上で必要な事項

第7 学校、病院等施設における避難計画

学校、病院、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、それぞれ作成する消防計画の中に以下の事項に留意して避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図る。

1 学校等の避難計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地区の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策をたてる。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置
- (5) 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- (6) 避難場所の選定、受入施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- (7) 避難者の確認方法
- (8) 児童、生徒等の父母又は保護者等への引渡方法
- (9) 通学時に災害が発生した場合の避難方法

2 社会福祉施設における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地区の特性を考慮するとともに、対象者の活動能力等についても十分配慮して定めておくものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置（自動車の活用による搬出等）
- (5) 避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法
- (6) 避難所及び避難経路の設定並びに受入方法
- (7) 避難先は、他の施設等への措置替えについても検討すること。
- (8) 避難者の確認方法
- (9) 家族等への連絡方法
- (10) 避難時の近隣住民等の協力体制の確保

3 病院における避難計画

病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させることを想定し、被災時における病院施設内の保健、衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時受入場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬送用車両の確保及び病院周辺の安全な避難場所及び避難所についての通院患者に対する周知方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

4 その他防災上重要な施設の避難計画

その他不特定多数の人間が出入りする施設においては、それぞれの地区の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期並びに誘導及び指示伝達の方法等について定めておくものとする。

5 広域避難計画

病院や社会福祉施設等の管理者は、県外も含めた市町村間を越えた広域避難を想定し、搬送方法も含めた避難計画の策定に努めることとし、町や県、関係団体は、その策定に助言や協力、調整を行う。

第11節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

（健康ふくし課、消防本部、日本赤十字社福島県支部、（一社）福島県医師会、（公社）福島県歯科医師会、（公社）福島県看護協会、（一社）福島県薬剤師会、（公社）福島県診療放射線技師会、（一社）福島県臨床衛生検査技師会、（社）福島県病院協会、（一社）福島県助産師会）

災害時には、広域的あるいは局地的に、救助や医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者が発生することも予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分予測されるところである。

町及び県は、医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療（助産）救護・防疫体制の充実を図る。

第1 医療（助産）救護体制の整備

1 医療（助産）救護活動体制の確立

町及び県は、災害時における医療（助産）救護活動体制について、関係機関と調整し、その確立を図る。

(1) 町

町は、災害時における迅速な医療（助産）救護を実施するため、自主防災組織の活用をはじめ次の事項を含めた医療（助産）救護体制の確立を図る。

ア 救護所の指定及び整備と地域住民への周知

イ 救護班の編成体制の整備

(2) 県

県は、町が行う医療（助産）救護体制の確立について協力するとともに、次の事項を含めた後方支援体制の確立を図る。

ア 統括調整機関として県会津保健福祉事務所の機能強化

イ 災害拠点病院の整備

ウ 災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班の編成計画及び救急医療資器材等の整備

エ （一社）福島県医師会、（公社）福島県歯科医師会、関係団体との協議・支援体制の整備

(3) その他の機関

ア 日本赤十字社福島県支部

日本赤十字社福島県支部は、常備救護班の編成体制及び福島赤十字病院の災害医療における機能の整備充実を図る。また、日赤災害医療コーディネートチームを編成し、県保健医療福祉調整本部に参加する体制を整備するものとする。

イ （一社）福島県医師会、（公社）福島県歯科医師会、（公社）福島県看護協会、（公社）福島県診療放射線技師会、（一社）福島県臨床衛生検査技師会、（一社）福島県助産師会

（一社）福島県医師会、（公社）福島県歯科医師会、（公社）福島県看護協会、（公社）福島県診療放射線技師会、（一社）福島県臨床衛生検査技師会及び（一社）福島県助産師会は、災害時において迅速な医療（助産）救護活動を実施するため、（一社）両沼郡医師会（：郡市地区医師会）、（一社）会津若松歯科医師会（：地域歯科医師会）及び（公社）福島県看護協会会津支部（：看護協会支部）等の協力により、救護班の編成体制の整備充実を図るものとする。

ウ （一社）福島県薬剤師会

（一社）福島県薬剤師会は、災害時において医師会等が行う医療（助産）救護活動を支援する

ため、救護組織を編成し、救護活動に必要な医薬品等の確保、応援医薬品の荷分け及び調剤体制の整備充実を図る。

2 災害時医薬品等備蓄供給体制の確立

(1) 町

町は、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等について「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時衛生材料等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき調達計画を策定する。

(2) 県

ア 県は、福島県医薬品卸組合及び福島県医療機器販売業協会の協力を得て、県内6地域に備蓄体制を整備するとともに、「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時衛生材料等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等の備蓄及び円滑な供給体制の整備を図る。

イ 県会津保健福祉事務所は、「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」及び「福島県災害時衛生材料等備蓄事業実施要綱」に基づき管内の医薬品卸幹事営業所及び医療機器卸幹事営業所の備蓄状況を把握する。

ウ 県は、特殊な医薬品等については、その取扱いや保管体制、設備環境が整っている事業者と協定を締結するものとする。

3 血液確保体制の確立

(1) 町及び県は、災害時における血液の不足に備え、災害時の献血促進について地域住民への普及啓発を図る。

(2) 県は、緊急時における血液確保対策として、県内の各赤十字血液センターに常時血液製剤を備蓄するとともに、血液製剤の供給に万全を図るため、災害時における血液製剤の輸送体制の確立を図る。

4 傷病者等搬送体制の整備

(1) 搬送手段の確保

町及び消防本部は、現場及び救護所から後方医療機関までの重症患者の搬送や医療救護班等の輸送について、自動車、ヘリコプター等複数の手段を確保する。ドクターヘリ臨時離着陸場については、表2-5のとおりである。

表2-5 ドクターヘリ臨時離着陸場

名 称	所 在 地	地域名	管理者
二本柳公園 (二本柳運動場)	字外川原甲 4316-1	高田地域	教育長
宮川いこいの河畔緑地公園 (宮川河川敷消防訓練場)	字外川原 4260-1 先		町 長
県立会津西陵高等学校	字法懂寺北甲 3473		校 長
本郷運動場	字山道上 47	本郷地域	教育長

せせらぎ緑地	字堰向甲 4033-2 外	本郷地域	町 長
ふれあいの森公園	鶴野辺字下長尾 2398	新鶴地域	教育長
吹上総合運動場	佐賀瀬川字峯山 5003		教育長

(2) 搬送経路、搬送拠点の確保

災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合や重症患者の航空輸送を考慮し、後方医療機関への複数の搬送経路や広域搬送拠点を確保しておく。

5 医療関係者に対する訓練の実施

町及び県は、災害発生時に迅速かつ円滑な医療（助産）救護活動が行われるよう、医療関係者を中心とした定期的な防災訓練の実施に努める。

第2 防疫体制

1 防疫体制の確立

町及び県は、被災地における防疫体制の確立を図る。

2 防疫用薬剤等の備蓄

町及び県は、防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

3 感染症患者入院体制の確立

町及び県は、災害の発生による感染症患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者（以下「患者等」という）の発生が予測されることから、感染症指定医療機関の整備と患者等の移送体制の確立を図る。

第3 応援医療体制の整備

1 広域的医療協力体制の確立

災害時、多くの負傷者が広域に発生した場合、医師の不足及び医薬品や医療資器材の不足等の問題が生じる可能性がある。これら広域かつ多量の救護需要を賄うため、町及び県は、県内他地域又は県外地域からの応援活動について、広域的医療協力体制の確立を図る。

2 応援要請のための情報連絡体制の整備

災害時における初期医療、救急搬送、後方医療、医薬品及び医療資器材の調達等全ての医療（助産）救護局面において、町及び県は、広域的な応援協力について情報連絡するための連絡網について関係自治体、関係機関との調整及び整備を図る。

第12節 食料等の調達・確保、防災資機材等の整備及び廃棄物処理計画の策定

(総務課、産業振興課、建設水道課)

町、県及び防災関係機関は、地域住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備を図る。

また、地域住民は、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日ごろから備えておくものとする。

第1 食料、生活物資等の調達及び確保

1 食料

(1) 町は、「会津美里町災害時備蓄計画」に基づき、地域住民の非常用食料の備蓄を行うとともに、あらかじめ食料関係機関、生産者、農業協同組合、販売業者等と食料調達に関する協定を締結する等、食料の調達体制の整備に努める。

(2) 県は、町が行う食料応急対策を補完する立場から、県備蓄物資を提供するほか、広域的な調達能力を有する販売業者、卸売業者等と連携し、災害発生時における円滑な供給体制の整備に努める。

このため、県は、県内の広域的な調達能力を有する米穀の販売業者9社、全国農業協同組合連合会福島県本部、福島県青果市場連合会、福島県水産市場連合会及び中央卸売市場青果卸売会社3社と物資調達に関する協定を締結し、これに基づき、円滑な食料供給を図ることとしている。

さらに、県は、広域的な調達能力を有する販売業者と、また、福島県生活協同組合連合会と協定を締結し、食料供給を図ることとしている。

(3) 非常用食料としての備蓄品は、乾パン、缶詰、粉ミルク（アレルギーに対応したものを含む）、飲料水、即席麺及びアルファ化米等、保存期間が長く、かつ調理不要のものとする。

また、高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者等の利用にも配慮して創意工夫を講じることも必要である。

(4) 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や地域住民に対し、最低3日分の食料の備蓄に努めるよう啓発を図る。

(5) 町は、災害応急対策に従事または応援派遣する職員用として食料の確保に努めるものとする。

2 生活物資

(1) 町は、「会津美里町災害時備蓄計画」に基づき、生活物資の備蓄を行うとともに、販売業者と物資調達に関する協定を締結するなどして生活物資の調達体制の整備に努める。

(2) 県は、町が行う生活物資応急対策を補完する立場から、必要に応じ、広域的な調達能力を有する販売業者等との災害発生時における円滑な供給体制の整備に努める。

このため、県は、広域的な調達能力を有する小売業者と締結した「災害時における物資等の調達に関する協定」に基づき、円滑な生活必需物資の供給を図るものとする。

また、県においては、災害発生初期の避難者への生活物資の供給に対応するための備蓄を行うほか、福島県生活協同組合連合会との協定に基づき災害時における生活必需物資の供給について連絡・調整を行う。

(3) 備蓄及び調達の品目としては、寝具（毛布等）、衣料品（下着、作業着、タオル）、炊事器具（卓上コンロ、カセットボンベ）、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料、簡易トイレ、要配慮者向け用品

などが考えられる。

また、避難所での生活が長期化する場合に必要な備品の調達についても検討しておく必要がある。

県は、上記の流通備蓄のほかに、町が行う生活物資備蓄状況を踏まえ、簡易トイレなど協定による調達が困難なものや、ガソリン等燃料、他都道府県で発生した災害に対する支援物資として活用が可能な物資について、備蓄の検討を行う。

- (4) 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や地域住民に対し、最低3日分（推奨1週間）の食料の備蓄に努めるよう啓発を図る。

3 燃料

町は、避難所や、緊急通行車両、災害応急対策のために、町石油業組合等の関係機関との災害時応援協定を締結し、使用する公用車両等への優先給油の体制を整備するものとする。

4 食料及び生活物資の備蓄数量の設定

町は、備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の3日分程度を目安に行い、近接する市町村間との連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。

5 食料、生活物資の集中又は分散備蓄及び備蓄拠点等の整備

町は、備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、避難者への提供が容易な指定避難所等に備蓄拠点を設けるなど、必要な体制の整備に努める。

また、分散備蓄を行うに当たっては、備蓄場所として各庁舎の空きスペースや学校の空き教室等の活用を検討する。

なお、備蓄拠点の備蓄スペースが不足する場合にあっては、調達先の存在や距離等各地域の特性を勘案して備蓄と調達を併用し、それぞれの確保割合を決定する。

第2 飲料水の確保

1 応急飲料水の確保

- (1) 町は、発災後3日間は被災者1人1日3ℓに相当する量を目標として、応急飲料水の確保及び応急給水資器材（給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等）の整備（備蓄）に努める。

また、高田小学校及び新鶴小学校に整備された浄水機システムを備えた学校プールは、定期的な点検や訓練を実施するなど、災害発生時に速やかに供給できる体制を構築する。

- (2) 町は、平常時から応急飲料水を確保するため、湧水、井戸水等の把握に努めるとともに、災害発生時に住民への供給が可能かどうか、管理者と水質検査や利用方法について検討するものとする。
- (3) 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、最低3日分の飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図る。
- (4) 町は、食料品とともに飲料水（ペットボトル等）についても、広域的な調達能力を有する販売業者に対し、災害発生時における円滑な供給体制の整備に努めるよう要請する。

2 資機材等の整備

町は、応急給水用として給水タンク車、給水タンク、ろ過装置、ポリタンク及びポリ袋等の応急給水資機材の整備（備蓄）に努める。

第3 防災資機材等の整備

1 防災資機材の整備

(1) 町は、災害時に必要とされる救出用等の応急活動用資機材（エンジンカッター、発電機、投光機、スコップ、ツルハシ、かけや、水防シート、土のう袋、ロープ等）の整備充実を図る。

(2) 町は、長期間の避難者受入が可能な避難所について、太陽光パネルや発電装置などの資材整備に努める。

2 備蓄倉庫等の整備

町は、公用施設、公共施設、避難所等における食料等の備蓄倉庫、防災資機材倉庫の整備に努めるとともに、学校の空き教室等の活用についても検討を行うものとする。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機などの輸送手段の確保に努める。

さらに、両沼町村との「災害時における支援物資の配送等の支援及び備蓄物資の総合管理体制構築に関する協定」に基づき、備蓄物資の計画的な調達・保管について確認を行う。

第4 廃棄物処理計画

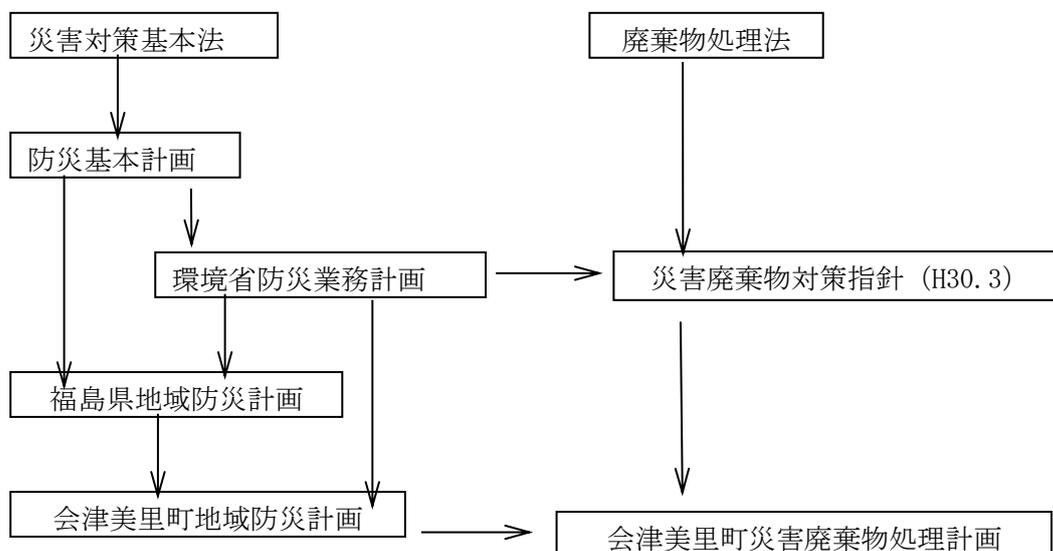
1 目的

大規模地震や水害等の災害時には、一時的に大量の廃棄物が発生するほか、道路の通行不能等によって、平常時と同じ収集・運搬・処分では対応が困難であることから、事前に十分な対策を講じておく必要がある。

本計画は、災害廃棄物を円滑に処理し、住民の衛生確保、環境保全、さらに、地域生活の早急な復興を図るため、策定するものである。

なお、本計画と他の計画等との関係は、図2-3のとおりである。

図2-3 会津美里町災害廃棄物処理計画の位置付け



2 基本方針

災害廃棄物は、次に示す基本方針により処理するものとする。

(1) 衛生的な処理

生活系ごみやし尿の処理については、衛生の確保を最重点として対応する。

(2) 迅速な対応

事前に連絡体制を整備し、災害発生時には迅速な対応を図る。

(3) 計画的な処理

大量に発生する災害廃棄物に対応するため、仮置場の設置等により、計画的に処理を進める。

(4) 有害物質の適切な対応

建築解体によるアスベストや野焼きによるダイオキシン等の有害物質による環境汚染の防止を図る。

(5) リサイクルの推進

災害廃棄物をできるだけ分別収集し、リサイクルを推進する。

(6) 安全確保

災害廃棄物対策業務にあたっては、通常業務と異なる事態が発生することが想定されるため、作業の安全確保を図る。

注：倒壊建物に係る廃棄物の処理は、原則として所有者が自己処理責任に基づき、自己負担で行うものであるが、廃棄物処理法に基づく災害廃棄物処理事業として国庫補助を受ける場合は、町が実施するものとする。

3 連絡体制及び業務概要

連絡体制は、図2-4のとおりとし、業務概要は表2-6のとおりとする。

なお、関係団体等には、清掃業者、仮設トイレリース業者等を含むものとし、具体的な連絡先一覧表を毎年作成するものとする。

また、近隣市町村や関係団体等とは、協定締結等により、災害時の協力体制を整備するものとする。

図2-4 連絡体制図

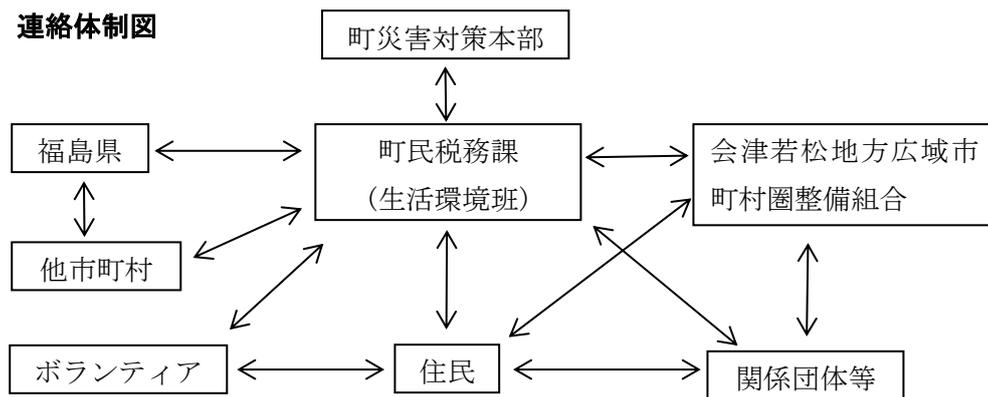


表2-6 業務概要

関係機関等	業務概要
町 (町民税務課 生活環境班)	・災害廃棄物処理実行計画の作成
	・災害廃棄物対策全体の進行管理と調整
	・関係機関等との連絡調整
	・住民への広報、相談対応
	・災害廃棄物処理の実施
	・仮置場の開設、仮設トイレの設置
	・その他
福島県会津地方振興局	・町との連絡調整 ・他市町村との連絡調整
会津若松地方広域市町村圏整備組合(表2-7)	・災害廃棄物処理の実施
他市町村	・災害廃棄物対策の支援
関係団体等 (清掃業者、仮設トイレリース業者、建設業者、産業廃棄物業者等)	・ごみ処理業務の実施 ・し尿収集運搬業務の実施 ・仮設トイレの貸与 ・家屋の解体 ・その他
ボランティア	・住民への応援等
住民	・自己のごみ搬出 ・町への協力

表2-7 一般廃棄物処理施設一覧表

区分	施設名称	所在地	処理能力
最終処分場	※環境センター 沼平第3処分場	耶麻郡磐梯町大字更科字沼平地内	埋立容量 152,000m ³
焼却施設	※環境センター	会津若松市神指町大字南四合字オノ神地内	225 t / 24 時間 (75t / 24 時間 × 3 炉)
ごみ破砕施設	※環境センター	会津若松市神指町大字南四合字深川西地内	50 t / 5 時間
し尿処理施設	※環境センター	会津若松市神指町大字南四合字オノ神地内	211kl / 日

※環境センター：会津若松地方広域市町村圏整備組合が運営する廃棄物処理施設

4 情報収集と災害廃棄物処理実行計画の作成

災害発生時には、町は速やかに災害の情報を収集するとともに、発生した災害の種類・規模に応じて、災害廃棄物処理実行計画を作成し、迅速な対応を図るものとする。

5 災害廃棄物の排出量等の推定

町は、どの程度の災害廃棄物が発生するかをあらかじめ予測することが、仮置場の設置、災害廃棄物処理実行計画の作成等の検討をするために有効であることから、次の算出例等を参考にして、できるかぎり

推定するものとする。

災害廃棄物排出量等の推定方法の例

○がれき排出量（震災時）

- ・木造 0.35t/m²、非木造 1.20t/m² <福島県地域防災計画>
- ・災害廃棄物対策指針 <環境省>

○粗大ごみ排出量（震災時）

- ・通常時の4倍 <阪神・淡路大震災時の神戸市の例>

○生活ごみ排出量

- ・通常時と同等

○仮設トイレ数（震災時）

- ・必要人数 / (60～80) <千葉県、千葉市の処理計画>

○仮置場の必要面積（震災時）

- ・仮置量 / 見かけ比重 / [積み上げ高さ × (1 + 作業スペース割合)] <千葉県、千葉市の処理計画>

6 仮置場の選定

がれきや粗大ごみ等の廃棄物は、通常時の数倍以上に増加すると見込まれることから、処理施設の処理能力を超過すると考えられる。

このため、町は災害廃棄物の仮置場候補地を表2-8のとおり選定する。

なお、仮置場は、住民の避難場所及び緊急物資搬送、救助用ヘリポート、仮設住宅建設場所などの確保を最優先に行った後、災害の発生規模に応じて設置するものとする。

表2-8 仮置場候補地

No.	所在地	面積 (m ²)
1	字外川原甲 4316-1 二本柳運動場	14,104
2	字山道上 47 本郷運動場	10,712
3	佐賀瀬川字峯山 5003 吹上総合運動場	8,100

仮置場への搬入に際しては、できるかぎり次の分別収集・保管を行う。

- ① 木質系（柱、板等）
- ② 金属系（鉄筋、鉄骨、サッシ等）
- ③ コンクリート
- ④ 可燃ごみ（紙、畳、布団等）
- ⑤ その他不燃ごみ（瓦、レンガ、ガラス、アスファルト、土砂等）
- ⑥ 混合廃棄物

7 ごみの収集運搬

(1) 方法

ア 生活系ごみは、衛生上の観点から、速やかに収集し、処理施設へ搬入するものとする。

イ がれきや粗大ごみは、分別収集に努めるものとし、状況に応じて仮置場を利用する。

ウ 水害により水分を多く含んだ畳等のごみは腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生するため、迅速に収集し、処理施設へ搬入するものとする。

(2) 体制

平常時の収集運搬体制を基本として、町（委託業者）が収集運搬を行うものとするが、対応が困難な場合は、他市町村、関係業者の協力を要請するものとする。

なお、平常時のごみ収集車両等の一覧表を毎年作成するものとする。

8 ごみの処理

平常時の処理体制を基本として、会津若松地方広域市町村圏整備組合が中間処理・最終処理を行うものとするが、対応が困難な場合は、他市町村、関係業者の協力を要請するものとする。

9 適正処理困難物

災害廃棄物のうち、適正処理が困難なものは表2-9のとおりであり、これらの物については、処理が可能な業者に依頼するよう広報するものとする。

なお、災害廃棄物処理事業として国庫補助の対象になる場合、家電リサイクル法の対象物（テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫等）については、町が分別回収し、製造業者等に引き渡すものとする。

表2-9 適正処理困難物

区 分	品 目
1 有害性のある物	農薬、殺虫剤、医療系廃棄物、強酸、強アルカリ性物質等
2 危険性のある物	ガソリン、シンナー、ガスボンベ、廃油等、火薬類等
3 容積、重量、長さが著しく大きい物	ピアノ、エレクトーン、マットレス、大型農機具、耐火金庫等
4 その他、処理に著しい支障を及ぼすと認められる物	

注1 アスベストを使用した建築物の解体作業の際には、届出等するよう指導する。

2 カセット式ガスボンベ、スプレー缶は、使い切ってから排出するように指導する。

3 フロン使用機器については、分別・保管を徹底するよう指導する。

10 し尿処理

(1) 消毒

被災により機能していない汲み取り便所や浄化槽については、公衆衛生上の観点から、速やかに汲み取り、清掃、周辺の消毒を実施する。

(2) 収集運搬

平常時の収集運搬体制を基本として、許可業者が収集運搬を行うものとするが、対応が困難な場合、下水道処理施設で処置が可能であれば、下水道マンホール投入による下水道施設での処理を行うほか、他市町村、関係業者の協力を要請するものとする。

なお、平常時のし尿収集車両等の一覧表を毎年作成するものとする。

(3) 仮設トイレの設定

し尿の処理については、衛生・防疫の観点から、災害発生直後から迅速に収集運搬するとともに、仮設トイレ配置等の対応が必要となる。

一時的に多くの人員を受入れする避難所や、断水により水洗便所が使用できなくなった人口密集地などに、迅速に仮設トイレを設置するものとする。

また、し尿の収集は、1回／3日程度実施するものとする。

なお、仮設トイレの機能は、高齢者・障がい者等に配慮したものの選定に努めるものとする。

11 広報・相談

災害時においては、ごみやし尿の処理について、住民の混乱により苦情が多発することが想定される。このため、公共通信媒体（テレビ、ラジオ、新聞等）、防災情報システム放送、広報車、インターネット、チラシ、張り紙等により、ごみやし尿処理方法等の周知徹底を図り、住民の協力を得るものとする。

なお、相談窓口を早期に開設し、住民対応を図るものとする。

[広報内容]

(1) ごみ関係

- ア ごみの排出方法
- イ ごみの収集方法
- ウ がれきの処理方法
- エ 仮置場の設置状況
- オ その他

(2) し尿関係

- ア 収集方法
- イ 仮設トイレの設置状況
- ウ 仮設トイレの使用方法
- エ その他

(3) 解体撤去関係

- ア 倒壊建物の撤去方法
- イ その他

(4) 相談窓口及びボランティア窓口

12 資材等の備蓄

町は、災害時に必要となる資材等について、計画的に備蓄するものとする。

13 訓練

町は、災害時において、迅速に対応できるようにするため、毎年、関係機関等連絡先等を確認するとともに、災害廃棄物処理実行計画（訓練用）等を作成し、災害想定実地訓練、図上訓練、連絡通報訓練等を実施して、災害時の対応を習得するものとする。

14 業務実施マニュアル

町は、必要に応じて、本計画に基づく業務実施マニュアルを作成するものとする。

第13節 防災教育

(総務課、建設水道課、産業振興課、こども教育課、生涯学習課、消防本部)

町、県及び防災関係機関は、災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、地域住民の一人ひとりが日ごろから災害に対する正しい認識を身につけ、冷静かつ的確に対応ができるよう、防災知識の普及と防災意識の高揚に努める必要がある。

第1 地域住民に対する防災教育

防災知識の普及啓発

町、県及び防災関係機関は、災害予防運動期間や災害の発生しやすい時期等を通じて、各種講演会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。また災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明などを行う。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関りの中での、防災に関する教育の普及推進に努めるものとする。

(1) 実施の時期

ア	風水害予防に関する事項	5月	～	9月
	水防月間	5月1日	～	5月31日
イ	土砂災害予防に関する事項			
	土砂災害防止月間	6月1日	～	6月30日
	がけ崩れ防止週間	6月1日	～	6月7日
	山地災害防止キャンペーン	5月	～	6月
ウ	火災予防に関する事項			
	春季全国火災予防運動	3月1日	～	3月7日
	秋季全国火災予防運動	11月9日	～	11月15日
エ	雪害予防に関する事項	12月	～	3月
	雪崩防災週間	12月1日	～	12月7日
オ	地震災害に関する事項			
	防災とボランティア週間	1月15日	～	1月21日
	防災とボランティアの日	1月17日		
	防災週間	8月30日	～	9月5日
	防災の日	9月1日		
カ	火山災害に関する事項			
	火山防災の日	8月26日		

(2) 普及の内容

町、県及び防災関係機関は、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項について普及啓発を図るものとする。

ア 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難

所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策

イ 町地域防災計画に定める避難場所、応急救護方法、住宅内外の危険箇所の把握

ウ 警報等発表時や【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル3】高齢者等避難の発令時にとるべき行動

エ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

オ 災害時の家庭内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと。

(3) 普及の方法

各種防災訓練、講演会、研修会等の行事を開催するとともに、防災の手引き、パンフレット等を作成し、地域住民一人一人に十分内容が理解できるものとする他、ラジオ、テレビ、新聞、町広報紙、町ホームページ等の広報媒体の積極的な利用を図るものとする。

(4) 地域防災力の向上

町や県は、地域に根ざした防災教育の実施に努めるとともに、各種災害におけるハザードマップや災害情報看板等を街頭や公共施設などに設置するだけでなく、防災訓練時に積極的に活用するなどして、地域全体の防災力の向上を図る。

第2 防災上重要な施設における防災教育

町、県及び防災関係機関は、病院、社会福祉施設、宿泊施設等の不特定多数の者を受け入れる施設においては、災害発生時において特に大きな人的被害が発生しやすいため、管理者等に対し、各種講習会等を通じて防災教育の徹底を図るものとする。

第3 防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練

町は、災害発生時における適切な判断及び速やかな災害対応業務の実施、各種防災活動の円滑な実施を確保するため、防災担当職員だけでなく、各機関に属する全ての職員に対し、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、実践的な訓練や講習会、研修会等を定期的で開催するなど、必要な防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織を作り上げるものとする。

第4 学校教育における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として、自然災害の発生メカニズムをはじめ、災害時における危険を認識し日常的な備えを行い、状況に応じて的確な判断のもとに自らの安全を確保するための行動ができるようにすること、災害発生時には進んで他の人々や集団・地域の安全に役立つことができるようにすることなど、防災対応能力の基礎を培うものである。

これらの指導は、学校行事や学級活動を中心に各教科、道徳等、教育活動の全体を通して行うものであり、取り上げる内容や指導の方法については学校種別や児童生徒の発達段階に応じて工夫をし、特に災害発生時の安全な行動の仕方については実態に即した具体的な指導を行うことが重要である。

1 学校行事における防災教育

防災をテーマとした学校行事においては、防災意識の全校的な盛り上がりや訓練の充実を図るため、防災専門家を招いた避難訓練の実施等、内容を工夫する。

また、一般住民向けの各種啓発用ツールの利用等により避難訓練の活性化を図ることが重要である。

2 教科等による防災教育

教科等においては「社会科」、「理科」、「保健体育科」や「総合的な学習（探求）の時間」等を通じて、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険、負傷に対する応急処置等についての教育を行う。

また、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させ、災害時に周囲の危険に気づき、的確な判断の下に安全な行動ができるようにする。

3 教職員に対する防災研修

町教育委員会は、教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的を実施する。

また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

第5 災害教訓の伝承

1 災害教訓の収集、公開

町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

2 災害教訓の伝承の取組

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第14節 防災訓練

(総務課、会津若松警察署、消防本部、防災関係機関)

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した日頃からの訓練が重要である。

このため町は、災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種防災訓練を実施し、町地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実に図り、併せて地域住民の防災意識の高揚を図る。

なお、各種防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女平等の視点に十分配慮することに加え、家庭動物の飼育の有無による被災時のニーズの違いにも考慮するものとする。

第1 総合防災訓練

町は、大規模な地震、風水害等の発生を想定し、防災関係機関、他の地方公共団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等の参加の下に総合的な防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の連絡協調体制の確立を図り、併せて地域住民の防災意識の高揚を図るため、総合防災訓練を毎年実施するように努める。

また、訓練実施にあたっては、多数の住民等が参加できるような日程の設定に努めるものとする。

なお、次に掲げる項目を基本に、地域特性に応じた災害や複合災害を想定し、住民参加型の実践的な訓練を行うものとする。

- (1) 非常招集及び自主参集、災害対策本部設置、災害情報収集、被害状況調査、広域応援要請
- (2) 火災、救急・救助等の通報、避難、避難誘導（要配慮者誘導を含む）、救助、救急
- (3) 地域住民による初期消火、消火、化学消火、林野火災防御、集団救急事故対応
- (4) 避難所設置、給水、給食（炊き出し）、ボランティアセンターの設置、ボランティア受入れ
- (5) 交通規制、道路等の障害物除去、道路応急架橋、無線通信
- (6) 上下水道施設応急復旧、水質検査、電力施設応急復旧、電信電話施設応急復旧、LPガス施設応急復旧
- (7) 救援物資緊急輸送及び受入れ・仕分け、備蓄品の供与等、災害派遣医療チーム等受入れ

第2 個別訓練

町は、第1に掲げる総合防災訓練のほか、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、火山防災の日、雪崩防災週間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的、かつ、継続的に次に掲げる個別訓練を適宜実施するものとする。

(1) 水防訓練

町、県及び防災関係機関は、水防訓練を実施し、水防活動に必要な知識と水防作業の指導、更に情報の伝達、資料管理等の確認迅速化を徹底させるとともに、地域住民に対する意識の高揚を図るものとする。

なお、水防法第4条に規定する指定水防管理団体である町は、同法第32条の2の規定に基づき防災関係機関との連携の下に水防訓練を毎年実施する。

(2) 通信訓練

町、県及び防災関係機関は、大雨、洪水等の情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応

急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう通信訓練を実施する。

なお、実施の際は、県総合情報通信ネットワーク、衛星携帯電話、電子メールなどの多重化した通信手段及び非常電源設備を使用し、有効に活用できるよう備える。

(3) 動員訓練

町は、災害時における職員の動員を迅速に行うための動員訓練を適宜実施する。

また、勤務時間外における非常参集訓練についても適宜実施する。

(4) 災害対策本部運営訓練

町は、災害発生時の本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集、被災市町村に派遣した情報連絡員（リエゾン）との連絡等、本部の運営を適切に行うため、災害対策本部運営訓練を実施する。

(5) 避難所設置運用訓練

町は、避難所の開設、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するため、避難所となる施設の管理者及び自治区、自主防災組織等の協力を得て、避難所設置運用訓練を実施する。

(6) 土砂災害防災訓練

町、県及び防災関係機関は、土砂災害時における情報の受伝達及び被害状況の把握を迅速かつ適切に行えるよう土砂災害防災訓練を実施するとともに、住民避難訓練等を通じ住民の土砂災害に対する防災意識の高揚を図る。

(7) その他の訓練

町は、防災活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出救助、避難誘導、給食給水、図上演習等の訓練を実施する。

第3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、地域住民相互の協力の下、自衛的な防災活動を実施していくことが重要であり、日ごろから訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を深めておく必要がある。

1 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所、興行場及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、訓練を毎年定期的に実施するものとする。

また、地域の一員として、事業所の特性に応じた防災対策行動により、町及び地域の防災組織等が行う防災訓練への積極的な参加に努めるものとする。

2 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、町及び消防本部の指導の下、地域の事業所とも協調して組織的な訓練の実施に努めるものとする。

訓練項目は、情報収集伝達訓練、消火訓練、救出・応急手当訓練、給食給水訓練、避難訓練及び要配慮者の安全確保訓練などを行う。

また、自主防災組織等から指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関と連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

3 地域住民の訓練

地域住民一人ひとりの災害時の行動の重要性にかんがみ、町及び防災機関は、防災訓練に際して広く地域住民の参加を求め、住民の防災意識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努め

るものとする。

また、地域住民は、防災対策の重要性を理解し、町や自主防災組織等の行う防災訓練に積極的・自主的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議等の防災行動の継続的な実施に努めるものとする。

第4 訓練の評価と地域防災計画への反映

町は、訓練実施後においては町地域防災計画、各種の行動マニュアル等が現実的に機能するかどうか、その点検・評価を行い、問題点を明らかにするとともに、必要に応じて防災体制等の改善を図るとともに、次回の訓練に反映させるものとする。

第15節 自主防災組織の整備

(総務課、消防本部)

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、町、県及び防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、地域住民が「自らの命と地域は自分達で守る」という意識のもとに、自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動を中心として、自主防災組織において、日ごろから積極的に活動を行うことが重要である。

さらに、企業に対しても災害時に果たす役割を十分認識させ、防災活動の推進に努めさせることが重要である。

第1 自主防災組織の育成指導

町、県及び防災関係機関は、自主防災組織の設置及び自主防災活動の充実を促進するため、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的に広報活動を展開するとともに、研修会（自主防災組織の中心となるリーダーの育成研修会を含む）、防災訓練等を開催し、これらの行事を通じて地域住民の連帯意識を醸成し、コミュニティ活動の中核としての自主防災について十分な理解が得られるよう努めるものとする。なお、その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

また、町は、自主防災組織整備計画を策定し、計画的な組織の育成を図るとともに、災害時において有効な自主防災活動が図れるよう、組織の充実強化のための指導及び自主防災組織の中心となるリーダー育成のための研修を行い、さらに自主防災組織の資機材の整備や活動拠点の整備に努めるものとする。

第2 自主防災組織の編成基準

自主防災組織の編成に当たっては、地域に密着して迅速かつ的確な災害応急活動が行えることが重要であり、また、近隣住民相互の密接な連携を確保する点からも、自治区単位の規模で編成するものとする。

なお、組織の編成に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 規模が大きな自治区については、地域の実情を踏まえ班体制を取るなど適正規模となるよう努める。
- (2) 他地域への通勤等により、昼間人口が減少する地域においては、日中の活動が確保できる規模とする。
- (3) 地域内に事業所がある場合は、事業所と協議の上、事業所内の自衛消防組織を地域の自主防災組織に積極的に位置付けを図る。
- (4) 自主防災組織は防災活動実施のため、基本的事項についての規約等を設け、その活動内容を明確にする。

第3 自主防災組織の活動

1 自主防災計画の策定

自主防災組織は、災害に対し効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災活動に係る計画を策定し、次の事項について記載しておくものとする。

- (1) 各自の任務分担
- (2) 地域内での危険箇所

- (3) 訓練計画
- (4) 各世帯への連絡系統及び連絡方法
- (5) 出火防止、初期消火、応急手当の実施方法
- (6) 避難場所、避難経路、避難の伝達方法
- (7) 消火用水、その他の防災資機材等の配置場所の周知及び点検方法

2 日常の自主防災活動

(1) 防災知識の普及等

万一の災害発生に迅速かつ的確に対応するため、日ごろから集会、各種行事等を活用して日常からの備えとしての非常持出品の準備や災害に対する正しい知識の普及に努めるとともに、危険箇所の把握や避難場所、避難所、避難路などを確認し、地域の防災マップを作成するなど地域の防災環境の共有化に努める。

また、民生委員・児童委員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者、外国人等のいわゆる要配慮者の確認にも努めるものとする。

(2) 防災訓練の実施

災害発生時において迅速かつ適切に対処するためには、日ごろから実践的な各種訓練等を行い、組織員各自が防災活動に必要な知識及び技術を習熟するとともに、活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。

そのため、自主防災組織が主体となり、町及び消防関係機関の協力のもとに、次のような訓練等を実施するものとする。

ア 災害情報の収集伝達訓練

災害時における町や防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、また、地域の被害状況をこれらの関係機関に正確に通報する訓練を実施する。

イ 消火訓練

初期消火、火災の拡大・延焼を防ぐため、実際に消火器等の消防用資機材を使用した消火訓練を行い、消火に必要な機器操作技術及び知識を習得する。

ウ 救出、応急手当の実施訓練

災害に伴う負傷に対しては、消防機関が来るまでの間、地域において住民が一致協力して負傷者の救出・手当てを行うことが重要であることから、救出用資機材の使用法や自動体外式除動器（AED）の操作方法等の習熟に努めるとともに、そのため消防機関・保健所・日赤等の指導のもとに適切な応急措置方法の習得に努めるものとする。

エ 給食給水訓練

学校、各家庭の限られた資機材を利用して食料を確保し、配給方法などについて習熟を図る。

オ 避難訓練

各家庭の非常持出品を準備するとともに、避難誘導の係員を中心として秩序ある避難を行えるようにするものとする。

また、避難に際しては、要配慮者の安全確保並びに避難の誘導、支援方法についての確認訓練を併せて行うものとする。

カ 避難所運営訓練

避難所における自主運営組織の立ち上げと管理、町との連絡体制、物資の配給方法などの訓練を行う。

(3) 防災用資機材等の整備・点検等

自主防災組織は災害時に迅速かつ適切な活動を行うために、活動に必要な防災資機材の整備に努めるとともに、資機材の定期的な点検を実施し、非常時においても確実に対応できるよう備えるものとする。

第4 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や、医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、町及び県が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

このため、町及び県は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、町及び県は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行うものとする。

第5 地区防災計画の作成

町の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同で防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第16節 要配慮者対策

(総務課、健康ふくし課、こども教育課、社会福祉協議会、社会福祉施設等管理者、病院等施設管理者)

災害の発生時において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等災害時に特に配慮を要する者、いわゆる「要配慮者」が犠牲になる場合が多くなっている。

こうした状況を踏まえ、今後は、要配慮者の防災対策を積極的に推進していくことが、従来以上に重要な課題となっている。

第1 避難行動要支援者名簿の作成

町は、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

1 避難行動要支援者の範囲

本町における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当するものとする。

- (1) 要介護認定3～5を受けている者
- (2) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- (3) 療育手帳Aを所持する知的障害者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- (5) 町の生活支援を受けている難病患者
- (6) 満75歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯の方
- (7) 上記以外で自治会が支援の必要があると認めた者

2 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする理由

3 要配慮者情報の利用及び取得

- (1) 町内部での情報収集

避難行動要支援者に該当する者を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するため、関係課室で把握している要介護高齢者、障がい者等の情報を集約する。

- (2) 県等からの情報の取得

避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めたときは、災害対策基本法第四十九条の十第

四項の規定に基づき、県知事その他の者に対して、町が把握していない要配慮者の情報を依頼する。

4 避難行動要支援者名簿の更新と共有

町は、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つため、少なくとも1年に一度避難行動要支援者名簿の情報の総確認を行うとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。また、日頃から以下の方法により、避難行動要支援者の把握に努める。名簿を更新した場合は、避難行動要支援者名簿を情報提供している避難支援等関係者にも定期的に周知する。

(1) 転入者の把握

避難行動要支援者の要件に該当する要介護高齢者、障がい者等が、新たに転入してきた場合、関係課室はその情報を総務課に連絡する。

(2) 要介護認定等の変更

避難行動要支援者の要件に該当していなかった要介護高齢者、障がい者等が、要介護認定等の変更により、新たに避難行動要支援者の要件に該当するようになった場合や、避難行動要支援者の要件を満たさなくなった場合、関係課室はその情報を総務課へ連絡する。

(3) 死亡や転出

避難行動要支援者の死亡や転出が確認された場合、関係課室はその情報を総務課へ連絡する。

(4) 長期入院・入所

避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期入所したことを把握した場合、関係課室はその情報を総務課に連絡する。

第2 避難行動要支援者名簿の利用及び提供

避難行動要支援者名簿は、町が行う避難支援等の実施のために内部で利用するとともに、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施のため、避難行動要支援者本人から同意を得た上で、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

1 避難支援等関係者の範囲

避難行動要支援者名簿の情報を提供する避難支援等関係者は、次に掲げる機関等とし、災害発生時には避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の協力を求める。

(1) 消防機関（消防署・町消防団）

(2) 警察

(3) 民生委員・児童委員

(4) 町社会福祉協議会

(5) 自主防災組織

(6) 自治区長

(7) 社会福祉事業所

(8) その他災害時に避難行動要支援者の避難支援等を行う者

2 適正な情報管理

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、下記の事項に留意して行う。

(1) 避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報も含むため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

- (2) 災害対策基本法に基づき避難支援者等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- (3) 施錠可能な場所に避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること。
- (4) 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
- (5) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者に限定するよう指導する。
- (6) 名簿情報の取扱状況を報告させること。
- (7) 避難行動要支援者の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

第3 避難のための情報伝達

町は、災害が発生するおそれがある場合には、「会津美里町避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づき、避難指示等を適切に発令し、その発令に当たっては要配慮者が円滑に避難できるよう以下の事項に留意して行う。

1 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令・伝達

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たっては、「自主避難の呼びかけ」、「避難注意情報」等の「【警戒レベル3】高齢者等避難」の発令が重要であるため、適切に「【警戒レベル3】高齢者等避難」を発令する。その発令・伝達に当たっては、高齢者、障がい者等にもわかりやすい言葉や表現を使って行う。

2 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時等は、迅速かつ着実に避難指示が伝達できるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、町防災情報システム放送、広報車による情報伝達に加え、携帯端末等による緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を組み合わせること。

第4 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため、災害発生時には、避難支援等関係者があらかじめ町から提供された避難行動要支援者名簿を基に避難支援等を行うとともに、町は平時から情報提供について同意していない避難行動要支援者についての情報も、避難支援等関係者その他の者に提供し、避難支援等の協力を要請する。

1 避難支援等関係者等の対応原則

避難支援等関係者はあらかじめ町から提供された避難行動要支援者名簿を基に、避難行動要支援者の避難支援等を行うが、避難支援等の実施に当たっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提とした上で、できる範囲で行うものとする。

2 避難支援等関係者等の安全確保措置

町は、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対して、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の活用等について説明するとともに、避難支援等を行う避難支援等関係者の安全確保のための措置をとる。

第5 社会福祉施設等における対策

1 施設等の整備

社会福祉施設等の管理者は、利用者が要介護高齢者や障がい者（児）等であり、災害時においては

移動等の問題から「避難行動要支援者」となるため、施設そのものの安全性を高めることが重要である。

2 組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生の予防や、災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整備し、施設職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておくものとする。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制は、職員が手薄であることや、照明の確保が困難である等悪条件が重なることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保するものとする。

また、施設の管理者は、町との連携のもとに、社会福祉施設等相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織との日常の連携が密になるように努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行うものとする。さらに、入所者を施設相互間で受け入れるための協定を結ぶなど施設が被災した後の対応についても検討しておくものとする。

3 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化を図るため、町の指導の下に緊急連絡体制を整備するものとする。

4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基本的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施するものとする。

また、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や、入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施するものとする。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努めるものとする。

さらに、職員に対して、災害に起因する入所者の過度の不安状態（パニック）、感情の麻痺、無力感等の症状（心的外傷後ストレス障害（PTSD））の顕在化に備え、症状、対処方法等についての理解を深めさせる教育を実施するものとする。

第6 在宅者に対する対策

1 情報伝達体制の整備

町は、ひとり暮らし高齢者、要介護高齢者、障がい者（特に音声による情報伝達の困難な聴覚障がい者や理解力・判断力に障害のある知的障がい者）等の安全を確保するため、情報伝達体制の整備に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、住宅用自動消火装置、住宅用火災警報器等の設備を推進する。

2 防災知識の普及・啓発

町は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布するとともに、地域の防災訓練等への参加を考慮するなど、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を行うものとする。

表2-10 要配慮者利用施設への避難情報伝達方法

区分	名称	所在地	電話番号 FAX番号	浸水想定 区域	連絡担当課
認定こども園	本郷こども園	字北川原 18 番地 1	0242-56-3429 0242-56-3429	阿賀川	こども教育課
義務教育学校	本郷学園（前期課程）	字川原町 1933 番地	0242-56-3005 0242-56-4199	阿賀川	こども教育課
児童クラブ館 （室）	本郷児童クラブ	字川原町 1933 番地	0242-56-2183 0242-56-2183	阿賀川	健康ふくし課
介護老人福祉施設	ハーモニーハウス	大石字下川原 1 番地 1	0242-57-1620 0242-57-1621	阿賀川	健康ふくし課
デイサービスセンター	会津本郷デイサービスセンター	字北川原 19 番地	0242-56-3999 0242-56-3924	阿賀川	健康ふくし課
ケアハウス	ハーモニーほんごう	字北川原 14 番地	0242-57-1255 0242-57-1256	阿賀川	健康ふくし課
小規模多機能型 居宅介護事業所・ グループホーム （認知症高齢者）	ハーモニーみさと	字北川原甲 2370 番 地 1	0242-85-6883 0242-85-6884	阿賀川	健康ふくし課
グループホーム （共同生活援助）	ティンカーベルの森	字新町 333 番地 星の子ハイツ	0242-93-9357 0242-93-9358	阿賀川	健康ふくし課
就労継続支援B型 事業所	共働作業所ピーターパ ン	字外川原甲 4260 番 地 7	0242-93-9357 0242-93-9358	宮川	健康ふくし課
介護老人福祉施設	宮川荘	字高田道上 2969 番 地 1	0242-54-6618 0242-54-5031	宮川	健康ふくし課
デイサービスセンター	宮川荘デイサービスセン ター（千桜会在宅総合ケ アセンター）	字高田道上 2869 番 地 8 ※R8. 4. 1～廃止	0242-54-7171 0242-54-7173	宮川	健康ふくし課
居宅介護支援事業所	宮川荘居宅介護支援事業 所（千桜会在宅総合ケ アセンター）	字高田道上 2869 番 地 8	0242-54-6765 0242-54-6766	宮川	健康ふくし課
訪問介護事業所	宮川荘ホームヘルパー ステーション（千桜会 在宅総合ケアセンター）	字高田道上 2869 番 地 8	0242-54-6848 0242-54-6899	宮川	健康ふくし課
小規模多機能型 居宅介護事業所	チェリーホーム（千桜会 在宅総合ケアセンター）	字高田道上 2869 番 地 8	0242-54-7530 0242-54-7531	宮川	健康ふくし課
デイサービスセンター	デイサービスセンター アルクCLASS	字高田道上 2781 番 地 1	0242-54-4590 0242-54-4591	宮川	健康ふくし課
デイサービスセンター	デイサービスセンター 楽楽みさと	字高田前川原 3578 番地	0242-23-9925 0242-23-9926	宮川	健康ふくし課
グループホーム （認知症高齢者）	グループホームあけぼ の	下堀字中川 46 番地	0242-54-5002 0242-54-5133	宮川	健康ふくし課
地域密着型通所 介護事業所	リハビリセンター藤川	富川字上中川 316 番 地	0242-85-8222 0242-85-8228	宮川	健康ふくし課

2 町は、土砂災害警戒区域等内の要配慮者が利用する施設について、当該施設の利用者の土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、土砂災害警戒情報、【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の各情報について、防災情報システム放送、一般加入電話及び車両広報を軸として伝達を行う。

土砂災害予報伝達方法については、図2-5-1による。

要配慮者利用施設への避難情報の伝達方法については、表2-10-1による。

図2-5-1 土砂災害予報伝達系統図

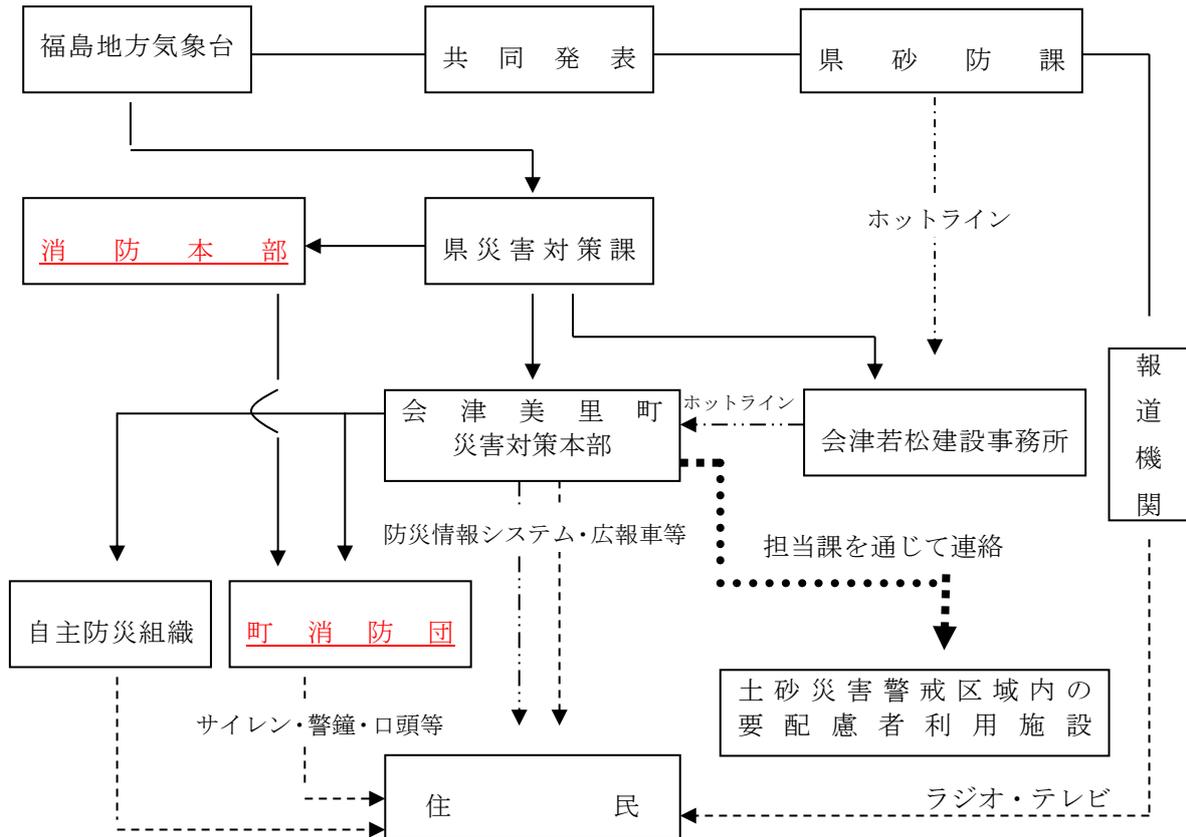


表2-10-1 要配慮者利用施設への避難情報伝達方法

区分	名称	所在地	電話番号 FAX番号	種類	連絡担当課
介護老人保健施設	グリーンケア Heights	荻窪字上野 185 番地	0242-54-2300 0242-54-2338	土石流	健康ふくし課
介護老人福祉施設	リアンヴェール美里	荻窪字上野 186 番地 1	0242-54-4700 0242-54-4701	土石流	健康ふくし課

第8 外国人に対する防災対策

町及び県は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人も要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、外国人登録時等の多様な機会を捉えて防災対策の周知に努めるものとする。

- ア 多言語による広報の充実
- イ 指定緊急避難場所、避難標識等の災害に関する表示板の多言語化・ピクトグラム表示
- ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育
- エ 外国人の雇用又は接触する機会が多い企業、事務所等に対する防災教育等の指導、支援

第9 避難所への移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

第10 避難所における要配慮者支援

1 避難所における物理的障壁の除去（ユニバーサルデザイン化）

町が避難所として指定する施設は、障がい者や高齢者などの生活面での物理的障壁が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公共施設とすることを原則とするが、やむをえずユニバーサルデザイン化されていない公的施設を避難所として指定する場合には、バリアフリートイレ等の設備を速やかに設置できるようあらかじめ体制の整備に努めるとともに、スロープ等の段差解消用設備については、事前の準備に努めるものとする。また、介助、援助を行うことができるよう部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境を整備するように努めるものとする。

2 福祉避難所の指定

町は、老人福祉センター等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者が避難できるような機能等を有する施設等を福祉避難所としてあらかじめ指定しておくものとし、避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、関係団体等と連携を図り、災害時に人的支援を得られるような受入体制を構築する。

第11 個別避難計画の策定

1 個別避難計画の作成

町は、地域におけるハザードの状況、要支援者の心身の状況、情報取得や判断への支援など、一人ひとりの状況に合わせた必要性を考慮し、優先度が高いと判断した要支援者について、すみやかに作成することを目標とする。

また、災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、福祉専門職、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治区長、自主防災組織、消防署及び警察署等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

2 個別避難計画の活用

個別避難計画の実効性を確保する観点から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

なお、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

3 地区防災計画との整合

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。

第17節 ボランティアとの連携

(総務課、健康ふくし課、社会福祉協議会、日本赤十字社福島県支部会津美里町分区)

大規模な災害発生時における県内外からのボランティアの申し入れに対して、町、県及び関係機関・団体は相互に協力し、ボランティアの受付、調整等を行うための体制の整備を図るものとする。また、ボランティアの受入れに際しては、医療、看護、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に生かされるよう配慮する。

第1 ボランティア活動の意義

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活維持や再建を支援するものがある。

こうした意義を踏まえ、ボランティア活動が災害時において効果的に生かされる方法等について検討を進める必要がある。

なお、町及び県は、「防災とボランティアの日」（毎年1月17日）及び「防災とボランティア週間」（毎年1月15日～21日）を中心に、災害ボランティアの意義や参加について啓発に努めるものとする。

第2 ボランティア団体等の把握、登録等

町及び県は、迅速かつ的確な応急対策活動が行われるよう日本赤十字社福島県支部、県・町社会福祉協議会等と連携を図りながら、ボランティア団体及び専門的な知識、技能をもつボランティアの把握に努めるものとする。

第3 ボランティア受入れ体制の整備

1 町、県からの情報共有

ボランティアが活動を行うに当たって、被災地のどの分野でどのようなニーズがあるのかなど、情報がないと効果的な活動が行われにくいことが予想される。

そのため、町及び県は、関係機関等と連携を図りながら、ボランティア活動に関する情報の共有に努めるものとする。

2 コーディネート体制の整備

町は、町社会福祉協議会やボランティア関係団体等と連携を図りながら、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるとともに、コーディネートを行う災害ボランティアセンターの体制をあらかじめ整備しておくものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。この場合において、行政組織内にボランティアセンターを設置することは、町の行う災害応急対策の支障となること、また自発性にもとづくボランティアの特性を阻害することも考えられるので、極力、民間の関係団体が組織運営の主体となるように努めるものとする。

また、町は、災害時におけるボランティア活動の拠点となる施設の提供についてもあらかじめ検討しておくとともに、防災訓練においてボランティアセンターの立ち上げ・運営訓練等を実施する。

3 ボランティア活動保険

町、県、県社会福祉協議会、日本赤十字社福島県支部は、ボランティア活動中の事故や賠償事故の補償に効果のあるボランティア保険の普及啓発を図る。

4 ボランティアとの連携体制の構築

町は、町社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するよう努めるものとし、災害廃棄物等の取扱いについて関係部局及び関係機関等と事前に取り決めを行い、住民やボランティアへの後方・周知を進めることで、災害ボランティアが活動しやすい環境整備に努める。

第4 ボランティアの種類

ボランティア活動には、一般ボランティアと、専門職ボランティアの2つが考えられる。

専門職ボランティアには、医師や看護師の資格をもつ医療ボランティア、介護福祉士の資格、あるいは介護職等の経験をもつ介護ボランティア、外国人への通訳等を行う語学ボランティア、消防業務に知識、経験を有する救急・救助ボランティア、アマチュア無線の免許を有する無線ボランティアなどが考えられる。

さらに、災害時においてボランティアを円滑に受入れ、効果的な活動に導くボランティアコーディネーターが重要である。

町は、上記の専門職ボランティアやボランティアコーディネーターなどを社会福祉協議会や関係団体と連携し、育成していくものとする。

県は、下記の分野を中心として、関係団体等と連携して、ボランティア意識の醸成、災害ボランティア活動の普及・啓発を図る。

- | | |
|------------------------|--|
| (1) 一般・福祉ボランティア | 文化スポーツ局、生活福祉総室、県社会福祉協議会 |
| (2) 介護ボランティア | 生活福祉総室、関係支援団体 |
| (3) 医療ボランティア | 健康衛生総室、(一社)福島県医師会、
(公社)福島県看護協会、(公社)福島県歯科医師会、
(一社)福島県薬剤師会、(一社)福島県歯科衛生士会 |
| (4) 語学ボランティア | 生活環境総室、(公財)福島県国際交流協会 |
| (5) 山地災害、砂防ボランティア | 森林保全課、河川港湾総室 |
| (6) 救助・救急ボランティア | 危機管理総室、消防本部、(公財)福島県消防協会 |
| (7) アマチュア無線 | 危機管理総室、(一社)日本アマチュア無線連盟福島県支部 |
| (8) 被災家庭動物救助ボランティア | 健康衛生総室、(公社)福島県獣医師会 |
| (9) 栄養・食生活支援ボランティア | 健康衛生総室、(公社)福島県栄養士会、
県食生活改善推進連絡協議会 |
| (10) 子ども、一人親家庭支援ボランティア | こども未来局 |

第18節 災害時相互応援協定の締結

(総務課、健康ふくし課、産業振興課、建設水道課、政策財政課)

大規模災害発生時は、被災自治体だけで災害対策を実施することは不可能であり、自治体間の協力や民間企業などと連携して災害対策を実施する必要がある。またCSR（企業の社会的責任）の一環として、災害対応への協力を積極的な企業も増加していることため、被災住民だけでなく帰宅困難者等への対応、役務の提供など、さまざまな場面での企業、団体からの協力を得るための災害時応援協定の締結を促進する。

第1 自治体間の相互応援協定

市町村間の枠組み

(1) 県内市町村間の相互応援協定

市町村間の相互応援協定については、近隣の市町村だけではなく、同時に被害を受ける可能性が少ない地域の市町村との間で相互応援の協定の締結も検討する。

(2) 県外の市町村との相互応援協定

友好都市、姉妹都市、文化交流などで県外の市町村との既存の交流関係が確立している場合は、職員派遣や支援物資等のプッシュ型支援、避難者の受入などが有効であるため、県外市町村との災害時相互応援協定の締結を促進する。

第2 民間事業者・団体との災害時応援協定

災害発生時、支援物資やサービスが緊急に必要な場合に備えて、物資や役務の供給力を持つ民間事業者・団体と応援協定を締結する。

1 食料、生活必需品等の供給

町は、農業協同組合、米穀取扱業者等と災害時の食用米の供給に関する協定の締結を進める。

また、スーパーマーケット、ホームセンター、卸売業者など、店舗や流通に在庫を有する企業等とも食料や生活必需品の供給に関する協定を進め、災害発生時の時間経過により、被災者のニーズが変化していくため、そのニーズに応じた物資の調達を進めるものとする。

2 物流、物資配送等の災害対応業務

町は、運送業務を委託するために、(公社)福島県トラック協会と災害時応援協定を締結し、町災害対策本部に参画する体制を整備するものとする。

3 徒歩帰宅者への支援

町は、小売店、飲食店等と応援協定を締結し、大規模な災害発生時に交通機関が麻痺した場合など、災害情報や休憩場所等を提供し、徒歩帰宅者や帰宅困難者の支援を行う。

4 上下水道施設における災害復旧に係る日本下水道事業団との災害支援協定

町は、被災した上下水道施設の早期復旧を行うにあたり、地方共同法人日本下水道事業団と水道法第39条の3に規定する協定及び下水道施設災害復旧に係る協定の締結を進める。

第3 応援協定の公表

町は、民間事業者、団体等と締結している災害応援協定の締結先と内容について公表し、住民へ周

知することにより、災害が発生した際に被災者が円滑に支援を受けられるように努めるものとする。

第4 連絡体制の整備

町は、災害発生時に協定締結先との連絡調整を確実にできるよう、毎年協定締結先の電話番号や担当者についての確認を行うものとする。また、協定締結先においては、災害発生時に町から支援要請があった場合に速やかに対応できるよう、平常時から支援体制を整備するとともに、内部における訓練の実施に努めるものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

防災関係機関は、町内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、町は災害応急対策を迅速、強力かつ効率的に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の定めるところにより、その活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、災害応急対策活動に協力するものとする。

第1 災害応急対策の防災行動計画

1 防災行動計画作成の意義

時間経過に応じた標準的な災害応急対策に設定し、町、県、防災関係機関、並びに住民に周知することにより、外部からの災害対応業務の「見える化」を推進し、災害復旧への道筋を示すものであるとともに、業務継続計画（BCP）にも関連するものである。

当然のことながら、災害応急対応の着手時期や内容は災害の規模に応じて異なるものであり、実際の災害対応においては、この計画にとらわれずに臨機応変に対応するべきものである。

2 初動対応において重要な対策

住民の生命を守るために必要な初動対応については、以下のとおり。

(1) 災害発生後1時間以内

- ア 住民への速やかな避難指示、誘導
- イ 災害対策本部の設置、本部員会議の開催、住民へ向けての町長メッセージ発出
- ウ 通信連絡網の確立
- エ 被害状況の収集・発信
- オ 知事へ自衛隊の災害派遣要請

(2) 災害発生後3時間以内

- ア 消防庁（緊急消防援助隊）、国、災害時応援協定による自治体等へ応援要請
- イ 避難所の開設、応急給水開始
- ウ 避難用輸送手段、緊急輸送路等の確保
- エ 各種公共施設の安全対策

(3) 災害発生後6時間以内

- ア DMA T、広域援助体制による救助活動
- イ 応急復旧作業
- ウ 被害情報とともに、安心情報の発信
- エ 広域避難の調整

第2 町の活動体制（町災害対策本部）

1 町災害対策本部の設置及び解散

町長は、町内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、次の設置基準により必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2の規定に基づく会津美里町災害対策本部（以下、「町災害対策本部」という。）を設置し、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施する。

《 設 置 基 準 》

- ア 大規模な災害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- イ 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき。
- ウ 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が発生したとき。

また、町長は、災害発生後における応急対策が概ね完了したとき、又は予想された災害の危険性がなくなったときは、町災害対策本部を解散する。

2 町災害対策本部の設置、解散時の通報先

町長は、町災害対策本部を設置又は解散したときは、必ず次に掲げる機関に速やかに通報する。

- ア 福島県知事
- イ 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
- ウ 陸上自衛隊郡山駐屯地（東北方面特科連隊）
- エ 隣接市町村長

3 町長及び副町長不在時の対応

会津美里町災害対策本部条例（平成17年10月1日条例第170号。以下「町災害対策本部条例」という。）で規定する町災害対策本部長及び町災害対策副本部長の代替職員については、表3-1のとおりとする。

表3-1 町災害対策本部長及び町災害対策副本部長の代替職員

名 称	指定職員	代替職員	
		第1順位	第2順位
町災害対策本部長	町 長	副 町 長	教 育 長
町災害対策副本部長	副 町 長 教 育 長	総 務 課 長	政策財政課長

4 複合災害発生時の体制

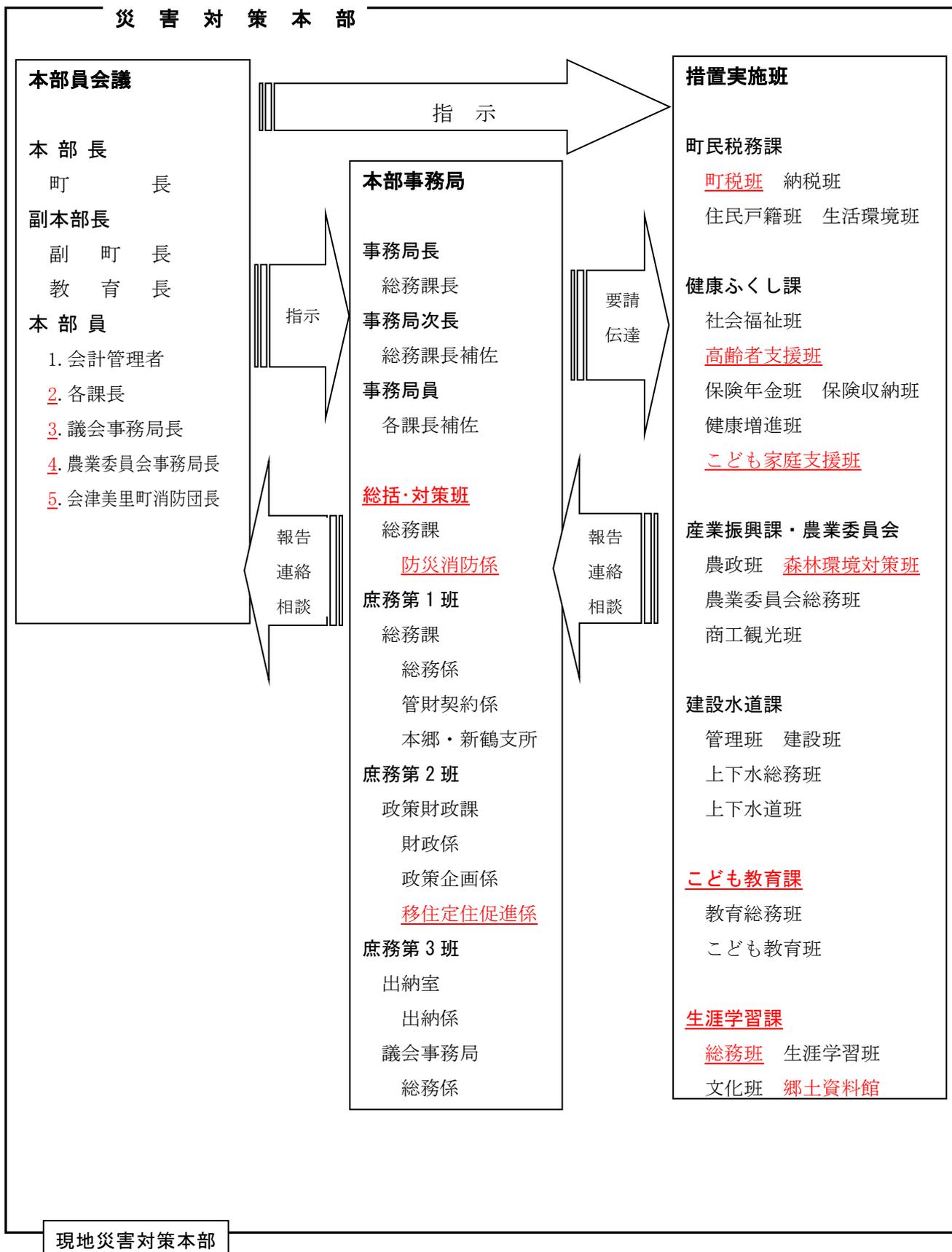
複合災害が発生した場合において、その対策本部が複数設置された場合は、重複する要因の所在調整、情報の収集、連絡、調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催に努めるものとする。

5 町災害対策本部組織

町災害対策本部の組織構成は図3-1のとおりとし、町災害対策本部員会議を補佐する組織として町災害対策本部事務局を置く。

また、各措置実施班の所掌業務は、表3-2及び表3-3のとおりとする。

図3-1 町災害対策本部の組織構成



現地災害対策本部長：災害対策本部長が本部員の中より指名

表3-2 町災害対策本部事務

町災害対策本部 事務局の班名	所 掌 事 務
<p>総括・対策班</p> <p>担当課：総務課 班 長：防災消防係長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総括関係業務 <ul style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部員の非常参集に関する事 2 災害対策本部員会議の庶務に関する事 3 災害情報の整理、報告に関する事 4 災害応急対策の基本方針及び総合的災害対策計画に関する事 5 町災害対策本部長が決定した総合的災害対策計画の方針に基づく各班に対する具体的な指示及び連絡調整に関する事 6 災害対策本部事務局他班の所掌に属さない業務に関する事 ○ 災害対策関係業務 <ul style="list-style-type: none"> 1 町が行う災害応急対策の把握及び総合調整に関する事 2 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保等の住民への伝達に関する事 3 避難所開設の指示及び管理の総括に関する事 4 防災関係機関との連絡調整に関する事 <ul style="list-style-type: none"> ① 消防本部と県警察との連絡調整に関する事 ② 他の自治体に対する応援要請、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事 ③ 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事 ④ 消防団及び自主防災組織等に関する事 ⑤ 近隣市町村との連携に関する事 5 県、その他の防災機関の災害対策現地本部との調整に関する事 6 関係機関に対する被災情報の報告に関する事 7 災害救助法の適用に関する事 ○ 渉外関係業務 <ul style="list-style-type: none"> 被災状況や町災害対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等の対外的な広報活動に関する事

町災害対策本部 事務局の班名	所掌事務
<p>庶務第1班</p> <p>担当課：総務課</p> <p>班長：総務係長</p> <p>班長：管財契約係長</p> <p>班長：本郷支所長</p> <p>班長：新鶴支所長</p>	<p>○庶務関係業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 従事職員の非常参集及び動員に関すること 2 従事職員及び家族の安否確認に関すること 3 従事職員の（応援要員を含む）配備調整に関すること 4 従事職員の（応援要員を含む）の勤務ローテーション管理に関すること 5 従事職員の（応援要員を含む）の食料の調達・確保に関すること 6 職員の被災状況の把握に関すること 7 公共施設等町有財産の被害調査及び応急復旧（機能回復）に関すること 8 運送事業者等に対する災害従事車両の派遣要請に関すること 9 公用車の集中配車に関すること。 10 要配慮者への避難情報伝達に関すること 11 要配慮者の避難、安否情報の収集に関すること 12 他自治体職員及び自衛隊等の受入に関すること
<p>庶務第2班</p> <p>担当課：政策財政課</p> <p>班長：財政係長</p> <p>班長：政策企画係長</p> <p>班長：移住定住促進係長</p>	<p>○ 予算関係業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策に係わる予算の措置に関すること 2 災害応急対策に要する経費の経理に関すること 3 国、県との災害応急対策に係わる経費連絡調整に関すること <p>○ 庶務関係業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各地域における要配慮者の避難、安否情報の集約に関すること 2 公共交通機関の被害状況調査に関すること 3 公共交通機関に対する災害従事車両の派遣要請に関すること 4 公共交通手段の確保に関すること 5 復旧（復興）計画に関すること 6 被災者の雇用促進に関すること 7 要配慮者への避難情報伝達に関すること 8 要配慮者の避難、安否情報の収集に関すること 9 本部長の命ずる応急対策に関すること <p>○ その他</p> <p>本部長の命ずる応急対策に関すること</p>
<p>庶務第3班</p> <p>担当課：出納室</p> <p>議会事務局</p> <p>班長：出納係長</p> <p>総務係長（議会）</p>	<p>○ 庶務関係業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策に必要な物資、資機材、事務用品及び備品の調達及び管理、払い出しに関すること 2 支援物資の受入及び供給に関すること 3 町議会との連絡調整に関すること 4 本部長の命ずる応急対策に関すること

町災害対策本部 事務局の班名	所 掌 事 務
<p>情報収集班</p> <p>担当課：政策財政課</p> <p>班 長：デジログ推進係 長</p>	<p>○ 情報収集関係業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報通信機器の機能確保及び整備等に関すること。 2 災害情報等の収集及び集計に関すること <ol style="list-style-type: none"> ① 被災情報（近隣の市町村の状況を含む） ② 避難や救援の実施状況（近隣の市町村の状況を含む） ③ ライフラインの供給状況 ④ 被災地支援情報（ボランティア活動等を含む） 3 避難所避難者名簿の作成に関すること 4 災害情報等の住民への広報に関すること <ol style="list-style-type: none"> ① 災害情報（被災状況及び応急対策の状況等の情報）の提供 ② 気象情報の提供 ③ 避難所及び避難所避難者情報の提供 ④ その他避難生活等に必要な情報の提供 5 町ホームページの更新に関すること 6 災害状況や災害対策本部の活動状況の記録（写真等）の作成及び整理・保存に関すること

表 3 - 3 町災害対策本部各班の所掌業務

課 名	班 名	所 掌 業 務
町民税務課	<p>町税班</p> <p>班長：町税係長</p> <p>納税班</p> <p>班長：納税係長</p> <p>住民戸籍班</p> <p>班長：住民戸籍係 長</p> <p>生活環境班</p> <p>班長：生活環境係 長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策に必要な物資、資機材の輸送に関すること 2 被災者（要配慮者）の輸送に関すること 3 家屋等の被害認定に関すること 4 罹災証明書等の交付に関すること 5 各種申請等統一窓口の設置に関すること 6 申告、納付期限猶予及び減免措置に関すること 7 行方不明者名簿の調整に関すること 8 広域災害時における避難者情報の関係機関への提供に関すること 9 廃棄物（ごみ、し尿）の処理に関すること 10 仮設トイレの設置に関すること 11 防疫活動に関すること 12 家庭動物救護に関すること 13 災害廃棄物処理に関すること 14 災害に伴う環境汚染対策に関すること 15 本部長の命ずる応急対策に関すること

課 名	班 名	所 掌 業 務
健康ふくし課	社会福祉班	1 所管施設の被害状況調査及び応急対策に関すること
	班長：社会福祉係長	2 要配慮者の援護に関すること
	高齢者支援班	3 所管施設避難所の開設に関すること
	班長：高齢者支援係長	4 被災者に対する食料救援体制の確立に関すること
	保険年金班	5 民生委員及び児童委員への協力要請に関すること
	班長：保険年金係長	6 社会福祉協議会との連携及び協力要請に関すること
	保険収納班	7 ボランティアセンターとの連携に関すること
	班長：保険収納係長	8 死亡者の収容、処理等に関すること
	健康増進班	9 被災者に対する福祉相談に関すること
	班長：健康増進係長	10 各種申請統一窓口の設置に関すること
	こども家庭支援班	11 災害弔慰金等の支給に関すること
	班長：こども家庭支援係長	12 災害援護資金等の貸付に関すること
		13 被災者生活再建支援金に関すること
		14 義援金の配分調整及び給付に関すること
		15 各種手当・助成制度に係る所得制限の特例に関すること
		16 災害障害見舞金の支給に関すること
		17 給付事業等における自己負担額の支払猶予及び減免措置に関する こと
		18 各種申請統一窓口の設置に関すること
		19 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料等の納付期限猶予及び減 免措置に関すること
		20 介護保険料の納付期限猶予及び減免措置に関すること
		21 医療機関の被害調査に関すること
		22 県、医師会、医療機関との連携に関すること
		23 医療救護班の設置及び医療救護活動に関すること
		24 重軽傷者名簿の作成に関すること
		25 保健衛生用資機材及び防疫用薬剤の調達に関すること
		26 保健医療情報の収集に関すること
		27 保健衛生活動の実施に関すること
		28 被災者の入浴支援に関すること
		29 防疫の指導及び実施に関すること
		30 被災者に対する栄養指導に関すること
		31 被災者の精神保健指導に関すること
		32 被災世帯訪問による被災状況の把握及び相談、支援に関すること
		33 本部長の命ずる応急対策に関すること

課名	班名	所掌業務
産業振興課・ 農業委員会 事務局	農政班 班長：農政係長 森林環境対策班 班長：森林環境対策係長 総務班 班長：総務係長 商工観光班 班長：商工観光係長	1 農林業の被害状況調査及び応急対策の実施、被害状況の取りまとめに関すること 2 所管施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること 3 所管施設避難所の開設に関すること 4 主要食糧の調達に関すること 5 農林関係機関・団体との連絡調整に関すること 6 農作物の病虫害防除に関すること 7 家畜伝染病の予防及び防疫並びに家畜飼料の調達に関すること 8 農林業資金支援制度等に関すること 9 農地等の災害復旧に関すること 10 農道、林道等の災害復旧に関すること 11 被災農業者へ対する農業救済措置に関すること 12 農地転用の特例に関すること 13 商工業の被害状況調査に関すること 14 商工会との連携に関すること（応急対策のための食糧品、毛布、生活必需品の調達等） 15 商工関係機関・団体に対する災害関連情報の提供に関すること 16 中小企業支援制度等に関すること 17 本部長の命ずる応急対策に関すること

課名	班名	所掌業務
建設水道課	管理班 班長：管理係長 建設班 班長：建設係長 上下水総務班 班長：上下水道総務係長 上下水道班 班長：上下水道係長	1 所管施設の被害状況調査及び応急対策に関すること 2 公営住宅入居者の安全確保に関すること 3 所管施設避難所の開設に関すること 4 住宅被災者の公営住宅への特例入居に関すること 5 避難者用民間借上住宅に関すること 6 被災建築物の応急危険度判定に関すること 7 被災宅地の危険度判定調査に関すること 8 被災建築物の応急修理に関すること 9 被災住宅の修繕費補助等に関すること 10 災害復興住宅融資の斡旋に関すること 11 道路・河川・土木施設等に係る被害状況の収集及び復旧に関する こと 12 実施事業の被害調査及び応急対策に関すること 13 水防活動及び応急活動に関すること 14 土砂災害警戒区域等の点検に関すること 15 避難道路、緊急輸送路の確保に関すること 16 建設業者との連携に関すること 17 応急対策用資機材の調達に関すること 18 応急仮設住宅の建設に関すること 19 上下水道使用料の納付猶予及び減免措置に関すること 20 負担金、分担金等の納付猶予及び減免措置に関すること 21 飲料水の確保及び供給に関すること 22 飲料水の水質検査に関すること 23 給水設備業者との連携に関すること 24 排水設備業者との連携に関すること 25 本部長の命ずる応急対策に関すること

課名	班名	所掌業務	
こども教育課	教育総務班 班長：総務係長	1 園児・児童・生徒の安全対策の実施に関する事 2 被災した園児・児童・生徒の保護、救護に関する事	
	こども教育班 班長：こども教育係長	3 園児・児童・生徒の被災状況調査に関する事 4 所管施設の被害状況調査及び応急対策に関する事 5 保育実施及び授業継続の是非の決定に関する事 6 保護者会・PTA 連絡会への協力要請及び連絡調整に関する事 7 被災者に対する保育料の猶予及び減免に関する事 8 所管施設避難所の開設に関する事 9 主要食料の炊き出しに関する事（学校給食センター） 10 児童生徒のメンタルヘルスケアに関する事 11 応急教育の実施に関する事 12 教科書及び学用品の供給、配食に関する事 13 本部長の命ずる応急対策に関する事	
	生涯学習課	総務班 班長：総務係長	1 所管施設の被害状況調査及び応急対策に関する事 2 所管施設避難所の開設に関する事
		生涯学習班 班長：生涯学習係長	3 文化財の被害状況調査及び応急対策に関する事 4 本部長の命ずる応急対策に関する事
		文化班 班長：文化係長	
	会津美里町消防団		1 水防活動に関する事 2 避難・救助活動に関する事 3 被害状況の収集に関する事 4 死者・行方不明者の捜索に関する事 5 警戒区域内のパトロールに関する事 6 本部長の命ずる応急対策に関する事

職員相互の協力及び応援要請

災害対応に人員が不足する各班は、同じ課に所属する他の班から応援を受けるものとする。この場合において、同じ課に属する他の班から応援を受けることができないときは、他の課から応援を受けるものとする。

また、町の組織の全体をもってしてもなお人員が不足すると判断されるときは、県及び応援協定締結市町村等他の自治体に職員の派遣を要請する。

6 町災害対策本部等の設置場所

町災害対策本部等の通常の設置場所及び代替の設置場所等は表3-4によるものとし、本部設置の決定があれば直ちに使用できるようにしておくものとする。

また、平常時より町災害対策本部の活動に必要な資機材等の整備に努める。

表3-4 町災害対策本部等の設置場所

設置区分	設置場所	代替設置場所
災害対策本部	本庁舎 大会議室（2階）	新鶴庁舎 大会議室（2階）
プレスルーム	本庁舎 庁議室（2階）	新鶴庁舎 第1会議室（3階）
自衛隊等連絡班室	本庁舎 206会議室（2階）	新鶴庁舎 第2会議室（3階）

7 町災害対策本部員会議

- (1) 町災害対策本部員は会議の招集を必要と認めるときは、町災害対策本部事務局長（総務課長）にその旨を申し出るものとする。
- (2) 町災害対策本部員は、所掌事務に関する必要な資料を会議に提出するものとする。
- (3) 町災害対策本部長が必要と認める場合、国の職員その他町職員以外の者を町災害対策本部員会議に出席させることができる。

8 本部連絡員

防災活動に即応した体制を確立し、所掌事務の円滑な遂行を図るため各課に本部連絡員を置く。

- (1) 本部連絡員は、各課長の指名するものをもってあてる。
- (2) 本部連絡員は、本部事務局に常駐し、災害応急対策の推進に当たるものとする。
- (3) 本部連絡員は、積極的に相互協力を行い被害及び災害対策に関する全般の情報、資料の収集及びその整備に努めるものとする。

9 町現地災害対策本部の設置

町災害対策本部長は、災害の規模、その他の状況により特に必要があると認めるときは、町災害対策本部員の中から町現地災害対策本部長を指名し、名称、所管区域及び設置場所を定めて町現地災害対策本部を設置することができる。

なお、町現地災害対策本部の組織、事務分掌等は、その都度、町災害対策本部長が定める。

第3 災害救助法が適用された場合の体制

町は、町に災害救助法が適用された場合は、知事の指揮を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施し、又は県が行う救助事務の補助をする。この場合における町の救助体制についても、町は県の指導によりあらかじめ定める。

第4 部隊間の活動調整

災害現場で活躍する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活躍する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第2節 職員の動員配備

災害発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。

このため、職員の配備基準を明確にするとともに、職員動員伝達方法、自主参集の基準等を明確にしておく必要がある。

第1 配備基準

町長は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、表3-5の基準に基づき必要な体制を構築する。

表3-5 配備基準

配備体制	配備内容	配備時期
事前配備	主に情報の収集及び連絡のため、総務課（防災情報係）及び建設水道課、産業振興課の少数の人員をもってあたる。	1 大雨、台風、降雪期において、次の気象注意報の1以上が発令され、なお警報の発表が予想される ときで、総務課長が配備を決定したとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 強風注意報 (4) 大雪注意報 (5) 風雪注意報 2 その他特に総務課長が必要と認めたとき。
警戒配備	事前配備における人員に、災害に関する情報収集、連絡及び広報活動を円滑に行うために必要とする関係各課の人員を加えた体制とする。	1 大雨、台風、降雪期において、次の各警報の1以上が発令されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 暴風警報 (4) 大雪警報 (5) 暴風雪警報 2 土砂災害警戒情報による警戒対象地域となったとき。 3 その他特に総務課長が必要と認めたとき。
特別警戒配備 【災害対策本部体制】	災害対策本部の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡、広報活動及び応急対策を実施する体制とする。	1 大雨、暴風、洪水等の警報が複数発表され、広範囲かつ大規模に災害の発生が予想される とき、又は被害が発生したとき。 2 気象に関する特別警報が発表されたとき。 3 その他特に町長が必要と認めたとき。
非常配備 【災害対策本部体制】	災害対策本部の組織及び機能の全てを挙げて情報の収集、連絡、広報活動及び応急対策にあたる体制とする。	1 大規模又は複数の激甚な災害が発生し、広範囲な応急対策が必要と認められるとき。 2 その他特に町災害対策本部長が必要と認めたとき。

第2 職員の配備体制

- 1 事前配備、警戒配備にかかわる指揮監督は、総務課長が行う。
- 2 特別警戒配備、非常配備にかかる指揮監督は、町災害対策本部長が行う。
- 3 町長は、非常配備体制を決定したときは直ちに町災害対策本部を設置し、町災害対策本部総括・対策班員を通じて町災害対策本部員に連絡する。

第3 配備人員

町災害対策本部における配備人員は、所属長があらかじめ定める配備編成計画（別表）において、一日三交代を基本として、配備体制別に定める。

なお、災害の状況、特殊性を考慮して、災害対策本部長の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。その際、職員配備のローテーション等に配慮する。

配備要員については、勤務時間外に災害が発生した場合の交通の混乱・途絶等の事態を考慮して、庁舎までの距離、担当業務等を勘案して、あらかじめ所属長が指定しておくものとする。

第4 動員伝達方法

動員の伝達は、総務課長より町災害対策本部事務局庶務第1班員を通じてあらかじめ定められたルートにより、一般加入電話または携帯電話、メール等により行う。

このほか、一般加入電話不通者等に対しては防災情報システム放送を利用し伝達する。

第5 非常参集等

- 1 配備編成計画に基づき指定された職員は、勤務時間外、休日等において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、上記第4の動員伝達の有無にかかわらず、直ちに所属又はあらかじめ指定された場所に参集し配備につく。

なお、参集途上においては、必要に応じて目視などによる被害状況の収集を行い、配備体制に基づき、所属において警戒配備体制下までにあつては総務課防災消防係、特別警戒配備、非常配備体制下にあつては町災害対策本部事務局総括・対策班に直ちに報告するものとする。

- 2 日直員及び宿直代行員は、県及びその他関係機関から警戒配備に該当する気象通報、又は地域内における災害情報を受けたときは、直ちに総務課長へ通報するものとする。

第6 職員配備状況の報告と安否確認の実施

各班長は、班員の参集状況を、所属長を通じて町災害対策本部事務局庶務第1班に報告する。町災害対策本部長は、全体の配備状況を考慮し、応援を必要とする班があると認める時は、所属長を通じて、各班長に応援の指示を行う。

また、各所属長は、所属職員や家族の安否確認を併せて行うこととし、その状況を町災害対策本部事務局庶務第1班に報告する。

(別表)

警戒配備・特別警戒配備・非常配備体制の配備編成計画

課 名	班 名	配 備 人 員 の 数			
		事 前 配 備	警 戒 配 備	特別警戒配備	非 常 配 備
総 務 課	総括・対策班（防災消防係）	2	全員	全員	全員
	庶務第1班（総務係、管財契約係、支所）		2	全員	全員
政 策 財 政 課	庶務第2班（財政係、政策企画係、移住定住促進係）		4	全員	全員
	情報収集班（デジログ推進室）		2	全員	全員
出 納 室	庶務第3班		1	全員	全員
議 会 事 務 局			1		
町 民 税 務 課	町税班（町税係）		5	8	全員
	納税班（納税係）				
	住民戸籍班（住民戸籍係）				
	生活環境班（生活環境係）				
健 康 ふ く し 課	社会福祉班（社会福祉係）		6	12	全員
	高齢者支援班（高齢者支援係）				
	保険年金班（保険年金係）				
	保険収納班（保険収納係）				
	健康増進班（健康増進係）				
	こども家庭支援班（こども家庭支援室）				
産 業 振 興 課 農業委員会事務局	農政班（農政係）	2	6	10	全員
	森林環境対策班（森林環境対策室）				
	商工観光班（観光係）				
	総務班（総務係）				
建 設 水 道 課	管理班（管理係）	4	7	13	全員
	建設班（建設係）				
	上下水総務班（上下水道総務係）				
	上下水道班（上下水道係）				
こ ども 教 育 課	教育総務班（総務係）		2	6	全員
	こども教育班（こども教育係）				
	給食センター班（給食センター）				
生 涯 学 習 課	総務班（総務係）		3	6	全員

	生涯学習班（生涯学習係）				
	文化班（文化係）				
	公民館班（公民館、生涯学習センター）				

この配備編成計画は、所属長があらかじめ定める。

第3節 災害情報の収集伝達

(総務課、政策財政課、産業振興課、建設水道課、こども教育課、生涯学習課、各課施設管理者、会津若松警察署、消防本部、防災関係機関)

町内に風水害等の災害が予想される時は、予・警報等の関係情報を迅速かつ確実に伝達する。
また、災害が発生した場合、災害状況調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであり、迅速・的確に行う必要がある。

第1 気象特別警報・警報・注意報等について

1 定義と種類

(1) 定義

- 予報 : 観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。
- 特別警報 : 大雨、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。
- 警報 : 大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。
- 注意報 : 大雨、洪水、大雪、強風、風雪、乾燥等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。
- 情報 : 気象等の予報に関係のある台風・その他異常気象等について、その実況や推移を説明するもの。

(2) 種類

ア 特別警報

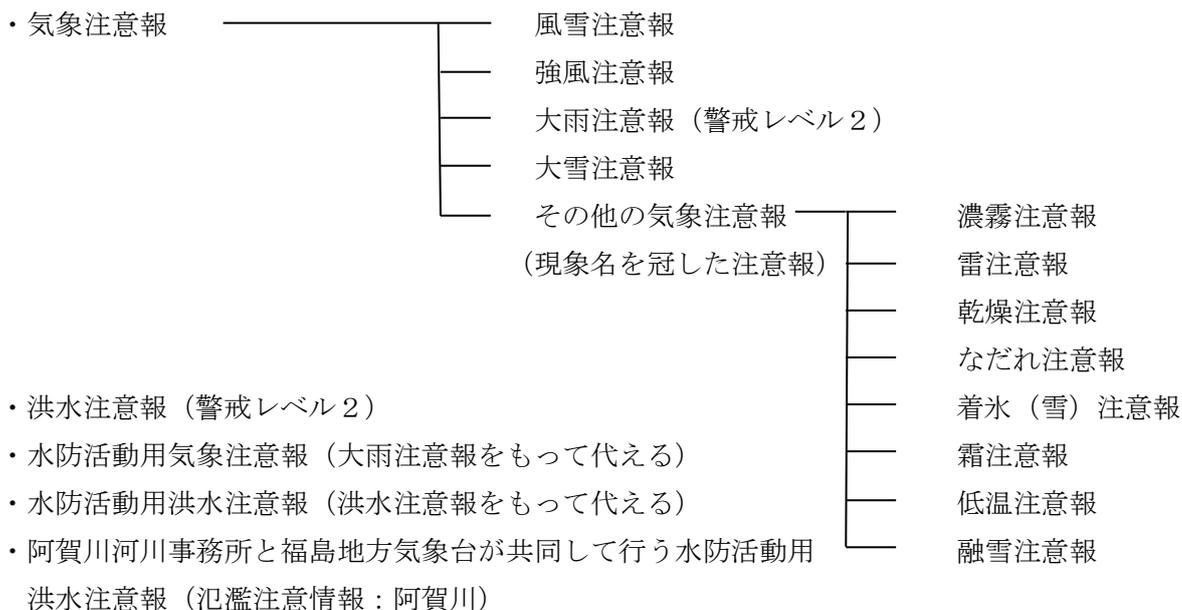
- ・気象特別警報
 - 大雨特別警報 (警戒レベル5相当)
 - 大雪特別警報
 - 暴風特別警報
 - 暴風雪特別警報

イ 警報

- ・気象警報
 - 暴風警報
 - 暴風雪警報
 - 大雨警報 (警戒レベル3相当)
 - 大雪警報

- ・洪水警報 (警戒レベル3相当)
- ・水防活動用気象警報 (大雨警報または大雨特別警報をもって代える)
- ・水防活動用洪水警報 (洪水警報をもって代える)
- ・阿賀川河川事務所と福島地方気象台が共同して行う水防活動用洪水警報 (氾濫警戒情報及び氾濫危険情報並びに氾濫発生情報：阿賀川)

ウ 注意報



（注1）土砂崩れ特別警報・土砂崩れ警報・土砂崩れ注意報は、その特別警報・警報・注意報事項を気象特別警報・気象警報・気象注意報に含めて行う。

（注2）浸水警報及び注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

エ 情報

(ア) 福島県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかけるなかで、重大な災害が差し迫った場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記載せず、見出しのみの福島県気象情報が発表される場合もある。

なお、大雨特別警報が発表された場合は、その内容を補足する「記録的な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。

また、大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることを見込まれる場合、「顕著な大雪に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(イ) 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当）

県と福島地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、町長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう発表される。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるか等、すでに実施済みの措置の内容を再点検し、その結果、必要に応じて避難指示等の対象地域の拡大等のさらなる措置を検討する必要がある。

(ウ) 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている場合に、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。

(エ) 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、福島県気象情報の一種として発表する。

(オ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、一次細分区域単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から約1時間である。

(カ) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの気候給の現象の可能性が「高」、「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位で2日先から5日先にかけては、日単位で週間天気予報の対象区域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して「高」又は「中」が予想されている場合は災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(キ) キキクル（危険度分布）

大雨による土砂災害・浸水害・洪水災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新され、刑法や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）がある。

オ その他

・火災気象通報

消防法第22条第1項の規定に基づく気象情報の通報は、おおむね次のとおりとする。

火災気象通報（乾燥）： 実効湿度60%以下、最小湿度40%以下で平均風速8m/sを超える見込みの場合。

火災気象通報（強風）： 平均風速12m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みの場合。
ただし、降雨・降雪中は通報しない場合もある。

林野火災注意報及び警報は以下の基準に基づくものとする。

林野火災注意報：

(1) 前日までの3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下のとき

(2) 前日までの3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表されたとき

林野火災警報： 林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表されたとき

2 注意報・警報・特別警報等の発表基準

(1) 発表基準

ア 注意報

表3-6 注意報の発表基準（会津美里町）

大 雨	表面雨量指数基準 6 土壌雨量指数基準 67
洪水	雨量基準 1時間雨量 30mm 流域雨量指数基準 宮川流域=20.1、佐賀瀬川流域=7.7、氷玉川流域=8、藤川流域=6.5 複合基準 宮川流域=(5, 20.1)、氷玉川流域=(5, 6.4)、藤川流域=(5, 5.2)
強 風	平均風速 12m/s
風 雪	平均風速 12m/s 雪を伴う
大 雪	降雪の深さ 平地 12時間降雪の深さ 20cm 山沿い 12時間降雪の深さ 30cm
雷	落雷等により被害が予想される場合。
融 雪	融雪により被害が予想される場合。
濃 霧	視程 100m
乾 燥	①最小湿度 40%、実行湿度 60%で風速 8m/s 以上 ②最小湿度 30%、実行湿度 60%
な だ れ	①24時間降雪の深さが 40cm 以上 ②積雪 50cm 以上で日平均気温 3℃以上の日が継続
低 温	夏期：最高、最低、平均気温のいずれかが平年より 4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：会津の平地：最低気温-12℃以下、または-9℃以下の日が数日続く
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気 2℃以下（早霧期は農作物の育成を考慮し実施する）
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合
林野火災	(1) 前日までの3日間の合計降水量が 1mm以下、かつ、前 30 日間の合計降水量が 30mm以下のとき (2) 前日までの3日間の合計降水量が 1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表されたとき

イ 警報・記録的短時間大雨情報

表3-7 警報・記録的短時間大雨情報の発表基準（会津美里町）

大 雨	浸水害 表面雨量指数基準 11 土砂災害 土壌雨量指数基準 100
洪水	流域雨量指数基準 宮川流域=25.2、佐賀瀬川流域=9.7、氷玉川流域=10、藤川流域=8.2 複合基準 氷玉川流域=(5, 9) 指定河川洪水予報による基準 阿賀川[馬越]
暴 風	平均風速 18m/s

暴風雪	平均風速 18m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ 平地 12 時間降雪の深さ 40cm 山沿い 12 時間降雪の深さ 50cm
記録的短時間大雨情報	一時間雨量 100mm
林野火災	林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表されたとき

注) 平地：標高が概ね 300m未満 山沿い：標高が概ね 300m以上

注) 林野火災注意報・警報の発令期間は 1 月 1 日～5 月 31 日までとし、対象区域は森林及び森林から 1 km の範囲とする。（積雪がある区域を除く）

ウ 特別警報

表 3-8 特別警報の発表基準

大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

エ 指定河川洪水予報

- (ア) 氾濫注意情報（洪水注意報）は、基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇するおそれがあるときに発表する。
- (イ) 氾濫警戒情報（洪水警報）は、基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。
- (ウ) 氾濫危険情報（洪水警報）は、基準地点の水位が氾濫危険水位に到達した時に発表する。
- (エ) 氾濫発生情報（洪水警報）は、洪水予報区間内で氾濫が発生したときに発表する。
- (オ) 基準地点と基準水位

表 3-9 指定河川における基準地点と基準水位

河川名	水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
阿賀川	馬越	3.40m	3.90m	5.00m	6.60m	8.60m

注) ・氾濫注意水位：河川の氾濫による洪水の際の水防体制を整えるなど、災害の発生を警戒すべき水位

・避難判断水位：氾濫注意水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位

オ 土砂災害警戒情報

大雨警報又は大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づく予測雨量が、1km メッシュごとに設定した土砂災害発生危険基準線に到達したとき、又は到達するおそれがあるときに県と気象台が対象地域ごとに発表する。

3 町における気象警報・注意報及び情報等の取り扱い

- (1) 福島地方気象台から県を経て町に通知される気象業務法及び消防法に基づく、気象警報、注意報、情報及び火災のための気象通報（以下「気象通報等」という。）は総務課・防災消防係が受領する。
- (2) 受領した気象通報等は、速やかに関係する課へ伝達を行う。

特に気象業務法に基づく霜注意報は、産業振興課へ伝達し、産業振興課は関係先に連絡する。なお、夜間・休日において霜注意報の発表があった場合は、宿・日直者は霜注意報の内容を日誌に記録し、あらかじめ定められた産業振興課担当者へ連絡を行う。

第2 その他の情報の伝達

1 水位周知河川における情報の伝達

指定河川に比べて流域面積が小さく、洪水予報を行う時間的余裕のない河川で、経済上重大又は相当な損害が生じるおそれのある河川として、福島県知事が「水位周知河川」に指定する町内の河川は、表3-10のとおりである。

県は、水位周知河川沿いの住民が避難準備及び避難が的確に行えるよう、浸水想定区域を指定するとともに避難判断水位及び量水標管理者を定め、量水標管理者は、氾濫注意水位を超えている間はその水位状況を公表する。

町は、避難準備又は避難を促すため、直ちに公表された水位状況を浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設に連絡するとともに、浸水想定区域内の住民に伝達する。

表3-10 水位周知河川における基準地点と基準水位

河川名	水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
宮川	高田	1.2m	1.6m	—	1.75m	2.72m
	新屋敷 新田	1.2m	2.3m			
	開津	1.8m	2.3m	3.31m	3.51m	3.51m

2 その他の情報の伝達

異常気象により状況が刻々と変化し、災害発生が懸念される現地の情報が総務課・防災消防係以外の他課に関係機関又は地域住民から寄せられた場合は、連絡を受けた他課の職員は速やかに総務課・防災消防係員へ連絡し情報の共有化を図るとともに、総務課・防災消防係員は必要に応じて関係機関及び住民に情報を伝達する。

第3 被害状況等の収集、報告

1 被害調査

町は、災害が発生した場合、直ちに町内の被害状況について調査を行う。

町災害対策本部事務局及び各措置実施班は、所管事項に基づき早期かつ適切に被害の調査を実施し、被害状況の把握に努める。

なお、被害状況の収集に当たっては、下記の点に留意して行う。

(1) 被害報告の収集は、災害発生の初期においては、人的被害及び住民の生活維持に直接関係する住家、医療衛生施設、電力・水道・通信等の生活関連施設の被害の状況を優先して収集するものとする。

また、職員の情報収集活動だけでは対応が困難であるため、消防団、自主防災組織、自治会へ情報収集活動を依頼する。

(2) 上記の災害の規模・状況が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設、その他の被害状況を速やかに調査・収集するものとする。

2 被害状況の掌握

各措置実施班において調査収集された被害状況は、本部連絡員を經由して町災害対策本部事務局情報収集班に報告する。

なお、被害が累増する見込みのときは、集計日時を明確にし、随時報告する。

また、町災害対策本部事務局情報収集班は、記録・集計された被害情報を随時、町災害対策本部事務局総括・対策班を通じ、災害対策本部に報告する。

県及び町は災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとし、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努める。

3 県（及び国）に対する被害状況等の報告方法

(1) 被害状況等の報告

町（町災害対策本部事務局総括・対策班）及び防災機関による被害状況等の報告は、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた順から、町→県→国へと、有線又は無線通信等、最も迅速確実な手段により行う。

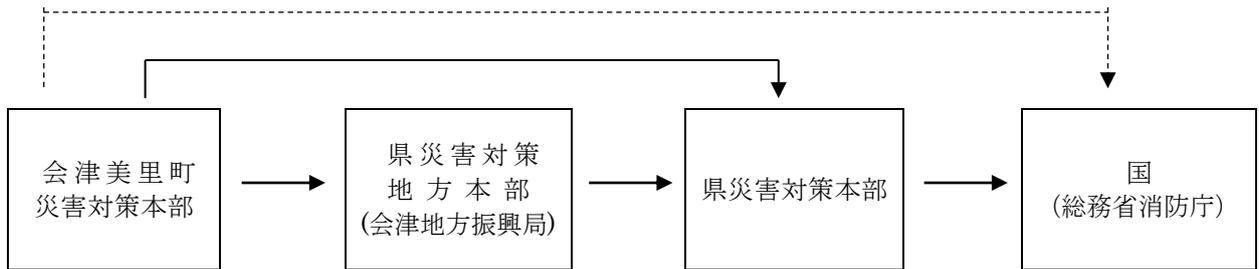
ア 県への報告に当っては、「福島県総合防災情報システム」により行うことを基本とし、県災害対策地方本部及び県災害対策本部で入力内容の確認を行う。

イ 被災等により福島県総合防災情報システムが使用できない場合、町は電話、FAX、電子メール等により県災害対策地方本部へ被害状況を報告するものとする。

ウ なお、いずれの場合においても、町が県へ報告することができない場合は、直接、国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行うものとする。

エ 町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、行方不明となった者について、警察等関係機関の協力を基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡するものとする。

図3-3 被害状況の報告系統図



【電話・FAXによる被害状況の報告先】

(2) 消防機関に対し通報が殺到した場合の措置

大規模な災害等により、火災が多発、あるいは多くの死傷者等が発生し消防機関への通報が殺到する場合は、町は、その状況を直ちに災害対策本部情報班及び国（総務省消防庁）に報告する。

(3) 県及び国へ対する被害状況の報告先については、毎年度県で作成する「情報連絡ルート集」によるものとする。

4 県に対する被害区分別報告系統

被害区分別の報告系統は以下の図3-4から図3-12のとおりとする。

図3-4 人的被害、建物被害等

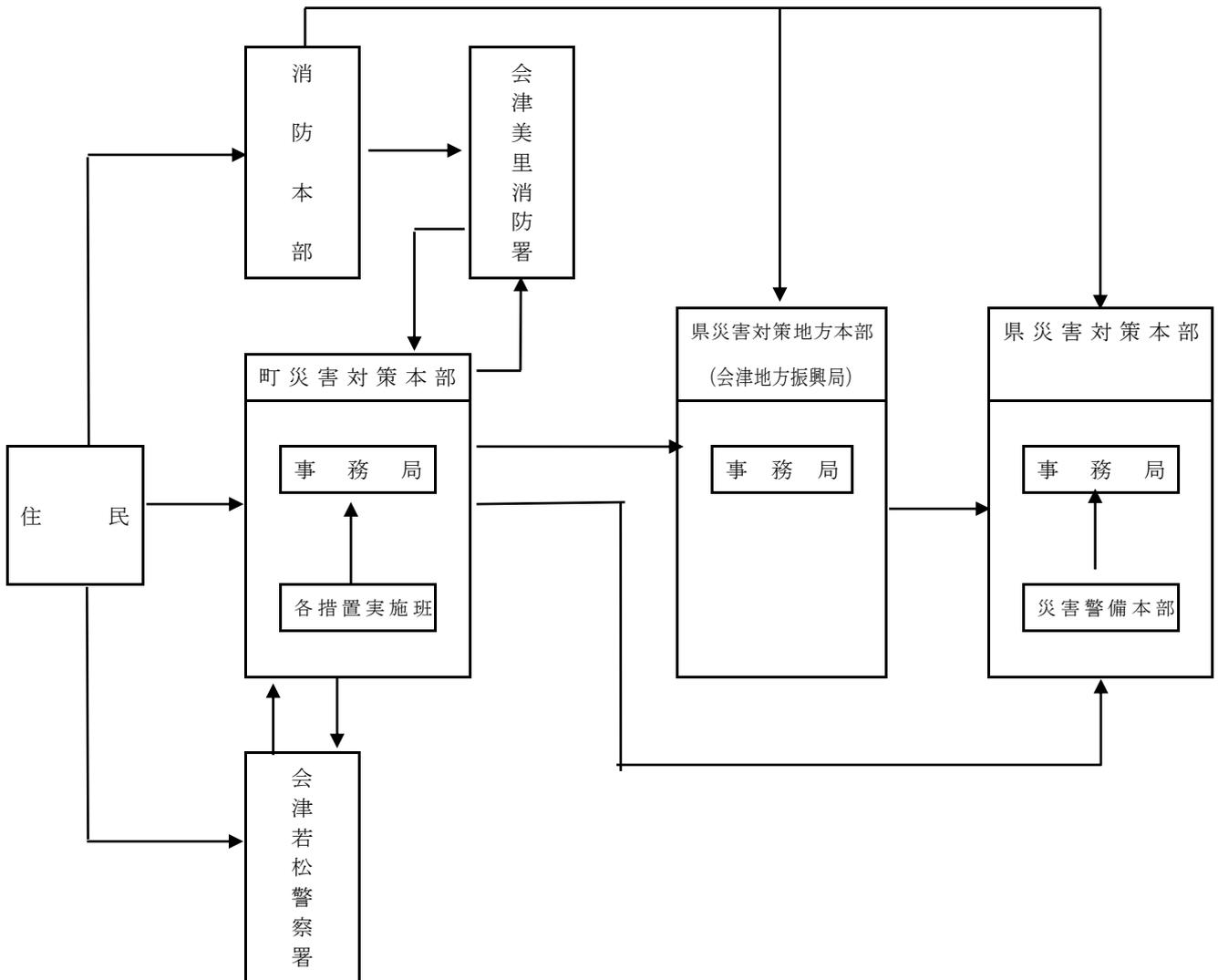


図3-5 文教施設被害

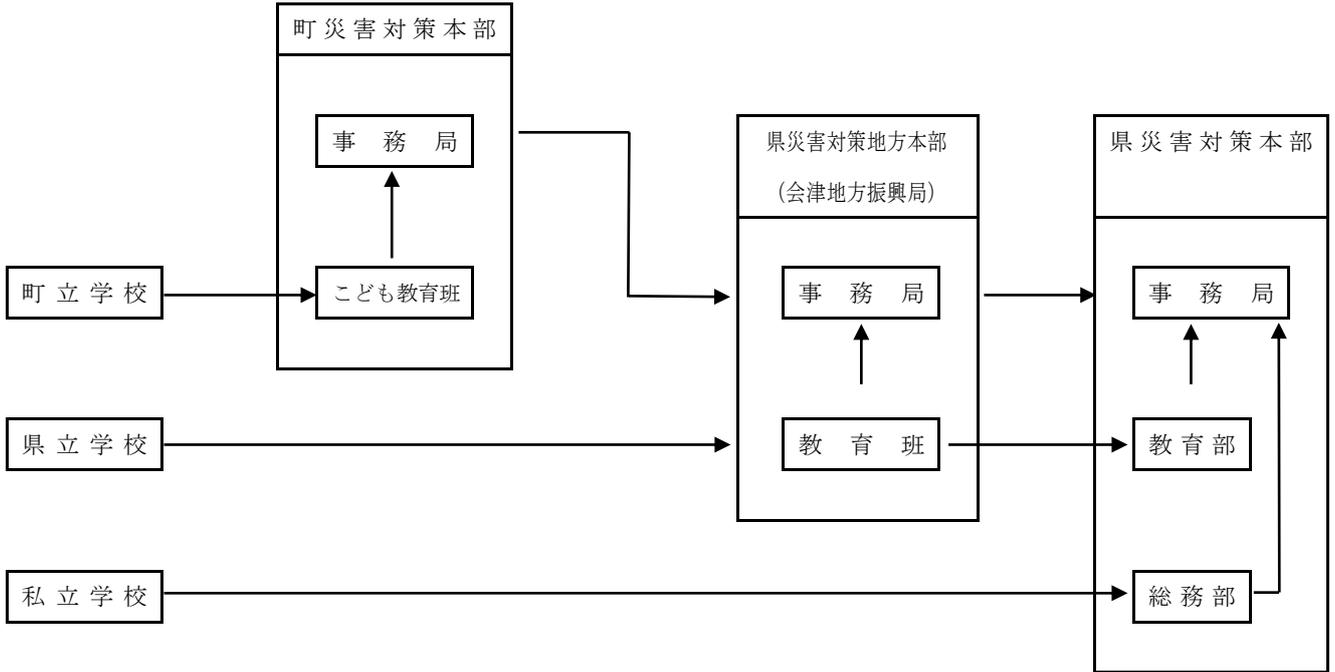


図3-6 道路、橋梁被害

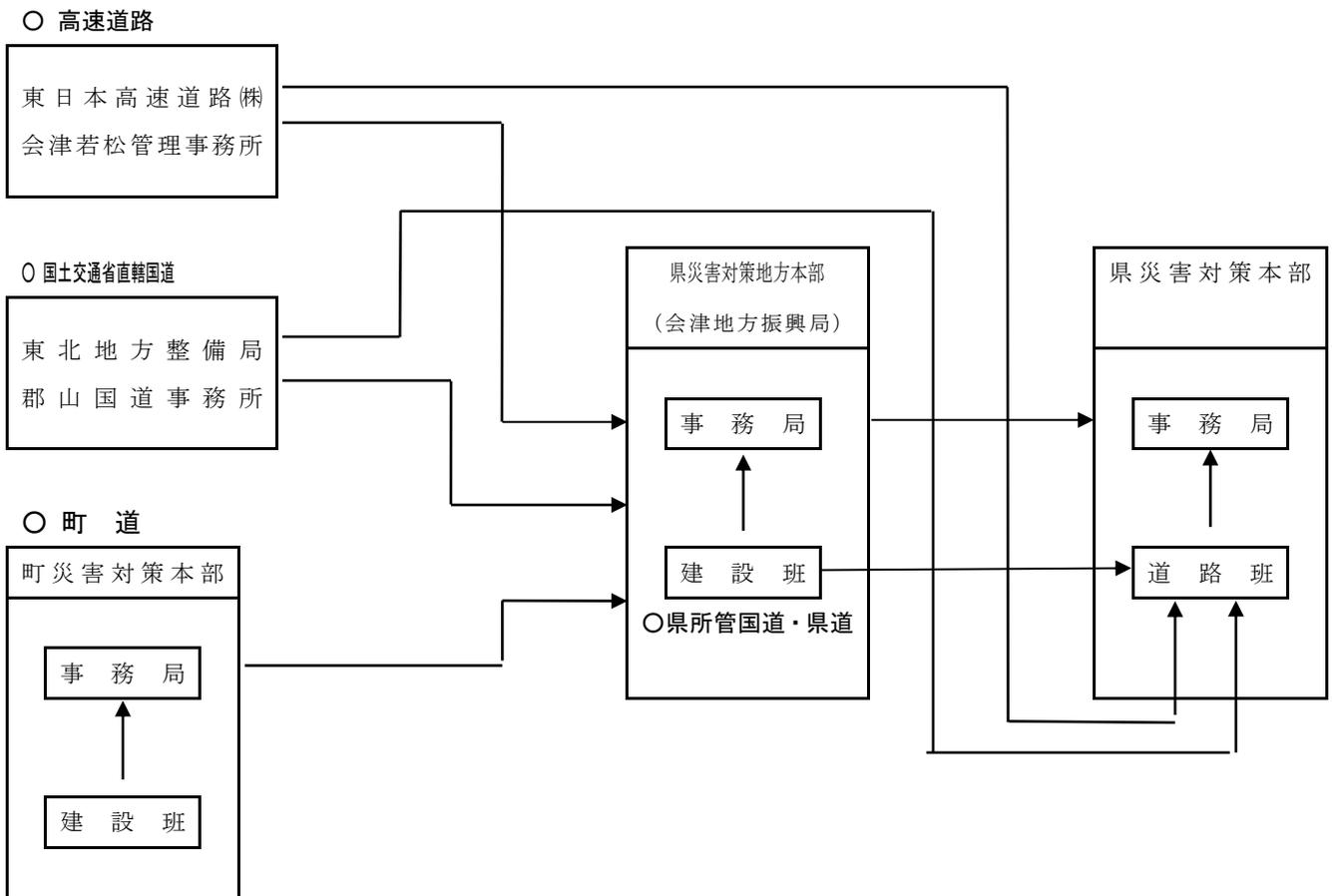


図3-7 河川災害、その他水害被害

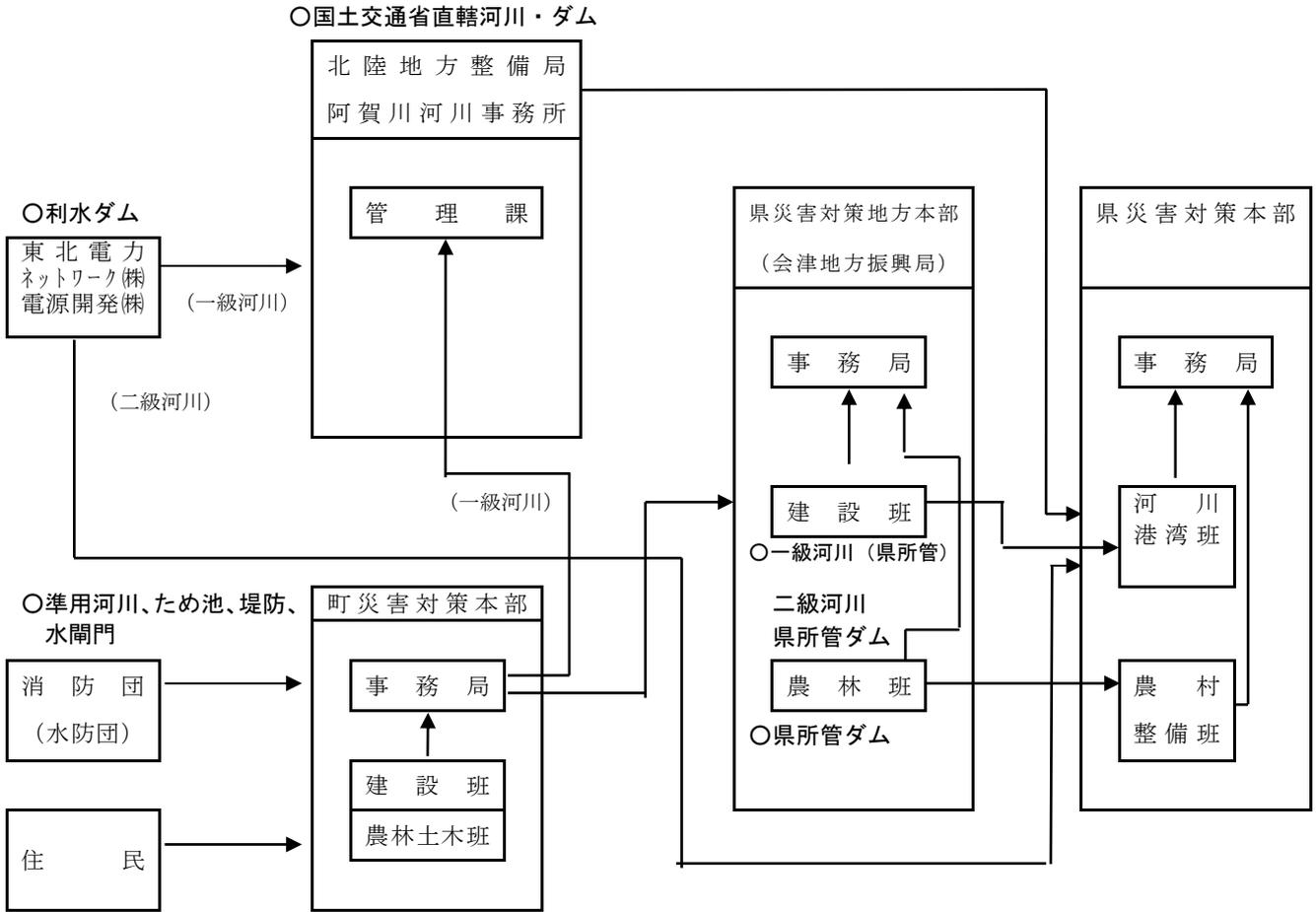


図3-8 農産被害、畜産被害

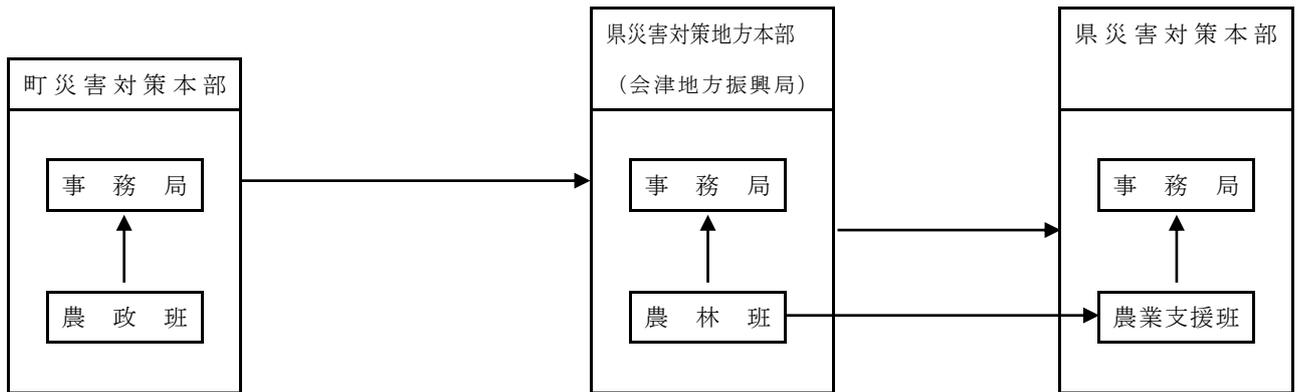


図3-9 森林被害

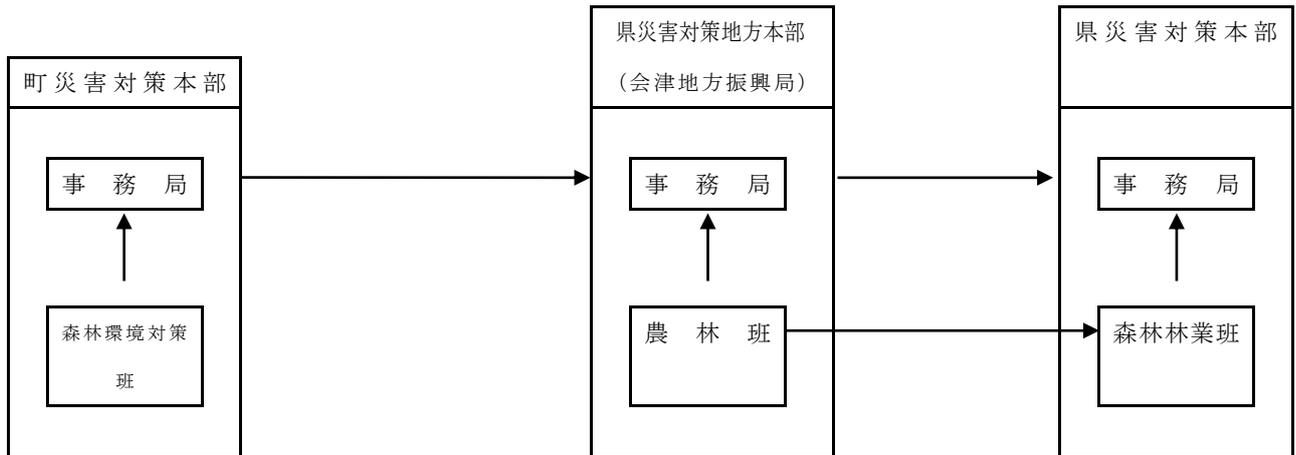


図3-10 砂防関係施設の被害及び土砂災害、雪崩災害の被害

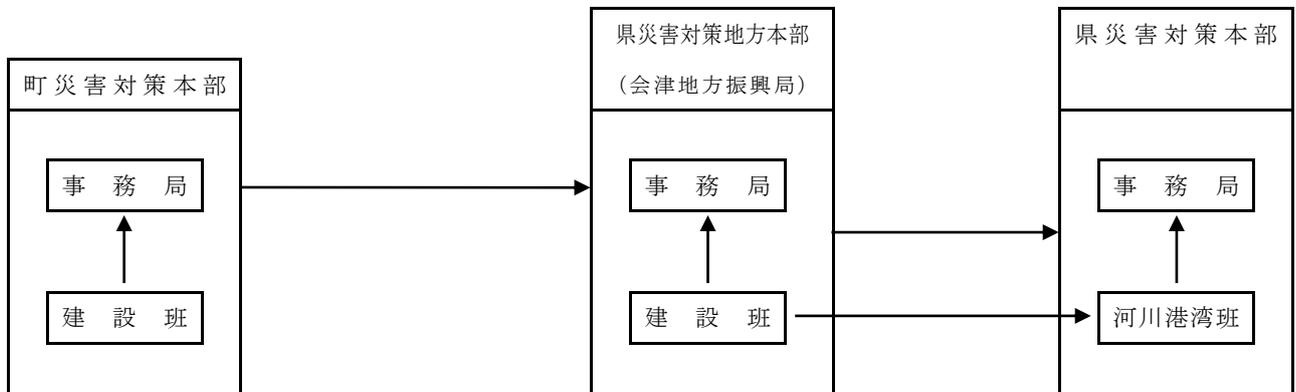


図3-11 水道施設被害

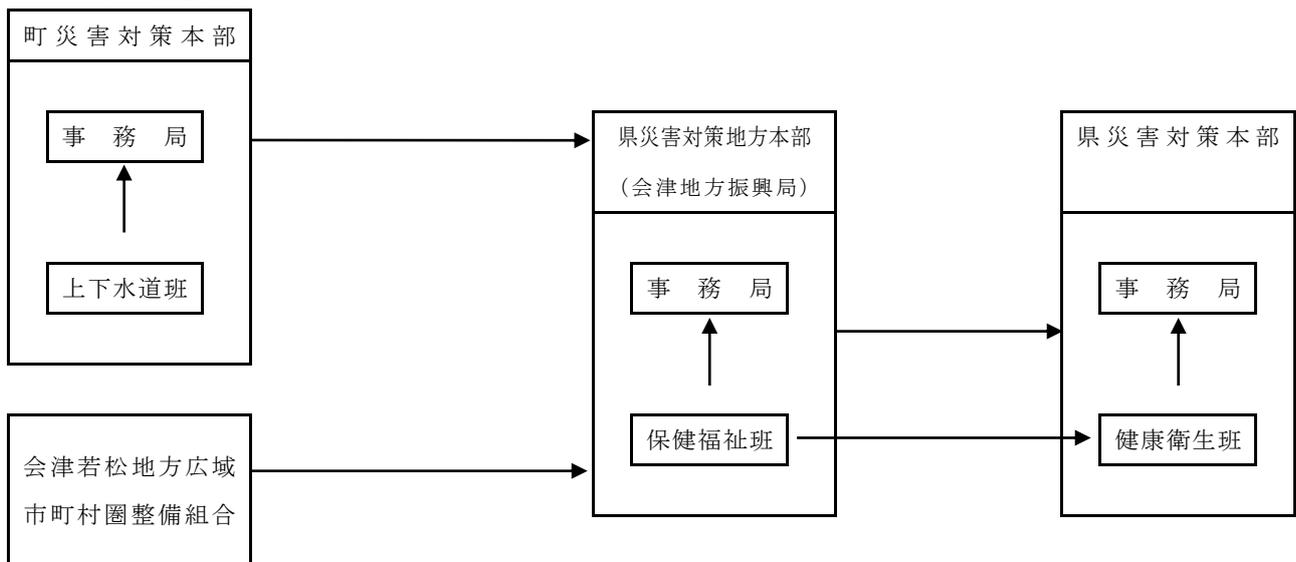
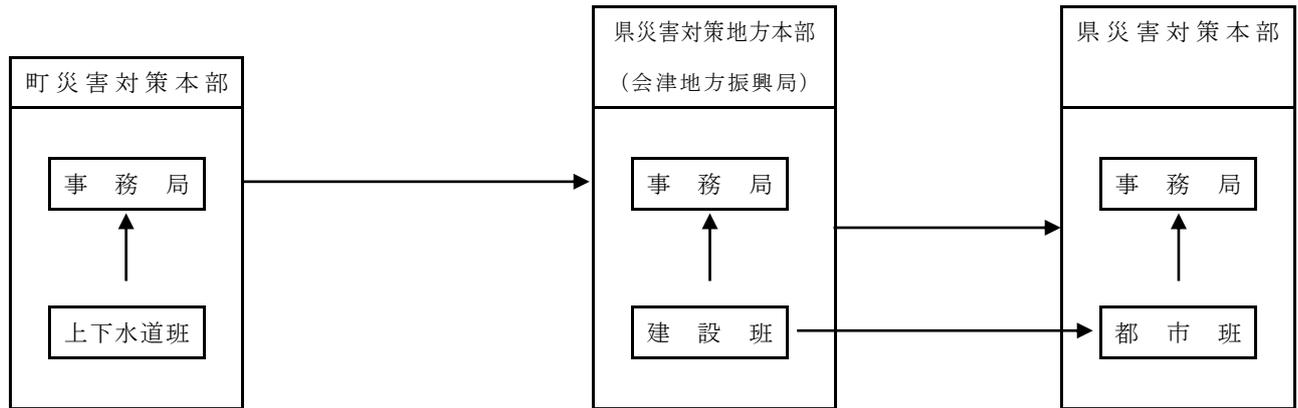


図3-12 下水道施設被害



5 県に対する報告の種類等

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

町が行う報告の種類及び様式は次のとおりである。

(1) 報告の種類

ア 概況報告（被害即報）

被害が発生した場合に直ちに行う報告

イ 中間報告

被害状況を掌握した範囲でその都度行う報告。なお、被害が増加する見込みのときは、集計日時を明記するものとする。

ウ 確定報告

被害の状況が確定した場合に行う報告

(2) 報告の様式

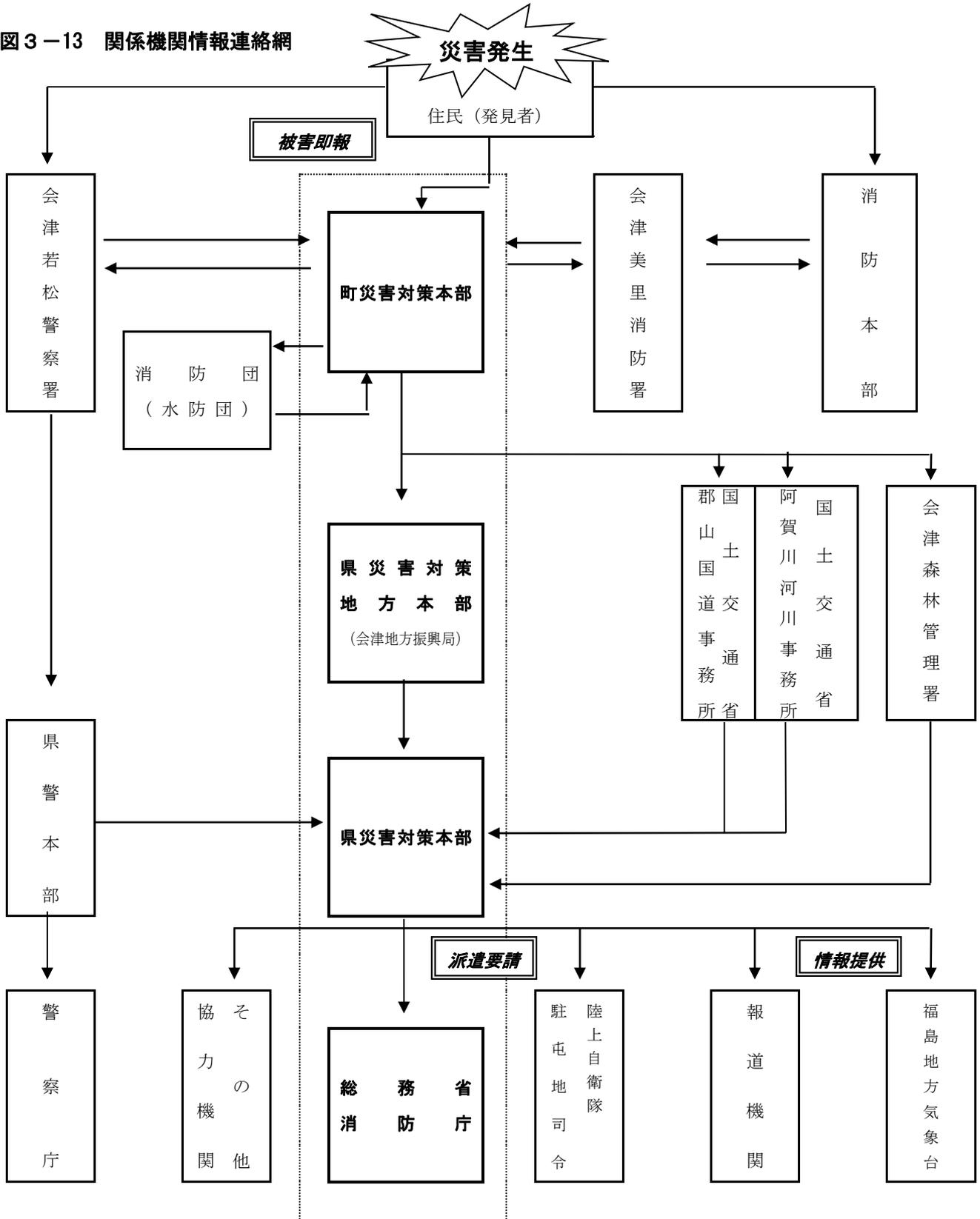
ア 報告様式は、県が別に定める被害報告様式によるものとする。

イ 概況報告及び中間報告は、確定報告の様式に準じた内容により行うものとする。

6 防災関係機関情報連絡網

関係する防災関係機関の総体的な情報連絡網は図3-13のとおりである。

図3-13 関係機関情報連絡網



第4節 通信の確保

(総務課、会津若松警察署、NTT東日本(株)福島支店)

災害時においては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確保する。

第1 通信手段の確保

1 災害時の通信連絡

- (1) 町は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が起きたときの復旧要員の確保に努めるものとする。特に孤立集落地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行うものとする。
- (2) 町は、災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害情報の収集伝達、避難指示、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線通信（加入電話）、防災情報システム放送、無線通信により速やかに行う。
- (3) 加入電話を使用する場合には、回線の状況により「災害時優先電話」を利用する。設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行うとともに、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。
- (4) 町は、電子メールを災害発生時の連絡手段として活用し、速やかな情報連絡を行うものとする。その際、電子メールの情報が対応されずに埋没することのないよう、情報の受け手は速やかに内容を確認の上対応、若しくは担当部署への割り振りを行う。

2 通信の統制

災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、各通信施設の管理者は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、円滑な通信の疎通に努める。

3 各種通信施設の利用

(1) 非常通信の利用

町は、加入電話及び防災情報システム放送等が使用不能になったときは、東北地方非常通信ルートに基づく東北地方整備局・警察本部・東北電力(株)・東北電力ネットワーク(株)、(一社)日本アマチュア無線連盟福島県支部及びアマチュア無線赤十字奉仕団等の協力を得て、その無線通信施設の利用を図るものとする。

(2) 通信施設所有者の相互協力

町は、加入電話及び防災情報システム放送等が使用不能になったときは、災害応急対策を円滑に実施するため、専用通信施設を所有する警察、鉄道、電力会社等関係機関と非常通報に係る通信業務の代行についても、協議を整えておくものとする。

第2 町防災情報システム放送の運用

1 災害時の通信連絡

災害時における災害情報の伝達若しくは被害状況の収集、その他応急対策に必要な指示、命令、応援要請等は、町防災情報システム放送を活用し行う。

また、併せて携帯メール等を活用し、防災情報システム放送での伝達内容を補完する措置を行うものとする。

2 町防災情報システム放送の運用

町防災情報システム放送の運用については、「会津美里町防災情報システム放送の運用に関する要綱」によるものとする。

第5節 相互応援協力

(総務課、防災関係機関)

災害発生時においては、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助等を実施するものとする。

第1 県等に対する応援要請等

- 1 町長は、災害応急対策（広域避難対策、役場機能の低下、喪失、移転対策を含む。以下同じ。）を実施するため必要があると認めるときは、知事に応援（職員の派遣を含む。以下同じ。）若しくは応援のあつせんを求め、又は災害応急対策の実施を要請する（災害対策基本法第68条）。
- 2 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求める（災害対策基本法第67条）。
- 3 町長が知事に職員の派遣、職員の派遣のあつせん若しくは応援を求め、若しくは災害応急対策の実施を要請し、又は他の市町村長に応援を求める場合は、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由
- (2) 応援を要請する機関名
- (3) 応援を要請する職種別人員、物資等
- (4) 応援を必要とする場所、期間
- (5) その他必要な事項

4 災害対策基本法に基づく知事の指示等

知事は、町の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第72条に基づき、町長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示するものとする。

知事は、町の実施する災害応急対策（応急措置を除く。）が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、町長に対し、当該災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

知事の指示に係る応援に従事する者は、応急措置の実施については、町長の指揮の下に行動するものとする。

5 県消防防災ヘリコプターの要請

(1) 出動要請基準

町長は、災害が発生し、自助努力で対処が困難な場合で、緊急性、公益性があり、かつ人命及び財産の保護が必要と判断した時は、知事に対して消防防災ヘリコプターの要請を行う。

(2) 出動要請範囲

- ア 救急・救助活動
- イ 災害応急対策活動
- ウ 火災防衛活動
- エ 災害予防対策活動

(3) 受け入れ態勢の整備

町長は、消防防災ヘリコプターによる緊急運航を要請したときは、消防防災航空センターとの

連絡連携のもと、必要に応じて以下の受け入れ態勢を整備するものとする。

- ア 臨時離着陸場の確保及び安全対策の実施
- イ 傷病者等の搬送先の臨時離着陸場所の確保や病院等への搬送の手配
- ウ 空中消火用資機材の資機材集積場所及び水利の確保
- エ その他必要な事項

第2 国に対する応援要請

- 1 町長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる（災害対策基本法第29条）。
- 2 町長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる（災害対策基本法第30条）。
- 3 職員応援派遣要請手続き

町長は、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、次の事項を記載した文書をもって行う。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要とされる事項

なお、派遣された職員の身分の取り扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおりである。

第3 緊急消防援助隊の派遣要請

町長は又は消防本部の長は、大規模な災害等に際し、自らの町の消防力では対応できず、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断した場合は、「福島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに知事（災害対策本部総括班）に対し、応援を要請するものとする

第4 民間事業者との災害応援協定

町は、それぞれ民間事業者と締結した災害時応援協定に基づき応援を求めるものとする。

第5 公共的団体等との協力

町は、区域内における公共的民間団体及び自発的な防災組織等から、次のような協力を得ながら、効率的な応急対策活動を行うものとする。

なお、これらの団体等の協力業務及び協力方法を明確にし、災害時における活動が能率的に処理できるよう内容の周知徹底を図るものとする。

- 1 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、町その他関係機関に連絡すること。
- 2 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- 3 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- 4 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- 5 避難誘導、避難所内被災者の救援業務に協力すること。

- 6 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等に協力すること。
- 7 被害状況の調査に協力すること。
- 8 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- 9 り災証明書交付事務に協力すること。
- 10 その他の災害応急対策業務に関すること。

なお、ここでいう公共団体とは、日赤奉仕団、医師会及び歯科医師会、農業協同組合、森林組合、商工会、自治会、青年会、婦人会等をいい、防災組織とは、自主防災組織、施設の防災組織及び業種別の防災組織をいう。

第6 受援体制の構築

町は、地域防災計画等に受援計画を位置づけるよう努めるものとし、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、役割分担・連絡調整体制等について必要な準備を整えるなど国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制（受援計画）の整備に努める。

また、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際には感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合には、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

第6節 災害広報

(総務課、政策財政課、報道機関)

災害時において、被災住民及び住民等に正確かつわかりやすい災害情報を提供し、混乱を防止するとともに適切な行動を支援するために、町は、災害発生後速やかに広報活動を展開する。

第1 町の広報活動

1 報道機関、防災関係機関等との連携体制の強化

町は、報道機関から、災害報道のための取材活動をするに当たり、資料の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力を行うものとする。

この際、町は、災害対策本部を設置した場合に広報の窓口を災害対策本部事務局総括・対策班に一元化し、混乱した状況の中で、不正確な情報が提供されることを防ぎ、災害の拡大を防止し、住民の安全・安心につながる情報を積極的に広報する。

また、報道機関においても、各防災関係機関から、災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力するものとする。

さらに、指定地方行政機関、公共機関等と相互に連絡を取り合うものとする。

2 住民に対する広報

町は、防災関係機関と調整を図り、住民に対し防災情報システム放送、広報車、町ホームページやソーシャルネットワークサービス、携帯電話等への緊急速報メール、テレビ・ラジオの広報番組等の協力を得ながら、以下の事項について広報活動を行う。

なお、被災者が必要とする情報は、①避難誘導段階、②避難所設置段階、③避難所生活段階、④仮設住宅設置段階、⑤仮設住宅での生活開始段階等、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供することを心掛けることが必要であり、これらの情報を災害対応にあたる職員にも周知するよう努めるものとする。

○広報する内容

(1) 地域の被害状況に関する情報

(2) 避難に関する情報

ア 避難指示等に関すること。

イ 受入施設に関すること。

ウ 指定された避難所以外に避難した被災者への支援情報

(3) 地域の応急対策活動に関する情報

ア 救護所の開設に関すること。

イ 交通機関及び道路の復旧に関すること。

ウ 電気、水道の復旧に関すること。

(4) 安否情報、義援物資、義援金の取り扱いに関する情報

(5) その他住民に必要な情報（二次災害防止に関する情報含む。）

ア 給水及び給食に関すること。

イ 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること。

ウ 防疫に関すること。

エ 臨時災害相談所の開設に関すること。

オ 被災者への支援策に関すること。

3 市町村間の協力による広報

町は、サーバー等の被災によりホームページでの情報発信が不可能になった場合、災害時相互応援協定等により、協定締結先の市町村にホームページの開設や情報掲載の代行を依頼し、迅速に情報を発信する仕組みの構築を検討する。

4 報道機関への発表

- (1) 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部長が必要と認める情報について、速やかに実施する。
- (2) 発表は、すべて町災害対策本部からの発表とする。
- (3) 発表は、災害対策本部長、災害対策本部事務局長の指示により発表する。

第2 防災関係機関の広報活動

防災関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、住民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要がある時は、町及び報道機関に広報を要請する。

第7節 水防計画

(総務課、建設水道課、消防団)

この計画は、洪水予報の通知等を受けたときから、洪水により危険が解消するまでの間、町の地域にかかる河川・湖沼又は溜池の洪水又は水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するための実施要領を示したものであり、詳細は会津美里町水防計画書による。

第1 水防の責任

1 水防管理団体の水防責任

水防管理団体（町）は、水防法第3条の規定により、その区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

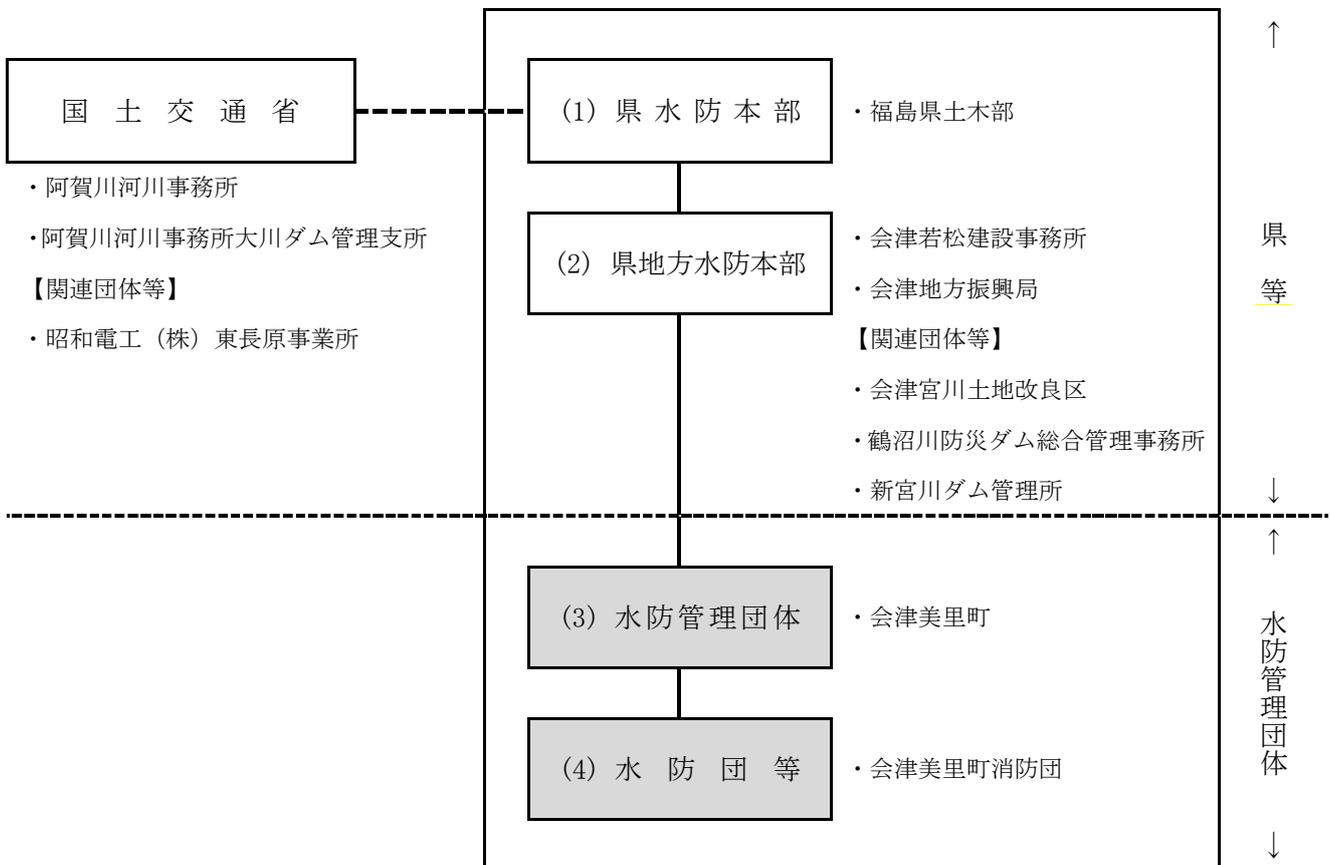
第2 水防組織

1 水防組織の概要

(1) 水防組織の構成

水防管理団体（町）は、水防事務の円滑な執行を図るため、図3-14により関係する相互の組織との正確かつ迅速な連絡を行い、的確な水防活動の実施に資する。

図3-14 水防組織



(2) 各水防組織の役割

ア 県水防本部

県内の水防事務を総括する。

(気象、被害、水防活動等に関する情報の収集、連絡、広報等の業務)

イ 県地方水防本部

県内各地方の水防事務を総括する。

(水防管理団体(町)及び県水防本部との連絡、被害、水防活動状況等の把握、水防作業の応援指導等、水防管理団体(町)の行う水防作業の円滑な推進に資する業務)

ウ 水防管理団体(町)

町の水防事務を総括する。

(県地方水防本部との密接な連携のもとに、水防団等への出動指令(水防法第17条)、他の水防管理者等の応援要請(同法第23条)、決壊の通報(同法第25条)、避難立ち退きの指示(同法第29条)等の業務を実施)

(3) 水防組織間の連絡

ア 県水防本部からの連絡は、原則として県地方水防本部を通じ水防管理団体(町)に連絡する。

イ 水防管理団体(町)からの連絡は、原則として県地方水防本部を通じ県水防本部に連絡する。

ただし、緊急連絡等やむを得ない場合は、この限りではない。

2 水防管理団体(町)の水防組織

(1) 水防本部設置基準

水防管理者は、以下のアからオに示す事態が生じたときに水防本部を設置する。

ア 以下に示す気象業務法の定めに基づく特別警報、警報、及び注意報が発表されたとき。

ただし、各注意報の場合は、諸状況を判断の上、水防管理者が必要であると認めた場合に限り設置する。

特別警報： 大雨

警 報： 大雨、洪水の各警報

注意報： 大雨、洪水の各注意報

イ 水防法第10条第3項及び第11条第1項による洪水予報に係る通知が県知事から水防管理者に発せられたとき。

ウ 水防法第16条第3項による水防警報が県知事から発せられたとき。

エ 町内において、震度4以上の地震を観測したとき。

オ その他、水防管理者が必要であると認めたとき。

(2) 水防本部の組織

水防本部の組織は、会津美里町水防計画に定める水防本部組織表による。なお、災害対策基本法の規定による災害対策本部が設けられた場合は、直ちに本部体制を移行し水防事務を処理する。

(3) 水防本部事務局

水防本部の事務局は、総務課防災消防係におく。

水防本部事務局：電 話 0242-55-1122

内 線 113、114、115、116

F A X 0242-54-7710 (本庁舎2階中央複合機)

(4) 水防非常配備体制

水防本部が設置されたときは、常時勤務から水防配備体制の切り替えを迅速確実に行う。なお、長時間にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、本部員を適当に交代又は休養させ、別に定める水防非常配備要領による非常配備を行う。

(5) 水防本部解散基準

気象に関する警報、洪水予報及び水防警報が解除され、かつ水防上の危険が解消されたと認められる場合に、水防本部を解散する。

第3 水防活動

1 監視、警戒活動

水防管理者は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに各河川の水防受持区域の水防団分団長（消防団分団長）に対し、別に定める連絡系統に従いその通報を通知し、必要団員を河川及び水門、樋門等の巡視を行うように指示する。また、異常を発見した場合には、直ちに県地方水防本部（所轄建設事務所長）に報告する。

2 水防活動の実施

水防管理者は、監視及び警戒により水防上必要と認められる場合には、必要な措置を実施する。また、水防活動の内容を直ちに県地方水防本部（所轄建設事務所長）に報告する。

第8節 救助・救急

(総務課、消防本部・会津若松警察署・防災関係機関)

災害発生後において、生命・身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、人員、資機材等を優先的に投入して、救助活動を実施する。

町は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら、救助・救急活動を行うが、早期救出が生死を分けることになることから、地域住民及び自主防災組織においても自発的に救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する防災関係機関に協力することが求められる。

第1 自主防災組織、事業所等による救助活動

- 1 自主防災組織、事業所の防災組織及び地域住民は、次により自主的な救助活動を行うものとする。
 - (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
 - (2) 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
 - (3) 自主救助活動が困難な場合は、消防機関又は警察に連絡し早期救助を図る。
 - (4) 救助活動を行うときは、可能な限り町、消防機関、警察と連絡を取り、その指導を受けるものとする。
- 2 風水害及び土砂災害等による被災者等に対する救助活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行うものとする。
 - (1) 救助技術、救助活動の習熟
 - (2) 救助活動用資機材の点検及び訓練の実施
 - (3) 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

第2 町（消防機関を含む）による救助活動

- 1 町は、消防機関と協力し、救助対象者の状況に応じた救助班を編成し、人員及び重機等の資機材を優先的に投入して救助活動を行うものとする。

また、警察機関、自主防災組織及び事業所等の民間団体と密接に連携して救助作業を実施するものとする。

なお、その状況を逐次、県に報告するものとする。
- 2 町は、自ら被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、県に対し次の事項を示して救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体にも協力を求めるものとする。
 - (1) 応援を必要とする理由
 - (2) 応援を必要とする人員、資機材等
 - (3) 応援を必要とする場所
 - (4) 応援を希望する期間
 - (5) その他周囲の状況等応援に関する必要事項

【参考】 町からの応援要請等に伴う県の業務

- 1 県は、市町村から被災者等の救助活動について応援を求められ、また、特に必要があると認めたときは、その状況に応じ次の措置を講ずるものとする。

なお、県は、各種の応急対策の実施に当たり、救助活動が住民の生命にかかわる業務であ

るという観点から、市町村において救助活動を優先して実施できるよう配慮するものとする。

(1) 県職員を派遣し救助活動を支援する。また、消防防災ヘリコプターを活用し、救助活動を行う。

(2) 他の市町村に対し応援を要請する。

(3) 自衛隊に対し災害派遣を要請する。

(4) 救助活動の総合調整を行う。

この場合において、必要に応じ、現地対策本部を設置し、警察、市町村、消防本部、自衛隊、他県からの応援部隊等の救助活動全体を調整する。

2 県は、必要に応じて、消防防災ヘリコプターを活用し、医療機関と連携して救出された負傷者等の救急搬送を行う。

3 県は、水害、土砂災害による被災者等に対する救助活動に備え、平常時から次の措置を行うものとする。

(1) 自主防災組織、事業所及び県民等に対し、救助活動についての意識啓発

(2) 救助技術の教育、救助活動用資料の作成

(3) 救助・救急用資器材の確保状況を把握するとともに、関係省庁と情報交換を行い、適切な救助・救急資器材の整備に努める。

- 3 町は、町の地域内で予想される災害、特に水害、土砂災害、建物等の倒壊による被災者等に対する救助活動に備え、平常時から次の措置を行うものとする。
- (1) 救助に必要な車両、舟艇、資機材、その他機械器具の所在及び調達方法の把握並びに関係機関団体との協力体制の確立
- 建設業者以外の地域の企業に対しても、救助に特に有効な資機材、機械器具等の所有の有無等について、あらかじめ調査し、協力をもとめておく。
- (2) 大雨による土砂崩れ等により孤立の恐れが予想される地域について、孤立者の救助方法、当該地域と町との情報伝達手段の確保、救助にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等の確立
- (3) 自主防災組織、事業所及び地域住民等に対し、救助活動についての指導及び意識啓発
- (4) 自主防災組織の救助活動用資機材の配備の促進
- (5) 救助技術の教育、救助活動の指導

第3 消防本部による救助・救急活動

1 救助・救急活動

- (1) 救助・救急は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者に対しては、できる限り、消防団員、自主防災組織及び付近住民の協力を求めて、自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救助・救急活動を実施する。
- (2) 同時に小規模な救助・救急を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救助・救急活動を行う。

2 救助・救急における出動

- (1) 救助・救急の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救助隊と救急隊が連携して出動する。
- (2) 救助活動を必要としない現場への出動は救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。

3 救助・救急体制の整備

消防署、消防団屯所及び地区集会所等における救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団員及び地域住民等に対する救助・救急訓練を行って、消防団員等を中心とした、各地域における救助・救急体制の整備を図る。

第4 広域的な応援

大規模な災害が発生し、消防本部のみでの救助・救急活動が困難である場合は、隣接協定及び「福島県広域消防相互応援協定」による派遣要請を行うものとする。

また、必要に応じて、町長は県を通じて消防庁長官に対して、緊急消防援助隊及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を要請するものとする。

第9節 自衛隊災害派遣

(総務課、会津若松警察署)

町長は、災害発生時において、応急措置を実施するため自衛隊派遣の必要があると認められるときは、知事に対して、自衛隊災害派遣要請を行う。

この場合、迅速かつ円滑な災害派遣活動が実施されるよう、必要事項、手続き等を明らかにする。

第1 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、概ね次による。

なお、特に人命にかかわるもの(救急患者、薬等の緊急輸送等)については、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として行う。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 避難者等の捜索救助
- 4 水防活動
- 5 消防活動(空中消火を含む。)
- 6 道路又は水路の啓開
- 7 応急医療、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 給食及び給水
- 10 入浴支援
- 11 物資の無償貸付又は譲与(防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令第13、14条)
- 12 危険物の保安及び除去(火薬類、爆発物の保安措置及び除去)
不発弾の処理は県警察本部(生活環境課)が窓口となる。
- 13 予防派遣(災害に際し被害が客観的に推定され、かつ急迫している場合でやむを得ないと認められる場合。)

【具体的な要請例】

- (1) 孤立集落の発生、長時間の交通の途絶、雪崩による住家倒壊のおそれなど大規模な雪害が発生するおそれが大きく、他の機関の応援によって対処ができない場合。
 - (2) 風水害により大量に発生した風倒木を放置した場合、河川等への流出による地域住民の人命に係る二次災害の発生が予測され、他の機関の応援だけでは対処ができない場合。
- 14 その他
町長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

第2 災害派遣要請の要求

1 災害派遣要請の要求

町長は、町の地域に係る災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊災害派遣を要請するよう求めるものとする。

2 災害派遣要請の要求要領

(1) 町長が知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、原則として、会津地方振興局長を経由して、知事へ要求するものとする。

要求に当たっては、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし緊急を要し、文書をもってするいとまがない場合は電話等により、直接知事に要求し、事後、文書を送達するものとする。この場合、速やかに会津地方振興局長へ連絡するものとする。

ア 提出（連絡）先 県危機管理部危機管理総室 災害対策本部総括班

イ 提出部数 2部

ウ 記載事項

(7) 災害の状況及び派遣を要する理由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

(2) 町長は、前項の要求ができない場合は、町の地域を災害派遣隊区とする駐屯地司令の職にある部隊長（郡山駐屯地司令）に対して災害の状況を通知することができる。この場合、町長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

また、通知を受けた部隊長は、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、部隊等を派遣するとともに、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

(3) 町の地域を災害派遣隊区とする部隊

担当窓口：陸上自衛隊第44普通科連隊第3科

所在地：福島市荒井字原宿1

陸上自衛隊福島駐屯地

連絡先：毎年度県危機管理部災害対策課において作成する「情報連絡ルート集」による。

第3 防災関係機関の災害派遣要請の依頼

1 災害派遣要請の依頼

会津若松警察署長及び防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、知事に対して自衛隊災害派遣要請の依頼を行うことができるものとする。

この場合、知事は、その内容を検討し、必要があると認めるときは、直ちに要請の手続きをとるものとする。

2 災害派遣要請の依頼要領

(1) 依頼に当たっては、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし緊急を要し、文書をもってするいとまがない場合は電話等により依頼し、事後、文書を送達するものとする。

なお、会津若松警察署長が知事に対して災害派遣要請を依頼しようとするときは、県警察本部長（災害対策課）を経由して依頼するものとする。

ア 提出（連絡）先 県危機管理部危機管理総室 災害対策本部総括班

イ 提出部数 2部

ウ 記載事項

(7) 災害の状況及び派遣を要する理由

- (イ) 派遣を希望する期間
- (ロ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項

(2) 会津若松警察署長及び防災関係機関の長は、前項の依頼ができない場合は、第2の2の(2)の措置に準ずるものとする。

第4 部隊の自主派遣

1 初動における情報収集

(1) 情報の収集

部隊長は、町、県及び他部隊等から、大規模な災害が発生との情報を得た場合は、ヘリコプターによる偵察及び地上からの偵察を実施し、被害情報を収集するものとする。

(2) 情報の伝達

部隊長は、必要な情報を速やかに知事及びその他関係機関へ伝達するものとする。

2 災害派遣の自主派遣

要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、例えば大規模な災害が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣、通信の途絶等により県との連絡が途絶した場合や町長からの通知を受けた場合等における人命救助のための部隊等の派遣、運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助のための部隊等の派遣等、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、駐屯地司令の職にある部隊長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができるものとする。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもと適切かつ効果的な救援活動を実施するよう努めるものとする。

なお、要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施するものとする。

駐屯地司令の職にある部隊長が要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請が行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- (4) その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

第5 災害派遣部隊の受入体制

町長、知事、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置を行うための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用等に関して緊密に連絡協力するものとする。

1 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

町長及び知事は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的

に作業を分担するよう配慮するものとする。

2 作業計画及び資機材等の準備

町長及び知事は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、次の事項についてできるだけ先行性のある計画を樹立するとともに、諸作業に関係ある管理者の理解を取り付けるよう配慮するものとする。

また、自衛隊の活動が円滑にできるように常に関係情報を収集し、作業実施に必要とする十分な資料（災害地の地図等）を準備するとともに、作業区ごとに責任ある連絡員をあらかじめ定めておくものとする。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 自衛隊との連絡体制の確立

町長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡調整の窓口を明確にし、町役場又は災害現場に町と自衛隊共同の連絡所を設置するものとする。

4 派遣部隊の受入れ

町長は、自衛隊派遣を決定したときは、部隊到着後の作業能力が十分発揮できるよう、知事及び関係機関の長と協議の上、次の事項について自衛隊の受入れ体制を整備するものとする。

- (1) 本部事務室

現地における派遣部隊の本部は、原則として町役場又は町と自衛隊共同の連絡所と同一の場所に設置し、相互に緊密な連携を図るものとする。
- (2) 宿舎
- (3) 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）
- (4) 駐車場（車一台の基準は3m×8m）
- (5) 臨時ヘリポート（1機当たりに必要な広さは、観測用ヘリ 30m×30m、多用途ヘリ 50m×50m、輸送ヘリ 100m×100m）

第6 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等及び警察官がその場にはない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- 1 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- 2 他人の土地の一時使用等
- 3 現場の被災工作物の除去等
- 4 住民等を応急措置の業務に従事させること

また、自衛隊法の規定により、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはない場合に限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

第7 派遣部隊の撤収

派遣部隊の撤収は、災害派遣の目的を達し、知事から撤収要請があった場合又は部隊の派遣の必要が

なくなったと認められた場合に行うものとする。

ただし、撤収に当たっては、町及び関係機関と十分な事前協議を実施するものとする。

第8 経費の負担区分

災害派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めにくいものについては、町、県、部隊が相互調整のうえ、その都度決定する。

1 町、県の負担

災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材、施設の借上料及び損料、消耗品、電気、水道、汲取、通信費及びその他の経費

2 部隊の負担

部隊の露営、給食及び装備、器材、被服の整備、損耗、更新並びに災害地への往復等の経費

第10節 避難及び避難所の設置・運営

(総務課、政策財政課、健康ふくし課、こども教育課、生涯学習課、建設水道課、会津若松警察署、消防本部、消防団、社会福祉協議会、社会福祉施設管理者、防災関係機関)

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」とする。

災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、適切な避難誘導が行われなければならない。

また、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「要配慮者」が災害において犠牲になるケースが多くなっている。

こうした状況から、要配慮者への情報伝達、避難誘導について、特に配慮が求められる。

第1 避難指示等の発令

町長は、風水害による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して、高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）を発令する。

また、災害が発生し、又は発生しようとしている状況下で、指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合において、町長は必要な地域の必要な居住者等に対して、緊急安全確保（警戒レベル5）を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。

1 避難の実施機関

(1) 実施の責任者及び基準

避難指示等発令の実施責任者は次のとおりであるが、避難指示等を発令したとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

また、災害の発生が予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険の切迫する前に十分な余裕を持って、安全な場所へ住民を避難させる必要がある。避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を指示する必要がある。

このため、特に避難行動や情報面で支援を要する人が早期に避難や安全確保のための行動を開始できるよう情報提供に努め、一般住民に対しても、早期に避難等を指示するとともに、避難の指示等をあらゆる手段を用いて各住民に周知徹底する。

この際、町は危険の切迫性に応じて雨量や河川の水位などを踏まえながら、避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する5段階の警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

町は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難に係る情報の発令等と併せて指定緊急避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

表3—11 避難の実施責任者及び実施の基準

事項 区分	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難 (警戒レベル3)	町長	高齢者等は危険な場所から避難、高齢者等以外も必要に応じ避難の準備・自主的に非難する。	人的被害が発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
避難の指示等 (警戒レベル4)	町長 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	知事 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 又は水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水、雨水出水のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条)	立退き及び立退き先の指示	町長が避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるとき。
緊急安全確保 (警戒レベル5)	自衛官 (自衛隊法第94条)	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じたとき (警察官がその場にはいない場合に限る)
	町長 (災害対策基本法第60条)	高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等緊急安全確保措置	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、立退きを行うことがかえって危険であり、緊急を要すると認められるとき。

(2) 避難指示等の要否を検討すべき情報

ア 浸水・洪水

浸水・洪水に関する避難指示等の要否を検討すべき情報としては、一般的に、大雨注意報、大

雨警報（浸水害）、大雨特別警報（浸水害）、洪水注意報、洪水警報、指定河川洪水予報、水位到達情報があり、このほかに県気象情報、顕著な大雨に関する気象情報（線状降水帯）、記録的短時間大雨情報、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）、流域雨量指数の予測値がある。

なお、浸水・洪水に関する避難指示等の判断基準は次のとおり

(ア) 【警戒レベル3】高齢者等避難

①～④のいずれか1つに該当する場合

- ① 第2章第3節「表2-2」による水位観測所（以下、水位観測所という。）において、避難判断水位を超過し、かつ、氾濫警戒情報等の水位予測において、今後更に水位の上昇が見込まれる場合
- ② 堤防において漏水や侵食等が発見された場合
- ③ 判断する時点（夕刻）での河川の水位、今後の気象予測等から、夜間・早朝に水位観測所において避難判断水位を超過することが見込まれる場合
- ④ 降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が見込まれる場合

(イ) 【警戒レベル4】避難指示

①～③のいずれか1つに該当する場合

- ① 水位観測所において、氾濫危険水位を超過した場合のうち、今後更に水位の上昇が見込まれる場合、又は計画高水位に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）
- ② 堤防における異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により、決壊のおそれが高まった場合
- ③ 堤防の決壊や越水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表された場合

イ 土砂災害

土砂災害が発生するかどうかは、土壌や斜面の勾配、植生等が関係するが、避難指示等発令の視点では、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを表す土壌雨量指数等の長期降雨指標と60分雨量等の短期降雨指標を組み合わせた基準を用いている土砂災害警戒情報が判断の材料となる。

土砂災害に関する避難指示等の要否を検討すべき情報としては、大雨注意報、大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報（土砂災害）があり、このほかに土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）や土砂アラート（福島県土砂災害情報システム）がある。

なお、土砂災害に関する避難指示等の判断基準は次のとおり

(ア) 【警戒レベル3】高齢者等避難

①～④のいずれか1つに該当する場合

- ① 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合
- ② 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合
- ③ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合
- ④ 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

(イ) 【警戒レベル4】避難指示

①～⑤のいずれか1つに該当する場合

- ① 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合
- ② 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合
- ③ 土砂災害が発生した場合
- ④ 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合
- ⑤ 避難指示等による立ち退き避難が十分ではなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合

避難指示等の判断基準は上記のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意すること。

- (a) 避難指示等の判断に必要な情報については、情報を発表した福島地方気象台、福島県土木部等との間で、相互に情報交換すること。
- (b) 関係機関との情報交換を密に行いつつ、近隣の市町村でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- (c) 自然現象を対象とするため、想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、前兆現象、巡視等により自ら収集する現地情報、避難行動の難易度（夜間や暴風雨の中での避難等）等、必ずしも数値等で明確にできないものも含めて、総合的な判断を行う必要があること。
- (d) 災害の原因となる現象が発生している地区からの距離や地理的状況等により、異なる種別の避難指示等を発令することが適切な場合もあること。
- (e) 急傾斜地の崩壊や土石流の発生など土砂災害の特性、局所的な地形・地質条件等の要因、気象や土砂災害などの収集できる情報、避難指示等の対象区域などを踏まえ、総合的な判断をして避難指示等の発令を行うものとする。

(エ) その他

町で定める基準に達したとき

(3) 指定行政機関等による助言

町は、避難指示等を発令しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方行政機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

各災害に関する避難指示等を発令する場合に、主に助言を求める機関は以下のとおり。

- ・水 害 福島地方気象台、河川管理者（県河川港湾総室、会津若松建設事務所）
- ・土砂災害 福島地方気象台、砂防施設等の管理者（県河川港湾総室、会津若松建設事務所）

2 避難のための指示の内容

町長等避難指示等を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示等の理由
- (5) その他必要な事項

3 避難措置の周知等

(1) 町の措置

ア 知事への報告

町長は、避難のための立退き並びに立退き先を指示したときは、次の事項について速やかにその旨を知事（災害対策本部情報班）に報告する

また、住民が自主的に避難した場合も同様とする。

- (ア) 避難指示等の有無
- (イ) 避難指示等の発令時刻
- (ウ) 避難対象地域
- (エ) 避難場所及び避難経路
- (オ) 避難責任者
- (カ) 避難世帯数、人員
- (キ) 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事（災害対策本部情報班）に報告する。

イ 住民への周知

町は、自ら避難指示等を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、町地域防災計画に基づき迅速に住民へ周知する。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

(2) 県の措置

県は、市町村又は他機関から避難指示等の指示の通知を受けた場合、あるいは災害の発生により市町村がその全部又は一部の事務を行うことができなくなったため、自ら避難指示及び「緊急安全確保」の指示を行った場合、さらには、地すべり防止法又は水防法に基づき自ら避難の指示を行った場合は、県地域防災計画第6節の災害広報により、広報を行う。

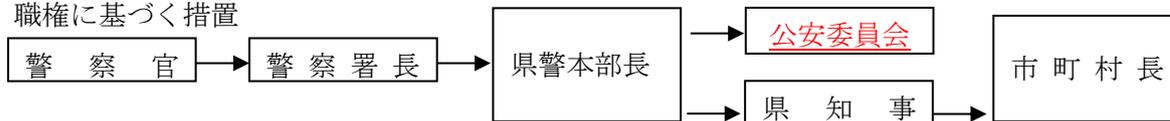
なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

(3) 警察官の措置の報告系統

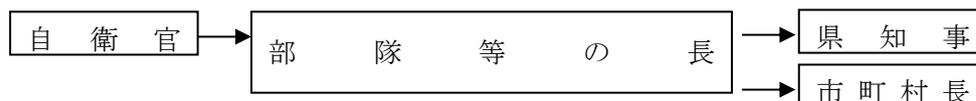
ア 災害対策基本法に基づく措置



イ 職権に基づく措置



(4) 自衛官の措置



4 避難指示等の解除

町は、避難指示等の解除に当っては、十分に安全性の確認に努めるものとする。また、土砂災害に関する避難指示等の解除については、県に必要な助言を求めることができる。

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定権者

- (1) 町長（災害対策基本法第63条）
- (2) 警察官（災害対策基本法第63条、警察官職務執行法第4条、消防法第28条及び第23条の2）
- (3) 消防吏員又は消防団員（消防法第28条）
- (4) 災害派遣を命じられた部隊の自衛官（災害対策基本法第63条、(1)、(2)のものが現場にいない場合に限る。）
- (5) 知事（災害対策基本法第73条、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合。）

2 指定行政機関等による助言

町は、警戒区域を設定しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方行政機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

3 警戒区域設定の時期及び内容

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときに、警戒区域を設定することとして、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りの制限・禁止等の措置をとるものとする。

4 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置するものとする。

第3 避難の誘導

1 実施機関

避難は、災害のため生命、身体の危険が予想され又は危険が迫った場合に行うものであり、住民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第1次的責任者である町長又は避難指示を発した者がその措置に当たるものとする。

2 避難指示等の伝達

町は、防災情報システムと併用して、広報車による伝達や、携帯電話への緊急速報メール、自主防災組織等による声かけ等、あらゆる手段を用いて避難情報が迅速かつ確実に住民に伝達できるような体制を整備するとともに、住民に対して使用する伝達手段を周知する。

3 避難誘導の方法

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- (2) 危険な地点には標示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期すること。
- (3) 高齢者や障がい者等の要配慮者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。
- (4) 誘導中は事故防止に努めること。
- (5) 避難誘導は受入先での救援物資の支給等を考慮し、できれば自治区等の単位で行うこと。

(6) 避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険個所等（浸水想定区域、土砂災害計画行等、雪崩危険個所等）の所在、災害の概要その他の非難に資する情報の提供に努めるものとする。

4 避難順位及び携行品の制限

(1) 避難順位

避難順位は、概ね次の順序によるものとする。

- ア 傷病者
- イ 高齢者
- ウ 歩行困難な者
- エ 幼児
- オ 学童
- カ 女性
- キ 上記以外の一般住民
- ク 災害応急対策従事者
- ケ 家庭動物

(2) 避難誘導者

避難の誘導は、消防団員があたり、学校、団体等にあつては、学校、団体等の長又は町職員がこれにあたる。

(3) 携行品の制限

避難に当たっては、3日分程度の飲料水及び食料、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券）、下着類1組、雨具又は防寒具、最小限の日用品（その他病人及び乳児の場合は、医薬品、衛生材料、乳製品等、小中学生の場合は教科書、最小限の文房具及び通学用品）等危険の切迫の状況にもよるが、できるだけ最小限のものとする。

5 避難道路の通行確保

警察官等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難ができるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難道路の通行確保に努める。

第4 避難所の設置

1 実施機関

- (1) 避難所の設置は、原則として町が実施するものとする。
- (2) 町限りで措置不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。
- (3) 大規模災害などで、町で開設する避難所だけでは避難者を受け入れできない場合、町は相互応援協定により受入先となる市町村等に避難所の開設を要請する。

2 町長の措置

町長は、表3-12のとおりあらかじめ指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに、避難所用消耗品調達先、器物借上先等を把握しておき、災害が発生し、避難所を設置した場合は、速やかに被災者にその場所等を周知させ、受け入れるべき者を誘導し、保護に当たるものとする。

なお、町はあらかじめ避難所の開設や運営方法等に係るマニュアルを作成する。

(1) 避難所の開設

町長は、災害の態様に配慮し、安全適切な場所を選定して避難所を開設するとともに、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。

また、避難所を開設する場合にあっては、あらかじめ施設の安全性の確認をするものとする。

この場合、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、避難所を設置した場合は、原則として各避難所に維持、管理のための責任者に町職員等を配置し、施設管理者や避難住民等と連携して避難所の運営を行うものとする。

さらに、施設管理者や避難住民と連携して避難者に係る情報の把握に努めるとともに、開設報告及びその受入状況を、毎日町災害対策本部長に報告し、必要帳簿類を整理する。

さらに、町災害対策本部長は、毎日各避難所からの報告を取りまとめて毎日県に報告する。

ア 県への開設報告事項

(7) 避難所開設の日時及び場所

(イ) 箇所数及び受入人員

(ウ) 開設期間の見込み

イ 避難所に整備する帳簿類

(7) 避難所設置及び受入状況

(イ) 避難所受入者名簿

(ウ) 避難所受入台帳

(エ) 避難所用物品受払簿

(オ) 避難所開設用施設及び器物借用簿

(カ) 避難所設置に要した支払証拠書類及び物品受払証拠書類

(2) 避難所の周知

町長は、避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡する。

(3) 避難所における措置

町長が、避難所において実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

ア 被災者の受入

町は、避難所に避難した避難者について、住民票の有無にかかわらず適切に受け入れるものとする。

指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れ、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるとともに、県等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

イ 被災者に対する給水、給食措置

ウ 負傷者に対する医療救護措置

エ 被災者に対する生活必需物資の供給措置

オ 被災者への情報提供（必要に応じて、避難所にラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ、インターネット等の通信機器の設置を図る。）

カ その他被災状況に応じた応援救援措置

なお、避難の長期化に際しては、避難所における生活環境整備、さらに必要に応じ、プライバシー

一の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

(4) 県有施設の利用

町長は、あらかじめ指定した避難所で不足する場合は、県に対し必要に応じ県有施設を提供するよう要請する。

なお、協力が得られる場合には、施設管理者と受入の用に供する施設の部分を確定し、受入した被災者の管理は町長が実施する。

(5) その他の施設の利用

町長は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設するものとする。さらに、要配慮者に対して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。その際には、公的宿泊施設、旅館等の借上げ等について県を經由して内閣府と協議するものとする。

表3—12 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

連番	施設名	住所	連絡先	想定受入人数(人)	使用可能施設面積(㎡)	対象とする異常な現象の種類 福祉避難所
高田地域（高田地区）						
1	会津美里町複合文化施設	字新布才地 1	54-2368	262	786	洪、土、地、火、内
2	☆高田小学校（校舎）	字法幢寺南 3505	54-2242	420	1,260	洪、土、地、火、内
3	☆高田小学校（体育館）	字法幢寺南 3505	54-2242	240	720	洪、土、地、火、内
4	高田小学校（グラウンド）	字法幢寺南 3505	54-2242	4,670	9,352	洪、土、地、火、内
5	☆高田中学校（校舎）	字布才地 570	54-2352	360	1,080	洪、土、地、火、内
6	☆高田中学校（体育館）	字布才地 570	54-2352	360	1,080	洪、土、地、火、内
7	高田中学校（グラウンド）	字布才地 570	54-2352	7,620	15,240	洪、土、地、火、内
8	☆高田体育館	字東川原 3244-1	54-2276	540	1,620	土、地、火、内
9	☆ふれあいセンター 「あやめ荘」	下堀字中川 360-4	54-2944	240	720	洪、土、地、火、内 福祉避難所

連番	施設名	住所	連絡先	想定受入人数(人)	使用可能施設面積(m ²)	対象とする異常な現象の種類 福祉避難所
10	☆県立会津西陵高等学校 (校舎)	字法幢寺北 甲 3473	54-2151	1,570	4,710	洪、土、火、内
11	県立会津西陵高等学校 (グラウンド)	字法幢寺北 甲 3473	54-2151	15,880	31,779	洪、土、地、火、内
12	☆県立会津西陵高等学校 (第1体育館)	字法幢寺北 甲 3473	54-2151	400	1,215	洪、土、地、火、内
13	☆県立会津西陵高等学校 (第2体育館)	字法幢寺北 甲 3473	54-2151	260	781	洪、土、地、火、内
14	門前町駐車場	字布才地 665-1	—	1,730	3,465	洪、土、地、火、内
高田地域（永井野地区）						
15	☆宮川生涯学習センター	永井野字宮前 1706-5	54-2340	50	150	洪、土、火、内
高田地域（旭地区）						
16	☆宮川生涯学習センター 旭旭体育場	旭館端字田中乙 455	—	180	540	洪、土、地、火、内
17	旧旭小学校（グラウンド）	旭館端字田中乙 455	—	2,000	4,000	洪、土、地、火、内
高田地域（藤川地区）						
18	☆宮川小学校（校舎）	富川字上中川 161-1	54-2222	340	1,020	土、地、火、内
19	☆宮川小学校（体育館）	富川字上中川 161-1	54-2222	280	840	土、地、火、内
20	宮川小学校（グラウンド）	富川字上中川 161-1	54-2222	3,770	7,544	土、地、火、内
21	☆旧藤川小学校（体育館）	富川字富岡 167	—	150	467	洪、土、火、内
22	旧藤川小学校 （グラウンド）	富川字富岡 167	—	1,950	5,871	洪、土、地、火、内
高田地域（赤沢地区）						
23	☆高田生涯学習センター 赤沢体育場	八木沢字伴右エ門 前 3503	—	170	518	洪、火、内
24	旧赤沢小学校 （グラウンド）	八木沢字伴右エ門 前 3503	—	3,340	6,693	洪、地、火、内

高田地域（尾岐・東尾岐地区）						
25	☆宮川生涯学習センター 一尾岐体育場	吉田字村中甲 150	—	180	540	洪、土、地、火、内
26	旧尾岐小学校 (グラウンド)	吉田字村中甲 150	—	5,100	10,212	洪、土、地、火、内
本郷地域（旧本郷地区）						
27	旧本郷第一小学校跡地	字本郷 2765	56-3241	2,500	5,000	土、地、火、内
28	☆本郷学園前期課程 (校舎)	字本郷道上 34	56-3241	820	2,471	洪、土、地、火、内
29	☆本郷学園前期課程 (体育館)	字本郷道上 34	56-3241	210	635	洪、土、地、火、内
30	本郷学園前期課程 (グラウンド)	字本郷道上 34	56-3241	2,480	4,971	土、地、火、内
31	☆本郷学園後期課程 (校舎)	字川原町 1933	56-3005	260	780	洪、土、地、火、内
32	☆本郷学園後期課程 (校舎)	字川原町 1933	56-3005	290	884	洪、土、地、火、内
33	本郷学園後期課程 (グラウンド)	字川原町 1933	56-3005	7,320	14,659	土、地、火、内
34	☆本郷生涯学習センター	字北川原 41	56-3223	171	526	洪、土、地、火、内 福祉避難所
35	本郷運動場	字山道上 47	56-3223	5,350	10,712	土、地、火、内
36	星の子公園	字黒川内 29-2	—	800	1,615	土、地、火、内
37	風の子公園	字新用地 275	—	1,490	2,996	土、地、火、内
38	森の子公園	字黒川 90	—	1,310	2,629	土、地、火、内
39	道上公園	字本郷道上 105	—	570	1,149	土、地、火、内
40	瀬戸町ふれあい広場	字瀬戸屋前 甲 2220	—	1,640	3,296	土、地、火、内

連番	施設名	住所	連絡先	想定受入人数(人)	使用可能施設面積(m ²)	対象とする異常な現象の種類 福祉避難所
本郷地域（旧玉路地区）						
41	☆本郷第二体育館	福重岡字桜ノ下 32	56-3042	280	840	洪、土、地、火、内
42	関山農村公園	氷玉字家ノ下1	—	520	1,054	洪、地、火、内
43	螺良岡農村公園	福重岡字屋敷廻乙 388-1	—	330	664	洪、土、地、火、内
新鶴地域						
44	☆新鶴小学校（校舎）	鶴野辺字北三百苺 775	78-2005	220	660	洪、土、地、火、内
45	☆新鶴小学校（体育館）	鶴野辺字北三百苺 775	78-2005	160	480	洪、土、地、火、内
46	新鶴小学校（グラウンド）	鶴野辺字北三百苺 775	78-2005	5,070	10,150	洪、土、地、火、内
47	☆新鶴中学校（校舎）	鶴野辺字北三百苺 830	78-2006	170	510	洪、土、地、火、内
48	☆新鶴中学校（体育館）	鶴野辺字北三百苺 830	78-2006	290	870	洪、土、地、火、内
49	新鶴中学校（グラウンド）	鶴野辺字北三百苺 830	78-2006	2,977	5,954	洪、土、地、火、内
50	☆新鶴生涯学習センター	鶴野辺字広町 730	78-3044	170	510	洪、土、地、火、内
51	☆新鶴体育館	佐賀瀬川字峯山 5003	78-2763	300	900	洪、土、地、火、内
52	ふれあいの森公園	鶴野辺字下長尾 2398	78-3311	10,000	20,000	洪、土、地、火、内
53	☆新鶴高齢者 福祉センター	鶴野辺字広町 751-1	78-3105	50	150	洪、土、地、火、内 福祉避難所

※ ☆は指定避難所としても指定する施設。

※ — は指定なし

※ 洪（洪水）・土（崖崩れ、土石流及び地滑り）・地（地震）・火（大規模な火事）・内（内水はん濫）を表す。

※ 最大受入人数にあつては、防災計画上1人当たり2㎡の算定となるが、屋内については宿泊する場合を考慮し、1人当たり3㎡での算定としている。

※ 福祉避難所とは災害対策基本法施行令第20条の6第5号に規定する基準を満たすものである。

3 避難所の運営

(1) 避難所には、町災害対策本部等との連絡調整や避難者への情報提供を行うために必要な連絡手段

を備え、避難所等の運営管理を行う町職員を派遣する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

- (2) 町は、自治会、自主防災組織、婦人会、防災士、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所の運営をする。

なお、学校が避難所となった場合には、災害発生の初期の段階など必要に応じて、明確な任務分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し、避難所を運営する。

- (3) 自治会、自主防災組織、婦人会、防災士、ボランティア、外部支援者等は避難所の運営に関して町に協力するものとし、役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難生活が送れるように努める。

- (4) 避難所においては、被災者が自主的、自発的に避難所の運営組織を立ち上げ、避難所生活のルール作りや生活環境を向上するための活動を行えるよう、町や施設管理者が支援を行う。自主運営組織を立ち上げる際には、多様な意見が反映できるよう、女性や若年、高齢者等様々な立場の方が参画するよう留意するものとする。

- (5) 避難所は、地域の防災拠点としての性格を併せ持つことから、避難していないが、ライフラインの支障などにより物資の確保が困難な被災者への物資の配布拠点になることも考慮して、町は避難所を運営する。

4 住民の避難先の情報把握

町は、大規模災害発生時に広域的に避難した住民の所在と安否を確認するとともに、支援制度の案内などを確実に伝達するため、避難先を把握する体制を早期に整備する。

5 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策

町は、必要に応じて、次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保等、生活環境の改善対策を講じる。

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| (1) 畳、マット、カーペット、段ボールベッド | (6) 仮設トイレ |
| (2) 間仕切り用パーティション | (7) テレビ・ラジオ |
| (3) 冷暖房機器 | (8) 簡易台所、調理用品 |
| (4) 洗濯機・乾燥機・洗濯干し場 | (9) 公衆 Wi-Fi、携帯電話等充電スペース |
| (5) 仮設風呂・シャワー | (10) その他必要な設備・備品 |

なお、避難の長期化に伴うニーズに対応し、プライバシーが確保された女性専用ルームや相談ルーム、また避難者同士の交流場所となる談話室や児童生徒の学習場所などを設置するなど、避難者の人権に配慮した環境作りに努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の3つの密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努める。

6 指定避難所以外の被災者への支援

- (1) 在宅避難者及び車中避難者への支援

町は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者及びやむを得ず車中生活をおくる被災者等に対しても、避難者の情報の早期把握に努め、避難所において食料や生活必需品、情報の提供を行うほか、トイレ等の設備の利用に配慮する。

在宅避難者等の支援拠点が整備された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対して提供するものとする。

車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向けた、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

(2) 指定避難所以外の施設に避難した場合の支援

町は、関係機関等との連携、連絡先の広報等を通じるなどの方法を講じ、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況を速やかに把握し、食料・飲料水、生活必需品等を供給するとともに、施設管理者の了解が得られれば避難所として追加指定する。

なお、災害対策活動の拠点となる施設（町役場庁舎等）に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求める。

第5 避難行動要支援者対策

1 情報伝達体制

(1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達に当たっては、入所者に対しては、過度に不安感を抱かせることのないように配慮する。

(2) 在宅者対策

町等は、直接、有線電話あるいは防災情報システム放送を活用するとともに、自治会、民生委員・児童委員、消防団、地域包括支援センター、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達にあたって聴覚障がい者については音声以外の方法で伝達するよう配慮する。

(3) 病院入院患者等対策

病院、診療所等施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び患者等に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達に当たっては、患者に対しては、過度に不安感を抱かせることのないように配慮する。

(4) 外国人に対する対策

町及び県は、ラジオ、テレビ等のマスメディア等を通じ多言語での避難等の情報伝達に努めるものとする。

2 避難及び避難誘導

(1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員が入所者を避難所に誘導するとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行う。

また、避難誘導に当たっては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

さらに、老人デイサービスセンター等の利用施設においても配慮が必要である。

(2) 在宅者対策

町は、消防機関、消防団、自治会、民生委員・児童委員及び自主防災組織の協力を得て、避難所に誘導する。避難誘導に当たっては、避難行動要支援者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

(3) 病院入院患者等対策

病院、診療所等施設の管理者は、消防計画による組織体制に基づき職員が患者を避難誘導する。必要に応じて、他の病院、診療所等からの応援を得て患者を避難誘導する。

避難誘導に当たっては、患者の実態に即した避難用の器具等を用い、また、避難所としては医療・救護設備が整備された病院等とする。

(4) 外国人に対する対策

町は、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、外国人を避難誘導する。

3 避難所における配慮等

(1) 避難所のユニバーサルデザイン化等

障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合には、だれもが利用しやすいよう、速やかに多目的用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、一般の避難所に、障がい者、高齢者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境の整備に努める。

(2) 医療・救護、介護・援護措置

町は、医療・救護を必要とするものに対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させるものとする。

また、介護や援護を必要とする者に対して、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼するとともに、避難所にヘルパーを派遣する。

(3) 健康支援活動の実施

町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する児童や高齢者等の要配慮者に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によるメンタルヘルスケア（相談）を行うものとする。

(4) 栄養・食生活支援の実施

町の管理栄養士等は、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者等について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行うものとする。

なお、食物アレルギーは、食品への表示が義務となっている特定材料8品目（えび、かに、くるみ、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生）に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずる20品目（アーモンド等）のについても配慮する。

また、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ県や関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食品の提供及び給食、炊き出し等を実施するものとする。

(5) 施設・設備の整備

町は、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。

4 福祉サービス提供事業者等への協力要請

町は、医療、救護及び介護、援護を必要とする者について、指定避難所での受入が困難である場合は、災害時における応急対策業務の協力についての協定等に基づき、病院、福祉サービス提供事業者へ受け入れについての協力を要請するものとする。

第6 広域的な避難対策

1 県内市町村間の避難調整

(1) 町の役割

町は、広域避難の際、同一コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、住民に対して避難先の割り当てを周知するとともに、避難するための手段を持たない被災者のために、県と協力し輸送手段を調達する。

なお、町は、県が策定した「福島県原子力災害広域避難計画」において檜葉町の避難先に指定されている。

(2) 県の役割

県は、町から大規模災害により市町村域を超えた広域避難を行うため受入先確保の要請があった場合、避難経路や避難者数の見込み等の情報をもとに、避難者の受入が可能な市町村を調査、選定し、町と受入市町村との調整を行う。

(3) 受入元市町村の役割

広域避難を受け入れる市町村は、避難所の開設や被災市町村と協力して避難所の運営を行う。

2 県外避難の調整

(1) 県は、市町村からの要請により被災者を県外へ避難させる必要がある場合は、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定の枠組みによる連携を図るなど、受入先となる都道府県との調整スキームを整備するとともに、被災者が避難を行うための輸送手段の調達などを支援する。

第7 安否情報の提供

1 照会による安否情報の提供

町は、災害が発生した場合において、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。その際は、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

(1) 安否情報照会に必要な要件

ア 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他照会者を特定するために必要な事項

イ 被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

ウ 照会をする理由

エ アに係る運転免許証等法律又はこれに基づく命令の規定により交付された本人確認書類の提示又は提出

(2) 提供する安否情報

ア 被災者の同居の親族である場合、被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先

イ 被災者の親族（ア以外）又は職場の関係者その他の関係者である場合、被災者の負傷又は、疾病の状況

ウ 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合、被災

者について保有している安否情報の有無

2 被災者の同意又は公益上必要と認める場合

町は、被災者が照会に際してその提供について同意している安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。

また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、被災者に係る安否情報を提供することができる。

3 安否不明者の氏名等公表

県は、災害時に安否府営者の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、町と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくものとする。

町は、要救助者の迅速な把握のため安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、町と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第11節 医療（助産）救護

（健康ほけん課、消防本部、医師会、医療機関、防災関係機関）

大規模な災害発生時には、広域あるいは局地的に、医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急の初動態勢を確立し、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携の下に一刻も早い医療（助産）救護活動を施す必要がある。

第1 医療機関の被害状況等の収集、把握

町は、医療（助産）救護体制の確立を図るため、会津保健福祉事務所、両沼郡医師会との連携により医療機関の被害状況等の収集・把握に努める。

第2 医療（助産）救護活動

町は、自ら必要に応じ両沼郡医師会及び地域の医療機関の協力を得て「福島県災害医療行動計画」に基づき医療救護班（健康増進班）を編成し、災害の程度に即応した救護活動を行う

また、町は、災害救助法が適用された後に医療（助産）救護の必要があると認められるとき、又は災害の程度により町の能力をもってしては十分でないとき、県に対し協力を要請する。

1 医療救護班の編成

医療救護班の編成は医師・看護師・連絡員（保健師等）で構成する。

各所要人員については、災害の規模、被災の状況を勘案し決定する。

2 医療救護班の業務内容

- (1) 診療（死体検案・身元確認を含む）
- (2) 応急措置、その他の治療及び施術
- (3) 分娩の介助及び分娩前後の処置
- (4) 薬剤又は治療材料の支給
- (5) 医療施設への搬送要否（主に重症患者）の決定
- (6) 看護
- (7) その他医療（助産）救護に必要な措置

3 救護所の設置

県は、医療（助産）救護の必要を認めたときは、次の場所に救護所を設置し、救護活動を行う。

- (1) 避難所（福祉避難所においては、継続的な医療ケアを必要とする要配慮者の避難が想定されることから、迅速適切な医療救護活動が行われるよう特に配慮する。）
- (2) 災害現場
- (3) 医療機関

第3 傷病者等の搬送

1 傷病者搬送の手順

- (1) 傷病者搬送の判定

医療救護班の班長は、医療（助産）救護の処置を行った者のうち、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。

- (2) 傷病者搬送の要請

ア 医療救護班の班長は、町、県及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。

イ 重症者などの場合は必要に応じて、県ドクターヘリ、県消防防災ヘリコプターを手配する。また、自衛隊等に対し、ヘリコプターの手配を要請する。

(3) 傷病者の後方医療機関への搬送

重傷者の搬送は、救急医療情報センターの情報等をもとに原則として基幹災害拠点病院や二次保健医療圏単位に設置されている地域災害拠点病院へ行う。

表3-13 災害医療センター

基幹災害拠点病院	公立大学法人 福島県立医科大学附属病院
地域災害拠点病院	財団法人温知会 会津中央病院

ア 重傷者等の後方医療機関への搬送は、原則として消防本部で実施する。

ただし、消防本部において救急車両が確保できない場合は、町、県及び福祉救護班及び医療機関等で確保した車両により搬送する。

イ 道路の損壊等の場合又は遠隔地への搬送の場合においては、県ドクターヘリ、県消防防災ヘリコプターにより実施する。また、必要に応じて自衛隊等に対し要請する。

ウ 傷病者搬送の要請を受けた町、県及びその他関係機関は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえ、受入先医療機関を確認の上、搬送する。

2 医療スタッフ等の搬送

町及び県は、医療（助産）救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班等の搬送に当たっては、搬送手段の優先的な確保など特別に配慮する。

第4 血液製剤の確保

県は、災害発生後、県内血液センター施設等の被災状況を速やかに把握するとともに、日本赤十字社福島県支部を通して、状況に応じた血液の確保を図るため、次のことを行う。

- 1 血液センターに対して被害の軽微な地域に採血車を出動するように依頼し、県民の献血による血液の確保に努める。
- 2 近隣の都県及び日本赤十字社各支部に応援を依頼し、県外からの血液製剤の受入を図る。
- 3 血液輸送にヘリコプターを必要とする場合には、県消防防災ヘリコプター及び自衛隊に対し派遣を要請する。

第5 医薬品等の確保

町は、救護活動に必要な医薬品等については、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」により、県に供給を要請する。

第6 人工透析の供給確保

人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があることから、町及び県は被災地内における人工透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努める。

第7 広域的救護活動の調整

県は、災害発生時における医療（助産）救護活動が医師等の不足、医薬品等の不足により円滑に実施できない場合には、県内他地域又は県外からの応援活動を要請するなど、広域的な調整を図るものとする。

第12節 緊急輸送対策

(総務課、町民税務課、建設水道課、バス機関、運送業者)

災害応急対策の実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものである。

このため、緊急時における輸送路等を確保するとともに、車両等が円滑に調達できるようにしておくことが重要であり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を行うことが求められる。

第1 緊急輸送の範囲

災害救助法による輸送の範囲は、下記1のとおりであるが、災害の応急対策の段階に応じて、緊急輸送活動の対象を広げていくものとする。

1 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲

- (1) 被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む）
- (2) 医療及び助産における輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 救済用物資の運搬のための輸送
- (6) 死体の捜索のための輸送
- (7) 死体の処理（埋葬を除く）のための輸送
- (8) その他、特に応急対策上必要と認められる輸送

2 緊急輸送活動の対象

- (1) 第1段階
 - ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
 - イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
 - ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
 - エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
 - オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
 - カ 緊急車両等の活動に必要な燃料
- (2) 第2段階
 - 第1段階に加え、
 - ア 食料、水等生命の維持に必要な物資
 - イ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
 - ウ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (3) 第3段階
 - 第2段階に加え、
 - ア 災害復旧に必要な人員及び物資
 - イ 生活必需品

3 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行うものとする。

- (1) 人命の安全

- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

第2 緊急輸送路の確保

1 緊急輸送路の確保

(1) 各道路管理者は、応急対策を円滑に実施するため、「第2章 第9節 緊急輸送路等の指定」により指定された第1次確保路線から開通作業を実施し、交通の確保を図る。

なお、地域によって第1次確保路線から確保することが困難な場合は、第2次確保路線以下の路線から確保する。

また、被害の状況により指定路線の確保が困難な場合は、指定路線以外の道路を緊急輸送路として確保する。

(2) 各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、各道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

2 陸上輸送拠点の確保

町は、あらかじめ指定された広域陸上輸送拠点及び町の物資受入れ拠点の管理者の協力を得ながら、物資集積、荷さばき、保管のための輸送施設の確保を図るものとする。

さらに、町は輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

3 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

町は、災害時の航空輸送を円滑に行うため、ヘリコプター臨時離着陸場を確保する。

第3 輸送手段の確保

1 車両の確保

(1) 町有保有車両の確保

災害時において輸送に必要な車両は、集中管理車両又は各課において保有する車両の別なく、庶務第1班の集中管理のもとに利用し、運送業務の効率化を図る。

なお、あらかじめ緊急通行車両に該当する車両は、警察本部又は会津若松警察署に緊急通行車両であることの確認を受け、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けておくものとする。

(2) 外部への協力要請

必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっせんを依頼する。

なお、町はあらかじめ締結した「災害時における応急対策業務の協力に関する協定書」に基づき、協定締結業者に対して、保有する特殊車両等の利用について協力要請を行うとともに、バス機関、運送業者、鉄道機関に対しても、協力要請を行う。

2 ヘリコプターの確保

町は、災害時の航空輸送を円滑に行うため、下記のとおり派遣要請を行う。

- (1) 県消防防災ヘリコプターの派遣要請
- (2) 県警察本部保有のヘリコプターの派遣要請
- (3) 陸上自衛隊への派遣要請

第13節 災害警備活動及び交通規制措置

(会津若松警察署)

大規模災害の発生時においては、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした交通混乱が予測される。これに対し、地域住民の安全確保及び交通秩序の維持等の活動が重要となる。

第1 被害状況の把握

会津若松警察署は、速やかに被害状況を把握し、警察本部及び関係機関との情報共有を図る。

第2 被害者の救助・救出

会津若松警察署は、防災関係機関と連携し、被災者の救助・救出にあたる。

第3 避難誘導等

会津若松警察署は、被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を踏まえ、安全な避難経路を選定し、住民の避難誘導にあたる。

第4 身元確認等

会津若松警察署は、町と協力し、検視・死体調査の場所を確保するとともに、遺体の身元確認に資する資料の収集・確保、医師との連携を行い、迅速かつ的確な検視・身元調査、身元確認、遺族への身元引き渡し等に努める。

第5 交通の確保

会津若松警察署は、災害応急等に必要な輸送路の確保、緊急通行車両の通行を確保するため、交通規制等を実施し、交通の円滑化を図る。

また、交通規則にあたっては、道路管理者等と緊密な連携を図るものとする。

第6 被災地における治安の確保

会津若松警察署は、被災地や避難所等のパトロールを強化するとともに、災害に便乗した犯罪の予防・取締りを行い、社会秩序の維持に努める。

第14節 防疫及び保健衛生

(町民税務課、健康ふくし課、建設水道課)

災害による被災者の病原体への抵抗力及び被災地の衛生環境の低下を防止するとともに、避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導の実施、さらに災害によるストレス等に対する精神保健指導を行い、被災者の健康の維持を図る。

第1 防疫活動

1 町の業務

(1) 防疫組織

町は災害防疫対策本部を設置し、又はこれに準じた防疫組織を設け、管内の防疫対策の企画、推進に当たる。

(2) 予防教育及び広報活動

県の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは衛生組織その他関係団体を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化する。その際、特に社会不安の防止に留意する。

(3) 消毒の実施

ア 知事の指示に基づき実施する。実施に当たっては、厚生労働省令の規定に従い行う。

イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

(4) ねずみ族、昆虫等の駆除

ア 知事の指示に基づき実施する。実施に当たっては、厚生労働省令の規定に従い行う。

イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

(5) 生活の用に供される水の供給

ア 知事の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給を開始し、給水停止期間中継続する。

イ 生活の用に供される水の供給方法は、容器による搬送、ろ過器によるろ過給水等現地の実情に応じ適切な方法によって行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意する。

ウ 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

(6) 臨時の予防接種

知事の命令に基づき実施する。実施にあたっては、ワクチンの確保など迅速に行い、時期を失しないよう措置する。

(7) 避難所の防疫指導等

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を受け入れることから、衛生状態が悪くなりがちで感染症発生の原因になることが多いので、県防疫担当職員の指導のもとに防疫活動を実施する。この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導を徹底する。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、歯科医師会、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生委員・児童委員、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況

の把握に努める。

(8) 報告

ア 被害状況の報告

警察、消防等の諸機関、地区の衛生組織その他の関係団体の緊密な協力を得て被害状況を把握し、被害状況の概要、患者発生の有無、ねずみ族、昆虫等駆除の地域指定の要否、災害救助法適用の有無、その他参考となる事項について、速やかに会津保健福祉事務所長を経由して知事あて報告する。

イ 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況報告（昭和40年5月10日衛発第302号公衆衛生局長通知様式5）に記載する事項を毎日知事へ報告する。

2 県の業務

(1) 防疫体制の確立

県は、災害防疫対策本部を設置し、被災地域、被災状況等を迅速に把握の上、災害に即応した防疫対策を企画し、防疫活動を推進する。

(2) 健康診断

(3) 患者等に対する措置

ア 就業制限

イ 入院の勧告、措置、退院

ウ 入院患者の医療

エ 移送

オ その他の手続き

(4) 消毒その他の措置

ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒の命令、指示

イ ねずみ族、昆虫等の駆除の命令、指示、実施

ウ 物件に係る措置の命令、指示、実施

エ 遺体の移動制限等

オ 生活の用に供される水の使用制限等

カ 建物に係る措置

キ 交通の制限又は遮断の措置

ク その他の手続き

ケ 臨時の予防接種の命令、実施

(5) 報告

ア 被害状況の報告

県は、被害の状況、患者発生の有無、ねずみ族昆虫類駆除の地域指定の要否、災害救助法適用の有無その他参考となる事項について、管内市町村の状況を取りまとめて速やかに厚生労働省に報告する。

イ 防疫活動状況の報告

県は管内市町村の報告を取りまとめ、県が実施する防疫活動状況とともに防疫活動状況報告（昭和40年5月10日衛発第302号公衆衛生局長通知様式2）に記載する事項を毎日厚生労働省へ報告する。

第2 食品衛生監視

1 食品衛生監視班の編成及び派遣

県は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、食品衛生監視班を編成し、当該地区に派遣する。派遣された食品衛生監視班は、保健福祉事務所長指揮のもとに活動を行うものとする。

2 食品衛生監視班の編成及び指揮

保健福祉事務所長は、派遣された食品衛生監視班又は必要に応じて独自で編成した食品衛生監視班を指揮し、食品衛生監視活動を行う。

3 食品衛生監視活動内容

食品衛生監視班は、保健福祉事務所長の指揮下で以下の活動を行う。

- (1) 炊き出し等の食品の監視指揮及び試験検査
- (2) 飲料水の簡易検査
- (3) その他の食品に起因する危害発生の防止

第3 栄養指導

1 栄養指導班の編成及び派遣

町は、県と連携し、災害の状況により栄養指導班（健康増進班）を編成し、被災地に管理栄養士・栄養士を派遣したり、避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、被災者の栄養・食生活支援を行う。

2 栄養指導活動内容

- (1) 食事提供（炊き出し等）の栄養管理指導

設置した炊き出し実施現場を巡回して炊き出しの内容等の確認を行い、必要に応じて実施主体や給食業者等への提案、助言、調整等の栄養管理指導を行う。

- (2) 巡回栄養相談の実施

避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、被災者の健康状態、食料の共有状況等を把握しながら栄養相談を実施する。

- (3) 食生活相談者への相談・指導の実施（要配慮者への食生活支援）

妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。

- (4) 特定給食施設等への指導

被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理用の問題を生じないように指導し、給食の早期平常化を支援する。

第4 保健指導

町（健康増進班）は、災害の状況によっては、県の保健師・管理栄養士・栄養士・歯科衛生士等の協力を得て避難所、被災家庭、仮設住宅等を巡回し、上記の栄養指導とともに、被災者の健康管理面からの保健指導を行う。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、歯科医師会、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生委員・児童委員、地域住民との連携を図りながら、コーディネートをを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努める。

第5 精神保健活動

1 被災者のメンタルヘルスケア

町は、被災者となることで顕在化する精神保健上の問題に対応するため、早期に避難所に相談員やヘルパー等を派遣、常駐させ、被災者のメンタルヘルスの把握に努めるとともに、必要に応じ災害派遣精神医療チーム（DPAT）を避難所等に巡回させ、メンタルヘルスケアを実施する。

2 精神科入院病床及び搬送体制の確保

県は、入院医療及び保護を必要とする被災者のために、関係機関の協力を得ながら精神科病床及び搬送体制を確保する。

第6 防疫及び保健衛生器材の備蓄及び調達

町は、災害発生時に防疫活動が円滑に実施できるよう、防疫及び保健衛生器材の備蓄及び調達について計画を策定する。また、災害時に不足を来たす場合は、県に斡旋を要請する。

第7 動物（家庭動物）救護対策

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。

このため、町は、動物愛護の観点から、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、国や県、警察・消防等の関係機関及び猟友会、獣医師会等の協力を得ながら必要な対策を講じるよう努める。

第15節 廃棄物処理対策

(町民税務課、建設水道課)

災害により発生したごみ、し尿及び災害に伴って発生したがれき（以下、「災害廃棄物」という。）の処分等を迅速・的確かつ適正に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらには被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

第1 廃棄物処理対策

廃棄物処理は、事前に定めている廃棄物処理計画に基づき適正に実施する。

1 ごみ処理

(1) ごみ排出量の推定

災害時には、通常的生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみやがれきが排出されるものと想定される。

町は、ごみの種類別に排出量を推定し、平常時における処理計画を勘案しつつ、作業計画を策定する。

(2) 収集体制の確保

町は、被災等における生活環境保全・公衆衛生の緊要性を考え、平常体制に臨時雇用等による人員を加えた作業体制を確立する。

また、あらかじめ民間の廃棄物処理関連業界に対し、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておく。

(3) 処理対策

ア 生ごみ等腐敗性のある廃棄物

生ごみ等腐敗性のある廃棄物については、被災地における防疫対策上、収集可能な状態になった時点からできる限り早急に収集が行われるよう、町は、第一にその体制の確立を図る。

イ 粗大ごみ等

粗大ごみ及び不燃性廃棄物が大量に排出されると考えられるが、一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合が想定されるので、町は必要に応じて生活環境保全に支障ない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。

ウ がれき等

がれきの処理については、原則として町またはがれきが現にある場所の施設管理者が処理することとなるため、国、県、関係市町村及び関係者が協力して、がれきの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

町又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散対策を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

2 し尿処理

(1) し尿排出量の推定

災害による上下水道等のライフラインの機能停止により、し尿処理が困難になることが考えられる。上水道以外の河川等の水を確保することにより、できる限り下水道機能を活用するとともに、町は、水洗化の状況等、住民数、予測被災者数等から必要な仮設トイレ数を推定しておくことが必要である。

また、浸水家屋、倒壊家屋及び焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、防疫上、できる限り早急に収集処理を行う必要があり、一時的に処理量が増加すると考えられるため、緊急時における収集体制の確立を図るとともに、会津若松地方広域市町村圏整備組合は、処理場施設においてもそれに対処できるよう、予備貯留槽等を設けるなどの措置をとるのが望ましい。

(2) 収集体制の確保

町の被災地に対する平常作業からの全面応援及び近隣市町村等からの応援作業は、収集可能となった状態から7日を限度とし、また、処理場への搬入についても計画的処理をくずさないよう努力し、場合によっては、近隣市町村の処理場に処理を依頼するなどの方策を講ずるものとする。

このため、町は、あらかじめ民間のし尿処理関連業界及び仮設トイレ等を扱う民間のリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援態勢を整えておくものとする。

(3) 処理対策

ア 避難所でのし尿処理

水洗トイレの使用の可否等の状況によるが、原則として水を確保することにより下水道機能を活用して、処理することを原則とする。

また、必要に応じて仮設トイレを設置し、避難所の衛生環境の確保を図る。この場合において、仮設トイレの機種は、高齢者・障がい者等に配慮したものの選定に努める。

さらに、汲み取り式便槽が設置された避難所から排出されたし尿及び避難所に設置された仮設トイレに貯留されたし尿の収集を優先的に行う。

イ 水洗トイレ対策

水洗トイレを使用している世帯にあっては、洗浄水の断水に対処するため、普段より水の汲み置き等を指導しておくものとする。

また、水洗トイレを使用している団地等においては、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要により臨時の貯留場所の設置、あるいは民間のリース業者等の協力を得て、共同の仮設トイレを設ける等の対策を講ずるものとする。

第2 廃棄物処理施設の確保及び復旧

1 事前対策

廃棄物処理施設は、設備の欠陥が生じた場合には適正な廃棄物処理が難しくなり、ひいては周囲の環境汚染を引き起こすおそれがあるので、会津若松地方広域市町村圏整備組合は普段より施設の維持管理を十分に行うものとする。

2 復旧対策

会津若松地方広域市町村圏整備組合は、災害が生じた場合には、迅速にその状況を把握し、応急復旧を図る。また、被害状況が収集作業に影響を与える場合には、期間等を定めて他の処理施設に処理を依頼するなどの方策をとる。

なお、廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、早急に県に報告するなどの処理を講ずる。

第3 応援体制の確保

町は被災状況を勘案し、その区域内のごみ処理及びし尿処理が不可能と思われる場合には、県に支援を要請する。

また、町は、避難所等に設置する仮設トイレの十分な調達が不可能と思われる場合には、県に支援を要請する。

第16節 救援対策

(総務課、出納室、町民税務課、健康ふくし課、産業振興課、建設水道課、こども教育課、生涯学習課、日本赤十字社福島県支部会津美里町分区)

災害により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、地域住民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品、飲料水、燃料等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。この場合において、指定避難所に避難している被災者のみならず、指定避難所以外に避難、あるいは在宅被災者への供給にも配慮する必要がある。

第1 給水救援対策

1 飲料水供給の概要

町は、県及び国の協力を得ながら、災害による被災者に対して概ね当初、最低1人1日3リットルの飲料水を供給し、発災後4日から7日までは10リットル、2週目は50～100リットル、3～4週目は150～200リットルを目標とし、復旧の段階に応じ漸増させ供給する。発災後、4週を目途に復旧し、通水を開始するように努める。

なお、市販の容器入り飲料水の確保についても検討する。

2 飲料水の応急給水活動

- (1) 町は、給水班（上水道班）を組織し応急給水を実施する。
- (2) 町は、確保した飲料水のほか、非常用飲料水貯水槽、井戸水等を活用して応急給水を実施する。
- (3) 応急給水は、下記の方法により実施する。

ア 給水タンクを用いた「運搬給水」

イ 指定避難所等における「拠点給水」

ウ 通水した配水管上の消火栓等に設置された「仮設給水栓による給水」

3 生活用水の確保

町は、復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の生活用水の確保に努める。

第2 食料救援対策

1 対応の概要

町は、県と連携し、備蓄食料等を活用するとともに、安全で衛生的な主要食料、副食・調味料等を調達し、被災者等に対して供給する。

2 調達及び供給

町は、調達計画に基づき農業協同組合、地元小売業者等保有の食料を調達し、備蓄食料と併せて被災者等に供給する。

食料の供給にあたっては、避難の長期化に対応して、時間の経過とともにメニューの多様化、適温食の提供、栄養のバランスの確保、乳幼児や高齢者、病弱者等の要配慮者への配慮等、質の確保や、食材供給による自炊など、生活再建についても配慮するものとする。

また、供給すべき物資が不足し調達の必要がある場合には、県を通じ国の物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省）又は非常災害対策本部等に物資の調達を要請する。

3 供給の方法

(1) 町は、食料を供給するときは、避難所等ごとにそれぞれ責任者を定めて供給するものとする。

なお、食料の配分に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- ア 各避難所等における食料の受入確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
- イ 避難者への事前周知による公平な配分
- ウ 避難所の管理者、ボランティア等と連携を密にした速やかな提供
- エ 要配慮者への優先配分

(2) 給付対象者

- ア 避難所に受入及び避難した者で、食料の持ち合わせのない者
- イ 住家の被害によって炊事のできない者
- ウ 旅行者等であって、食料の持参又は調達のできない者
- エ 被害を受け、一時避難する者で、避難先に到達するまでの食料の持ち合わせのない者
- オ 被災地において災害救助活動に従事する者で食料の供給を必要とする者

(3) 主な食料品の例

- ア 米穀、パン、麺類（即席麺）飯缶、乾パン
- イ 乳児用ミルク、牛乳
- ウ 副食品（缶詰、漬物、佃煮、野菜）、調味料
- エ その他容易に調達され、かつ、一時の代用品として供給できるもの

(4) 集積場所の設置等

ア 集積場所は、「高田除雪機格納庫」とする。ただし、被災地域、被害状況、避難状況等によっては、集積に適切な町施設等を適宜指定するものとし、避難所に輸送する。

イ 輸送

町有車両のみでの輸送車両確保が困難な場合は、関係機関、事業所に対し、保有する車両等の派遣について協力を要請する。

(5) 炊き出し

町が炊き出しを実施する場合は、次により行うものとする。

- ア 炊き出しは、原則として既存の学校給食調理施設、公民館等の調理施設の被害状況を把握し、使用可能な施設を利用して行うものとする。
- イ 町において炊き出しが困難なとき又は不十分なときは、民間業者から調達するとともに、県、近隣市町村に対し救護を要請するものとする。
- ウ 炊き出し及び供給は、必要に応じ日本赤十字社福島県支部会津美里町分区、自治区長連絡協議会、町内の各種団体、ボランティア団体等に協力を求めて実施する。

(6) 災害救助法が適用された場合の食料の調達及び報告

災害救助法が適用された場合は、炊き出しその他による食品の給与について、知事の指導を受けて必要食料を調達し、食料の給与を実施しその状況を県に報告するほか、下記の必要帳簿を整備する。

- ア 炊き出し給与簿
- イ 食料現品給与簿
- ウ 炊き出しその他による食品給与受払簿
- エ 炊き出し用物品借用簿

オ 炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類、物品受払証拠書類

第3 生活必需物資等救援対策

1 供給方針

町は、備蓄物資を活用するとともに、必要な生活必需物資等をあっせん又は調達し供給する。

2 調達及び供給

町は、町内の商工会との「災害時における応援業務に関する協定書」に基づき地元小売業者等が保有する生活物資等を調達し被災者等に供給する。町内での調達が難しい場合は、必要に応じて近隣市町村の小売業者から調達、さらには県に対して供給の要請を行う。

3 配分の方法

(1) 町は、生活必需品の配分にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- ア 各避難所等における受入確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
- イ 住民への事前周知等による公平な配分
- ウ 要配慮者への優先配分
- エ 各避難所で希望を取りまとめて必要とする生活必需品の配分に努める。

(2) 給付対象者

給付対象者は、床上浸水等により住家に被害を受け、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

(3) 生活必需物資等の種類

- ア 寝具（毛布、布団）
- イ 被服（肌着等）
- ウ 炊事器具（卓上コンロ、ボンベ、鍋、包丁等）
- エ 食器（茶碗、皿、箸等）
- オ 保育用具（哺乳瓶等）
- カ 光熱器具、材料（マッチ、ロウソク、コンロ等）
- キ 日用品（石鹸、タオル、ちり紙、歯磨き、紙おむつ、生理用品等）
- ク 簡易（仮設）トイレ、
- ケ 暖房器具
- コ 燃料

(4) 集積場所の設置等

ア 集積場所は、「高田除雪機格納庫」とする。ただし、被災地域、被害状況、避難状況等によっては、集積に適切な町施設等を適宜指定するものとし、避難所に輸送する。

イ 輸送

町有車両のみでの輸送車両確保が困難な場合は、関係機関、事業所に対し、保有する車両等の派遣について協力を要請する。

第4 燃料等の調達・供給対策

1 調達・供給対策

町は、避難所や、緊急通行車両、災害応急対策のために使用する車両等の燃料の確保が困難な場合には、町石油業組合に対して燃料等の供給を要請するものとする。

2 燃料等の範囲

調達する燃料等は、ガソリン、灯油、軽油等とする。

第5 支援物資等の支援体制

町は、避難所等の設置主体が異なる場合であっても、避難所等からの支援物資の要請に応じるよう努めるものとし、必要数量や在庫数量等を情報交換し、提供する物資等の品目や提供量に差が出ないように努める。

第6 義援物資及び義援金の受入れ

1 物資の受入れ

町は、関係機関の協力を得ながら、義援物資について、受入れを希望する物資等を把握し、その内容のリスト及び送付先を県及び町災害対策本部並びに報道機関を通じて、公表するものとする。

また、被災地の需給状況を把握し、同リストを逐次改定するよう努める。

なお、東日本大震災等の教訓にかんがみて、原則として、古着などの個人からの義援物資については、受入れを辞退するものとする。

さらに、個人以外の支援物資についても、その中身や数量、規格の統一性がないものについては、物資集約拠点における混乱をさけるため、個人からの義援物資と同様に辞退するものとする。

なお、町は、上記の受入を辞退することについては、町のホームページや報道機関を通じて、速やかに公表するものとする。

2 義援金の受入れ

町は、あらかじめ災害義援金の受入れ計画を整えておくものとする。

第17節 被災地の応急対策

(総務課・健康ふくし課・建設水道課・産業振興課)

被災地内の住民の生活やインフラを復旧させるため、道路や宅地内等の障害物を除去するとともに、自力で生活を復旧できない被災者のために、仮設住宅の建設、住宅の応急修理等を行う。
また、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業を行う。

第1 障害物の除去

1 住宅関係障害物の除去

(1) 実施機関及び方法

ア かけ崩れ、浸水等によって宅地内に運ばれた障害物の除去で、次のいずれかに該当する場合は、町長がその障害物の除去を行う。

(ア) 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合

(イ) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合

(ウ) その他、公共的立場から除去を必要とする場合

イ 第一次的には、町が保有する機械・器具又は会津美里町建設業組合（以下この節において「町建設業組合」という。）との「災害時における応急対策業務の協力に関する協定」に基づき借上げた機械・器具を使用して実施するものとするが、労力又は機械力が不足する場合は、県（会津若松建設事務所）又は隣接市町村に派遣（応援）要請を行うものとする。

ウ 労力又は機械力が相当不足する場合は、（一社）福島県建設業協会（以下この節において「県建設業協会」という。）からの資機材、労力の提供等の協力を求めるものとする。

(2) 災害救助法を適用した場合の除去

ア 対象

障害物の除去の対象となるのは、日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、便所等）に土砂、立木等の障害物が運びこまれたもので、しかも自分の資力では障害物の除去ができないものとする。

イ 除去の方法

作業員あるいは技術者を動員して行うものとする。

ウ 費用

費用の限度額、整備帳簿類等は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

エ 実施期間

災害発生の日から10日以内とする。

2 道路における障害物の除去

(1) 実施機関及び方法

ア 道路上の障害物の除去についての計画の実施は、道路法に規定する道路管理者が行うものとする。

道路管理者は、他の道路管理者、会津若松警察署等の関係機関と協議し、障害物の除去についての計画を定めておくものとする。

イ 道路交通に著しい被害を及ぼしているものの除去は、それぞれの実施機関において、その所有する機械、器具、車両等により速やかにこれを除去し、交通の確保を図るものとする。

(2) 障害物除去における優先順位

以下の順位を基準とし、障害物の除去を行う。

- ア 地域住民の生命の安全を確保するために重要な道路（例：避難路）
- イ 災害の拡大防止上重要な道路（例：延焼阻止のために、消防隊が防御線をはる道路）
- ウ 緊急輸送を行う上で重要な道路
- エ その他応急対策を行う上で重要な道路

3 河川における障害物の除去

- ア 河川区域内の障害物の除去についての計画の実施は、河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者、水防団長、消防組織法に規定する消防機関の長が行うものとする。
- イ 河川管理者は、河川法第22条第1項の規定による緊急措置を行うものとする。
- ウ 水防管理者、水防団長及び消防機関の長は、水防法第28条の規定による緊急措置を行うものとする。

4 除去した障害物の集積

除去した障害物で、廃棄物に該当するものについては、会津若松地方広域市町村圏整備組合廃棄物処理施設に搬入して処分するものとするが、その他のもの及び廃棄物の一時的な集積場所は、それぞれの実施機関において次の点を考慮して確保するものとする。

なお、町においては、廃棄物を中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うためのストックヤード等の場所について、「第15節 廃棄物処理対策」において仮置場候補地を指定している。

- (1) 交通に支障がなく、二次的災害が発生するおそれのない国有地、県有地及び町有地等の公共用地を選定するものとする。
- (2) 公共用地に適当な場所がないときは、民有地を使用することとするが、この場合においては、所有者との間に補償（使用）契約を締結するものとする。

5 関係機関との連携

町は、国・県、町建設業組合及び県建設業協会の協力を得て、障害物の除去のための建設用資機材及び技能者等要員の調達、提供の確保に努める。

第2 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等

1 応急仮設住宅の建設

(1) 実施機関等

- ア 応急仮設住宅の建設に関する計画の立案と実施は、町長が行う。
- イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、知事が行うものとする。
- ウ 町は、平時においてあらかじめ、応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、土砂災害等各種災害の危険性に配慮しつつ、建設可能な用地を把握し、早期に着工できるよう準備しておくとともに、応急仮設住宅を建設する場合は、建設業者への協力依頼及び技術的援助等を行うものとする。
- エ 町は、応急仮設住宅の建設及び2に記載する住宅の応急修理にあたり、資材の調達及び要員の確保について、町建設業組合に対し、協定に基づき協力を要請する。

なお、確保が困難な場合には、（一社）プレハブ建築協会に対し、あらかじめ県が締結した協定に基づき協力を要請するものとする。

(2) 災害救助法による応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設に関する基本的事項は、次のとおりとする。

ア 入居対象者

原則として、災害により被災し、次の(ア)または(イ)、かつ(ウ)に該当する者とする。

- (ア) 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。
- (イ) 避難指示等により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。
- (ウ) 自らの資力をもっては、住宅を確保できない者であること。

なお、ウについては、災害時の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用すること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が町長の協力を求めて行うものとする。

ただし、県は状況に応じて町長に事務を委任することができる。

ウ 規模・構造及び費用

- (ア) 応急仮設住宅の標準規模は、1戸当たり平均 29.7 m² (9坪) とする。
- (イ) 応急仮設住宅の設計にあたっては、高齢者や障がい者等の利用に配慮した住宅の仕様は、すべての入居者にとって利用しやすいものであることから、通常の応急仮設住宅を含め、物理的障壁の除去されたユニバーサルデザイン仕様を目指すとともに、地域の気象環境等も考慮した配置や設計に努める。
- (ウ) 工事費は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

エ 建設場所

応急仮設住宅の建設予定地は、次に掲げるうちから災害の状況により選定する。

なお、選定にあたっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ保健衛生上も好適で、被災者の生業の見通しがつけられることに配慮するものとする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するとともに、相当数の世帯が集団的に居住する場合は、交通の便や教育等の問題も考慮に入れるものとする。

- (ア) 公営住宅敷地内空地 (エ) 国・町が選定供与する用地
- (イ) 公園、緑地及び広場 (オ) その他の適地
- (ウ) 県有施設敷地内空地

オ 集会所の設置

仮設住宅における地域コミュニティと住民自治機能の維持のため、同一敷地内又は近接する地域内に10戸以上の仮設住宅を設置する場合、集会所や談話室といった施設を設置することができる。

カ 福祉仮設住宅の設置

高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができる。

キ 着工及び完成の時期

- (ア) 着工の時期
災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに建設するものとする。
- (イ) 着工時期の延長

大災害等で 20 日以内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長することができるものとする。

(ウ) 供与期間

完成の日から建築基準法第 85 条第 4 項の規定による期限内（最高 2 年以内）とする。

(3) 応急仮設住宅の運営管理

町は、各応急仮設住宅の適切な管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第3 住宅の応急修理

1 実施機関等

- (1) 対象とする住家の選定は、町長が行うが、対象とする住家の選定については、町と共同で行うものとする。
- (2) 災害救助法を適用した場合の住宅の応急修理は、知事が行うものとする。

2 実施方法等

(1) 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

災害救助法が適用された場合の住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下、「緊急修理」という。）に関する基本的事項は、次のとおりとする。

ア 緊急修理対象者

次の要件をすべて満たす者とする。

- (ア) 準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の被害を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある状態にあること。（全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、緊急修理の対象とはならないが、修理を実施することにより居住が可能であって、引き続き居住する意思がある場合はこの限りではない。）
- (イ) 住宅のみを対象とし、物置、倉庫や駐車場等は対象とならない。
- (ウ) 発災後の次の降雨までに速やかに実施する必要があることから、対象となる住家の損傷状況は、現場における目視による確認や被災者が申請のため持参した住宅の被害状況写真等に基づき、準半壊以上（相当）か否か判断を行うものとする。

イ 修理の範囲と費用

- (ア) 緊急修理は、日常生活に必要最小限の部分の修理を行うまでの間、ブルーシートやベニヤ板、落下防止ネットなどで緊急的に措置し、住宅の損傷が拡充しないようにするものとし、現物をもって行うものとする。
- (イ) 費用は災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

ウ 緊急修理の期間

- (ア) 災害発生の日から 10 日以内に完了する。
- (イ) 被害認定調査の結果を待つことなく、現場における目視確認や被災者が申請時に持参する写真等に基づき判断を行い、短期間でブルーシートの展張を完了するよう努める。
- (ウ) やむを得ず 10 日以内での救助の適切な実施が困難となる場合には、内閣総理大臣と協議の上、実施期間の延長を行うことができる。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

災害救助法が適用された場合の日常生活に必要な最小限度の部分の修理に関する基本的事項は、次のとおりとする。

ア 応急修理対象者

(ア) 次の要件をすべて満たす者とする。

a 準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、対象として差し支えない。

また、全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないが、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではない。

b 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

c 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。

ただし、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則6か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。

(イ) 準半壊、半壊又は中規模半壊の被害を受けた者については、自らの資力では応急修理をすることができない者であること

資力要件については、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断するなど、制度の趣旨を十分理解して運用すること

イ 修理の範囲と費用

(ア) 応急修理の対象範囲は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。

(イ) 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

ウ 応急修理の期間

災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6か月以内）に完了するものとする。

ただし、災害の規模や被災地の実態等により、3か月（又は6か月）以上実施に要する場合には、あらかじめ実態等に即した必要な期間を内閣総理大臣と協議の上、実施期間の延長を行うことができる。

3 建築物応急危険度判定

災害時においては倒壊等のおそれのある建築物による事故を防止するため、住民への広報活動と併せて、県と協力し被災地の応急危険度判定を実施し、仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び相談等の業務に資する。

4 公営住宅等のあつせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。

第4 災害相談対策

1 臨時災害相談所の開設

町は、災害により被害を受けた住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため必要がある場合には、被災地や避難所等に臨時災害相談所を設け、被災住民の相談に応ずるとともに、苦情、要望等を聴取した結果を関係機関に速やかに連絡して早期解決に努めるものとする。

2 臨時相談所の規模等

相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を検討して決めるものとする。

この臨時相談所においては、被災者救護を実施する各班及び県の各部局、国の出先機関を含む関係機関の職員が相談員として常駐し、各種相談に応ずるものとする。

3 相談業務の内容

- (1) 生業資金のあっせん、融資に関すること。
- (2) 被災住宅の修理及び応急住宅のあっせんに関すること。
- (3) 行方不明者の捜索に関すること（被災者の安否確認に関すること）。
- (4) その他住民の生活に関すること。

第18節 死体の搜索、遺体対策等

(町民税務課、健康ふくし課、会津若松警察署、消防本部、消防団、医師会)

町は、災害により死亡していると推定される者については、搜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る

第1 全般的な事項

1 衛生及び社会心理面への配慮

遺体の処理は、衛生上の問題及び社会心理上の問題等を考慮し的確に行う必要がある。

そのため、収容所の設置場所の確保、開設、警察及びラジオ、テレビ等のマスコミ機関との連携による身元確認及び縁故者への連絡、身元が判明しない遺体についての火葬と段階ごとに的確かつ速やかに対応する必要がある。

2 県内医師会及び歯科医師会との協力体制の整備

会津若松警察署は、多数の死者が発生した場合の検視及び身元確認については、あらかじめ医師会及び歯科医師会等との協力体制の整備を図っておくことが重要である。

3 広域的な遺体対策体制の整備

町は、死者が多数にのぼる場合、また、火葬場が被災して利用できない場合を想定し、遺体の保存のため、民間事業者の協力を得て、十分な量のドライアイス、棺、骨壺等の確保に配慮するとともに、近隣地方公共団体の協力による火葬支援体制の整備に努める。

第2 遺体の搜索

1 搜索活動

町は、県、警察、消防機関、消防団及び自主防災組織等の協力を得て、遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推測される者の搜索を実施する。

この場合において、町は、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、この窓口において、安否確認についての情報の一元化に努める。

2 災害救助法適用の場合の搜索活動

災害救助法を適用した場合の遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行い、以下の基準で実施するものとする。

(1) 救助実施者が遺体の搜索を実施するに当たっては、搜索に要する役務、機械、器具等について現物により給付するものとする。

(2) 費用、期間等は、福島県災害救助法施行細則第5条による。(資料編 3-25-2)

第3 遺体の収容

1 遺体の搬送

町は、警察官による検視及び医師(医療救護班(健康増進班))による検案を終えた遺体について、県に報告した上で、遺体収容所に搬送し収容する。

この際、葬祭業者との連携により、霊柩車を確保することについても考慮するものとする。

2 遺体収容所の設営及び遺体の収容

(1) 遺体収容所(安置所)の開設

町は、被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物、公園等収容に適当なところ）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

前記収容所（安置所）に遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕及び幕張り等を設備し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

(2) 遺体の収容

町は、収容した遺体及び遺留品等の整備について、必要な事項を定めておくものとする。

3 災害救助法を適用した場合の遺体対策

災害の際死亡した者についての遺体に関する取扱いは、以下の事項について行うものとする。

- (1) 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理（原則として医療救護班（健康増進班）によって行う。）
- (2) 遺体の一時保存
- (3) 検案・身元確認（原則として医療救護班（健康増進班）によって行う。）
- (4) 検視場所の開設（警察官が、町と協議のうえ、検視場所を開設する）

この際、町は検視場所として適当な施設（遺体収容所付近で水道・電気等検視に必要な設備を有する施設）を検視場所として確保するものとする。

- (5) 遺体の検視（警察官が、各種法令等に基づき検視を行う。）
- (6) 遺体の搬送（警察官は、町が実施する遺体の搬送活動に協力する。）

第4 遺体の火葬・埋葬

1 遺体の火葬実施基準

身元が判明しない遺体の火葬、埋葬は、町が実施するものとする。

なお、身元が判明し、災害救助法による救助でない遺体の火葬、埋葬にあたっては、町は、火葬、埋葬許可手続きが速やかに行える体制をとるものとする。

(1) 遺体の火葬

ア 遺体を火葬に付する場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。

イ 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡すものとする。

(2) 火葬場の確保

町は、近隣市町村の火葬場の能力及び遺体の搬送距離等を勘案した中で、適当と思われる近隣市町村（火葬場）に協力を要請し、火葬許可を得る。

2 災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬基準

- (1) 火葬・埋葬は、原則として町が実施する。
- (2) 遺体が被災地から他市町村（法適用地外）に漂着した場合で、身元が判明しているときは、原則として、その遺族・親戚縁者又は被災地（法適用地）の市町村に連絡して引き取らせるものとする。ただし、被災地（法適用地）の市町村が混乱のため引き取ることができない場合は、当該市町村は知事の行う救助を補助する立場において火葬・埋葬を県の費用負担の下に実施する。
- (3) 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流したと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記(2)に準じて実施する。
- (4) 費用・期間等

ア 以下の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物を持って実際に火葬・埋葬を実施する者に支給する。

- (7) 棺（付属品を含む）
- (イ) 埋葬又は火葬
- (ウ) 骨壺又は骨箱

イ 支出できる費用

福島県災害救助法施行細則別表第1「福島県災害救助法施行細則第5条」または「災害救助法及び関係法令の定めるところによる」等による。

第19節 生活関連施設の応急対策

(建設水道課、東北電力ネットワーク(株)、LPガス事業者、鉄道事業者、NTT東日本(株)福島支店)

上水道、下水道、電気、ガス、交通、通信、放送等の生活に密着した施設が被災した場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図るための対策を確立するものとする。

第1 上水道施設等応急対策

町及び会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下「水道事業者等」という。）は、災害発生時における応急給水用飲料水の確保を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施するものとする。

1 被害状況調査及び復旧計画の策定

水道事業者等は、発災後直ちに施設の被害状況調査を実施し、給水状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資機材（調達方法）、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧対策を実施するものとする。

復旧に当たっては、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、災害応急・復旧対策の中核となる官公署庁舎などあらかじめ定めた重要度の高い施設を優先して行う。

2 応急復旧のための支援要請

水道事業者等は、隣接水道事業者、県等の他の機関への支援要請に当たっては、必要とする支援内容を明らかにして要請するものとする。

県は、災害による水道施設の被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、水道事業者の相互応援の状況を踏まえつつ、県内の水道事業者、水道用水供給事業者及び関係団体並びに国に対して広域的な支援要請をし、支援活動の調整をするものとする。

3 的確な情報伝達・広報活動

水道事業者等は、県及び関係機関に対し、施設の被災状況、施設復旧の完了目標等について、随時すみやかに情報を伝達するとともに、地域住民に対しては、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期等に関する情報の提供・広報を行うものとする。

第2 下水道施設等応急対策

町は、災害が発生した場合公共下水道等の構造を勘案して、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能に支障がある施設及び二次災害のおそれがあるものについて可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道の機能を維持するために必要な応急措置や応急復旧を行うものとする。

1 要員の確保

町は、あらかじめ定めた計画に基づく緊急時の配備体制により要員の確保を図るものとする。

2 応急対策用資機材の確保

町は、施設の実情に即して、応急対策用資機材の確保を図るものとする。

3 復旧計画の策定

町は、各種施設（管路施設、処理場施設等）によって態様が異なるが、次の事項等を配慮した復旧計画の策定に努めるものとする。

(1) 応急復旧の緊急度及び工法

- (2) 復旧資材及び作業員の確保
- (3) 設計及び監督技術者の確保
- (4) 復旧財源の措置

4 広報

町は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、利用者の生活排水に関する不安の解消に努めるものとする。

第3 電力施設等応急対策

1 災害対策組織の設置

災害が発生した場合、あらかじめ定めた基準等に基づき、災害の規模、その他の状況に応じて災害対策組織を設置するものとする。

2 人員の確保

- (1) 対策要員の確保については、あらかじめ従業員の動員体制を定めて対応するものとする。
- (2) 従業員以外の復旧要員を必要とする事態が予測され、又は発生した場合は、他電力会社及び工事関係会社との協定等に基づき、要員の応援を要請するものとする。

3 応急復旧用資機材の確保等

(1) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保するものとする。

- ア 現地調達
- イ 対策組織相互の流用
- ウ 納入メーカーからの購入
- エ 他電力会社からの融通

(2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した輸送会社の車両、その他実施可能な運搬手段により行うものとする。

(3) 資材置場等の確保

復旧資材置場及び仮設用用地が必要となった場合は、あらかじめ調査しておいた用地又は町との協議により借用を許可された公共用地をこれに充てるものとする。

4 災害時における広報

- (1) 災害が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況、停電地域及び復旧見通しについての広報を行うものとする。また、住民の感電事故を防止するため、次の事項を中心に広報活動を行うものとする。

- ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに東北電力ネットワーク㈱に通報すること。
- ウ 断線、垂下している電線には絶対に触れないこと。
- エ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- オ 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- カ その他事故防止のため留意すべき事項。

(2) 広報の方法は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知するものとする。

5 被害状況の把握（情報収集）

災害が発生した場合は、災害対策組織の長は、次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに上位機関災害対策組織に報告するものとする。

(1) 一般情報

- ア 気象、地象情報
- イ 一般被害情報
一般公衆（住民）の家屋被害情報、人身災害発生情報及び電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該管内全般の被害情報
- ウ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）
- エ その他災害に関する情報（交通状況等）

(2) 会社被害情報

- ア 電力施設等の被害状況及び復旧状況
- イ 復旧の状況と見通し
- ウ 復旧資材、応援隊、食糧等に関する事項
- エ 従業員の被災状況
- オ その他災害に関する情報

6 災害時における危険予防措置

電力需要の実態を考慮して、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合には、対策組織の長は送電停止等の適切な危険予防措置を講ずるものとする。

7 復旧計画等

(1) 災害対策組織は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を立てるとともに、その内容を上位機関災害対策組織に速やかに報告するものとする。

- ア 復旧応援要員の必要の有無
- イ 復旧要員の配置状況
- ウ 復旧資材の調達
- エ 復旧作業の日程
- オ 仮復旧作業の完了見込み
- カ その他必要な対策

(2) 上位機関災害対策組織は、上記(1)の報告に基づき、下位機関災害対策組織に対し復旧対策について必要な指示を行うものとする。

(3) 復旧計画の策定及び実施に当たっては、あらかじめ定めた各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を考慮して、供給上復旧効果の最も大きなものから復旧を行うものとする。

なお、復旧順位については人命に関わる箇所、災害応急・復旧対策の中核となる官公署庁舎等を優先することとし、必要に応じて県、町災害対策本部と協議調整するものとする。

第4 ガス施設（LPガス）応急対策

1 出動体制

各LPガス事業者は、台風等風水害の発生が予想される場合は、いつでも出動可能な体制をとるものとし、必要に応じ、巡回・点検等を行うとともに、災害が発生した場合は直ちに出勤して二次災害防止等の措置を講ずるものとする。

2 (一社)福島県LPガス協会(会津支部)による災害対策本部の設置及び人員の確保

(1) 台風等風水害等による災害が発生した場合等

台風等風水害により災害が発生し、会員のみで自力措置を行うことが困難な場合には、二次災害防止のための初動措置等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、現地又は協会内に災害対策本部を設置するものとする。

(2) 人員の確保

復旧要員を必要とする事態が予想され、又はその事態が発生した場合は、「福島県LPガス災害対策要綱」に基づき要員の応援を要請するものとする。

3 災害時における広報活動

広報活動を円滑に実施するために、平常時から需要家等に対して、注意事項及び協力依頼事項などについてPRし、その徹底を図るのはもちろんのこと、災害が発生した場合には、ガス漏れによる火災発生防止、再使用の際の安全対策等二次災害防止に重点をおいて広報を行うものとする。

(1) 平常時の広報活動

需要家等に対し、災害時におけるガスの注意事項、協力依頼事項及び地震時のガス事業者の保安対策、広報体制について、チラシ、パンフレット、テレビのほか、検針票や領収書を利用して直接PRを行うものとする。

(2) 二次災害防止等の広報活動

テレビ、ラジオ、広報車によるほか、ハンドマイク等を活用して、次の事項について広報するものとする。

ア ガス栓、器具栓、メーターコックを閉めておくこと。

イ LPガス事業者が安全を確認するまではガスを使わないこと。

4 被害状況の把握(情報収集)

台風等風水害により、災害が発生した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急措置等の必要の有無を検討するものとする。

また、収集した情報等については、速やかに上位災害対策組織に報告するものとする。

(1) 需要家からの情報

ア 販売区域の被害規模に関する情報の収集

イ 需要家の家屋被害状況

(2) 一般被害状況に関する情報

ア 人身災害発生情報及び電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋りょう、鉄道等の公共施設をはじめとする当該区域全般の被害状況

イ 対外対応状況(地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況)

ウ その他災害に関する情報(交通状況等)

(3) 特定供給設備の被害情報

5 復旧計画等

(1) 協会の現地災害対策本部長は、設備ごとの被害状況を把握し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を立てるとともに、その内容を上位の災害対策組織に速やかに報告するものとする。

- ア 被害状況の概要
- イ 復旧応援要員の要請
 - (7) 救援を必要とする作業内容
 - (イ) 要員
 - (ロ) 資機材及び工具車両
 - (エ) 救援隊の出動日時・集結場所等
- ウ 復旧作業の日程
- エ 仮復旧の見通し
- オ その他必要な対策

- (2) 復旧作業計画の策定については、原則として現地災害対策本部が行うものとするが、上位災害対策組織は、上記(1)の報告に基づき、災害対策本部に対し復旧対策について必要な指示を行うものとする。
- (3) 復旧計画の策定及び実施に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位によることを原則とするが、被害状況、被害復旧の難易度を考慮して、応急復旧効果の大きいものから復旧を行うものとする。

第5 鉄道施設（JR東日本）応急対策

1 災害応急体制の確立

(1) 災害応急体制の確立

JR東日本は、災害発生時または発生が予想される時は、社内内部規定に基づき、状況に応じて応急対策及び復旧を推進するための組織を設置する。

(2) 通信設備等の整備

JR東日本は、関係防災機関、地方公共団体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、通信設備及び風水害、地震に関する警報装置を整備するよう努める。

(3) 旅客及び公衆等の避難

ア 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。

イ 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難指示等があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合には、広域避難場所へ避難するよう案内する。

(4) 消防及び救助に関する措置

ア 災害により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに、延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。

イ 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。

ウ 大規模災害により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方公共団体に対する応援要請を行う。

(5) 列車の運転方法

列車の運転方法はJ R東日本においてその都度決定するが、概ね次により実施する。

- ア 迂回又は折り返し運転
- イ 臨時列車の特発
- ウ バス代行又は徒歩連絡

2 乗客の救援・救護

- (1) 乗務員は、災害により列車を駅間等で停止又は徐行した場合は、輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況、その他を車内放送等により案内を行い、乗客の動揺・混乱の防止に努める。
- (2) 駅長等は、災害時の動揺・混乱を防止するために掲示、放送等により案内を行い、旅客の不安感を除き鎮静化に努める。
- (3) 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救援に必要な器具を整備する。
- (4) 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、町の指定する指定避難場所への避難指示等があった時及び自駅の避難場所も危険な場合は、町の指定する指定避難場所避難するよう案内する。

第6 電気通信施設応急対策

災害時における電信電話サービスの基本は、公共機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保することである。

このため、NTT東日本(株)福島支店等は、応急作業を迅速かつ的確に実施して通信の疎通を図る。

1 電話（通信）の確保

(1) 災害対策本部の設置

NTT東日本(株)福島支店等は、非常災害が発生した場合、その状況により災害対策本部、現地に現地災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策ができる体制をとる。

この場合、NTT東日本(株)福島支店等は、県、町及び各防災関係機関と緊密な連絡を図る。

(2) 情報連絡体制

NTT東日本(株)福島支店等は、災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び連絡に当たる。

2 電話（通信）応急措置

(1) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり、設備、資機材の点検を行う。

- ア 電源の確保
- イ 非常対策用機器（無線機器、移動電源装置等）の発動準備
- ウ ビル建築物の防災設備の点検
- エ 工事用車両、工具等の点検
- オ 保有する資材、物資の点検
- カ 所内、所外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(2) 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急

措置を行うものとする。

- ア 通信の利用制限
- イ 非常通話、緊急通話の優先・確保
- ウ 無線設備の使用
- エ 非常用公衆電話の設置
- オ 臨時電報、電話受付所の開設
- カ 回線の応急復旧

(3) 応急復旧対策

ア 被災した電気通信設備の状況により、復旧は次によるものとする。

(7) 応急復旧工事

- a 電気通信設備を応急的に復旧する工事
- b 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(i) 原状復旧工事

- a 電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事

(ウ) 本復旧工事

- a 被害の再発防止、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
- b 電気通信設備が全く消滅した場合、復旧する工事

イ 災害等により被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ定められた順位（表3-14）にしたがって実施するものとする。

表3-14 電気通信設備の復旧順位

順位	復旧する電気通信設備
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象機関に設置されるもの ・ 水防機関に設置されるもの ・ 消防機関に設置されるもの ・ 災害救助機関に設置されるもの ・ 警察機関に設置されるもの ・ 防衛機関に設置されるもの ・ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 選挙管理機関に設置されるもの ・ 別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの ・ 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ・ 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第1順位となるものを除く)
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1順位及び第2順位に該当しないもの

3 公衆電話

町内の公衆電話の設置箇所は以下の表3-14-1のとおり。

表3-14-1 町内の公衆電話設置箇所

設置場所	所在地	種類
会津高田駅	字柳台甲 2332 番地	屋外終日利用可
リオンドール高田店	字布才地 690 番地	〃
二木屋薬局南	字高田甲 2775 番地	〃
カネカ高田店	字鹿島 3070 番地 1	〃
本郷セブンイレブン	思堀 92 番地	〃
松坂トンネル入口	松坂字牧場丙 281 番地 5 付近	〃
新鶴スマートインター（上り）	和田目大字大坪 地内	〃
新鶴庁舎	鶴野辺字広町 740 番地	屋内終日利用可
高田厚生病院	字高田甲 2981 番地	屋内終日利用不可
会津西陵高等学校	字法懂寺北甲 3473 番地	〃
高田中学校	布才地 570 番地	〃
本郷学園	字川原町 1933 番地	〃
新鶴温泉んだ	鶴野辺字上長尾 2347 番地 40	〃

第20節 文教対策

(こども教育課・生涯学習課)

教育委員会は、災害時において、こども園児・小中義務教育学校児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全を確保するとともに、文教施設の被害状況を把握し、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、その所管する業務について、災害時における応急対策計画を策定するものとする。

第1 児童生徒等保護対策

1 こども園・小中義務教育学校（以下「学校等」という。）の対応

- (1) 園長・校長（以下「校長等」という。）は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め、的確な指揮に当たる。
- (2) 児童生徒等については、安全が確保されしだい教職員の指導の下に全員を直ちに帰宅させることを原則とする。ただし、児童生徒等のうち障がい児については、学校等において保護者に引き渡す。また、留守家庭等のうち帰宅できない児童生徒等については、状況を判断し学校等が保護する。
- (3) 初期消火、救護、搬出活動の防災活動を行う。

2 教職員等の対応、指導基準

- (1) 災害発生の場合、避難計画に基づき、児童生徒等を安全な場所（教室・校庭）に集める。
- (2) 児童生徒等の退避・誘導に当たっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- (3) 学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。
- (4) 障がい児については、あらかじめ決められた介助体制等の組織によって避難誘導させる。
- (5) 児童生徒等の保護者等への引き渡しについては、帰宅経路等の安全確認ができた上で、学校等の消防（防災）計画等であらかじめ決められた引き渡しの方法により確実に行う。
- (6) 遠距離通学者、留守家庭等で帰宅できない児童生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- (7) 児童生徒等の安全を確保したのち、本部の指示により防災活動にあたる。

第2 応急教育対策

1 応急教育の実施

教育委員会は、災害時において、学校等の教育の実施に万全を期するため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

2 被害状況の把握及び報告

校長等は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を把握し教育委員会に報告する。

3 児童生徒等並びに教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応

- (1) 教育委員会は、各学校等の児童生徒等・教職員の心身の健康状態について調査し実態を把握する。
- (2) 教育委員会は、調査の結果、必要のある時は、関係行政機関や専門機関及び専門家を統括している機関との連絡体制の確立等の措置を講ずる。
- (3) 教育委員会は、必要のある時に、児童生徒 一般災害対策編 第3章 第20節 文教対策
- (4) 教育委員会は、災害後も必要に応じて継続的に、児童生徒等・教職員の心身の健康に関する実態

把握を行う。

4 教育施設の確保

教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

なお、避難場所に学校等を提供したため、長時間学校等が使用不可能な場合についての対応についても検討しておくものとする。

(1) 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。

(2) 公立学校等の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校等の施設を相互に利用する。

(3) 仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。

(4) 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。この場合、教育委員会は、公共施設等の利用について町と必要な協議を行う。

5 教員の確保

教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を把握し、確保する。

(1) 臨時参集

教員は、原則として所属する各学校等に参集するものとする。

ただし、交通途絶で登校不能な場合は、最寄りの学校に参集する。

ア 参集教員の確認

各学校等においては、責任者（学校付近居住者）を定め、参集した教員の学校名、職、氏名を掌握する。

イ 参集教員の報告

校長等は、各学校等で掌握した参集教員の人数等については、教育委員会に報告する。

ウ 県教育委員会の指示

教育委員会は、前項で報告のあった人数、その他の情報を総合判断し県教育委員会に報告し、教育事務所を通じて教員の配置等について適宜指示連絡を受ける。

エ 臨時授業の実施

通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校等において参集した教員をもって授業が行える態勢を整える。

(2) 県教育委員会への要請

災害により教員に多数の死傷者が出て、平常授業に支障を来たす場合は、教員の配置を要請する。

6 学用品の確保のための調査

(1) 各学校は、被害児童生徒等について、不足している教科書、教材、学用品等の品目・数量等を調査し町教育委員会へ報告するとともに、教科書については教科書販売店との連絡を密にして、調達、配給の確保に努める。

一般災害対策編 第3章 第20節 文教対策

(2) 教育委員会は、前項で把握した応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数値を調査し県教育委員会に報告する。また、必要な教科書等の学用品の確保が困難な場合は、県教育委

員会へ確保を要請する。

(3) 教育委員会は、教科書等の学用品の確保が困難な場合は県教育委員会へ協力を要請する。

7 避難所として使用される場合の措置

学校等は教育の場としての機能とともに避難所としての機能も有するが、基本的には教育施設であることに留意する必要がある。このため、総務課、こども教育課は、事前に教育機能維持と施設の安全性の視点から使用施設の優先順位について、事前に協議し、その結果を学校等管理者に通知しておくものとする。避難所が設置された以降は、学校等機能部分と避難所部分を明示する。避難所については、あらかじめ定められた町職員が、学校等側の担当職員及び地域住民と協議を行いながら避難所の運営にあたるものとする。

8 学校等給食の応急対策

(1) 教育委員会は、平常の給食が実施できない場合にも、パン、牛乳等の給食を実施するよう努める。

(2) 給食施設が被災者用炊き出し施設に利用される場合は、学校等給食と被災者用炊き出しとの調整に配慮する。

第3 文化財の応急対策

1 建築物（文化財）の応急対策

建築物（文化財）が被災した場合には、生涯学習課は、県に被害状況を報告するとともに、県の指示の下に本修理までの暫定措置として以下の応急措置を行う。

(1) 被害の大小に関わらず、文化財の周囲に防護柵を設けるなどをして、現状保存を図る。

(2) 被害が大きい場合は、損壊の拡大防止措置とともに安全措置を優先的に講ずる。

(3) 建造物等が被災した場合は、崩壊損壊・崩落する危険性が高いが被害の程度によっては復旧が可能であることから、部材の安全に留意する。

2 美術工芸品（文化財）の応急対策

美術工芸品（文化財）が被災破損した場合は、状況を確認の上、現状保全に努めるとともに専門家の指導を仰ぎ処置する。美術工芸品の保管場所が損壊した場合には、所有者・管理者と速やかに連絡を取り合い、管理体制及び保管環境の整った公共施設等に一時的に保管する等の措置を講ずる。

第21節 要配慮者対策

(政策財政課、健康ほけん課、こども教育課、生涯学習課、社会福祉協議会、消防団)

災害発生時において、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

このため「第10節 避難」のとおり、要配慮者への情報伝達、避難誘導等において、配慮する必要があるとともに、災害発生後、速やかな要配慮者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等が求められる。

第1 要配慮者に係る対策

非常災害の発生に際しては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たな要配慮者となる者が発生することから、これらの要配慮者に対し、時間の経過に沿って、災害発生後の時間の経過の各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行っていく必要がある。

このため、町は、以下の点に留意し、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、在宅保健福祉サービス提供事業者等の協力を得ながら、要配慮者対策を実施する。

- 1 避難行動要支援者名簿により、避難行動要支援者の所在の把握に努める。避難していない避難行動要支援者を発見した場合には、当該避難行動要支援者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとるものとする。
 - (1) 避難所及び福祉避難所へ移動すること。
 - (2) 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
 - (3) 居宅における生活が可能な場合にあつては、在宅保健福祉ニーズの把握に努めること。
- 2 要配慮者に対する保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、すべての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始する。また、避難の長期化等必要に応じて、健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の配分、食事提供等の栄養管理に配慮した物資の調達に努めるものとする。
- 3 要配慮者のうち避難所等への移動が困難であり、自宅待機をせざるを得ない場合においては、食料や物資等の供給についての支援体制を構築するものとする。

第2 社会福祉施設等に係る対策

- 1 被災社会福祉施設等においては、「第10節 避難」の避難誘導等により、速やかに入所者の安全の確保を図る。
- 2 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、施設の機能を低下させない範囲で、援護の必要性の高い被災者を優先して施設への受入れに努めるものとする。
- 3 被災社会福祉施設等は、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、近隣施設、町、県等に支援を要請する
- 4 町及び県は、以下の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。
 - (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者等に要請すること。
 - (2) 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずること。

(3) ボランティアへの情報提供などを含め、マンパワーの確保に努めること。

第3 障がい者及び高齢者に係る対策

町及び県は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら障がい者及び高齢者に係る対策を実施する。

- 1 被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努めること。
- 2 掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、テレビ放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこと。
- 3 避難所等において、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行うこと。
- 4 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、供出への協力要請を行う等当該物資の確保を図ること。
- 5 避難所や在宅における障がい者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、介護職員等の派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずること。
- 6 障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他必要な施策を講ずるよう努める。
- 7 障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急通報の仕組みの整備の推進その他必要な施策を講ずるよう努める。

第4 妊産婦及び乳幼児に係る対策

1 妊産婦及び乳幼児の把握

妊産婦や乳幼児は、短時間で状況が変化することから、避難行動要支援者名簿に掲載されないことが考えられる。そのため、町は妊産婦や乳幼児の迅速な把握に努めるとともに、妊産婦や乳幼児は、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

2 避難所での配慮

- (1) 妊産婦や乳幼児は保健上の配慮を要するため、必要に応じて、妊婦母子専用の休養スペースを確保し、栄養の確保や健康維持のための生活面の配慮を行う必要がある。妊産婦や乳幼児はそれぞれの時期や月齢、個々人によっても差があることから、医療、保健、福祉等の専門家と連携し、個別の状況に応じた対応に努める。
- (2) 授乳スペースやおむつ交換のできるスペースを確保するとともに、哺乳瓶やお湯の衛生管理ができる環境の整備に努める。

第5 児童に係る対策

1 要保護児童の把握

町は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- (1) 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設から避難児童、保護者等の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、また、新たに援護を必要とする児童が発生したときは、速やかに町に対し、通報がなされるような措置を講ずること。

- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行うこと。
- (3) 町は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族に提供すること。
- (4) 町及び県は、孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行うこと。

また、孤児、遺児については、県における母子福祉資金の貸し付け、社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営む上での経済的な支援を行うこと。

2 児童のメンタルヘルスキアの確保

町及び県は、被災児童の精神不安定に対応するため、関係機関との連携の下、児童相談所において、メンタルヘルスキアを実施する。

3 児童の保護のための情報伝達

町及び県等は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

第6 外国人に係る対策

1 避難誘導

町は、語学ボランティア等の協力を得て、防災情報システム放送や広報車を活用して、外国語による広報を実施し、外国人に対する避難誘導を行う。

2 安否確認

町は、安否についての相談窓口を設置するとともに、必要に応じて語学ボランティア等の協力を得ながら、外国人の安否確認に努める。

3 情報提供

(1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

町は、避難所や在宅の外国人の生活を支援するため、語学ボランティア等の協力を得て、外国人に配慮した生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

(2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

町及び県は、外国人への的確な情報伝達のため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して、外国語による情報提供に努める。

4 相談窓口の開設

町は、語学ボランティア等の協力を得て、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活等に関する相談に応ずる。

第22節 ボランティアとの連携

(健康ふくし課、社会福祉協議会、日本赤十字社福島県支部会津美里町分区)

大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町、県及び防災関係機関だけでは、十分に対応することができないことが予想される。

このため、防災関係機関等は、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図るものとする。

なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とされる活動領域が変化していくことに留意する必要がある。

第1 ボランティア団体等の受入れ

1 ボランティアの受入れ

大災害が発生した場合、町及び県は、ボランティアを必要とする応急対策の内容及び場所の把握に努め、日本赤十字社福島県支部奉仕団、各種ボランティア団体等からの協力申し入れ等があった場合には、迅速かつ的確に受入れるものとする。

また、ボランティアの受入れ、活動調整等について、日本赤十字社福島県支部、県及び町社会福祉協議会、県内のボランティア団体等への協力を依頼するとともに、一般ボランティアのコーディネーターを行うボランティアセンターを町内に設置し対応に当たるものとする。

2 情報提供

町は、ボランティア団体等を迅速かつ的確に受け入れるために、災害対策本部の中にボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、明確にするとともに、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開できるよう努めるものとする。

特に、発災直後においては、近隣市町村や報道機関の協力をえて、最優先に求められるボランティア活動内容等についての情報提供を行うものとする。

3 活動拠点等の提供

町は、災害時において、必要に応じてボランティアの活動拠点となる施設を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

第2 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等の活動内容は、主としては次のものが想定される。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊き出し、その他の災害救助活動
- 3 医療、看護
- 4 高齢者介護、看護補助、外国人への通訳
- 5 清掃及び防疫
- 6 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- 7 災害応急対策事務の補助
- 8 建築物及び土砂災害警戒区域等の応急危険度判定
- 9 無線による情報収集及び伝達
- 10 被災家庭動物の救護活動

なお、組織化されていないボランティアについての受入れにあたっては、ボランティアが居住している市町村が、社会福祉協議会等を窓口として取りまとめ、一定の組織化を行った上、被災地へボランティア派遣の申出を行うこととしているが、町は、地域内にコーディネート機能を有するボランティア団体が存する場合には窓口を依頼し、効率的な活用を図る。

また、被災地における災害廃棄物の撤去等にボランティアが従事する場合において、石綿を含有する災害廃棄物の発生が想定されるときには、一般のボランティアの受け入れは行わないものとする。

第3 ボランティア保険の加入促進

町及び県は、ボランティア活動保険への加入について広報等を通じて呼びかける。

第23節 危険物施設等災害応急対策

(総務課、会津若松警察署、消防本部、危険物取扱事業者)

危険物等貯蔵施設に係る危険物災害及び毒物・劇物災害が発生した場合、付近住民の生命・財産を脅かすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急対策を図るための対策を確立するものとする。

第1 危険物施設応急対策

1 出動体制

危険物取扱事業者は、危険物の漏洩又は火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた職員が出動するとともに、被害拡大を防止するため、状況に応じ、作業を中止、消防機関及び近隣事業所・住民への連絡等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう出動体制を整えるものとする。

2 人員の確保

対策要員の確保については、あらかじめ従業者の動員基準を定めて対応するものとする。

なお、動員基準の算定にあつては、出動が迅速かつ円滑に行われるよう、各要員の出動方法、出動に要する時間等を考慮して定めるものとする。

3 被害状況の把握（情報収集）

危険物取扱事業者は、災害の発生を覚知した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急の措置の必要の有無を検討する。

- (1) 施設等の被害状況
- (2) 施設等の周辺の火災状況
- (3) 一般被害状況に関する情報
 - ア 事業所周辺区域における人身災害発生情報
 - イ 対外対応状況（官公署、町・県の災害対策本部、報道機関への対応状況）
 - ウ その他災害に対する情報（電気、水道、交通、通信等）

4 災害時における緊急措置

危険物取扱事業者及び危険物取扱者は、消防署、警察署等の関係機関と連携を密にし、速やかに次の措置を講ずるものとする。

- (1) 危険物の漏洩や類焼等、取扱施設が危険な状態になった場合は、ただちに取扱う危険物の性質に応じた応急の措置を行う。
- (2) 災害の状況に応じ、付近住民、近隣事業所へ連絡して被害拡大に対する警戒を喚起する。
- (3) 周囲への被害拡大のおそれが生じた場合は、速やかに付近住民に対し避難するよう警告し、避難誘導を行う。

5 町その他防災関係機関の対応

- (1) 災害情報の収集及び報告

町長は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の上報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。
- (2) 社会混乱防止対策

町、県、報道機関等は、危険物施設の被災による不安、混乱を防止するため、相互に協力して、

広報車又は各種広報媒体による広報活動を行う。

(3) 消防応急対策

消防機関は危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。

県は、必要に応じて他の消防本部等への応援の指示及び他県への応援要請について考慮する。

(4) 避難

町長は、会津若松警察署と協力し避難のための付近住民退去の指示、勧告、避難所への受入れを行う。

(5) 交通応急対策

道路管理者、警察署その他関係機関は、消防活動の円滑化及び緊急輸送の確保のため、被災危険物取扱施設近辺の交通対策に万全を期する。

第2 高圧ガス施設応急対策

1 出動体制

高圧ガス製造者（貯蔵所を含む）は、ガス漏洩又は火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた社員・職員が出動するとともに被害状況に応じ、二次災害防止のための製造中止等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、災害対策本部を設置するものとする。

なお、災害対策本部には、災害対策活動の拠点として有効に機能し得るために自社構内にあらかじめ、対策本部となるべき場所を定め、その場所を社員、職員及び関連会社社員に周知するとともに、二次災害防止のために必要な備品等を通常から整備しておくものとする。

2 人員の確保

(1) 対策要員の確保については、あらかじめ社員の動員基準を定めて対応するものとする。

なお、基準策定にあつては、出動が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ各要員に対し、出動する方法・場所を考慮して定めるものとする。

(2) 社員以外の緊急措置要員を必要とする事態が予測され、又は発生した場合は、「福島県医療ガス・工業ガス等災害時供給体制要綱」に基づき要員の応援を要請するものとする。

3 被害状況の把握（情報収集）

災害が発生した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急措置等の必要の有無を検討する。

(1) 製造設備、消費設備等の被害情報

(2) 一般被害状況に関する情報

ア 人身災害発生情報及びガス施設等を除く電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋りょう、鉄道等の公共施設をはじめとする当該区域全般の被害状況

イ 対外対応状況（官公署、町・県の災害対策本部、報道機関への対応状況）

ウ その他災害に関する情報（交通状況等）

(3) 気象に関する情報

ア 福島地方気象台からの気象情報

イ 事業所等、周辺の状況の把握

4 災害時における緊急措置

災害が発生した場合において、緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう具体的な措置を次のと

おり定めておくものとする。

- (1) 製造施設等が危険な状態になったときは、ただちに応急の措置を行うとともに製造等の作業を中止する。
- (2) 製造等設備内のガスを安全な場所に移し、又は大気中等に安全に放出する。
- (3) 災害の状況に応じ、付近の住民に避難するよう警告し、避難誘導を行う。

第3 毒物劇物施設応急対策

1 出動体制

毒物劇物取扱事業者（本編において毒物劇物取扱事業者とは毒物・劇物の製造、販売及び貯蔵等を行う取扱事業者をいう。以下同じ。）は、取扱施設が災害による火災等により危険な状態となった場合は、毒物・劇物が取扱施設等から飛散し、漏れ、しみ出し若しくは流れ出し、又は地下にしみ込むことによる二次災害を防止するため、直ちに毒物・劇物の製造等の作業を中止し、緊急の措置が迅速かつ的確に実施できるように出動体制を整えるものとする。

2 人員の確保

毒物劇物取扱事業者の危害防止規定等で定める組織体制に基づき、緊急措置の対策を実施する要員を確保するものとする。

3 被害状況の把握（情報収集）

毒物劇物取扱事業者は、災害発生を覚知した場合は、速やかに次に掲げる情報を把握し、被害状況により緊急措置等の必要性を検討する。

- (1) 取扱施設の被害情報及び事業所内での人身災害発生情報
- (2) 一般被害状況に関する情報
 - ア 事業所周辺区域における人身災害発生情報
 - イ 対外対応状況（官公署、町・県の災害対策本部、報道機関への対応状況）
 - ウ その他災害に関する情報（電気、水道、交通、通信等）

4 災害時における緊急措置

毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者等は、消防本部、警察署、保健所等との関係機関と連携を密にして、速やかに次の措置を講ずるものとする。

- (1) 毒物・劇物の漏れ発生の場合
 - ア 漏洩箇所を調査し、付近のバルブを閉止する等の措置を講じ、漏洩拡大防止措置を講ずる。
 - イ 設備内の毒物・劇物を安全な場所に移すか又は除害装置に引き込み、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。
 - ウ 漏洩した毒物・劇物は土砂等への吸着、希釈、中和等により、速やかに処理する。
 - エ 毒物劇物漏洩箇所が不明、あるいは漏洩停止が困難であると判断される場合は、バルブ操作等により漏洩を最小限にするとともに、施設外への飛散、流出等を防止する措置を講じる。
 - オ 毒物・劇物の施設敷地外への飛散・流出等又は毒性ガスが発生した場合は、周辺住民に広報し、周辺の道路交通を遮断する等の措置を講ずる。
また、状況により周辺住民の避難誘導を行う。
- (2) 火災発生の場合
 - ア 直ちに消火設備等を移動させ、初期消火を行う。
 - イ 直ちに施設の自衛消防組織を編成し、活動に入る。

ウ 設備内の毒物・劇物を安全な場所に移すとともに、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。

なお、毒物・劇物の移動が困難な場合は、作業員全員を退避させる。

エ 毒物・劇物貯蔵設備への延焼を防止するため、周囲へ散水する等の冷却する措置を講ずる。

なお、毒物・劇物への直接の散水については、金属ナトリウムや濃硫酸のように激しく発熱し爆発のおそれのあるもの、またシアン化ナトリウムのように酸又は湿気により毒性ガスを発生するおそれがあるもの等、危険な状態を引き起こす場合があるものについては、毒物・劇物の性質を考慮した適正な方法により消火活動を行う。

オ 構内の毒物劇物運搬車両への延焼防止に努め、可能であれば構外へ退避させる。

カ 毒物・劇物貯蔵設備が危険な状態になった場合は、速やかに退避するとともに、周辺住民に危険状態であることを周知し、状況により周辺住民の避難誘導を行う。

(3) その他必要な措置

毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者等は、災害状況について関係機関に報告するとともに、被災を免れた貯蔵設備等の応急点検を講ずるものとする。

第24節 雪害応急対策

(総務課、建設水道課、産業振興課、健康ふくし課、こども教育課、会津若松警察署、消防団、社会福祉協議会)

雪害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合、町、県及び防災機関が連携し、雪害の拡大防止と被災者の救助救護に努め、被害の発生を最小限にとどめるため、それぞれ雪害の規模、程度、拡大のおそれ等を判断し、災害対策本部を速やかに設置し、総合的な雪害対策の体制を確立する。

第1 町の応急体制の整備

1 会津美里町災害対策本部の設置

町長は、大規模な雪害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するときは、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき会津美里町災害対策本部を(以下「町災害対策本部」という。)を設置する。

また、町長は、災害発生後における災害応急対策が概ね完了したときは、町災害対策本部を解散する。

2 会津美里町豪雪対策本部の設置

(1) 設置

町長は、豪雪時において、地域住民の日常生活及び産業経済活動を安全かつ円滑に確保し、かつ大規模な災害が発生するおそれがあり、町災害対策本部の設置に至るまでの間、又は本部の設置に至らない程度の雪害において必要と認められるときは、次の基準により会津美里町豪雪対策本部(以下「町豪雪対策本部」という。)を設置し特別警戒にあたる。

表3-15 町豪雪対策本部設置基準

設 置 基 準
1 気象庁より大雪警報又は暴風雪警報の発令が続く場合。
2 高田観測所(雪量観測点、会津美里町宮川字大道東地内)の積雪深が警戒積雪深(1.5m)に達し、警戒積雪量(5.0m)に達した時、又は数日にわたる風雪等により道路交通が正常に保つことが困難となり、地域住民の生活に困難を招くおそれが生じると予想される場合。
3 町長が必要と認める場合。

(2) 組織

本部長及び町豪雪対策本部の組織編制は町災害対策本部に準じるものとする。

(3) 業務

町及び各関係機関は相互に協力体制を確立するため、以下の業務を行う。

表3-16 各課の所掌業務

課名	所掌業務
総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 町豪雪対策本部の庶務に関すること。 2 町豪雪対策本部長が決定した事項についての各課への伝達 3 町が行う雪害応急対策の把握及び総合調整 4 被害状況等の調査・情報収集、整理、報告 5 広報の強化（自治区長等への連絡等） 6 渉外関係業務 7 消防施設等の管理強化 8 交通、防犯活動の強化 9 関係機関との連絡調整 10 その他必要と認められる事項
建設水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1 町道等の除雪の徹底 2 消火栓、防火水槽付近の道路幅員の確保 3 住宅密集地区の除排雪に伴う内水被害の対応 4 除雪作業の安全確保の強化 5 雪崩等危険箇所の点検強化 6 道路情報の提供 7 上下水道施設の管理強化 8 その他必要と認められる事項
産業振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業生産施設等の管理徹底 2 山林における雪崩等の危険箇所の点検確認の強化 3 農業・山林の被害状況の調査及び情報収集 4 その他必要と認められる事項
健康ふくし課	<ol style="list-style-type: none"> 1 一人暮らし及び高齢者世帯等における安否を含む世帯状況の確認・訪問・指導の強化 2 1における町社会福祉協議会との連携による除雪支援事業の強化 3 被災世帯における医療救護活動 4 所管施設の管理強化 5 その他必要と認められる事項
こども教育課	<ol style="list-style-type: none"> 1 園児、児童、生徒及び保護者への大雪による事故防止策の周知の徹底 2 スクールバスの安全確保対策 3 所管施設の管理強化 4 その他必要と認められる事項

表3-17 各関係機関の所掌業務

関係機関名	所 掌 業 務
会 津 若 松 警 察 署	1 道路管理者と連携しての交通情報の収集と提供 2 状況に応じた道路管理者との連携による交通規制等の実施
消 防 団	1 消防施設及び機械・器具の管理の徹底と強化 (1) ポンプ車 (2) 積載車 (3) 小型動力ポンプ (4) 消火栓 (5) 防火水槽 (6) 自然水利 2 各危険箇所等の点検・確認による警戒活動の強化
町 社 会 福 祉 協 議 会	1 除雪支援事業（除雪費助成事業、日常的除雪支援事業等）の強化と周知 2 一人暮らし及び高齢者世帯における安否を含む世帯状況の確認及び訪問・指導の強化 3 ボランティア活動支援
自 主 防 災 組 織	1 一人暮らし及び高齢者世帯における安否を含む世帯状況の確認の強化 2 会津美里町社会福祉協議会が行う除雪支援事業の強化に伴う協力
各 土 地 改 良 区	1 水利の管理 2 関係機関との連絡調整

(4) 配備基準

町長は、雪害から地域住民の日常生活及び産業経済活動を安全かつ円滑に確保するために必要な防除・軽減策及び災害発生における応急対策を迅速かつ強力に推進するため、表3-18の基準に基づき必要な体制を構築する。

表3-18 配備基準

配備体制	配備内容	配備時期
事前配備	主に情報の収集及び連絡のため、総務課（防災消防係）及び建設水道課、除雪センターの少数の人員をもってあたる。	1 降積雪期において、大雪又は風雪注意報が発表され、なお大雪又は暴風雪警報の発表が予想されるときで、総務課長が配備を決定したとき。 2 その他総務課長が必要と認めたとき。
警戒配備	事前配備における人員に、雪害に関する情報収集及び連絡を円滑に行うために必要とする関係各課の人員を加えた体制とする。	1 大雪又は暴風雪警報が発表されたとき。 2 その他特に総務課長が必要と認めたとき。
特別警戒配備 【豪雪対策本部体制】	関係各課の所要人数で、災害に関する情報の収集、連絡、広報活動及び応急対策等を実施し、状況に応じて直ちに災害対策本部体制に移行可能な体制とする。	1 積雪観測点の積雪深及び降雪深が町豪雪対策本部設置基準に達する等により、町豪雪対策本部が設置されたとき。 2 大雪及び暴風雪に関する特別警報が発表されたとき。
第1非常配備 【災害対策本部体制】	局地的に激甚な災害が発生した場合において、当該配備に必要な町災害対策本部各班の所要の人員をもって情報の収集、連絡、広報活動、及び応急対策等にあたる体制とする。	1 局地的に激甚な災害が発生し、なお、拡大のおそれがあり、豪雪対策本部体制では処理し難いとき。 2 その他特に豪雪対策本部長が必要と認めたとき。
第2非常配備 【災害対策本部体制】	町の全域において大規模又は複数の激甚な災害が発生した場合において、町災害対策本部の組織及び機能の全てを挙げて情報の収集、連絡、広報活動及び応急対策等にあたる体制とする。	1 大規模又は複数の激甚な災害が発生し、広範囲な応急対策が必要と認められるとき。 2 その他特に町災害対策本部長が必要と認めたとき。

(5) 職員の配備体制等

「職員の配備体制」、「配備人員」、「動員伝達方法」及び「非常参集等」の各項目については、「第3章第2節 職員の動員配備」に定める通りとする。

3 被害状況等の収集、報告

町は、「第3章第3節第3 被害状況等の収集、報告」に基づいて被害調査、報告を行う。

第2 避難

1 避難指示等の発令及び避難誘導等

避難指示等については、「第3章第10節第1 避難指示等の発令」に定めるところによる。

警戒区域の設定については、「第3章第10節第2 警戒区域の設定」に定めるところによる。

避難の誘導については、「第3章第10節第3 避難の誘導」に定めるところによる。

避難所の設置については、「第3章第10節第4 避難所の設置」に定めるところによる。

2 避難行動要支援者の援助

(1) 在宅者の安全確保

ア 町は、避難行動要支援者を避難させる必要がある場合、支援者とともに、避難の支援を行う。

イ 町は、地域の自治会、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、居宅に取り残されるおそれがある避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ避難所への誘導を行う。

ウ 自主防災組織は、雪害時に近隣住民等との連携を取り、在宅の避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動等に努める。

エ 町は、居宅や避難所において生活することが困難な高齢者や障がい者の社会福祉施設への一時入所等を検討する。

オ 町及び県は、外国人の安全確保のため、報道機関等を通じて、多言語での避難等の情報伝達に努めるものとする。

(2) 社会福祉施設入所者等の安全確保

社会福祉施設管理者等は、あらかじめ定められた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。なお、情報伝達にあたっては、入所者に対しては過度に不安感をいだかせることのないよう配慮する。

第3 防災活動体制

1 応急対策

(1) 道路交通確保対策

ア 町道路除排雪対策

町は道路除排雪事業の総合的な実施及び円滑な処理の実施を促進するため、道路除排雪対策協議会を置き、道路除排雪事業の実施に関する事項を協議し処理する。

イ 除排雪時路上駐車排除等対策

道路の除排雪作業を円滑に行うため、交通の妨害となっている路上駐車を排除し、除排雪作業を阻害するような駐車をさせないことにより、積雪地における道路交通を確保する対策を講ずる。

ウ 交通情報の収集及び提供

会津若松警察署は、道路管理者と連携し、交通情報の収集を行うとともに、交通情報板等により情報提供を行う。

エ 交通規制等

会津若松警察署又は道路管理者は、通行止め等の必要な交通規制を行う。

オ 道路除排雪の実施

道路管理者は、各年度において定める「除雪事業計画概要」に基づき、道路除排雪を実施し、情報施設により道路情報を提供するものとする。

カ 車両の立ち往生への対応

町及び道路管理者は、迅速な道路情報の提供に努めるとともに、運転者等のための避難所を必要に応じ設置するものとし、道路状況により立ち往生車両に運転者等が残された場合には食料の提供などを行うものとする。

ク バス運行の安全対策

防滑チェーン等を装備し、注意運転を行う。状況によっては運行を休止する。

また、雪害等により正常運行が不可能となった路線については、現地の状況を把握し、関係機関と連絡を取りつつ、措置方法を決定し、運行の早期復旧に努める。

(2) 鉄道交通確保対策

鉄道事業者は以下に留意し、列車の輸送確保に努める。

ア 降積雪の状況及び気象状況を判断し、除排雪体制をとり、列車の輸送確保に努める。

イ 排雪列車、排雪モーターカー等を当日の降積雪状況により、必要の都度運転する。

ウ 雪崩が発生するおそれがある箇所を発見した場合は、当該区間の列車、車両の通行を一時停止し、雪崩予防作業を行う等雪崩発生の前回避に努める。

エ 通学及びバス路線の踏切道は、早朝からの除排雪に努める。また、道路管理者及び会津若松警察署と協議して選定した踏切道は、冬季間自動車の運行を禁止する。

オ 駅前広場及びホームの除排雪に努める。

(3) 通信確保対策

ア 通信の確保

(ア) 雪害による設備の被害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、災害復旧体制の早期確立等を図る。

(イ) 報道機関に対して、通信施設被害状況、復旧の見通しなどについて情報提供を行う。

イ 孤立集落等への情報提供

町は、孤立した集落及び孤立の可能性がある集落などに対し、集落に整備された防災情報システムなどの通信手段を用いて、適宜情報提供を行うものとする。

ウ 郵便の確保

積雪により平常の集配業務に支障を来すおそれのある支店は、降雪期に集配要員を増強する。

また、積雪時の集配運送業務に確保を図るため、全輪駆動車を配備する。

(4) 電力供給確保対策

ア 雪害による事故被害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、災害復旧体制の確立等を図る。

イ テレビ、ラジオ、新聞等を利用し、電力施設被害状況、復旧の見通し、公衆感電事故防止などについて広報活動を行う。

第25節 災害救助法の適用等

(総務課)

災害救助法による救助の実施は、県知事があたることになっているが、県知事からの通知により、救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととされた場合は、行うこととされた救助の実施について町長が行う。

また、町長が行うこととされた事務を除くほか、町長は知事が行う事務を補助する。

第1 災害救助法の適用

1 災害救助法の概要

- (1) 本法による救助は、一時的な応急救助であり、災害が一応終わった後のいわゆる災害復旧対策、あるいは生活困窮者に対する生活保護法による保護とも性格を異にする。
- (2) 本法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が救助の二大目的であり、本法の適用は、災害の規模が個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに実施される。
- (3) 本法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については知事が法定受託事務として行うこととされている。
- (4) 知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができることとされている。
- (5) 災害救助の実施機関である県知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、次のような広範囲な権限が与えられている。
 - ア 一定の業種の者を救助に関する業務に従事させる権限（従事命令）
 - イ 被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させる権限（協力命令）
 - ウ 特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限（保管命令等）なお、前記アの従事命令又はイの協力命令により、救助業務に従事し、又は協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、災害救助法第12条の規定に基づき、扶助金が支給される。

また、ウの保管命令等により通常生ずべき損失は、同法9条第2項の規定に基づき、補償しなければならない。

2 災害救助法適用における留意点

- (1) 災害救助法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に、知事が町長の要請に基づき、町の区域単位で適用するものであることから、町は、被害状況の把握を迅速かつ的確に実施する。
- (2) 被害の認定については、災害救助法適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の実施に当たって、その種類程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるため、適正に行わなければならない。
- (3) 被害の認定は専門技術的視野に立って行わなければならない面もあり、町はあらかじめ建築関係技術者等の専門家の確保に努める。

第2 災害救助法の適用基準

1 適用基準

災害救助法施行令第1条に定める基準は、次のとおりである。なお、ここでいう「人口」とは、最

近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。

(1) 住家が滅失した世帯の数が町の区域内の人口に応じ、表3-19の世帯数以上に達した場合。

〔施行令第1条第1項第1号〕

表3-19 施行令第1条第1項第1号における適用基準

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数	備考
	5,000人未満	30世帯	
5,000人以上	15,000人未満	40世帯	
15,000人以上	30,000人未満	50世帯	※本町の適用基準値
30,000人以上	50,000人未満	60世帯	
50,000人以上	100,000人未満	80世帯	
100,000人以上	300,000人未満	100世帯	
300,000人以上		150世帯	

(2) 福島県の区域内の被害世帯数が、1,500世帯以上に達し、町の区域内の被害世帯数がその人口に応じ、表3-20の世帯数に達した場合。〔施行令第1条第1項第2号〕

表3-20 施行令第1条第1項第2号における適用基準

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数	備考
	5,000人未満	15世帯	
5,000人以上	15,000人未満	20世帯	
15,000人以上	30,000人未満	25世帯	※本町の適用基準値
30,000人以上	50,000人未満	30世帯	
50,000人以上	100,000人未満	40世帯	
100,000人以上	300,000人未満	50世帯	
300,000人以上		75世帯	

(3) 福島県の区域内の被害世帯数が、7,000世帯以上に達し、町の区域内の被害世帯数が多数である場合。〔施行令第1条第1項第3号前段〕

なお、この場合の「多数」については、被害の態様や周囲の状況に応じて、個々に判断すべきものであるが、基準としては町の救護活動に任せられない程度の被害であるか否かによって判断される。

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合。〔施行令第1条第1項第3号後段〕

例 ① 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合

② 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合

(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合〔施行令第1条第1項第4号〕

ア 災害が発生し、または発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合であり、具体的には次のような場合であること。

- ① 火山噴火、有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合。
- ② 船舶の沈没、交通事故、爆発事故等により多数のものが死傷した場合

イ また、被災した者に対する食料若しくは生活必需品等の給与等について特殊な補給方法を必要とし、又は被災した者の救出について特殊な技能を必要とする場合とは、具体的には次のような場合であること。

- ① 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
- ② 火山噴火、有毒ガスの発生等のため、多数の者が危機にさらされている場合
- ③ 豪雪により多数の者が危険状態となる場合
 - a 平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪により住家の倒壊又はその危険性の増大
 - b 平年、孤立したことの無い集落の交通途絶による孤立化
 - c 雪崩発生による人命及び住家被害の発生

2 住家滅失世帯の算定等

- (1) 災害救助法適用基準における「住家滅失世帯数」の算定に当たっては、住家の滅失（全焼・全壊・全流出）した世帯を標準としており、住宅が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって1世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不可能となった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。
- (2) 被害の認定基準については、資料編3-25-1「被害の認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号）のとおりである。

第3 災害救助法の適用手続き

1 知事への報告

災害救助法による救助は、町の区域単位で実施されるものであり、町における被害が第2の1に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、町長は、直ちにその旨を知事に報告する。

2 救助の実施状況の記録及び報告

町は、災害救助法に基づき町長が行うこととされた救助の実施状況を救助実施記録日計票として日ごとに整理記録するとともに、その状況を日報に取りまとめて県に逐次報告するものとする。この場合、取りまとめた状況はとりあえず電話等により提供し、後日文書による情報提供を行うことで差し支えない。

第4 災害救助法による救助の種類等

1 救助の種類

救助の種類は次に掲げるとおりである。

また、「救助の対象」、「費用の限度額」及び「期間」等は、資料編3-25-2のとおりである。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 福祉サービスの提供
- (7) 被災した住宅の応急修理
- (8) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (9) 学用品の給与
- (10) 埋葬
- (11) 死体の捜索及び処理
- (12) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (13) 応急救助のための輸送
- (14) 応急救助のための賃金職員等
- (15) 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

2 救助費の繰替支弁

知事は、災害救助法第13条第1項の規定により救助の実施に関する権限に属する事務の一部を町長が行うとした場合、又は救助を必要とする者の所在地が本町に当たる場合で、県が救助に要する費用を支弁するいとまがない場合においては、町が費用を一時繰替支弁する。

第4章 災害復旧計画

第1節 施設の復旧対策

(総務課、政策財政課、町民税務課、健康ふくし課、産業振興課、建設水道課、こども教育課、生涯学習課)

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。この計画の策定に当たっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成するものとする。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期に受けられるよう努めるものとする。

第1 災害復旧事業計画の作成

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成するものとする。

1 復旧事業計画の基本方針

復旧事業計画の基本方針については、次のとおりである。

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果の上がるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に務める。

2 災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類は以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 住宅災害復旧事業計画
- (5) 上・下水道災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

町は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、その費用の全部又は一部を、国又は県

が負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、国の災害査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により明らかにされている。

災害復旧事業の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下この節において「激甚法」という。）に基づき援助される事業は、以下のとおりである。

1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- (9) 農林水産業施設災害復旧費国庫負担の暫定措置に関する法律

2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、町は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。激甚災害の指定については、第3に示すとおりである。

なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、以下のとおりである

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業
 - ケ 障がい者支援施設等災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関の災害復旧事業
 - シ 感染症予防事業

- ス 堆積土砂排除事業
 - (7) 公共施設の区域内の排除事業
 - (イ) 公共的施設区域外の排除事業
- セ たん水排除事業
- (2) 農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
 - キ 森林災害復旧事業に対する補助
 - ク 治山施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還等の特例
 - イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子、父子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
 - オ 水防資器材費の補助の特例
 - カ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設、林地被害及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ク 雇用保険法による求職者給付に関する特例

第3 激甚災害の指定

1 激甚災害に関する調査

県は町の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると認める事業について、激甚法に定める事項に関して速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう必要な措置を講じる。

また、町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

2 激甚災害指定の促進

町は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、県の各部局と密接な連絡の上、指定の促進を図るものとする。

第4 災害復旧事業の実施

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施し、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等

活動体制について、必要な措置を講ずるものとする。

復旧事業の事業費が決定され次第速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努めるものとする。

第2節 被災地の生活安定

(政策財政課、町民税務課、健康ふくし課、産業振興課、建設水道課)

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因になる。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努めるものとする。

第1 義援金の配分

1 義援金の受入れ配分

町に寄託された義援金は、義援金配分委員会を組織して、協議の上被災者に配分する。

2 配分計画

被災地区、被災人員数及び世帯数、被災状況等を勘案して、世帯及び人員等を単位として計画し、対象は住宅被害（全壊、流出世帯又はこれに順ずるもの）、人的被害等とする。

3 迅速、透明な配分

義援金の配分については、あらかじめ基本的な配分方法を定めるなど迅速な配分に努めるとともに、情報公開を徹底し十分に透明性を確保するものとする。

第2 被災者の生活確保

1 公営住宅の一時使用

(1) 実施機関等

ア 町は、公営住宅の一時使用に関する計画を立案・実施する。

イ 町は、平常時においてあらかじめ災害時に一時使用が可能な公営住宅の把握に努める。

ウ 一時使用は、地方自治法第238条の4第7項による目的外使用許可により行う。

(2) 実施方法等

ア 一時使用対象者

災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

(ア) 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。

(イ) 居住する住宅がない者であること。

(ロ) 生活保護法の被保護者もしくは要保護者。

(ハ) 特定の資産を持たない、失業者、未亡人、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者及び小企業者。

(ニ) これらに準ずる者であること。

イ 一時使用対象者の選定

(ア) 公営住宅の一時使用者の選定は、町長が行う。

(イ) 公募によらない入居とし、収入基準等の入居資格要件は問わない。

ウ 一時使用の条件

一時使用の条件は、町が次の事項に留意し定める。

- (7) 一時使用の期間
- (イ) 家賃及び敷金の負担者
- (ロ) 電気、ガス、水道並びに共益費の負担者
- (エ) 退去時の修繕義務

その他は、公営住宅法、同法施行令並びに特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、同法施行令及び会津美里町営住宅管理条例及び同条例施行規則を準用する。

エ 一時使用させる住宅の戸数

- (7) 一時使用させる戸数は、公営住宅等の通常の入居希望者に支障が出ない範囲で行うものとする。
- (イ) 町は、自らが所管する住宅の提供では住宅が不足する場合には、周辺市町村又は県に公営住宅等の提供を依頼し、被災者を受け入れることのできる住宅がある場合は、それぞれの長の承認の下に、被災者に提供するものとする。

オ 正式入居の措置

一時使用を行った者については、公営住宅法又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて、公営住宅法第22条、同政令第5条又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第26条第3項に基づく特定入居として正式入居する。

2 職業あっせん計画

町は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、公共職業安定所と連携協力して、離職者の早期再就職へのあっせんに努める。

3 租税の徴収猶予等の措置

国、県及び町は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

4 郵便関係措置等

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合、その被害状況及び被災地の実情に応じて郵便事業にかかわる災害特別事務取扱い等を実施するものとする。

- (1) 郵便関係
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

- (2) 災害寄附金の料金免除の取扱い

地方公共団体、共同募金会等からの申請により、被災者救援を目的とする寄附金を口座に送金する場合における通常払込みの料金の免除の取扱いを実施する。

第3 被災者生活再建支援法に基づく支援

1 制度の趣旨

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、「被災者生活再建支援法」（以下「支援法」という。）に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、

もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものとする。

2 支援法の対象となる自然災害

自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害（法第2条第1号）で、次のいずれかに該当するものとされている。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市区町村における自然災害（施行令第1条第1号）
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害（施行令第1条第2号）
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害（施行令第1条第3号）
- (4) (1)又は(2)の被害が発生した市区町村を含む都道府県で5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万未満に限る。）における自然災害（施行令第1条第4号）
- (5) (3)又は(4)の都道府県に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万未満に限る）で、(1)～(3)の区域のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害（施行令第1条第5号）
- (6) (3)又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万未満に限る）の区域であって、その自然災害により5（人口5万未満の市町村にあっては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害（施行令第1条第6号）

3 支援法の対象となる世帯

支援法の対象となる被災世帯は下記のとおり。

- ア 居住する住宅が全壊した世帯（以下「全壊世帯」という。）（支援法第2条第2号イ）
- イ 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（以下「解体世帯」という。）（支援法第2条第2号ロ）
- ウ 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住する住宅が居住不能となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下「長期避難世帯」という。）（支援法第2条第2号ハ）
- エ 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難である世帯（以下「大規模半壊世帯」という。）（支援法第2条第2号ニ）
- オ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イからエまでに掲げる世帯を除く。以下「中規模半壊」という。）（支援法第2条第2号ホ）

4 支援法の適用手続き

- (1) 町の被害状況報告
町長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、速やかに知事に対して報告する。
- (2) 県の被害状況報告及び公示
知事は、町長からの報告を精査した結果、発生した災害が支援法対象の自然災害に該当するもの

と認めた場合は、速やかに内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示するものとする。

5 支援金支給の基準

(1) 対象世帯と支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

表4-1 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支 給 額	
	複 数 世 帯	単 数 世 帯
全壊世帯（支援法第2条第2号イ）	100 万円	75 万円
解体世帯（支援法第2条第2号ロ）	100 万円	75 万円
長期避難世帯（支援法第2条第2号ハ）	100 万円	75 万円
大規模半壊世帯（支援法第2条第2号ニ）	50 万円	37.5 万円

表4-2 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）第3の3 アからエの世帯

住宅の再建方法	支 給 額	
	複 数 世 帯	単 数 世 帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 （支援法第3条第2項第1号）	200 万円	150 万円
居住する住宅を補修する世帯 （支援法第3条第2項第2号）	100 万円	75 万円
居住する住宅を賃借する世帯（公営住宅を除く） （支援法第3条第2項第3号）	50 万円	37.5 万円

※ 住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうち最も高いものとする。

表4-3 第3の3 オの世帯

住宅の再建方法	支 給 額	
	複 数 世 帯	単 数 世 帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 （支援法第3条第5項第1号）	100 万円	75 万円
居住する住宅を補修する世帯（支援法第3条 第5項第2号）	50 万円	37.5 万円
居住する住宅を賃借する世帯（公営住宅を除く） （支援法第3条第5項第3号）	25 万円	18.75 万円

6 支給申請書等の提出

(1) 支給申請手続き等の説明

町は、被災世帯の世帯主に対し、支援制度の内容、支給申請手続き等について説明するものとする。

(2) 書類の発行

町は、支給申請書に添付する必要がある下記の書類について、被災世帯の世帯主からの申請に基づき発行するものとする。

- ① 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- ② 住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けたことが確認できる罹災証明書（住宅に半壊の被害を受け、やむを得ずに解体した場合も同様）
- ③ 長期避難世帯に該当する旨の証明書面

(3) 支給申請書等の送付

町は、被災世帯の世帯主から提出された支給申請書及び添付書類を確認し、速やかに県に送付する。

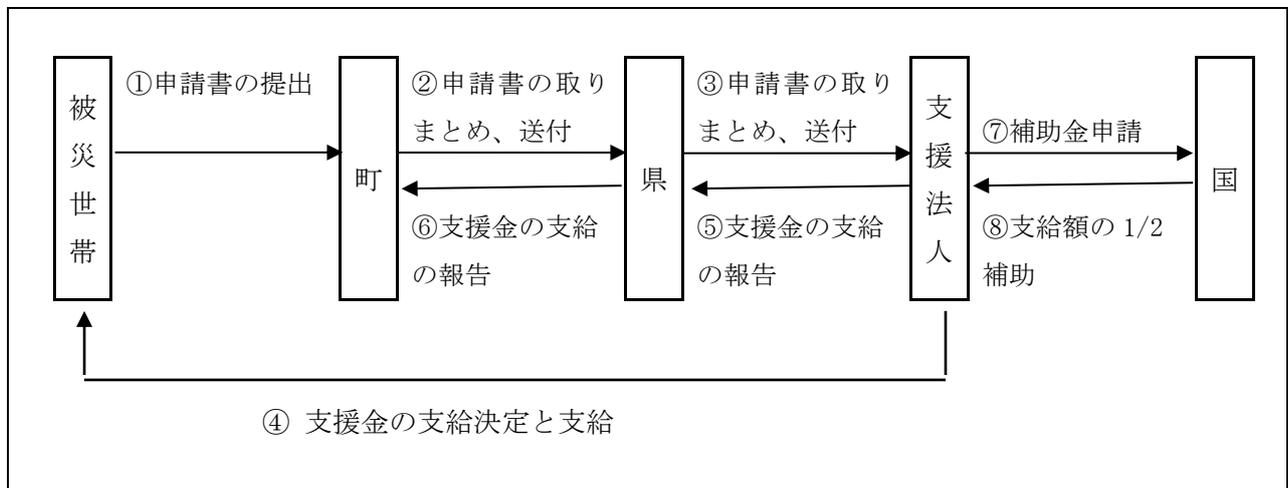
県は、町から送付された申請書類等を確認し、速やかに被災者生活再建支援法人に送付する。

(4) 支援金の支給

被災者生活再建支援法人は、支援金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対し支援金を支給する。

(5) 支援金支給事務の基本的な流れ

図4-1 概算支給の流れ



7 災害弔慰金の支給

町長は、災害弔慰金の支給等に関する法律の第3条第1項に該当する場合は、会津美里町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年条例第109号）に基づき、死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

(1) 対象災害

- ① 住家が5世帯以上滅失した災害
- ② 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- ③ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- ④ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

(2) 支給限度額

死亡時において、支給を受ける遺族の生計を維持していた者の場合 500 万円、その他の者の場合は、250 万円を限度として支給する。

第4 被災者への融資

1 農林業関係

町は、県が実施する、天災により農作物、経営施設等に被害を受けた農林業者の再生産等に必要な資金が無利子又は低利で融資されるための措置に連携協力し、農林業経営の維持・安定に努める。

また、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と密接に連携を取りつつ、農業協同組合に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に運用するよう働きかける。

(1) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出し迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便益を考慮した的確な措置を講ずる。

(2) 貯金の払戻し及び中途解約に関する措置

ア 貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の貯金払戻しの利便を図る。

イ 事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期貯金、定期積金等の中途解約又は当 該預貯金等を担保とする貸出しに応ずる等の措置を講ずる。

(3) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても配慮する。

2 商工関係（中小企業への融資）

町は、県が実施する天災により事業活動に支障を生じた中小企業等の経営安定に必要な設備、運転資金を低利で融資するための措置に連携協力し、中小企業の軽減負担に努める。

3 住宅関係

町は、県と協力して、天災により住宅に被害を受けた町の区域の住民に対し、住宅金融支援機構から低利で融資を受けるための認定業務及びあっせんを行い、罹災者の住宅再建を支援する。

4 福祉関係

(1) 生活福祉資金制度の災害援護資金の貸付

町社会福祉協議会は、県社会福祉協議会の行う緊急小口資金及び福祉費に係る融資の申請手続きについて取次ぎのための事務を行う。

ア 緊急小口資金

被災した低所得者が緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合に行う、小額の資金の融資。

イ 災害援護資金

被災した低所得者（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く。）に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更正するために必要な融資。

(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し

て生活の立て直しに必要な資金を融資するものとする。

第5 住家被害認定及び罹災証明書等の交付

町は、災害が発生した場合において、被災者から申請があったときは、遅延なく住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、災害による被害の程度を証明する書類（罹災証明書）を交付する。

また、町は災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実態体制の確保を図るため、担当組織を明確にし、専門的な知識及び経験を有する職員を育成するとともに、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講じるものとする。

なお、罹災証明書の交付にあたっては、被災者の利便を図るために窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等について広報に努めるものとする。

1 被害認定基準

住家等の被害認定基準は、内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月改定）」（以下「内閣府運用指針」という。）により表4-3のように区分される。

表4-4 被害認定基準

被害の程度	認定基準	数値基準 (損害基準判定)
全壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したものの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。	延床面積 70%以上 損害割合 50%以上
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。	延床面積 50%以上 70%未満 損害割合 40%以上 50%未満
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。	延床面積 30%以上 50%未満 損害割合 30%以上 40%未満
半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの。すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。	延床面積 20%以上 70%未満 損害割合 20%以上 50%未満
準半壊	住家が半壊または半焼に準ずる程度の損傷を受けたもの。	延床面積 10%以上 20%未満 損害割合 10%以上 20%未満

損害基準判定：延床面積＝住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積

損害割合＝住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合

2 被害認定調査の実施体制

(1) 調査計画の策定と体制の確立

被害の情報を収集し、その情報を元に、調査対象、調査地域など調査方針を定め、調査件数等を想定して次の事項について検討し調査計画を策定する。

ア 担当部署

住家等の被害認定調査については、町民税務課町税班で実施する。

イ 被害情報の収集

調査方針を決定するため、災害の規模（被害棟数）や、被害集中地域等必要な被害状況に関する情報を収集する。

情報の収集にあたっては、町災害対策本部事務局、消防本部、警察署、県等の関係機関と連携するほか、被災現場において被害状況を確認する。

ウ 関連情報の収集

近隣の被災市町村の調査方針と調査スケジュール、講じられている各種被災者支援措置と支援措置の区分、被災者からの要望について情報収集を行う。

エ 調査方針の設定

調査方針として、調査対象、調査対象地域、調査区分、調査結果の伝達方法、調査手法を設定する。

オ 全体スケジュールの確認、調整

各種被災者支援施策のスケジュールを勘案し、罹災証明書交付日を設定する。なお、罹災証明書交付開始日と各種被災者支援施策のスケジュールについては、齟齬がないように全庁で情報を共有する。

カ 被害認定調査の体制の設定

被害認定調査の主な業務としては、全体の統括、認定調査の指揮、コーディネート、現地調査、被害の判定（認定）等が考えられる。災害の規模、災害対策本部及び被害認定調査担当課の体制、人員に応じて体制を設定する。

また、相談窓口の設置についても検討する。

(2) 人員の確保

調査計画において設定した調査人員数をもとに人員を確保する。

ア 人員計算

想定される調査棟数、調査期間から確保する調査人員を算出する。

イ 人員確保

被害認定調査担当課のみでは、人員に不足が生じる場合は、他課からの応援を受けるものとし、庁内人員をもってしても不足が生じる場合は、県、他の自治体及び民間関係機関、団体等に対し応援を求める。

(3) 資機材等の確保

被害認定調査を実施するにあたり、調査場所、調査機材を確保する。

ア 調査実施場所の確保

被害認定調査の実施にあたり、必要な作業スペース、ミーティングスペースを確保する。

イ 調査機材の確保

被害認定調査に必要な資機材を確保する。また、必要に応じ調査済証、調査員証を準備する。

(4) 広報

被災者ならびに住民に対し被害認定調査及び罹災証明書に関する広報を実施する。

ア 被害認定調査実施に関する広報

各種被災者支援措置を受けるためには、被害認定調査が必要である。調査前に建物の除去や修繕等を実施してしまうと調査不能となる旨、事前に周知する。

災害の規模により、被害認定調査に相当期間が必要となる場合は、被災家屋の被災状況写真、図面等被害状況が確認できる書類の保存を依頼する。

イ 支援制度及び罹災証明書交付スケジュールに関する広報

支援制度の概要及び罹災証明書交付スケジュール、相談窓口等に関する広報を関係各課各班と連携し実施する。

3 被害認定調査の実施

(1) 調査方法

調査方法は、内閣府運用指針に沿って実施する。

地震や水害の第2次調査、風害により被災した場合の調査は、外観から一見して全壊と判定できる場合及び明らかに被害の程度が「準半壊に至らない（一部損壊）」と判断できる場合を除き、原則として被災者の立ち合いが必要となる。

また、原則として内部立入調査が必要であるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、外観目視調査のみを行う。

(2) 判定方法

住家の被害認定基準は、内閣府運用指針に基づき、一般的な住家を想定し、各部位にかかる再建築費等を参考に設定した部位別構成比を採用することとし、被災した住家の部位ごとの損傷率を部位別構成比に乗じてそれぞれの損害割合を算定し、損害割合の合計によって住家の被害の程度（全壊又は半壊等）を判定するものとする。

4 罹災証明書の交付

(1) 交付体制の整備

ア 発行部署

罹災証明書の交付については、総務課庶務第1班において、各地域内の罹災証明書を交付する。

イ 人員の確保

罹災証明書を交付するために必要な人員数については、会場数や会場の規模、用意できる設備等を勘案して設定する。

罹災証明書交付担当部署のみでは、人員に不足が生じる場合は、他課からの応援を受けるものとする。

ウ 交付手順の決定

交付枚数、交付方法、会場数、交付時期を決定する。

エ 罹災証明書の様式

罹災証明書及び罹災証明申請書の様式については、資料編4-2-1のとおりである。

(2) 罹災証明書交付台帳の作成

罹災証明書は原則として災害発生場所の建物居住世帯（申請は所有者も可能）に対して交付する。被害認定結果の他に、その建物に居住（所有）している世帯の構成員全員の情報を把握し、罹災証明書交付台帳を作成する。

(3) 罹災証明書交付の広報

ア 罹災証明書交付のための手続きに関する公報

罹災証明書の交付開始日、交付会場、罹災証明書交付申請のために必要な持参品等について広報を行う。

イ 支援措置の広報

交付手続きのための広報と併せて、罹災証明書により受けることができる支援制度の概要、相談窓口等に関する広報を関係各課各班と連携し実施する。

(4) 罹災証明書の交付

ア 罹災証明書交付会場と必要資機材の確保

災害の規模に応じ、罹災証明書交付会場を確保する。会場については、申請書の記載、判定結果の提示、証明書の交付、判定結果の相談対応が可能なスペースを確保する。

イ 調査結果の確認申請

調査結果を受けて、被災者が調査結果に不服を申し立てた場合は、調査結果の確認申請（再調査）を受け付ける。

調査結果の確認申請については、申請内容を確認し、被害認定調査担当課へ再調査を依頼する。

5 消防本部による罹災証明書の交付

消防本部は、火災による罹災証明書の交付を行う。

この場合において、迅速かつ適正に事務処理できるよう組織体制を確立し、併せて被災者への交付手続き等についての広報に努める。

第6 被災者台帳の作成

町は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成することができる。

1 被災者台帳に記載する内容

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他町が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他連絡先
- (9) 世帯の構成
- (10) 罹災証明書の交付の状況
- (11) 台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- (12) 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- (13) 被災者台帳の作成にあたっては行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）
- (14) その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

2 台帳情報の利用及び提供

(1) 台帳情報の提供

町長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。なおこの場合、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まないものとする。

ア 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2) 台帳情報の提供に関し必要な事項

台帳情報の提供を受けようとする者（申請者）は、以下の事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合にはその使用目的

オ 台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

会津美里町地域防災計画

【一般災害対策編】

発行：会津美里町総務課 防災消防係
〒969-6292 会津美里町字新布才地1
電話：0242-55-1122（代表）
FAX：0242-54-7710
メール：somu@town.aizumisato.fukushima.jp